

貸出用

季刊

人口問題研究

第7卷・第1號

昭和26年5月刊行

調査研究

一水田単作村の人口誌的觀察

—新潟県西蒲原郡黒埴村農村人口収容力調査報告……………本多 竜雄…1

農業の構造的進化と農業人口

—岡山県児島郡興除村における人口圧力と経済的適應を

中心として見たる農家階層變動の分析……………林 茂…16

農村人口圧力とその諸形態

—岩手県紫波郡飯岡村および香川県木田郡井戸村……………中島 竜太郎…61

血族結婚部落の優生学的調査概報(第一報)

—新潟県長野県境「秋山郷」調査……………篠崎 信男…105

資料

イギリス人口委員会報告書……………島村 俊彦…115

雑報

昭和二六年度人口問題研究所調査研究事項の決定—実地調査の施行—定例研究報告会—研究資料の編集—ボツダム政令に基く農地改革新法令の施行—一九五〇年農業センサン結果の概要—社会保障制度審議会の「勧告」と審議経過の概要—アメリカ社会保障法の改正

厚生省人口問題研究所編集

調査研究

一 水田單作村の人口誌的觀察

新潟縣西蒲原郡黑埼村農村人口收容力調査報告

本 多 龍 雄

は し が き

本稿は新潟縣西蒲原郡黑埼村について昭和二三年一二月現在を以つて行われた「農村人口收容力調査」の個別報告である。調査ははじめ三国一義技官の責任担当下に進められたが、同技官の中途転任のため私はその集計結果をとりまとめることとなつた。もつぱらデモグラフィ的觀察に終始せざるをえないのもそのためである。さらに重点的、実態的な觀察は豫定される今後の再調査にまつ。

なお本稿中引用の統計数字は特別のことわりないかぎり、すべて右調査の集計結果による。

目 次

- 一、村の標本的特性
- 二、小農体制下の農村人口收容力の概貌
- 三、農家餘剰人口の移動状況とその問題
- 四、農家階層別の家族および労働力構成
- 五、いわゆる農民的多産の現段階的相貌
- 六、小農体制の成熟と農村の階級的分化
- 七、若干の一般的結論と人口政策的反省

一、村の標本的特性

黑埼村はいろいろの点でわが国農村の或る面をつよく代表する標本的特性をもつている。

一、この村は信濃川下流、中ノ口川との合流地点、いわゆる蒲原平野の中央に位する水田單作村で、昭和二二年農業センサスによる農家戸数八八二戸中稲作農家は八五九戸、九七%を占め、耕地面積は一、七三〇町歩で一戸平均二町歩にちかひ。反当收量もまた近年は三石にちかひ、県平均を抜いており、代表的米産県の代表的米産村たる資格をもつている。稲作がわが国農業の根幹をなしているかぎり、稲作一本の経営を生命とする農村の觀察はいわば日本農村のプロトタイプスに関する研究として農村人口調査にとつて最も基本的な仕事でなければならぬ。

二、のみならず、この村は明治以来のわが国農業の歩んできた途をよいいみで極めて典型的に代表している発展的農村であつた。この地方は古来水禍多く、明治三四年近隣五部落を合せて黑埼村と称

(第1表) 耕地および戸数の変遷

年次	耕地面積(町)	同指数	総戸数	同指数
明治 36年	1,445	100	1,455	100
〃 44年	1,401	97	1,501	103
大正 5年	1,480	102	1,521	105
〃 10年	1,520	105	1,521	105
〃 15年	1,528	106	1,525	105
昭和 5年	1,527	106	1,589	109
〃 12年	1,614	112	1,613	111
〃 22年	1,622	112	1,856	128
〃 23年	1,730	119	1,928	132

(備考) 昭和12年の戸数は同10年のものをとる、
なお昭和23年は新しく一部落を合併した。

せられるに到つた當時も「三年に一回の平年作」といわれた言い伝えどおりの状況であつたが、大正年代初頭このかた数次の共同治水事業が行われ、湿田や冠水田などを乾田化したばかりでなく、直接間接の新耕地の増加は村創立以来累計ほど一八〇町歩におよんでいる。そのため旧い割地制度などは跡方もなく清算され、三年一回の平年作を今は昔がたりとしてしまつた。反当収量もまた年とともに増大した。したがつて村人口も全国の人口一万余満町村のそれを代表するかのようになつて同じ歩調で漸増をたどり、とくに農家戸数もまた漸増しながら、しかも一戸当り平均耕地面積を収縮することなく、むしろ漸増気味で平均一町九反の線を維持してきた。耕地面積と村総戸数(非農家を含む)の変遷の跡は第一表のとおりで、少くとも今度の戦争前までは耕地と戸数の増加歩調が均衡していることが注目される。

なお、この村の非農家はもと大野村とよばれた船場宿を中心とす

るもので、水運利用はその後衰微の傾向にあり、新しい非農家の増加と相殺して、農家・非農家の割合は一貫してほど戸数で半々、人口で六分・四分といつた程度とみてよく、村総戸数の変遷の形はそのまま農家戸数のそれとみて大過ないといえよう。農家戸数のとれる年次について一戸平均耕地面積の変遷の跡をみると左のとおり、

年次	農家戸数	一戸当り耕地面積
昭和 五年	八二〇	一・八六町
〃 〃	八三四	一・九四〃
〃 〃	八八二	一・八四〃
〃 〃	九三一	一・八六〃

ほど一町九反を前後する線を維持してきたことが示されており、今次戦後に若干の人口圧が観取される。

米收穫高についてみても村創立以来増産の一途をたどつており、昭和八年三万石をこえ、一二年には三万六千五百石余、最近二三年は約四万石とみられている。旧藩制時代ほど七千石と推定されているのに対比すると今は六倍にちかい。反当収量をみれば左のとおり、

年次	收獲量
昭和 五年	一・六八石 (全県平均二・〇四石)
〃 〃	一・九二〃
〃 〃	二・〇〇〃
〃 〃	二・三六〃 (全県平均二・二二石)
〃 〃	二・四五〃
〃 〃	二・六〇〃

現在は三石ちかいと考えられている。

三、右にみたような発展的性格を一そう形質的に代表するものはこの村の農家の階層分化の情況で、第二表にみるとおり、わが農業の歩んできた一・二町安定層への集中傾向と、零細農の解消傾向

を極めてつよく代表していることが注目されよう。両傾向とも戦前昭和一二年の形においてすでに明らかであるが、昭和二二年への経過においても一そうその形を鋭くしている。ただ二二年以後農地改

(第2表) 農家戸数の変遷

耕地面積 (町)	昭和12年実 同22年8月 同23年12月		
	—実—		—合—
— 0.5	65	42	104
0.5— 1.0	159	133	145
1.0— 2.0	349	305	305
2.0— 3.0	150	259	276
3.0— 5.0	108	100	76
5.0—10.0	3	1	0
計	834	880	906
	—割—		—合—
— 1.0	7.8	4.8	11.4
0.5— 1.0	19.1	15.1	16.0
1.5— 2.0	41.8	34.7	33.7
2.0— 3.0	18.0	29.4	30.5
3.0— 5.0	12.9	11.4	8.4
5.0—10.0	0.4	0.1	0.0
計	100.0	100.0	100.0

(備考) 昭和22年は農業センサンの農家数、同23年は農村人口調査による、なお23年総農家数は外に耕地面積不詳の25戸がある。

革の進行過程に戦後一般的な大経営分解と零細農の増加をみるとはいえ、二町歩を前後する中核農家層の比重はなお圧倒的に高い。これが人口を漸増し生産を著増させてきたこの村の形質的特性で、わが国農業が小農体制下にもかく進つてきた発展方向を極めて典型的に代表している。

四、近代日本の歩みと照応する以上の諸特性はまたその人口動態の推移のあとにも窺われる。とくに出生率（公表出生率）についてみると左のとおり、

大正一四年 人口千につき 四〇・八
昭和五年 〃 〃 三八・〇

昭和一〇年 人口千につき 三八・六
〃 二二年 〃 〃 三六・八
〃 二三年 〃 〃 三二・九

かつてはわが国農村の高出生率を典型的に代表しており、最近においては時勢を反映して出生減退の傾向を示している。最近の出生減退傾向は、後にも詳しくふれるとおり、農家、とくに中核農家層においていちじるしい。なお死亡率の推移も全国の推移と等しい。（大正一四年、昭和五年ともに二二^〇/₁₀₀₀、昭和一〇年一七^〇/₁₀₀₀）。

五、なお、この村は上記のとおり戸数においてほぼ半数ちかく、人口においてほぼ四割の龐大な非農家人口を擁している。それが村創立の事情に負うことは前記のごとくであるが、また見方を変えれば農村的産業分化がそれだけの非農家人口を寄生させていると考えられることもできよう。いづれにせよ農村における農家と非農家の交渉を対照観察するに便利である。

二、小農体制下の農村人口収容力の概貌

農家と非農家をわけ、農家をさらに耕作面積一町を境として、上下の二層にわけ、その人口年令構成をみると第三表および第一図のとおりで、相互に顕著な類型的差異をしめす。

一町以上の農家は僅かの第一種兼業農家を含むが大部分は専業農家であり、安定専業農家型とみてよいものである。その子供数はすでにほぼ十五年前より相対的に減少の傾向をしめしているほか、二〇才とくに二五才から三〇才にかけての青壯年男子層のいちじるしい収縮が目立つ。一部は戦争消耗の結果であるが、他群に比べての強い収縮傾向は、もちろん過不及の限度はあるが、農家の余剰労働力が遺憾なく世帯外へ排除されていることをしめすわけで、いわゆる専業安定農家のあるべき姿をしめすといえよう。

全農家が二子家族主義でも実行しないかぎり小農的合理主義の貫徹は子女の自然的生長につれて、このような人口排済を余儀なくするわけである。上下農家層の分界線を一・五町ないし二町のところ

(第3表) 人口年齢構成 (万分率)

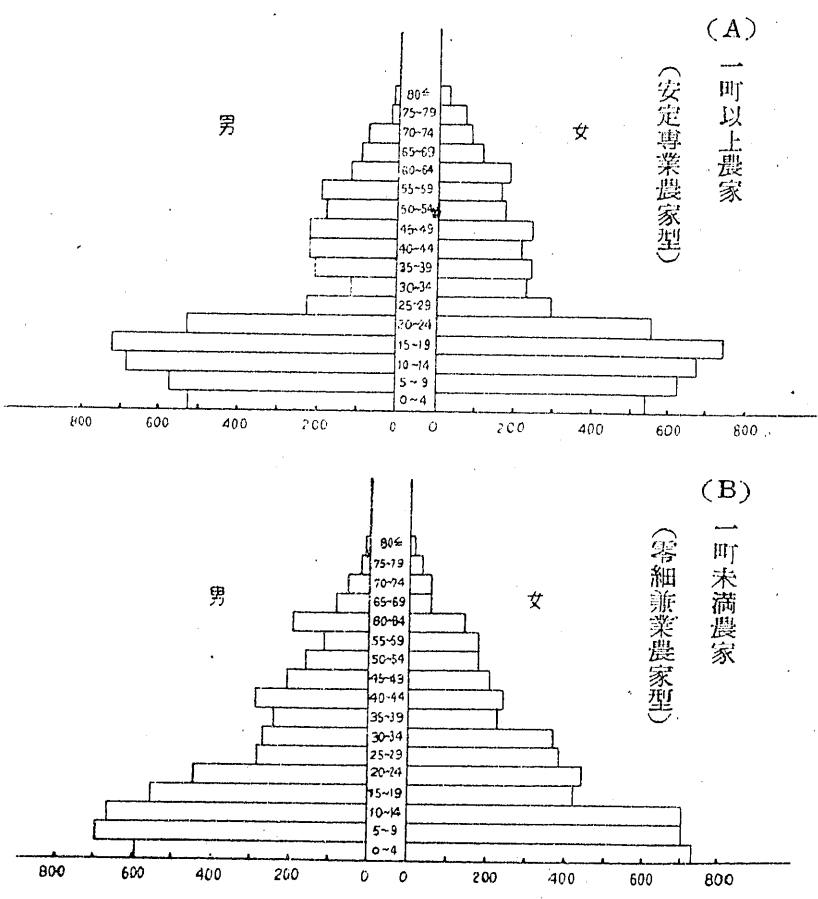
年齢	一町以上農家		一町未満農家		非農家	
	男	女	男	女	男	女
0-4	521	542	598	723	693	732
5-9	572	623	699	705	586	606
10-14	684	677	669	705	547	544
15-19	720	747	551	421	480	477
20-24	538	557	444	444	383	421
25-29	228	296	284	385	294	475
30-34	177	230	273	373	339	396
35-39	207	243	243	237	309	331
40-44	220	219	290	243	297	262
45-49	222	245	207	207	200	205
50-54	179	179	160	178	166	208
55-59	194	171	113	178	166	153
60-64	120	186	195	148	134	153
65-69	95	112	83	59	87	131
70-74	78	87	53	59	52	89
75-79	17	70	18	36	27	30
80-	13	30	6	12	3	25
計	4.785	5.215	4.887	5.113	4.762	5.238

(備考) 耕作面積不詳農家および年齢不詳人口を除く。

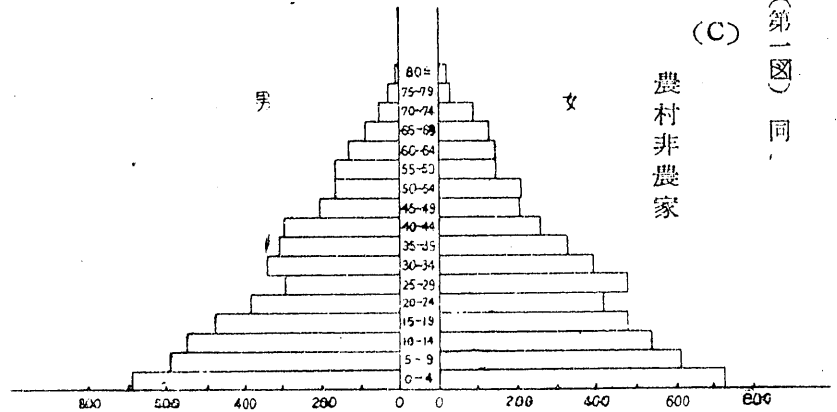
にとればこの傾向は一そう顯著となる。いまはこの単作村で專業的安定性を喪うと考えられる最低限をとる。
したがって一町未満農家群は兼業農家が中心となっており、これに一部零細な專業農家が加わる。零細兼業農家型とみてよい。その

人口年齢構成をみると、前者ほど出生減退傾向をしめさず、またその余剰人口の排出も前者にくらべ早く二〇才前後から相当顯著にはじまっているにかゝらず、爾後の排出率ははるかに緩漫化していることが觀察される。
さらに非農家群をみると、その人口年齢構成は正常なピラミッド型にちかく青壯年層の逆に肥大したいわゆる都市人口型に近づく過渡的形をしめしている。

(第一圖) 上下農家および非農家群の人口年齢構成図



(第一図) 同



(第4表) 一町以上および未滿農家ならびに非農家男子の年齢階層別現在人口および移動人口指数

年齢階層	現在人口			全国人口 (昭和22年 センサス)	移動人口		
	一町以上農家 (1)	一町未滿農家 (2)	非農家 (3)		一町以上農家 (4-1)	一町未滿農家 (4-2)	非農家 (4-3)
10-14	100	100	100	100	0	0	0
15-19	105	82	88	93	-12	11	5
20-24	78	66	70	76	-2	10	6
25-29	33	42	54	54	21	12	0
30-34	26	41	62	52	26	11	-10
35-40	30	36	57	47	17	11	-10

いまこの三世帯群について一〇—一四才男子人口を一〇〇としてその変化のあとを指数化し、また戦争消耗の明確に彫り込まれていゝ昭和二二年全国人口の年齢構成を基準として各年齢層における人口移動指数ともいふべきものを算出してみると第四表のとおりで、少数観察のための多少の混乱は別として、零細兼業農家型が安定專業農家型にくらべ早くから余剰人口を排済しながらなお多くの他業者を世帯内に收容している実相を読みとることができよう。

したがつて、以上三つの世帯群の人口年齢構成上の形態的推移は、一方からいへば世帯の伝承的永続性の差異をしめすものといつてよいが、それは同時にこれら三つの人口群の農村における社会的、経済的な比重をしめし、安定專業農家の小農的合理主義を零細兼業農家のそれと人口誌的に対照させ、さらに一般的に農村における農家人口と非農家人口との差異を明らかにするものでなければならぬ、いゝかえれば安定專業農家層を根幹とする小農体制下の農村人口收容力の内容的構成をしめすものといつてよく、したがつて、それは

となつてゐる。

一町以上農家 七二%
一町未滿農家 三八%
非農家 三一%

となつており、とくに父母—世帯主—子供の三世代にわたる世帯割合は、

一町以上農家 七四%
一町未滿農家 四一%
非農家 三二%

またこの三群の世代的構成をみると、世帯の伝承性ないし永続性の上で類型的な差異をしめてゐる。すなわち世帯主からみて父母または祖父母を含む世帯の割合は、

一町以上農家 八・五人
一町未滿農家 六・一人
非農家 五・二人

もちろん、人口年齢構成の上からみた右のような形態的差異はその所屬する各世帯の平均的世帯構成をしめすものではない。とくに非農家群における青壯年層の肥大は青壯年のみの独立世帯が多いことを物語るわけで、平均世帯人員でみれば左のとおりである。

また農村過剰人口圧のしわよせせられる方向をしめすものでもなければなるまい。

また安定専農型から零細兼農型へ、さらに在村非農家型への、以上のような形態的推移は、形態上は更に都市人口型へ連なるものであるが、しかしそのような形態的連続は必ずしもその実質的な連続性を象徴するものとはいえない。というのは農村人口の人口誌的いみにおける都市化は必ずしも非農家において最も強いわけでなく、農村人口の都市への移動も必ずしも在村非農家人口を媒介として行われるわけではない。在村非農家群はむしろあくまで農村に寄生する非農業人口層として、農村に停滞化する過剰人口の最後の拠りどころともなる性質を多分に帯びたものであることを注意せねばならぬ。黒埼村が零細農層の清算過程をつよく推進しながら、その反面多くの日傭労働者層を非農家人口として收容している事情はこの点においても注意をひく。形態的な連続が現実的には却つて断絶をいみするところに少くとも一つの問題点はあるといえよう。概して生産年齢人口層の過小なことが貧農村の特徴ではあるが、さりとて人口年令構成の正常なことが必ずしもそれだけで農村人口收容力の健全なことの証佐にならないということ、そこに現在の小農体制下の農村人口收容力の一つの問題点はひそんでいるといつてよい。

試みに三つの人口群の時代の動向に対する適応性をわれわれの調査結果による昭和二三年の出生率についてみると左のとおりで、非農家人口の地位は人口誌的にも極めて明白である。

区 分	出生粗率	有配偶女子 千につき出生
一町以上農家	二四・三%	一九六・三
一町未満農家	三三・八%	二五四・四
非農家	三八・一%	二五二・〇
全 村 計	三〇・八%	二三四・六

(備考) 全村出生率三〇・八が前記昭和二三年公表出生率三二・九と一致しないのは主としてわれわれの集計が年末人口を分母としたためと考えられる。

三、農家餘剰人口の移動状況とその問題

農家が子女の生長につれて当然に世帯外に送り出さねばならない余剰人口の実際の処理状況をわれわれの調査は現在の世帯主の兄弟

(第5表) 農家階層別他出者数

耕作面積 (町)	他出者 世帯数	総世帯 割合(%)	他出者数			つ当 も世帯 者一 世帯 者出 他
			男	女	計	
—0.3	8	13.4	4	9	13	1.6
0.3—0.5	11	19.8	8	13	21	1.9
0.5—1.0	37	23.7	23	44	67	1.8
1.0—1.5	36	24.7	31	57	88	2.4
1.5—2.0	49	32.2	34	69	103	2.1
2.0—2.5	50	34.0	52	76	128	2.6
2.5—3.0	38	31.7	34	63	97	2.6
3.0—	33	54.1	24	69	93	2.8

(備考) 農家の階層分類は田の面積によつた。その点上掲第1表の田畑合計面積による分類と一致しない。以下の諸表についても同じ。

姉妹と子供の他出状況として追及したが、そのような現存他出者の状況を農家階層別にみると第五表のごとくで、すでに前掲上下農家群の人口年令構成からも予期せられたとおり、階層の上昇、したがつ

てまた農家の專業化につれて他出者もまた多く、とくに一町ないし二町のところを境として相当に目立つた値差をしめしている。他出者が上層農家に多いことは、一部は世帯の構成にも負うところが多し、それに上層農家の分家は村内他出として若い下層農家の一部に加わるといふ事情もある。しかし、いま条件を同じくし、世帯主を中心としてその直系尊属および卑属の三世代にまたがるような傳承世帯のみを抽出して、これらの該當五二九世帯（他出者なき世帯も含む）について階層別に一世帯当り平均の他出者数および離村者数を比較してみても左のとおり、

区分	他出者		内離村者		男子離村者	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
一町未満	〇・五人	〇・三〇	〇・一人	〇・二〇	〇・一人	〇・二〇
一―二町	〇・七〇	〇・四〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
二―三町	〇・九〇	〇・六〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇
三町以上	一・三〇	〇・九〇	〇・九〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇
平均	〇・八〇	〇・五〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇	〇・二〇

おなじ傾向が観取せられる。すなわち農家の余剰人口排済力が小農の合理主義の要情にもとづき、その貫徹力の如何と相応した現象であることを物語る。

いま、とくに男子他出者について之を現在の職業別に観察してみると第六表のとおりで、賃金労働者が三七・二%と四割にちかく、なお不詳者を除くと四一・七%と四割をこえる。すなわちこの人口排済運動の逼迫性を物語っており、その割合は最上層においてすら二五%すなわち四分の一に及んでいる。他出者数の多寡は世帯の自然的分胞現象である以上に、むしろ余剰人口排済能力の指標と考えねばならぬ。

右の他出者は、もちろん、そのすべてが離村者ではない。非農家のそれも含めて現在地別にみると左のとおり、

村内	二二二
村外	四六二（内県内三四一、県外二二一）

(第6表) 男子他出者の現職別割合

耕作面積(町)	農耕	商工業者及生	賃金労働者	その他	計
—1.0	20.0	28.6	45.7	5.7	100.0
1.0—2.0	12.3	30.8	40.7	16.2	100.0
2.0—3.0	19.6	26.7	33.7	20.0	100.0
3.0—	12.5	37.5	25.0	25.0	100.0
計	16.7	29.5	37.2	16.7	100.0

(備考) その他には無業および不詳をも含む。

外に不詳六三となつていて、いわゆる離村が主流をなしている。とくに戦後の離村者を年次別にみると左のとおり、

年別	農家	非農家	計
昭和二〇年	一九	一一	三〇
〃 二一	三二	一六	四八
〃 二二	三六	三二	六八
〃 二三	三八	四一	七九

で、一世帯は七六年すなわちほぼ二世代ごとに一人の男子離村者を送り出す割合となる。移動年令への生残男見数を大約二人とすると(後節第七表参照)一世代ごとに一人の男子離村は是非とも必要なのである。

しかし村内移動をも含めた昭和二三年の農家男子他出者は総計二〇人で、その内一八人は一町以上農家の占めるところとなつていゝ。すなわち一町以上農家は平均三三世帯につき一人、あるいは各世帯は三三年、すなわちほぼ一世代ごとに一人の男子を世帯外へ送り出している割合となる。これと見合う婦村者はシベリアからの復員を除いて皆無であつたから、ほぼ正常な余剰人口の移動といつて

よいわけになるが、それだけにまた、安定専業農家層における小農的合理主義の貫徹がその反面に零細兼業農家層の一その零細化と兼業化に加重してくる事情の一端をこゝに重ねて計数的にも確認せざるをえないことになる。

農民離村が、かつて戦前戦時に、貧農離村、さらに零細農清算というかたちをとつたのも、外部労働市場の振張に加えて、小農体制の構造的圧力がその内部的推進力として働らいていたからのもであつた。戦後農民離村の滞滯が外部市場の収縮に負うものであることはいうまでもないが、われわれはまた同時に戦後とくに農地改革後の状況がこの内部的推進力をいぢるしく弱化したことにも注意せねばなるまい。それはあるいみではよるこぼしいことで、高率小作料や、不可抗力的な高利債務のための貧農流亡はたしかにその影をうすくした。しかしそれに替つて農村人口の合理的収縮運動を推進すべき資本主義的合理化運動がなお生まれ出ていないということ、いゝかえればすべてが小農的な安住性に委ねられているところに、戦後の移動滞滯の内的原因はあり、下層農に却つて移動の遞減する真因もまたあるといえよう。安定専業農家層に余剰人口の排済を貫徹させる小農的合理主義こそ、また零細兼業農家を一そう零細化と兼業化に安住させる構造的制約でもあり、労働の価値法則を自から進んで無視することを主旨とする小農的合理主義の非合理的対照物に外ならぬ。しかも戦後の労働市場収縮が単に敗戦による国民経済の全般的破綻に負うているだけでなく、その再建がつよく大資本の擁護を主眼とし、それにともない当然に労働雇傭力の相対的減少を必至としていた実情は小農体制そのものの現段階における史的存在理由について深い反省を要するに十分なものがあるといえよう。

(第7表) 農家階層別および農家非農家別世帯構成
(一世帯当り人員数)

耕作面積 (町)	総 数			世帯主と配偶者			父母・祖父母		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
—0.5	2.6	2.6	5.3	1.0	0.9	1.9	0.0	0.2	0.2
0.5—1.0	3.4	3.0	6.4	1.0	0.9	1.9	0.1	0.2	0.3
1.0—1.5	3.5	3.7	7.2	1.0	0.9	1.8	0.1	0.4	0.5
1.5—2.0	3.9	3.7	7.7	1.0	0.9	1.8	0.2	0.4	0.6
2.0—2.5	4.2	4.0	8.3	1.0	0.9	1.9	0.2	0.4	0.6
2.5—3.0	4.5	4.4	8.9	1.0	0.9	1.9	0.1	0.5	0.6
3.0—	4.8	4.6	9.4	1.0	0.9	1.9	0.1	0.4	0.6
全農家	3.8	3.7	7.5	1.0	0.9	1.9	0.1	0.4	0.5
全非農家	2.6	2.7	5.4	0.9	0.9	1.8	0.0	0.2	0.3

耕作面積 (町)	子(0—14才)			子(15才以上)			孫 (男女計)	親族 (同左)	同居人 (同左)
	男	女	計	男	女	計			
—0.5	0.9	0.9	1.8	0.5	0.4	0.9	0.3	0.2	0.1
0.5—1.0	1.1	1.1	2.1	0.7	0.7	1.4	0.5	0.3	0.1
1.0—1.5	1.0	1.2	2.2	0.8	0.9	1.8	0.6	0.5	0.1
1.5—2.0	1.1	1.1	2.2	1.1	1.1	2.2	0.7	0.4	0.1
2.0—2.5	1.1	1.0	2.1	1.2	1.2	2.4	0.9	0.4	0.3
2.5—3.0	1.0	1.0	2.0	1.2	1.4	2.6	1.2	0.4	0.5
3.0—	0.9	0.9	1.7	1.4	1.5	2.9	1.5	0.5	0.7
全農家	1.0	1.0	2.1	1.0	1.0	2.0	0.8	0.4	0.3
全非農家	0.8	0.9	1.7	0.5	0.6	1.1	0.3	0.3	0.1

(備考) 子は実養子を区別せず、またその配偶者をも含む。世帯主の男は二町未満においては正確には0.98ないし0.99で僅少の女世帯主を含む。なおまた孫の90%は一四才以下で、性比は男がや、多い。反之、親族および同居人においては女の方が多。なお耕作面積不詳農家を除くほか、続柄不詳の者男女計33人を除く。

四、農家階層別の家族および労働力構成

農家世帯の家族的構成を階層別にみると第七表のとおり。階層の上昇につれて世代の累積がつよく、また有配偶の二・三男やその他

の親族、同居人などの寄偶も多いことがわかる。○・五—一町層を基準にしてみると、世帯主の直系尊属は二町をこえるあたりでほぼ倍加しており、一四才以下の子女数は各層ともほとんど同じだが、

一五才以上の子女数は三町前後において倍加している。同居人数に大きな変異をしめすのも二町を境としており、一町未満農家と二町三町層農家との階級的隔差を人口誌的に確認せしむるに不足しない。また三町以上層を五反未満と対照するならば直系尊属数も一五才以上子女数も三倍にちかく、階層的連続を断絶する階級的分化を思わしむるに十分である。五反未満農家の世帯構成が非農家のそれと近似していることはこの点においても注意をひく。

また、農家階層別の労働力構成とその生業状況をみると第八表のとおり。この表は年齢階層別の可働労働力を二〇—五九歳において一〇〇%、一五—一九歳においては修学その他を顧慮して八五%（ほぼ実情による）、六〇歳以上（但し女子を除く）においては五〇%とし、その労働能力を二〇—五九歳を一として一五—一九歳〇・八、六〇歳以上〇・六とし、また女子は男子の八割に相当するものとして計算してみたものである。

本表についてみても、一町五反を前後するあたりで兼業者や他業者が著減し、はじめて專業農家の労働力構成を備えてくるのがうかがわれその傾向は二町歩をこえて一そう本格化している。試みに他業労働力が総労働力中に占める割合を算出してみると、五反未満層の一九・九%は、五反差ごとに六・三%、三・九%、二・二%と漸減し二—五町層で一・四%となつてゐる。とくに五反未満層におけるその過重は、三町以上層における無業者の著大と対照して階層隔差

(第8表) 農家階層別労働力構成
(一世帯平均—換算成人労働力)

耕作面積(町)	総数	農業従事	農業補助	他業	無業
—0.5	2.3	1.2	0.5	0.5	0.2
0.5—1.0	2.8	2.0	0.6	0.2	0.1
1.0—1.5	3.1	2.3	0.5	0.1	0.1
1.5—2.0	3.5	3.1	0.2	0.1	0.2
2.0—2.5	3.8	3.5	0.1	0.1	0.1
2.5—3.0	3.8	3.3	0.2	0.1	0.3
3.0—	4.9	3.6	0.2	0.1	1.0
全農家	3.4	2.7	0.3	0.1	0.2

(備考) 農業補助には兼業者を含む。本表の農家階層分類は田畑合計面積による。

耕地面積(町) 農耕 家事 計

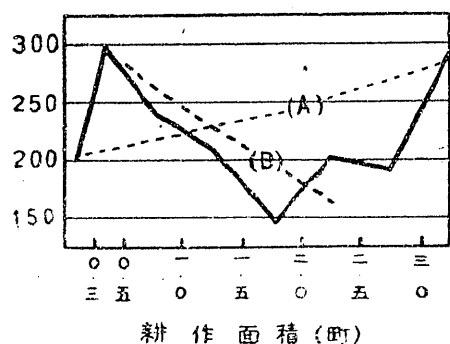
〇・五 未 満 〇・五人 〇・八人 一・三人
 〇・五—一・〇 一・二人 〇・〇 〇・〇
 一・〇—一・五 二・〇〇〇 〇・〇 〇・〇
 一・五—二・〇 二・七〇〇 〇・〇 〇・〇
 二・〇—二・五 三・五〇〇 〇・〇 〇・〇
 二・五—三・〇 四・二〇〇 〇・〇 〇・〇
 三・〇以上 五・三〇〇 〇・〇 〇・〇
 全農家平均 二・五〇〇 〇・〇 〇・〇

右計数の当否精粗はしばらく度外視し、比較対照の基準としてこれを各層農家の現有労働力(第八表)と対照しその過不足の程度をみると第九表のとおりで、農家の零細化につれて自然生物学的な最小限家族構成の中にさえいや応なく発生する余剰人口が兼業者や他業者の増大を必要としていること、しかもそれが小農体制下に農業労働需要のピークを消化するための小農制的合理性と必然性をもつたものであることを一目瞭然たらしめよう。小農体制を前提とするかぎり、総体的にはさしたる人口の過剰をいふ必要はないのである。同時にこの小農的合理主義は、この村ではほとんどの歩を前後するあたりに到つて漸くやゝ満足な貫徹力をえ、三町歩前

の質的断絶を思わせるに十分である。

いま水稻作労働を反当二〇日手間とし、年間の稲作労働日数を四月半(一三五日)とすると、一町あたり平均ほぼ一・五人(或いは六・七五反あて一人)の成人労働力を必要とすることとなる。この基準に従つてこの村の各階層農家の必要とする基準労働力量をその平均耕地面積(田畑計をとる)により算出してみると左のとおり、但し家事労働力として各世帯ごとに一人の成人女子労働力(男子換算〇・八人)を必要とするものとする。

いつてよく、小農体制下にその過剰人口圧を一そうつよく負荷される人口層は同時にまた過剰人口を再生産する社会階層でもあることをしめしている。たゞし五反未満層に最も高い出生率が三反未満においてやゝ弱化するの生存最低限にかい窮乏抑制のあらわれと考えるのが至当であろう。第二図は修正率によつてその大勢を見るに便したもので、経営規模の増大につれて一そう多産であつた旧来の家族主義的多産傾向(A)の中にこれとは正反対な近代的な出生抑制傾向(B)の強く浸入し錯綜している事情を想像することができよう。



なお非農家の出生率が零細農家なみに高いことはとくに注目すべき事実で、農村非農家の生活水準や生活様式が平均して中核農家層の低位にあることをしめすものとしてよく、農村非農家人口が形の上では都市型への接近をしめすにかゝらず、どこまでも農村の寄生的人口層であることをこゝにも再証させるものとみてよい。もつとも農村非農家の出生率は他の純農村にあつては一般に極めて低いことを通例とし、農村における弱小寄生的存在として窮乏抑制の線にあることをしめす。その点、本村の龐大な非農家人口とその多産とはこの村の前進的特性を語るに足るものであるが、その寄生的性格をこえたものでないこともまた否定しがたいとおもう。

要之、かつて国民的多産の根幹であつた農民的多産は、いま人口の安定のつよく農村にも強要されているとき、そして中核的農家層に明白なその適応現象の観取せられるとき、主として零細兼業農家や非農家層の多産として伝承されているわけで、いわゆる「農民的多

産」とは実は真に農民的安定をえがたいための多産となりつゝあるということもできよう。人口政策が抜本的な農業政策として実施されねばならないゆえんはこゝにもあるといえよう。

六、小農体制の成熟と農村の階級的分化

農家の階層分化を二町歩前後の中核層に収斂させ、そこに適正な家族労働力の燃焼を可能にし、ひいては合理的な生活意識を生長させ出産の抑制をも強化する小農的合理主義は、またその反面に零細兼業農家層の分化を必然化し、そこに停滞的過剰人口の累積を余儀なくする。この明暗表裏を貫く推進力は農業生産力の発展であり、それに相應するところの生産関係、とくに階級分化の展開でなければならぬ。

農家の階層分化は本格的な資本主義的階級分化の小農制的表現として、その過渡的代用物でもあり、またその前進を阻む障害物ともなる。そういうわけでわれわれは農家の階層分化の中に進行する階級分化の実相を少くとも人口誌的觀察のゆるす程度においても追求せねばなるまい。

黒埼村における農業生産力の発展はその最大因を治水事業に負っていたが、それとも関連して開始された農業機械の導入にも負うところが多い。最初は揚水機などが主であつたが、戦時、肥料や労力の不足は調整面への機械の導入を促進した。自然的条件もあり、役畜よりも機械の方がさきに取り入れられところに特色がある。耕地千町歩あての原動機使用割合は、農業センサスによると、全国平均三六台・新潟県一六二台であるが、この村は約四〇〇台に及んでいる。

いま農業機械所有関係からこの村の農家諸階層の資本集約度をみるとすると、第一一表にみるとおり、一町を境として格段の差異をしめし、二町歩前後において原動機一台を装備していることがわかる。

(第12表) 職業別有業者数

業種	男	女	計	割合%
I 自営業主	1,199	51	1,250	25.4
1 農業	870	19	889	
—0.5(町)	73	2	75	
0.5—1.0 //	138	5	145	
1.0—2.0 //	310	5	315	
2.0—3.0 //	260	5	265	
3.0— //	62	2	64	
未詳その他	27	0	28	
2 その他の他	329	32	361	
手工業	146	0	146	
小売業	134	17	151	
サービス業	49	15	64	
II 家族従業者	992	1,853	2,845	57.8
1 農業	872	1,775	2,647	
—0.5(町)	17	114	131	
0.5—1.0 //	88	271	305	
1.0—2.0 //	275	606	881	
2.0—3.0 //	369	632	1,001	
3.0— //	100	160	260	
未詳その他	23	46	69	
2 その他の他	120	78	198	
手工業	81	21	102	
小売業	26	37	63	
サービス業	13	20	33	
III 一般常務労働者	233	75	308	6.3
1 農工業	17	27	44	
2 交通業	174	34	208	
3 商業	36	1	37	
4 サービス業	4	0	4	
5 その他	1	12	13	
6 未詳	2	0	2	
IV 日傭的労働者	168	30	198	4.0
1 職人	30	0	30	
2 夫その他	138	30	168	
V 俸給生活者	256	29	285	5.8
1 公務	128	13	141	
2 私経	128	16	144	
VI 自由業者	22	5	27	—
VII 家事使用人	1	6	7	—
VIII その他の他	1	0	1	—

金利生活者、男1はVI自由業者に含めた。VIIIその他の男1は進駐軍要員。

(第11表) 農家階層別農業機械所有台数
(一世帯当り平均)

耕作面積(町)	原動機	動力機
—0.3	0.07	0.05
0.3—0.5	0.13	0.13
0.5—1.0	0.49	0.63
1.0—1.5	0.77	1.12
1.5—2.0	0.99	1.38
2.0—2.5	0.95	1.44
2.5—3.0	1.03	1.57
3.0—	1.05	1.82

また原動機の階層別分布割合を戸数割合と対照してみると左のとおり、

区分	原動機	戸数
一町未満	一一・九%	三〇・二%
一—二町	三八・八%	三三・二%
二—三町	三八・九%	二九・八%
三町以上	九・四%	六・八%

およそ一町を前後するところにこの村では明確な階級的断層のあることをしめしている。

他方、農家階層別の米反当収量を各農家自計の計数についてみると、最下層の三反未満層でも、専業の別なく、二石五斗をあげており、これに対し一—三町専業農家層にあつても二石六斗程度で、土地生産性にはほとんど隔差を判じがたい。すなわち小農体制の完全にちかく円熟せる実情をしめし、それだけにまた中核的生産農家層における生産力の発展がすでに体制的限界に頭打ちしていることを思わせる。

いま農家非農家を通じこの村の全有業者を職業別に集計してみると第一二表のとおりで、中小企業とそこに寄生する家族従業者とで八三・二%を占め、労働者(日傭および常傭)一〇・三%、俸給生活者五・八%と対照し、農村的生業生態をしめして遺憾ない。

しかし右のような職業分化からさらにこの村の階級分化の概貌をのぞいてみると趣きは別となる。精密な計数はもとよりえがたいが、大要を左のように考える。

- 一、大ブルジョクジまたはその代理人と考えられる者はこの村には見出しがたい
- 二、富裕な、または安定せる

小所有者階級として二町以上の農家を取り、その他の自営業者の少数、自由業者の一部がこれに加わる。

三、貧しい、または不安定な小所有者階級として二―一町層農家をあて、その他の自営業主や一般職員のほぼ半数および自由業者の一部がこれに加わる。

四、半プロレタリア的階級として一町未満農家をあて、他の自営業主や一般職員の残りの半数、自由業者の一部、その他職人などをこゝに加える。

五、本格的なプロレタリア階級としては常備労働者と日傭人夫をとり、さらに家事使用人をこゝに加える。

右の配分法にしたがい、かつ各生業者が扶養する被扶養家族をも加えた村総人口の階級的分化の概貌をみると左のとおり。

- 一、大ブルジョワジ 二九・三%
- 二、多少とも安定せる小所有者階級 三一・三%
- 三、不安定な貧しい小所有者階級 二七・二%
- 四、半プロレタリア的階級 一一・二%
- 五、プロレタリア階級 一九・二%

純粹なプロレタリア階級は二二・二%にすぎないが、半プロレタリア的階級層と合せて三九・四%を占めており、これに貧しい小所有者階級をも加えると七〇・七%という数値をうる。階級分化は完全に近代社会の典型的様相をしめしているわけで、基幹産業たる農業に本格的な資本主義的発展のないまゝに進行する、このような近代的階級分化の成熟こそわが国農村が小農体制下に到達した今日の姿であり、累加する農村過剰人口の社会経済構造でもあるといえよう。生産関係の上での構造的進化なしに成熟しゆくところの近代的階級分化の進行、いゝかえれば進歩のない進歩、歴史的前進のない歴史の進行、そこにわれわれは今日のわが国農村過剰人口の最も本質的な徴表を觀取せざるをえない。

七、若干の一般的結論と人口政策的反省

一水田単作村についての以上の諸觀察はどこまでも個別觀察的特殊性を離れたものではないが、しかしこの村の代表している標本的特性は現下の農村人口問題について若干の一般的結論と人口政策的反省を示唆するに不足しない。

一、終戦直後の入帰村の波はほゞ沈靜し、逆に離村も漸く回復の傾向にあるが、農家余剰人口の排済にはなお不十分であり、離村の一般的滞滯は動かしがたい。しかも上層農家層につよく貫徹される余剰人口の排済運動は全般的生産構造の零細化と兼業化を当然の帰結とする。戦後における過剰人口の累加は各階層農家の一般的落層現象の中に示されており、とりわけ零細農家の著増にいちじるしい。黒埼村は他村とくらべなお中核的安定農家層が大きな比重を保持しており、大正年代このかた進つてきた一―二町から二―三町層への前進傾向は、上掲第二表にもみたとおり、なおその前進をつずけているようでもあるが、三町以上農家の落層昭和二年八月から同二三年一二月に至る二五戸減を考慮に入れると、この間における二―三町層の一七戸増も實質的にはやはりこの農家層の大きな落層を語るものでなければならぬ。とくに一町未満零細農家清算傾向は完全に逆轉した。もちろん一般的落層にも限度はあろうし、零細農家の増加は一そう過渡的な現象でありうるが、近代日本の生長ともにも進つてきた構造的前進の停止を余儀なくされるに到つたということ、しかもこの停止が過剰人口圧として受けとらねばならないものであるということ、いゝかえれば国民経済における農業生産の構造的立ちおくれ、その小農制的欠陥と矛盾の累積された表現に外ならぬという点に問題の重大さがあるといえよう。国家権力を媒体として進行する大資本の再建過程はよし今後労働市場の繁榮を多少

は取りもどすとしても、その構造的進化にともなう労働雇傭力の相対的減少は必至であり、農村余剰人口のこれまでのような安易な機械的排済運動は期待すべくもないし、資本蓄積の国策的要請は重税となり低米価の強要となつて農家経済をいよいよ苦しめることとなる。国民経済構造の進化に即応した構造的進化を農村自身もまた自ら遂行すること以外に解放の途は求むべくもないわけで、欠乏と苦汗の中にも独特の日本の農民精神を醸酵させてきた小農体制そのものがいま大きな試練と反省の対象となつているといつてよいとおもう。それがとりもなおさず現下の農村人口問題の本体なのである。

二、そのような時代の圧力に対する若干の適応現象はすでに人口誌的にも観察される。とくに中核的農家層にみられるいちじるしい出生抑制傾向は、明暗両相の表裏したものであるとはいへ、人口動態の近代的合理化過程が農村社会にもまた着実に浸透してきたことをしめし、最後の自己貫徹する人口現象の法則的必然性を再思させるに足らう。しかし、これに对照して零細農家や非農家層にみる依然たる高出生率は、いわゆる「農民的多産」が実は十分に農民たりえざるがための多産であることを物語る。その人口政策的対策はそのような停滞的人口層そのものの構造的進化を要請しているわけで、われわれはこゝにも小農体制の限界に撞着しているといつてよいとおもう。

三、待望される農業革命への若干の拠点もないわけではない。余剰人口の削減や出生抑制などにみられる中核的農家層の合理主義的生活態度の根づよさもその一つで、それは不合理な低米価や重い公租に対する政治的斗争力の根源となつてよいものであろう。しかし生産的中核農家の保護政策は従来も国策の一環であつたし、その政策的限界がいま農村人口問題として現われているのである。たとえ保護政策が再度強化されるとしても、それがいわゆる保護政策的限

界をこえないかぎり、問題を歴大な零細農家人口へ押しこむだけのことになる。過剰人口圧の最大の罹災者でもあり責任者でもあるこの零細農家層にあつても、こゝに宿命的な土地問題は旧来の土地私有への執心から漸次解放され、これを耕作権問題としてとりあげる方向へ動こうとしている。黒埼村にあつてもすでに農民の土地管理が実行にうつされていくことである。土地所有と農業経営との分離こそ農業の一そう資本主義的な発展のための基本条件でなければならぬ。たゞしこゝでは土地の自然的制限が人口の過剰と真正面から対立し、その進歩的要望もたゞ生きるだけのための最低限の保障に萎縮さしてしまふ傾向がつよい。この半宿命的な障碍は生産的な中核農家層の経済的自己解放斗争が単に目さきだけの安定に妥協することなく農業生産そのものの構造的進化を成就するところまで押し進められるとき、そして零細土地所有者として却つて半隷農化してゆくところのプロレタリア的貧農層が彼らの主観的願望とは反対に純粹のプロレタリアとして解放され自立しようとする生産構造の実現されるときにのみ始めてその宿命的な相貌を消散するであろう。というのはそのような場合にのみわれわれはよい意味でも悪いみでも小農体制と終始する労働価値法則の蹂躪が生産体制の面から訂正し保障され、農村人口が合理的かつ合目的な自己収縮力を具現するであろうことを始めて科学的良心をもつて期待することができらうから。

四、名ばかりの零細土地所有者として単に生きていくだけの人口、したがつてまた単に子供を生むほかに生産性のないところの人口層をその全体制の当然の沈澱物としまた不可欠の土台石として累積するところの生産構造が清算されることなしには、農業生産力の発展も、いんや農村人口問題の解決も期待することは望みうすい。しかもそのような土台石がいまその過重に堪えかねてうすき出しているのが今日の農村人口問題の実情だといえよう。プロレタリア的貧

農層の解放なしには中核的生産農家層の発展もまた期待しがたいということは、つまりはよりよく生きる事が生きることの第一義的な条件であるような生産構造の展開を期待することである。人口移動の強化も、出生抑制傾向の普及もはじめてそこに期待することができよう。それは労働の生産性を向上させ、人間一人々々の生命の社会的価値をたかめ、その倫理的目的を強化するような社会的動向の中でこそその実現を期待することができるものである。

五、現存社会体制の当否を問わぬかぎりは、たしかに「現実的なものはすべて合理的である」。小農体制下にあつては非生産的な零細農家の存在も、乃至は停滞する過剰人口も、すべて一応の合理的な意味と使命とをもつてゐる。しかもその産業的非生産性がいわゆる農民的多産の社会的癌種となり、その停滞的過剰人口が産業的前進への最大の負担となつてきたところに今日の農村人口問題の深刻さがあるといえよう。文化的な平和国家の将来を豊かな小農的農村社会の生長に夢想するとしても、それには嘗つて自由と解放の名の下に暴力的に遂行されたブルジョワ的農業革命と同じ程度に革命的な国家計画的干渉が必要であることを承知せねばなるまいとおもう。

(昭和二六・三・一)

追記

水稲単作農家の基準労働力について

本文第九一〇頁、農家労働力の過不足計算に際してその基準量をきめるのに稲作労働を反当二〇日手間とし、年間労働期間を四月半として、一町歩あたり成人男子ほゞ一・五人を要するものとした。それは逆にいえば成人男子一人あたり六・七五反の耕地を必要とするものとしたわけで、一般の通念よりもやゝ過大のようであるが、右は本文中にもしめしたとおり、農家主婦の農耕労働を一応のぞいて計算したもので、いわば農民労働を近代的賃労働と見たてゝ

みた場合の計算としてよい。そう考えた場合この農民労働はどのくらいの労働所得をうることゝなるかを若干の仮定を置いて計算してみると左のようである。

いま、反当収量を二・五石とし、米価を五、八〇〇円(米価審議会答申価格)とする。また自家労賃部分をのぞく生産費を総収入の三割、したがつて労働所得は七割とすると、六・七五反を耕作する成人男子の稲作労働による総所得は年ほゞ六八、五一二円となる。これを稲作労働期間の月あたりによれば月平均一五、二二五円、一日ほゞ五〇〇円の所得となるが、単作農家における米収入は年間の総農業収入のほゞ九割を占めているから、年間を通じての農業総所得は七六、一二五円、月平均六、三四四円、一日ほゞ二二二円となる。

工場労働者の月平均所得は現在およそ一万円と考えられるが、そうすると右の農民労働所得はその六割五分にも充たないものである。したがつて所得パリティの立てまえから考えれば水稲単作農民成人男子一人あたりの所要耕地を六・七五反とすることは、現在の土地生産力と労働生産性のもとでは、過大というよりも寧ろ最小限の要請であるといえよう。米価を現行生産者価格にとれば所得差はさらにひらくわけである。

しかし、実際には、小農体制の下にあつて、妻や老幼者の労働力も、農家世帯主のいわば附属物的労働力として動員されており、そのことがまた労働生産性の向上を阻止し、農業労働の単位あたり耕地面積の拡大を阻碍しているわけになる。所得パリティの立てまえからは過小でさえある労働力単位あたりの耕地面積が現実的にはなお過大の感を抱かせるゆえんで、肝腎の問題点はやはりこの体制的制約の中にあることゝなる。

農業の構造的進化と農業人口

岡山縣兒島郡興除村における人口壓力と經濟的

適應を中心としてみたる農家階層變動の分析

(農村人口收容力調査中間報告)

林 茂

目次

はしがき

- 一、興除村における農家階級構成の推移
- 二、興除村における人口發展の靜止狀態
- 三、興除村農家の家族構成
- 四、興除村農家における入籍村者および他出者人口
- 五、構造的進化と出生減退
- 六、興除村における農家階層別出生率
- 七、興除村農家における機械裝備と畜力
- 八、人口壓力と經濟的適應

はしがき

興除村(岡山縣兒島郡)は周知の如く古い干拓村であり、農業政策の對象として、先ず干拓に関する研究によつて着目され、ついで機械化農村として動力耕耘機に関する調査研究が、各方面によつてエネルギーに行われた。従つて問題史的に言えばこの一連の系譜のもとに、この村獨特の性格を規定する社會經濟的諸條件が夫々の観点から研究され、特に機械化の花形たる動力耕耘機に関する調査研究は、技術學的にも社會經濟學的にも一応なしくされたかの観がある。

我々が今更めて人口問題の見地から本村に着目したのは、本村が日本農業における近代的性格の一端を具現せる村として、その人口壓力低く、且つその人口現象に多分に合理的色彩がみられ、日本農業の近代的進化と農業人口の近代的生成の様相を検討するための現実的な對象として、最も妥當なものと考えられたからである。昭和二三年八月本村に対する農村人口收容力調査を施行し、一応の結果をとりまとめたが、その多くの不備を補正し且つ定期的調査をうちたてる意図のもとに、昭和二五年五月再び本村に対し收容力調査を施行した。今回は附帯調査として農家經濟調査および簡易産児制限調査をも全村に対し施行した。以下においてその調査結果の概要を報告するが、本調査の主たる意図は、今この如く専ら日本農村における過剰人口認識の一手段としての、客觀的な理想像を作成しこれが克服手段を検討するための基礎資料を樹立せんとすることを附言しておく。

一、興除村における農家階級構成の推移

固有の土地所有關係に立脚する生産關係のもとに、自給經濟と商品經濟との未分化、家族労働強化の体制化の中に、伝統的農業經營をつゞけてきた村々と違つて、開拓に由来する特有の土地所有關係を基礎として獨特の社會的過程を進行せしめた興除村は、わが国と

(第一表) (A) 興除村における経営規模別農家数の変遷

階層別	農 家 戸 数				
	大正10年 戸	昭和13年 戸	昭和15年 戸	昭和22年 戸	昭和25年 戸
0.5町未満	122	140	127	175	259
0.5—1.0	261	195	188	286	389
1.0—2.0	576	431	435	529	531
2.0—3.0	124	176	164	112	41
3.0—5.0	16	42	32	3	2
5町以上	—	4	3	—	—
計	1.099	988	949	1.105	1.222

(備考) 大正10年は岡山県産業基本調査, 昭和13年は農林省統計課調査, 昭和15年は興除村農業事情調査(県農会) 昭和22年は農業臨時センサス, 昭和25年は農村人口收容調査(人口問題研究所)による。

しては、最も合理主義的色彩の強い農業過程を展開しているのであるが、この村における農家階級構成の推移にも、自ら他村と異なる特色がみられたのである。

農業人口の生態を、農家の階層別分布と階層別分解現象を通じて追求せんとするとき、先づ外部諸条件の変動に適應しつつこの村の構造的特色に基いて展開された、階層別農家構成の推移を把握しなければならぬが、我々はその手がかりとして、戦後わが国農村に普遍的現象として出現した零細化傾向が本村において如何に貫徹されているかをみることを以てはじめよう。

即ち、先づ経営規模別農家数の変遷を辿つてみる。(第一表参照)

(第一表) (B) 興除村における農家階層分化

階層別	興 除 村										全 国		青森
	農 家 戸 数 比 率 (%)					大正10年=100と する各 年 指 数					農 家 戸 数 比 率		農 家 戸 数 比 率
	大正 10年	昭和 13年	昭和 15年	昭和 22年	昭和 25年	昭和 13年	昭和 15年	昭和 22年	昭和 25年	大正 10年	昭和 13年	大正10年 =100と する昭和 13年指数	昭和 13年
0.5町未満	11.1	14.2	13.4	15.8	21.2	115	104	143	212	35.1	33.9	98	28.4
0.5—1.0	23.7	19.7	19.8	25.9	31.8	75	72	110	149	33.4	32.7	99	26.0
1.0—2.0	52.4	43.6	45.8	47.9	43.5	75	76	92	92	21.0	24.1	116	26.0
2.0—3.0	11.3	17.8	17.3	10.1	3.3	142	132	90	33	6.1	5.7	94	13.8
3.0—5.0	1.4	4.3	3.4	0.3	0.2	263	200	19	13	2.8	2.2	88	6.0
5町以上	—	0.4	0.3	—	—	—	—	—	—	1.6	1.4	76	0.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	90	86	101	111	100.0	100.0	101	100.0

(備考) 大正10年、昭和13年は細野重雄「耕耘作業機械化の条件」59頁より引用、昭和15年は岡山県農会調査、昭和22年は農林省調査、昭和25年は人口問題研究所調査による。

即ち、一見して明白なることは、戦後における〇・五町未満層の著増と、二―三町層、就中三―五町以上層の著減とである。

大正一〇年を一〇〇とする指数によつてみれば、〇・五町未満層は昭和二二年一四三、同二五年二二二と増加の一路を辿り、逆に二―三町層は昭和一三、一五年と増加したに不拘同二二年は九〇、二五年に至つては三三と著減し、三―五町層は同じく昭和一三、一五年と著増したに不拘、二二年は一九、二五年は一三と殆んど解体的な惨落を示している。

即ち、こゝにも一般的なる上層農家の著しい落層現象と、下層農家の激増による零細化傾向とが顯著にみられるのである。

元来、本村における農民層の分解は、むしろ全国的な一般的中農化傾向とは逆な傾向を示していた。即ち上述の如く、大正一〇年を起点とする昭和一三、一五年頃までの傾向は、明白に集中化傾向を現わし、経営規模が両端に集中するいわば、本格的な分解傾向を示していたのである。

たゞ、しかし本村における農業機構は、零細者の村内滞留に対し消極的に作用し、同じ集中化傾向といつても、零細者を村内に多く累積せしめて、そこに大経営に対する隷属的な関係を生む場合、例えば青森県の如きと異なる性格が存したのである。即ち興除村の大経営は、いわゆる地主手作的なものではなく、農民経営が、機械を装備し、畜力を入れ、主として村外からの出稼労働（香川・徳島両県下の零細農）によつて農繁期の労働のピークを解消するといつた方式がとられているのである。このような経営方式に我々は、本村の農業過程の進化の段階を示す積極的な性格をみなければならぬ。同じ両極分解といつても上述青森県の場合、農民経営の上昇線はむしろ、豪農経営或いは地主手作的経営に合流するものであり、その限りにおいてそれは停滞的な性格を有するものであり、本村の場合と範疇的に異なるものであることを注意しなければならぬ。

では、かゝる零細化過程における各層農家の集中点はどこにあるか。次に各層農家の比率をみよう。如上の規模別変動を通じ、一貫して最大の比率を占めるものは一―二町層である。仔細にみれば、この層も大正一〇年の五二・四%より、かなりの比率低下をきたし昭和二五年には四三・五%となつてはいるが、いづれにせよこの層が本村農家の最大の集中点―それが終点でなく過程であるにせよ―として、最も部厚い層を構成しており、多くの興味ある問題を包蔵するものである。次いで高いのが、〇・五―一町層である。これは昭和一三、一五年と一時低下したが、終戦後一段と上昇して二二年には二五・九%となり、二五年には三一・八%と高率を示すに至つてゐる。而して〇・五町未満層は昭和一五年を例外として一貫して増率を示している。反之各階層間に占める比率の著るしく低下しているのは、二―三町層および三―五町層である。

かくて概言すれば、本村農業構造の脊稜部分たる安定上層は戦後萎縮惨落し、下層への肥大を示しつゝ、ともかく一―二町層および〇・五―一町層における凝集傾向として現われている。而も上層比を減じ下層比を増大するといつた一方的零細化型態をとり、前期にみられた集中化傾向は跡形もなく消散しているのである。

然らば、かゝる零細化の意味するものは何であるか。即ち、それは、わが国としてはその農業構造最も近代性格を有し、経営規模大にして機械体系も完備し、生産力高く、農民経営における進歩的性格を多分に示したこの村における、本質的構造の退化を意味するものであるかの問題に直面するのである。我々はこれに対し必ずしも肯定的に答えるものではないが、以下我々の調査資料に従つて少しくその内部関連を検討し、その特色を把握しなければならぬ。換言すれば興除村における各層農家の、外部経済の変動、人口圧力等農家階層変動の与件に対する具体的な適応の仕方が検討されねばならないが、これは畢竟、後進資本主義国として特殊な制約

を有する、わが国の近代的農村における、農村および農家の人口収容力に対する理論的検討を意味するものであり、且つこれを一つの基礎資料として後進地帯農村の分析と併せて後進資本主義国における、農業の構造的進化と人口収容力との関連に対する論理的なる理想型を描き出し、過剰人口の真相の認識とその超克の途の何たるかを検討するための一準備をすゝめるものであるといえよう。

我々は本村が特殊の有名村であるが故に、却つて各方面に散逸し又終戦時亡失して補足しがたい乏しい資料を集め、我々の調査結果の検討をすゝめよう。

二、興除村における人口發展の靜止狀態

近来興除村における、農家階級構成の変動は上述の如き型態を示しているが、變動の内部構造の検討に入る予備操作として更に本村における戸数・人口・農家戸数・農家人口等若干の基本的指標の推移を一応概括的に検討しておかなければならない。けだし、我々は本村の人口構造を、農業構造高度化に伴う、農業人口適正化の理論的一指標としてとりあげんとするのであり、先づ他村と異なる基本的な人口圧力の構造が検出されなければならない。

今蒐集し得た資料によつて、第二表を掲げよう。大体の傾向を窺うにたるであらう。

即ち、我々の知り得た古い基準年次として大正二年を基点とすれば、戸数においては一五〇〇戸から、大正一四年、昭和五年と、むしろ僅少なから減少をきたし、戦時中は判明しがたいが、終戦後、昭和二一・二二・二三と、夫々、二六、三八、二九戸の極めて僅かの増加を示したにすぎず、二五年五月我々の調査時において、一六三三戸となつてゐるのである。人口は、大正二年七六五八人であり、同一四年七三〇八人、昭和五年七二八人と戸数の減少と共に減少し、

(第2表)

興除村における戸数、人口、農家戸数および農家人口の推移

年次	戸数	人口	農家戸数	農家人口	基準年次を100とする各年次の指数			
					戸数	人口	農家戸数	農家人口
					戸	人	戸	人
大正 2年	1.500	7.658	—	—	100	100	—	—
〃 10〃	—	—	1.099	—	—	—	100	—
〃 14〃	1.481	7.308	—	—	99	95	—	—
昭和 5〃	1.469	7.128	—	—	98	93	—	—
〃 8〃	—	—	1.176	—	—	—	107	—
〃 12〃	—	—	1.085	6.465	—	—	99	100
〃 13〃	—	—	1.085	6.086	—	—	99	94
〃 21〃	1.526	8.147	1.129	6.547	102	106	103	101
〃 22〃	1.538	8.256	1.105	6.504	103	108	101	101
〃 23〃	1.529	8.209	1.171	6.645	102	107	107	103
〃 24〃	1.593	8.160	1.183	6.644	106	107	108	103
〃 25〃	1.633	8.185	1.218	6.662	109	107	111	103

(備考) 興除村役場統計資料による。

二二年八一四七人、二二年八二五六人と増加したが、その後は僅かながら減少しつゝ二五年は、八一八五人となつてゐる。終戦後全国的に農村に引揚、復員、帰農等による著しい人口増加がみられたが、本村においても同様な現象があるわけであるが、人口数において二三年以来減少傾向を辿つてゐる。

これを農家戸数についてみよう。大正一〇年に一〇九九戸という数字がみられる。昭和八年には一一七六戸と一二年間に僅か七七戸の増加があつたが、一三年には一〇八五戸に減じ、二二年八・一センスによつて把握された戸数は一一〇五戸であり、昭和八年より一四年間に七一戸減少してゐるのである。その後は毎年僅かながらの増加を示し、二五年一二一八戸となり、昭和八年に比すれば四二戸の増加である。これが前節においてみた如く一般傾向と同じく零細層による増加であることはいう迄もないが、その増加率に至つては、他村に比し僅少である。即ち、昭和一三年と二二年をもつて比較するならば、農家戸数の増加は本村において二%にすぎず、全国的傾向の六%に比すれば甚しく少ないのである。農家人口については昭和一二年六四六五人という数字がみられるが、二二年には六五〇四人と僅か三九人の増加を示し、その後僅少の増加を示してゐるにすぎない。

以上の基本的指標の推移についてみられる如く、その増加はいづれも僅少、むしろ一進一退を辿り靜止的でさえある。

なお興除村におけるかゝる人口の靜止状態を示すものとして、細野重雄氏が国勢調査に基いて作成された岡山県一七ヶ町村の人口増減を示す第三表を参考のため次に引用しよう。(細野重雄「耕耘作業機械化の条件」参照)

興除村は表中町村番号1に該当する、大正九年を基準として、人口増減の型をもつてみれば連年減少したもの、増加したが後は減少をつづけてゐるもの、減少と増加を交替してゐるもの、増加をつづけて減少したもの、一路増加を辿るもの等種々あるが興除村が減少、停滯の型に属することは表

(第3表) 岡山県17ヶ町村における人口の増減

町番	村号	大正9年を100とする人口指数			
		大正14年	昭和5年	昭和10年	昭和22年
1	1	98.5	95.7	95.7	145.8
1	1	101.6	99.1	98.2	114.8
1	3	100.7	100.5	98.7	113.7
1	3	100.2	95.9	97.7	115.4
1	4	101.5	100.0	101.1	124.7
1	2	105.7	105.3	115.8	148.2
1	5	107.7	104.6	110.2	128.3
1	5	99.1	103.5	100.2	120.8
1	0	98.0	101.1	101.6	124.6
1	6	99.0	100.6	105.0	114.9
1	4	100.2	104.4	100.9	117.8
1	7	100.0	100.5	108.2	—
1	5	100.9	104.0	106.7	227.8
1	6	102.7	107.8	108.0	128.0
1	2	102.7	107.4	112.1	150.2
1	8	103.2	104.6	112.9	134.9
1	9	107.5	110.5	115.1	157.0
17	町村計	101.9	103.4	105.1	—
	岡山県郡部計	101.1	102.5	104.9	122.5
	同市部計	111.5	122.9	136.8	138.5

(備考) 細野重雄著「耕耘作業機械化の条件」64頁第16表より一部引用

にみられる如くである。しからば、興除村の如く、生産力高きに不拘何故、人口の發展は靜止状態をつづけ、いわゆる收容力の見地からは、それが低いのであるか、当然問題となるであろう。

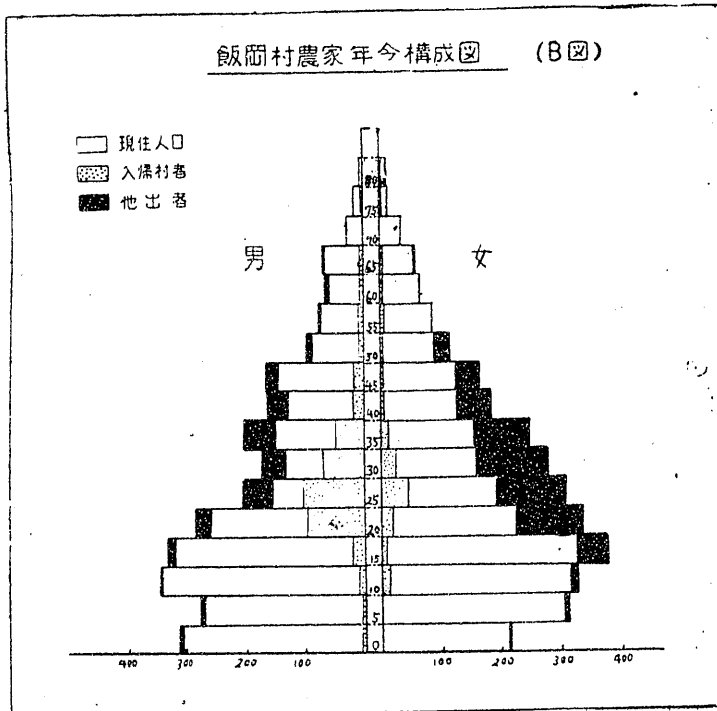
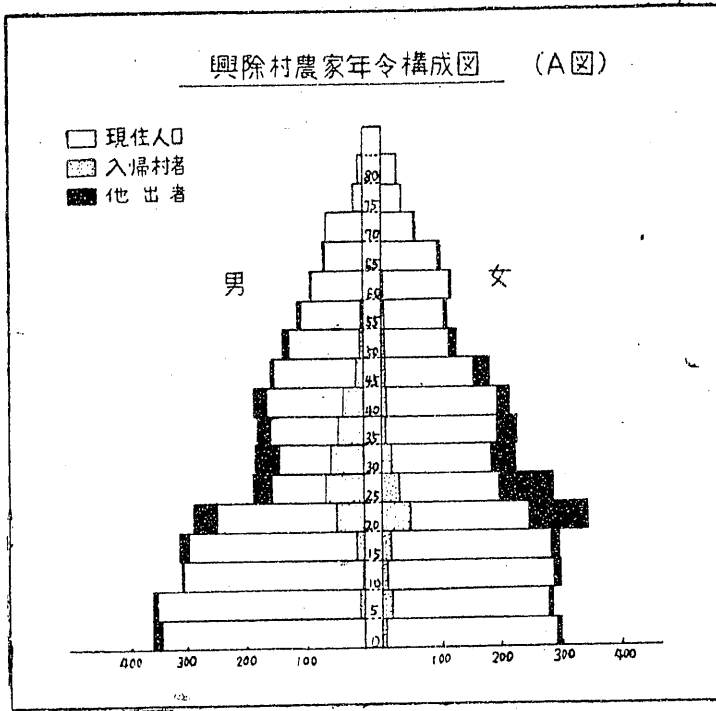
細野氏は、興除村のかゝる人口状態は連年減少型をとつた中間地帯の農村と同じ性質のものとは云えないが、又農業機械發達の結果であるとも断定できない。その特殊の農業の現実的および潜在的條件によるであろうといつて、開發の可能性の程度、零細農の比率・土地關係等の諸條件を指摘しておられる(同上「耕耘作業機械化の条件」参照)

右の如き興除村の人口靜止状態は何によつて生じたか、それが又

本村の農業過程に如何に作用したかという興味ある問題は、勿論単一に説明し難い。且つその様相も仔細にみれば、農民階層の階層的所屬の如何によつて又異なる型態を示しているであらうし、いづれにせよ概括的には、興除村社会構成の主體的客體的諸条件の複合作用の結果であるといわねばなるまい。我々の調査によつてこの問題を十分解明しうるとは勿論考ええないが、能う限り調査結果の検討を進めよう。

三、興除村農家の家族構成

かくて、先づ右の如き興除村における人口発展の静止状態の素因、就中その社会経済的条件的究明が問題となるが、我々は視点を



本村農家の家族構成に移したい。けだし、農民家族は農村社会における農民の社会的行動の単位として、主體のおよび客體的な社会経済的諸条件の結節点として、当然その構成に、本村における人口静止状態を反映している筈と考えられるからである。

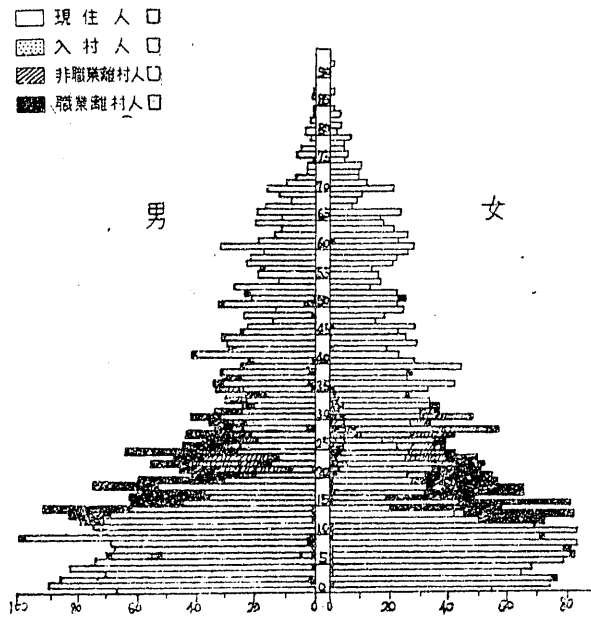
而して、家族構成の検討に入るに當つて、特に家族員中、生産年齢人口の占める地位を明らかならしめるため、本村農家の年齢構成を生産年齢人口について検討してみよう。かくして家族員中における生産年齢人口の定着状態をみらるであらう。

今これを、他村との比較によつてその特色のある点を指摘しよう。即ち、東北型農村として岩手県の飯岡村(B図)、ついで新潟県の水田小規模村(C図)、近畿型農村に準ずるものとして広島県の中庸村

湯田村(D図)、佐賀型農村として佐賀平坦部の経営規模大なる中川副村(E図)、を夫々五歳階級別年齢構成図を以て描き出せば別図にみられる如くである。

即ち、これら諸村の農家の年齢構成図を比較すれば、先づ第一に明らかなることは、興除村のそれが、全構成図において比較的均衡のとれたピラミット型に近い構成状態を示していることである。新潟県水田村、佐賀県中川副村等の不均衡なる中産み状態とよき対照で

新潟県水田小規模村 現住人口年齢構成 (C図)

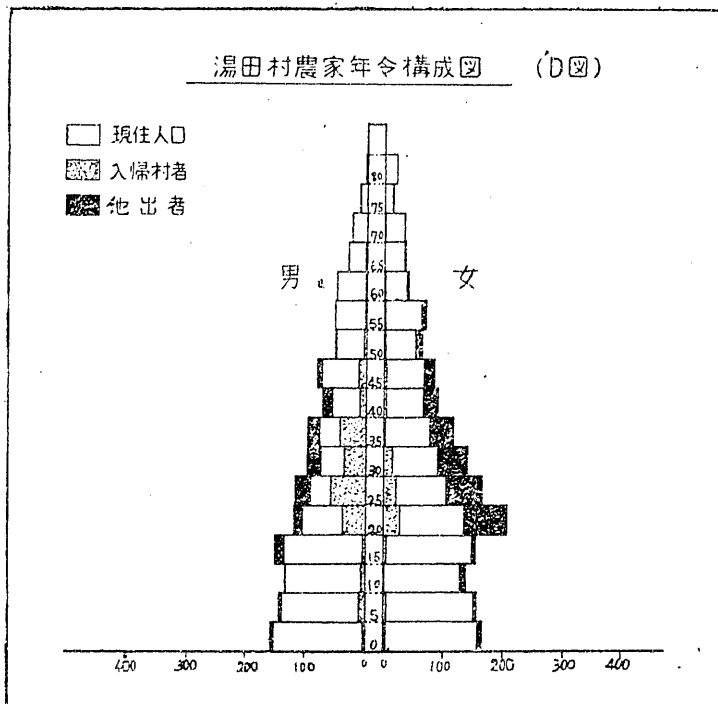


備考 C図は野尻重雄「農民離村の実証的研究」430頁195図を引用

ある。勿論興除村においても、男子二五―三四歳における欠如状態がみられる。その中に他出者が一定部分を占めているが、特に注意したいことはこの部分の現住者が他村に比し甚しく大であることである。この部分における入籍村者の占める幅がかなりあるが、その過半数は復員者であることを考えれば、本村農家々族における生産年齢層の定着状況が他村に比し、著るしく良好であることを指摘し

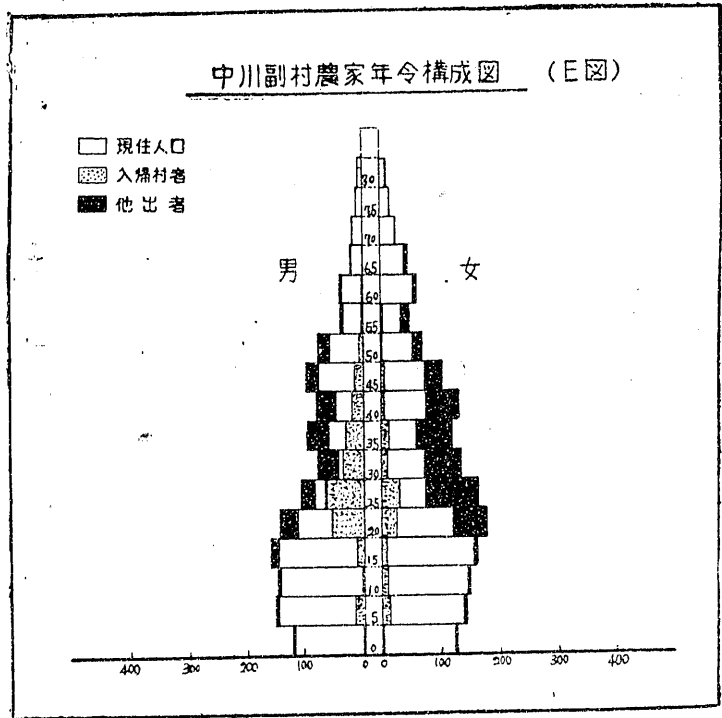
うるのである。この点は農家々族中に出稼者の多いことによつて、青壯年層の甚しい欠如状態を示している新潟県水田村と対比すればより鮮明に現われる。(この比較は時点において、かけはなれているが、新潟県は今も変らぬ第一の出稼県である)我々の前回の調査において興除村の男女別年齢三区分別農家人口割合を検討した際に岩手県の御所村と対比して生産年齢人口(一六―六〇歳)が興除村五・二七%と高く、御所村五・八八%と低い数値を示したのも同じ意味を有するといえる。

湯田村農家年齢構成図 (D図)



次に興除村の農家々族の世帯構成をみよう。全国との比較をうるための便宜上、先づ昭和二二年八・一センサスの結果に基いてみれば第四表に示す如くである。

中川副村農家年令構成図 (E図)



即ち、興除村農家の一戸平均家族世帯員数は、○・三町未満層を唯一の例外として各層とも、全国の夫れより著しく少ない。殊に一・五町層を境として、その隔差は著るしいことに注目しなければならぬ。且つこれを一戸平均農業従事者についてみれば更に興味ある事実を発見する。即ち、一・五町層を境として、下層はむしろ本村の方が全国平均より多く現われているが、上層に至れば、はるかに従事者が少ないのである。

これは、興除村農家の経営規模と、農業従事者との相関々係を決する上に、或る一定層における生産構造の高度なることが、主たる要因として作用していることを意味するのであり、従つて又それが家族員制約要因の一つとして働いているといわねばならぬ。且つ、

(第4表) 興除村農家階層別家族員数及び農業従事者数

階層別	家 族 員			農 業 従 事 者		
	興除村(1)	全国(2)	(1)-(2)	興除村(1)	全国(2)	(1)-(2)
	人	人	人	人	人	人
0.3町未満	5.8	5.1	+0.7	2.9	1.52	+1.38
0.3—0.5	5.1	5.63	-0.53	2.5	2.03	+0.47
0.5—1.0	5.7	6.24	-0.54	2.8	2.64	+0.16
1.0—1.5	6.4	7.04	-0.64	3.2	3.17	+0.03
1.5—2.0	5.3	7.66	-2.36	2.7	3.64	-0.94
2.0—2.5	6.5	8.67	-2.17	3.3	3.91	-0.61
2.5—3.0	6.0	8.62	-2.62	3.1	4.43	-1.33
3.0—5.0	7.0	9.18	-2.18	4.3	4.40	-0.10
5.0—10		9.93				
10—20		9.12				
計	5.9	6.16	-0.26	2.9	2.96	-0.06

(備考) 昭和22年臨時農業センサスによる。

このセンサスの結果において、一・五—二町層における一戸平均家族員数が本村各層農家中において、○・五町未満層を除外すれば最少と現われていることにも、かゝる中層に包蔵される人口学的問題点として注意される価値があるであらう。

我々の昭和二五年五月の農村人口収容力調査の結果によれば興除村の農家非農家を含む一戸当り世帯員数は五、五人となつてゐる。農家一戸平均は五・六人で、二二年のそれに比し、○・三人程少く現われている。

これを農家階層別にみれば、第五表示す如くである。

(第5表)

農家非農家別、並びに農家階層別世帯員構成

階層別	世帯数	世帯員数	一世帯平均(平均)	世帯主	配偶者	祖父母父母数	世帯中15歳以上	世帯中15歳未満	兄弟姉妹	その他親族	家族以外同居	族の人数
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
総数	1,124	6,176	5.5	1,124	961	509	1,315	2,011	151	58		47
0.3町未満	53	224	4.2	53	47	11	32	74	4	3		
0.3—0.5	124	577	4.7	214	97	30	121	190	10			5
0.5—1.0	300	1,479	4.9	300	248	103	294	480	34	8		12
1.0—1.5	292	1,749	6.0	292	262	165	371	586	39	27		7
1.5—2.0	178	1,222	6.9	178	174	129	305	376	40	16		4
2.0—2.5	47	334	7.1	47	46	37	83	100	16			5
2.5—3.0	5	37	7.4	5	5	2	14	9	1	1		
3.0—5.0	1	7	7.0	1	1	2		3				
5.0—10	1	7	7.0	1		2	1	3				
農家総数	1,001	5,636	5.6									
非農家	123	540	4.4	123	81	28	94	190	7	3		14

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

即ち、大体階層上位に進むほど一戸平均世帯員数は大である。

○・三町未満層の四・二人を最少とし二・五——三町層の七・四人を最多としている。而して一・五町層以上において本村としては家族員が多いがこれは、第五表示す如く、主として、家族中における世帯主の父母、祖父母および子女の数の占める部分が、他層に比し大であること、その他、世帯主の兄弟、姉妹、親族の者の占める部分も下層に比し大であることによる。この限りに於いて直系傍系家族の規模が下層より大であるわけだ。只、同居人については却つて逆の傾向がみられるのである。一二年八・一センチンに比し、中層以上の家族員が平均的にやゝ少し増加していることがみられるが、これは、これらの層における人口排出作業が、なほ相対的に不十分であること又、出生死亡の現象とも当然関連することである(後述参照)。

わが国においては一般に家族員構成を地域別にみた場合、東北・北海道、北陸諸地方の家族員数は、西南地域のみならず、全国平均より遙かに大なることは数次の国勢調査の結果によつて明らかである。

元来、近代社会の生誕につれて成立した近代家族は、夫婦を基幹として未婚未成熟の子女を附随する小家族型態をとるのであり、その前期に存在した家父長的大家族制度が徐々に或いは急激に分解した後をうけて形成されたものである。このような家族型態の変遷は、いふ迄もなく、その基盤としての社会の生産関係の推移に照応するものである。現在日本の平均家族数が、欧米先進諸国のそれに比して多いことは、結局においては日本資本主義の後進国的性格に制約せられたものに他ならぬ。(註)

(註) わが国では四人世帯の家族が最も多く三人世帯乃至五人世帯がこれについている。従つて、わが国の家族もその規模の上では、かなり近代化しているが、しかしドイツにおける人員別家族構成に比較すると、わが国では大規模のものが多く(ドイツ全国平均では三人世帯が最も多かった)わが国の状態はドイツの農業家族において四人世帯が最大であったのと類似している。しかも、大正九年から昭和五年に至る

(第6表) 興除村農家・非農家別・農家階層別・家族員数別世帯数

家族数階層別	実												計
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	
0.3町未満	3	10	18	20	16	15	7	3					92
0.3-0.5	2	12	29	25	22	15	13	2	2	1		2	125
0.5-1.0	4	14	46	46	62	47	37	18	9	6	1	1	291
1.0-1.5	1	6	12	21	53	57	35	39	16	9	3	3	252
1.5-2.0			5	8	18	25	29	36	25	10	3	3	162
2.0-2.5				5	7	3	6	5	7	3			40
2.5-3.0						2	4		1				7
3.0-							1						1
非農家	12	17	17	21	19	14	5	13	2	2		1	123
計	22	59	127	146	197	164	137	116	62	31	11	7	1,079
	比												
	率												
0.3町未満	3.3	10.8	19.6	21.7	17.4	16.3	7.6	3.3					100.0
0.3-0.5	1.6	9.6	23.2	20.0	17.6	12.0	10.4	1.6	1.6	0.8		1.6	100.0
0.5-1.0	1.4	4.8	15.8	15.8	21.3	16.2	12.7	6.2	3.1	2.1	0.3	0.3	100.0
1.0-1.5	0.4	2.4	4.8	8.3	21.0	22.6	13.9	15.5	6.3	3.6	1.2		100.0
1.5-2.0			3.1	4.9	11.1	15.4	17.9	22.2	15.4	6.2	1.9	1.9	100.0
2.0-2.5				12.5	17.5	7.5	15.0	12.5	17.5	7.5	10.0		100.0
2.5-3.0						28.6	57.1		14.3				100.0
3.0-							100.0						100.0
非農家	9.8	13.8	13.8	17.1	15.4	11.4	4.1	10.6	1.6	1.6		0.8	100.0
計	2.0	5.5	11.8	13.5	18.3	15.2	12.7	10.8	5.7	2.9	1.0	0.6	100.0

今、興除村の農家の家族構成を、主として規模別中心にとりあげ、一〇ヶ年の傾向としては、一人世帯乃至五人世帯即ち、小家族の比重は、何れも小さくなつてゐるのに、六人世帯以上の大規模家族のそれは大きくなつてゐるのである。(木下彰・農民家族論、東北大学経済学会研究年報「経済学」所収参照)

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

(第七表) 世帯人員別業態別農家家族分布割合

世帯員数別	総数	自作農	自小作農	小作農	%	
					渡調	氏にの
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1人世帯	—	—	—	—	0.9	0.9
2 "	3.13	2.31	0.93	6.91	5.0	5.0
3 "	7.02	2.31	6.81	10.14	9.0	9.0
4 "	13.28	10.77	14.86	12.44	11.0	11.0
5 "	18.81	27.69	15.48	18.43	17.0	17.0
6 "	26.12	23.84	26.32	27.19	20.0	20.0
7 "	19.85	20.00	23.53	14.29	14.5	14.5
8人以上世帯	11.79	13.08	12.07	10.60	22.6	22.6

(備考) 木下彰、農民家族論「経済学」73頁より引用。

んとするの、畢竟、本村の近代的性格を、この視点においても何程か明白にせんと欲するにすぎない。我々の調査結果の分析をすゝめよう。興除村の農家々族の規模別順位および、階層別分布をみる。第六表の如くである。即ち、第一位は五人世帯、第二位が六人世帯、第三位四人世帯であり、第四位が七人、第五位三人世帯。八人、九人世帯は、それぞれ第六、第七位を占めてゐる。

時点を異にするが、今これをしばらく無視して、木下教授が、内閣統計局自大正一五年九月至昭和二年八月の「家計調査報告」および、渡辺庸一郎氏が東大農学部農政研究室の行つた実地調査資料のうち、類型の異つた村落八つ(愛知県三、静岡県三、新潟県および青森県各一。田所三、畑所二、山村二、郊村一)の四一八農家の戸別調査票を集計整理された結果に基づいて作成された、

世帯人員別にみた農民家族の分布割合と対比してみるならば（第七表参照）（上記「農民家族論」参照）次の如くである。

即ち、内閣統計局家計調査結果によれば、興除村の場合と異り、六人世帯が第一位、第二位は七人世帯、第三位が五人世帯であり、興除村の場合より、それぞれ世帯規模の大なるものが優位を占めている。

渡辺氏調査の場合は、八人以上世帯に首位があり、次いで多いのが六人世帯である。これによつて、興除村の農家々族世帯構成が、他の一般的な農家々族における場合より少規模であることを知る一つの例証となしうるのである。

勿論、興除村においても、経営規模の大なる階層において、八人九人といつた家族規模の大なるものゝ占める比率が高く現われているが、これを八人以上の比率で現わせば、一〇・三％であり、統計局調査の一・七九％に比し低いし、渡辺氏調査の二二・六％に比すれば、はるかに低いのである。

農家々族規模の階層別分布について注意すべき点をのべれば第六表みられる如く、大体において上層に至るほど、家族規模大なるものゝ分布が多いということである。

即ち、〇・三—〇・五町層では三人家族が最多（二二・二％）であり、〇・五—一町層では五人家族が最多（二二・三％）、一—一・五町層は六人家族が最多（二二・六％）、一・五—二町層は八人家族が最多（二二・二％）、二—二・五町層では九人家族が最多（二七・五％）となつてゐるが、中層特に一—一・五町層における比較的小規模と二町以上層の大規模は、後においてもふれるであろう如く、これらの層における農民家族の有する人口学上の性格をよく反映しているものであり、安定層および、その下限を上下するところにみられる他の一連の諸問題が、こゝにも顕現しているといわねばなるまい。

非農家においては、四人家族が最多（一七・一％）であり、農家に比し小規模である。

更に、興除村における規模大なる家族群（八人以上—二人まで一

一世帯）の家族構成について、二注意すべき点を指摘しよう。

即ち、これら規模大なる家族は、その構成概ね、世帯主夫婦を中心としその父母・祖父母・子女・孫或いは兄弟夫婦等直系傍系の最も近い血縁関係による親縁家族であり、家事使用人、職業上の使用人等を含む場合は非常に少いのである。この点年雇等職業上の使用人を包含する東北地方の大家族農家と異なる。又家族以外の同居人四人について、その内訳を検討すれば、農家で同居人を有するもの二二戸同居人三三人。非農家で同居人を有するもの九戸、同居人一人である。農家に同居する三三人についてみれば作男一人が一番多く、他は無職五、大工四、就学四、自轉車屋一、不明五である。非農家に同居する一人は、農具製造従業員三人、大工三、就学三、官吏一、女中一、雑役三、無職一となつてゐる。

こゝに注目すべき作男を階層別にみれば、〇・三—〇・五町層に二人、〇・五—一町層四人、一—一・五町層五人、一・五—二町層に一人、二町以上層二人である。即ち一・五町層以上は僅か三人であり、他はそれ以下の層に在る。従つて本来的意味における作男は大體この三人とみても無理ではあるまい。下層における作男は典型的なものとみるより、特殊事情によるものと解するのが妥当であろう。圧倒的部分の農家は、出稼による村外の雇傭労働に依存して農繁期のピークを解消してゐるのである。

以上要するに、興除村農家の家族員構成は全国の場合、或いは、東北段階の場合に比して、親縁者構成において小規模であり、又使用人等同居関係においても少なく、家族構成は近代化すると共に分解過程を辿り、小教家族構成への轉化を示すことの一つの場合を、わが国農村について例示してゐるものであるといえよう。

いづれにせよ本村においては、農家相互間においても、農家々族内においても、前期的家父長的な隷屬關係というものは非常に少いのであり、且つ家族員中生産年齢人口の占める割合は他村に比し大

なのであるから、家族規模の相対的に小なることは、この年齢階層の近代的意味における農業者としての安定性というか、その定着度はより一層大であるといわねばならぬ。

四、興除村農家における入歸村者

および他出者人口

以上概略の分析によつて、興除村の農家々族が、その規模において過大でなく、その構成において一定の近代的分化をとけていることをみた。而も生産年齢人口の農業者としての定着度は高く、十分なる生産力を發揮していることを知るのであるが、更にこれに関連して本村農家における入歸村者および他出者人口、即ち各層農家における人口の吸収、排出状態を観察しなければならぬ。家族規模の比較的小なることが当然、その人口の吸収排出作用にも反映しているであろうと想像される。

先づ第八表に示す如く、終戦以降調査時現在までの本村への入歸村者は総数五十二人に達している。一般的農村と同じく本村においても、かの非常時における入歸村者を迎へてすることに違ひはないが、少しくその内容を検討して、他村との比較を試みなければならぬ。

即ち、終戦以降、入歸村者について全国的数字の得られるものとして、昭和二十二年四月農林省によつて実施された農家人口調査がある。同調査によれば、過去一ケ年間(昭和二十二年四月二十七日より二十一年四月二十六日迄)に農家へ轉入した者の総数は二三三万九〇七〇人、(男一八六万五五六〇人、女四七万三五二〇人)であり、農家(五六九万七九四八戸)一戸平均にして〇・四人に当る(農業年鑑昭和二五年版参照)興除村についてみれば、昭和二十年度に入歸村したものは男女計一五〇人、一戸平均〇・一三人、二十一年度について

第8表 農家非農家別並びに農家の階層別に見た入歸村者数

階層別	総男	総女	一戸平均	復員男	引揚女	農轉男	及業女	失生男	業活女	及難男	病康女	氣慮男	健康女	相續男	縁事女	其の男	他の女
總数	354	158	0.46	243	25	11	7	8	1	1	—	—	—	36	86	55	39
0.3 町未滿	21	14	0.66	15	5	2	1	1	1	—	—	—	1	2	2	5	
0.3~0.5	53	33	0.69	34	5	4	2	2	—	—	—	—	4	15	9	11	
0.5~1.0	82	28	0.37	50	1	1	3	1	—	—	—	—	9	19	21	5	
1.0~1.5	83	32	0.4	61	7	1	1	2	—	—	—	—	13	16	6	9	
1.5~2.0	53	24	0.43	42	1	1	—	—	—	—	—	—	6	20	4	3	
2.0~2.5	21	9	0.64	17	1	1	—	—	—	—	—	—	1	7	2	1	
2.5~3.0	2	—	0.4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	39	17	0.46	22	5	1	—	2	—	1	—	—	2	7	11	5	

(備考) 農村人口收容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

第9表 農家非農家別並びに農家階層別年度別に見た入帰村者数

階層別	総数		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	354	158	118	32	105	37	50	33	35	19	35	24	11	13
0.3町未満	21	14	4	4	7	6	1	1	5	2	2	1	2	—
0.3~0.5	53	33	12	—	15	11	8	7	8	8	8	3	2	4
0.5~1.0	82	28	31	9	22	3	13	7	6	—	8	7	2	2
1.0~1.5	83	33	29	9	29	9	10	5	6	3	7	5	2	2
1.5~2.0	53	24	24	4	15	4	7	9	3	4	2	1	2	2
2.0~2.5	21	9	5	1	8	2	2	—	3	—	2	4	1	2
2.5~3.0	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	39	17	12	5	8	2	9	4	4	2	6	3	—	1

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

男女計一四二人一戸平均〇・一三人という数字が得られる。即ち、これは全国平均に比しはるかに少ないといわねばならぬ。入帰村者は大体この両年度が圧倒的に多いのであり、その後は各年別に減少している。第九表参照。

又他の村に対して実施した我々の農村人口収容力調査の結果に従つて若干の比較を試みよう。例えば、広島県湯田村(中間地帯中庸村)について終戦以降、調査時(昭和二十四年八月)現在迄の入帰村者をみれば合計五一四人(男三二〇人、女一九四人)一戸平均〇・七七人である。同じく佐賀県中川副村(平坦部農村、経営規模大にして生産力高し)についてみれば、終戦以降、調査時(昭和二十四年八月)現在迄の農家への入帰村者は三九〇人(男二七一人、女一九九人)であり、一戸平均一・〇一人である。これらに比しても興除村の場合その入帰村者は、はるかに少い。若し以上の入帰村者数より、復員者を除外すれば、概略の入村者が捕捉されよう。即ち興除村についてみれば、復員者二〇四人であり、入村者は三〇八人となる。一戸平均〇・二七人にすぎない。

年次別にみれば、一戸平均入村者昭和二〇年〇・〇七人(総数一五〇人)、二一年〇・〇六人(総数一四二人)、二二年〇・〇五人(総数八三人)、二三年〇・〇四人(総数五四人)、二四年〇・〇四人(総数五九人)二五年(但し五月迄)〇・〇二人(総数二四人)であり、いずれも少数であるが、二二年を境として急速に減少している。

前記湯田村についてみれば、復員者は一六四人で、入村者は三四〇人一戸平均〇・七六人となる。中川副村についてみれば、復員者一九〇人、入村者二〇〇人、一戸平均〇・五二人となり、いずれも興除村の農家への転入者より大であることが注目されよう。

興除村は、農家の生産力高きに不拘、その擁する農家戸数、農家人口共に少なく、いわゆる人口収容力は、或意味では却つて小であることは、既に学者によつて指摘されたところであり(例えば、大

梶博士、「国家と農業生活」参照）、我々の前回の調査においても一応この点を指摘しているが、今如上の調査結果によつて、本村農家の転入者に対する受入れの量が、他村に比してはるかに少ないことをみたのである。

更に、農家階層別に入帰村者をみれば第八表にみられる如くである。即ち、階層別一戸平均でみれば、一―二町層といつた中核層において〇・四人、〇・四三人と最少を示し、むしろ下層に、やゝ高い傾向がある。たゞ、入帰村の理由別にみた場合、縁事においてやゝ高く現われているが、嫁を貰うということは労働力を追加するといふような意味が、この階層に現われているとみられぬことはない。いづれにせよ、機械体系も何々綜合型に近く、技術水準の高い経営をいとなむ、これらの層の合理主義がこの面にも現われて、農業労働力と技術過程の合理的な結合を乱すような追加労働力の吸収を極力

排しているといわねばなるまい。かゝる現象の反面はその人口排出作業である。

次に他出者を検討しよう。興除村における農家の他出者総数を階層別一戸平均でみれば第十表表示す如くである。

即ち、一戸平均他出者〇・六人であり、階層別には下層に低く、中上層に至るほど多い傾向がみられる。〇・三―〇・五町層において〇・一人、一・五―二町層において〇・八人、二―二・五町層において一人といつた如くである。

更にこれを時期別に、戦前(昭和一六年二月八日以前)、戦中および終戦以降に分つて観察すれば、第一表示す如く、終戦後の他出者が一番多い。これは戦後にあける加重人口の排出作業の強化の一端を示すものであろう。人口排出は、戦後を除いては戦前が高

第10表 農家非農家別並びに農家の階層別に見た現在の職業別他出者数

階層別	総数		一戸平均	農業		水産業		鉱業		工業		商業		交通		公務		務		其他		無職	
	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	219	424	0.6	80	246	—	1	1	1	11	5	20	20	11	—	26	16	14	5	56	131		
0.3町未満	7	8	0.3	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	5	5		
0.3~0.5	6	9	0.1	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	4	6		
0.5~1.0	53	97	0.5	15	52	—	—	—	—	3	3	6	3	6	—	11	6	1	—	11	33		
1.0~1.5	61	147	0.7	28	97	—	—	1	—	—	—	4	4	—	2	—	—	10	3	16	43		
1.5~2.0	52	93	0.8	28	64	—	1	—	—	5	1	4	5	1	—	5	5	—	1	8	18		
2.0~2.5	18	29	1.0	4	16	—	—	—	—	1	—	4	5	—	4	—	—	—	—	4	6		
2.5~3.0	—	6	1.2	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
非農家	22	35	0.5	3	9	—	—	—	—	2	1	2	3	3	—	2	3	2	1	8	18		

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

第 11 表 農家非農家別並びに農家の階層別に見た他出理由別他出者数

階層別	総数		一戸平均	求職又就職		縁事		就学		従属		分家		その他	
	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
前	69	145	0.2	13	1	16	128	—	—	8	5	21	3	11	8
戦	4	4	0.1	1	—	—	3	—	—	2	1	—	—	1	—
	4	4		1	—	—	3	—	—	2	1	—	—	1	—
	4	11	0.1	—	—	2	11	—	—	—	—	—	—	2	—
	22	63	0.3	5	—	5	55	—	—	—	—	9	2	3	6
	18	36		3	1	5	34	—	—	—	—	10	1	—	—
	10	15	0.2	1	—	3	12	—	—	2	3	2	—	2	—
	—	4		—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	7	8	0.04	2	—	1	6	—	—	2	—	—	—	2	2
中	21	75	0.08	7	3	4	68	1	—	—	1	1	—	8	3
戦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	15	40	0.3	5	1	2	35	1	—	—	—	1	—	6	3
	—	12	0.06	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	10		1	—	2	10	—	—	—	—	—	—	1	—
	—	4	0.04	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	2		—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	2	7	—	1	2	—	5	—	—	—	—	—	—	1	—
後	129	204	0.3	26	3	17	150	11	1	8	6	53	31	14	13
戦	3	4	0.1	—	—	—	3	1	—	1	—	1	1	—	—
	2	5	0.06	—	—	—	3	—	—	1	—	1	2	—	—
	34	46	0.3	11	1	9	38	3	—	—	3	7	3	4	1
	39	72	0.4	4	—	3	55	5	—	—	—	23	13	4	4
	30	47	0.4	4	—	5	36	1	—	4	—	16	8	—	3
	8	10	0.4	1	—	—	5	—	—	—	—	3	3	4	2
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	13	20	0.3	6	2	—	10	1	1	2	3	2	1	2	3

(備考) 農村人口収容力調査、昭和 25 年 5 月、人口問題研究所による。

く、戦時中が最も低い。且つ注意すべきは、縁事就中女子のそれによる他出が占める比重が非常に高いことである。

それと分家を理由とする他出が——戦時中は僅か一戸である——終戦後、縁事による他出について多く八四人に達していることである。而も階層別に見て、中上層に多くみられることは、最近における本村農家経営零細化の一因とその性格の一端を、こゝにみ出しうるであろう。これと併せ注意すべきは、求職就職等による職業的他出はいづれの時期においても全他出中に占める比率が低いことである。

又時期別他出において、それが戦時中を例外として、戦前、戦後共に、中上層において高く、下層において、より低い特徴を把握しうる。これはいう迄もなこれら中上層における入籍村者の下層に比して少なかつたことその他の反面であり、中上層、就中、中層における人口圧力の強さおよび、これに対する農民の適応としての人口排出作用の

第 12 表 興除村、中川副村、湯田村、農家階層別他出者数（一戸平均）

階層別	興 除 村			中 川 副 村			湯 田 村		
	全農家数	他出者数	一戸平均	全農家数	他出者数	一戸平均	全農家数	他出者数	一戸平均
総 数	1,001	586	0.59	386	648	1.68	445	469	1.05
0.3町未満	53	15	0.28	50	64	1.28	93	74	0.8
0.3~0.5	124	15	0.12	43	66	1.53	89	71	0.8
0.5~1.0	300	150	0.5	85	122	1.44	193	245	1.27
1.0~1.5	292	208	0.71	101	151	1.50	58	62	1.07
1.5~2.0	178	145	0.81	75	177	2.36	5	10	2.0
2.0~2.5	47	47	1.0	25	54	2.16	1	4	4.0
2.5~3.0	5	6	1.2	7	14	2.00	—	—	—
3.0~5.0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
5.0~1.0	1	—	—	—	—	—	—	—	—

（備考） 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。
但し、中川副村、湯田村は、昭和24年8月農村人口収容力調査による。

第 13 表 農家階層別他出農家率（興除村、中川副村、湯田村）

階層別	興 除 村			中 川 副 村			湯 田 村		
	全農家数	他出者ノアル戸数	%	全農家数	他出者ノアル戸数	%	全農家数	他出者ノアル戸数	%
総 数	1,001	285	28.5	386	250	64.8	445	196	44.0
0.3町未満	53	8	15.1	50	27	54.0	93	31	33.3
0.3~0.5	124	27	21.8	43	27	62.8	89	29	32.6
0.5~1.0	300	72	24.0	85	50	58.8	193	101	52.3
1.0~1.5	292	88	30.1	101	65	64.4	58	28	48.3
1.5~2.0	178	69	38.8	75	55	73.3	5	4	80.0
2.0~2.5	47	19	40.4	25	21	84.0	1	1	100.0
2.5~3.0	7	2	40.0	7	5	71.4	—	—	—

（備考） 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

貫徹であるといわねばならない。
以上を少しく他村と比較しよう。
前記湯田村についてみれば、農家一戸平均他出者一・〇五人であり、階層別には大体下層に少なく、上層に至る程多い。中川副村についてみれば他出者一戸平均一・六八人であり、階層別には就中、中上層において多く下層に少ない。興除村の他出者が、これら二村のそれに比して、全戸平均においても、各層別平均においても著るしく少なく、中層における他出者についてみれば、これら二村においては興除村の二・五―三倍の排出現象がみられる。これによつても興除村全体として、その人口圧力は他村に比し少ないといわねばならぬ。（第一二表参照）
更に他出者を有する農家の全農家に対する比率、即ち他出農家率（第一三表参照）をみても、同じ傾向が看取される。即ち他出農家率は興除村においては二八・五%と低く、湯田村四四%、中川副村に至つては六四・八%と高いのである。
他出農家率を階層別にみれば、同様に各村とも、下層における比率は低く中上層に至るに従つて高率とな

つてゐるが、これについても興除村の他出農家率が他の二村に比し極めて低いことがわかる。

以上要するに、興除村農家における人口の吸収、排出共に他村農家に比しはるかに少ないのであるが、これは元来本村農家族構成の小規模なることによる人口圧力の低さにその一つの主要なる原因をみなければなるまい。且つその他出者は下層に少く、中上層に高く、その過半数が女子の縁事移動であり、職業移動の占める比率が極めて低いことに注目しなければならぬ。

これらの現象は、昭和初頭の経済恐慌期において、農民の移動が、むしろ、より上層において促進される傾向にあつたが、準戦時、戦時と移行するにつれて、下層低質労働に門戸が開放され、その労働移動が飛躍的に発展したこと、(その詳細は、野尻博士「農民離村の実証的研究」参照)まさに対照的であるといわねばならぬ。戦後における日本資本主義の構造的変化の直接の反映として、下層農家においてむしろ人口排出作用は停頓し、中上層において、而も職業移動の比率は極めて低く、辛うじて人口排出作用が行われているとみなければならぬ。且つ前節にみた如く、興除村の中上層農家における家族員の、むしろ僅かながらの増加傾向は、これらの層における極力の人口排出作業に不拘、なほその排出の不足不十分を意味するものと解しうるであらう。

これらの分析によつて、我々は一応興除村の基本的人口現象の、若干の特色を明らかにし得た。即ち、それは主として本村農家人口の生産年齢構成、家族構成、人口の吸収および排出の諸作用といった視点においてみると、他村に比し著しい特色を有している。一言にしていえば、この村の農民生活および農民意識の近代性格を反映するものとして、その人口現象にも合理主義の色彩が濃く現われ、他村に比しその農民的過度出産力に由来する過剰人口の圧迫をそれ程強く現わしてゐないことをみたのである。而も安定層の下限

を上下する農民層においてその農家の人口吸収排出作用の一連の結合が極めて合理的に貫徹されていることをみた。しからは、このような事態は如何にして生起し、又最も多く何に由来するのであるか、節を更めて検討をすゝめよう。

五、構造的進化と出生減退

上來観察してきたような興除村における人口現象を基本的に基礎づけるものは、いう迄もなくこの村特有の社会的経済的過程の進行によつて構成された生産構造であり、又それによつて制約された農民意識でもある。即ち、本村特有の土地所有関係により、より多く自由なる発展過程をへて構成され、多分に近代的合理的性格を有する社会関係と、その農業過程における機械体系の十分な機能化による生産構造の高度化と、それに伴う農民意識の近代的生成によつて、かもし出された農民生活によつて、かゝる人口現象が生れ出たものといわねばならぬ。

元来、本村は周知の如く古るい干拓村であり、その発足の当初において、入植者自らが干拓を遂行し、形成された耕地に対する作株権は、土地所有権と無関係に、これを独立して享有処分することが出来たのである。(註)

(註) この作株権は多くは地価よりも高価に評価され、小作人はその表土権の売買、転貸、質入、相続、分割、併合等の処分を自由に行い、これを取扱うための私設の登記所が村内に設けられ、その権利が社会的に保障されていたのであつて、これは最近の農地改革時迄存続した。

従つて、本村に入村せんとする者は、自ら干拓に従事して作株権を獲得するか、或いはこれを購入するを要したのであつて、この点において既に入植者に対する一定の制限が行われたといわねばなら

ぬ。(註)

(註) 本村の干拓は先づ池田藩によつて着目され、その最初の干拓地たる「興除新田」が払下げられ、干拓に従事した附近の窮民たちが、そのまゝ、落付いて「作人」となつたことからはじまる(生沼曹喜「機械化農村」参照)

明治以後池田藩から、岩崎、鶴崎の両家が払下げをうけて県内農民を招致して小作としたが、塩害がひどく収穫量は年々少くその六割は退散した。しかし、退散者の土地は地主に返還されず、新しい入植者に何がしかの金で譲渡され、地上権が発生した(野村岩夫「慣行小作権に関する研究」参照)土地からあふれた農民が、退散者の跡に入れかわり立ちかわり入植して、なみなみならぬ艱難を克服して熟地とした。地主は底土権を所有するだけで、文字通り地上権が小作人の手にあつて土地に対する所有、使用、処分等の権利が二分してしまつた。地主が土地改良に対して無力であつたのは干拓労働だけではなく、用水の施設に対しても地主はほとんどなすところがなく、他村の余水に依存せねばならなかつた。用水の無政府主義的利用は、耕作者をして自由な競争的地位にたゞざれば、経営を継続できないという状態に追込んだ。一定の資金と業主的活動力を具えない農民は本村に入植することもできないし存続することも出来なかつた(細野重雄、「耕耘作業機械化の条件」参照)

且つ、本村の干拓は幕末から明治後期におよぶ本来の干拓過程に属する時期と、一応の干拓終了後たる大正以降とに分けることが出来る。この干拓前期においては、いう迄もなく土地の余剰が村内に残されており、村外から移住が行われた。「現存農家の九四・四%までは、この期に入植し、大正以降に入村せる農家は僅か五・六%にすぎない」(本岡武「人口政策に關聯して干拓地農家々系の考察」「人口政策と国土計画」所収参照)といわれる。而して、その干拓前期においては、日本資本主義成立期の特徴を反映して、一般には農村から都市への労働移動が行われた時期であり、上述の如き入植

の一定の制限もあつて、本村への入植数は、比較的少なかつたと推定されるのである。又その干拓前期においては、本村農家は主として實質的に末子相続制をとつたのであり、他の兄弟は村内分家をして土地確保につとめたのである。その後干拓過程の終了と共に村内分家は例外的のみ行われ、相続者以外の子弟は海外への移住、村外への轉出をなし、村内に滞留するものは非常に少数にすぎなくなつた。前記本岡氏によれば約一割程度ということである。且つ子弟の離村のみではなく、より良い生活を求めて行われる家そのものゝ離村が漸増したのである。本村農家は伝統的農村と異り、村に固着せしめられることが少なかつた。その行衛は海外移民であり、又地続きの新干拓地であつた。然るにそれに代る流入は少なく、本村農家はその経営規模を維持発展せしめたといえるが、入植地としての獨特の性格が、本村農民に激しい優勝劣敗の精神を植えつけ、合理主義或いは功利主義に立脚せざれば、存立発展し得ない状態におかれたのである。

本村農民の非伝統的性格は、又その通婚圏が主としてその出身地に求められ、村内外に求められず、従つて村としての血縁性、統一性に乏しかつたことによつても基礎づけられていた。零細農が一見不必要とみられる機械裝備を有することも単に技術上の要求ではなく、むしろ興除社会の非協同的な、ゲゼルシャフトリヒな性格により多く基いたものといえよう。いわゆる伝統的農村における社会關係が、基本的に面接關係に基く第一次的なものであるのに比して、本村の社会關係は、元々入植者の集合によつて成立したものであり農家も散居制をとつており、面接に基く第一次的關係より、むしろ間接的であり、一定のインテレッセを媒介とする二次的結合である。この点において、農村的であるより、むしろ、より多く都市的性格を有するといえる。

本村への入植者はいづれも新天地に運命を開拓せんとする進取の氣象に

とんだ農民であつたことは想像に難くないが、干拓期における辛苦にみちた労働は言語に絶するものであつたらしく、一精農家の語るところは、農民相互の負けし魂も競合して、早朝星を仰いで出で夜月をみて帰り、台所の板敷に腰をおろしたま、食事をすませ、蠟仕事をすする。仕事場の横でほんの二―三時間仮睡するのみであつたという。それでも希望にみちていた彼等は敢闘をつゞけ今日の基礎を確立したのである。

大正期に入り、歐洲大戦を契機とする我国経済界の繁榮は本村農民にも資本蓄積の機会を与えたが、大正一三年の旱魃に當つて、進取的農民が動力揚水機を使用して、水稻の固死を免れ、よく收穫をあげ得たことにしげきされて、石油発動機による揚水作業の機械化が全村農家に普及した。その結果本村農民は稲作の收穫を安定せしめることが出来たのであるが、進歩的農民は更に進んで脱穀、糶摺過程を機械化し、その余剰労力を以て副業の薬工品に専念し、却つて本業の方の労力不足を感じるに及んで、一層機械化が促進され、これと表裏して能う限り裏作面積を拡大して、生産力を發展せしめ余剰を集積して農民の階層分化を促進せしめたが、冒頭のべた如く、落伍者となり析出された零細者は、村内に滞留すること少く、殆んど村外に押し出されたのである。更に進取的農民が野鍛冶と協力して、自主的に農機具の改良をなし、たま／＼藤田村における北米移民の帰村者に示唆を得た動力耕耘機の成立となり、その後幾多の改良が加えられた。

ついで、昭和初頭の農業恐慌時における政府の小麦増産対策は、一層本村農民の裏作増産意欲を刺激し、小麦中耕に最も適した動力耕耘機が普及したのである。この機械を入れた主たる動機は農民の積極的な経営規模拡大意欲と密接な関連のあつたことが注意されるを要するが、かゝる過程をへて導入された機械は今や本村農業構造高度化の重要な指標として、その農業過程に完全に機能化しているのである。

次に興除村特有の土地所有関係の反映として注目すべきは、地主

の寄生的性格と小作人の積極性である。元來本村には不在大地主が多く、彼等は全耕地の約三分の二を所有していた。それに比し在地主は微力であり、地主手作的なものは殆んどみられなかつたのである。従つて小作人が農業経営面において主導権を握り、その数も多く、階層的にも中上層に、即ち一―三町層に多く分布していたのである。機械装備においても高い綜合型を有していた。且つ、本村の小作農は上乗の叙述によつて知られる如く、作株権を享有して自主的であり、隸属的な点は少く、いわば、借地農的性格を多分に備えていたのであり、その経営者の性格はよく成長して、外部の経済変動に対し敏捷に適應するのを常とした。例えば、自由経済時代米価の高騰したとき飯米の全部を売却し、米価の下落に応じて、これを買戻すといつた、一種のスペクラティブの傾向さえみられたのである。

更に本村においては專業農家の占める比率が圧倒的であり、兼業農家は少く、前記岡山県一七ヶ町村における調査の結果によつても本村の兼業農家は五％に過ぎなかつた。一七ヶ町村平均は一四・四％である。昭和二五年の我々の調査結果においても八・九％に止まるのである。尙二五年調査においては、小作農が減少して、自作農が圧倒的になつたことはいふまでもない。

以上要するに、興除村の社会経済的構造は干拓に由来する特有の土地所有関係に基いて發展し、他村に見出し難い特色を帯びるに至つたのである。地主の土地所有権は単に底土権に関するものであり農業経営上、土地改良用水施設等に対しても何ら主体的に干与することなく単なる寄生的存在にすぎなかつた。地主に代つて、農民自身がその耕地の改良は勿論、用水施設に全努力を傾注し、その自主独立の精神によつて、よく農業経営を維持發展せしめたのである。この農民の自主の精神こそ興除村の社会過程のすべてを貫串するものであり、今日全国随一の機械化農村として存立する所以のものも

すべてかゝる特有の社会過程に依存するものであるが、基本的には農民心理を制約するこの自立の精神に発動しているといわねばならぬ。只、農民の高度の近代的意識の成立も、かゝる特有の土地所有關係に基いて、その経済的条件において恵れていたことの結果であるし、又合理的近代的社会過程を生んだのも主としてこゝにその主動因を求めなければならぬのである。

一般の伝統的農村と異る、このような特有な興除村社会の構成のもとで、最も基本的な人口現象としての、人口の出生死亡が如何なる発展型態を辿つたかを検討すべき箇所を達したのであるが、乏しい資料のもとに概略の吟味を試みよう。

冒頭掲げた設題は、興除村における特有の現象としての、その人口発展の静止状態であつた。それを制約する重要な要因として、その社会的条件の近代的性格に着目したのであるが、元々その発足点にたつ農民は、身体頑健、意志強固にして自主独立の精神に富む逞しい作人であつたのだ。入植の当初においてその家族規模が小であつたろうことは容易に推定される。それはいづれの入植地にも普遍的な現象である。しかし、干拓の進行と共に、わけて末子相続制によつて土地確保を計つた時期において、子女数が少ないことを要請する理由は殆んど見出し難かつたであろう。婦女子の過重な労働が育児と両立し難かつたかも知れないが、それは何も本村に限つた現象ではない。従つて、当時の自然増加は相当なものであつたろうと一応推定されるのである。干拓後期に至つて土地余剰が消滅し、漸く生産要素と手段との間に均衡化が現われるに至つて、這般の事情も、前期と趣を異にせんとするに至つたであろうと想像されるが、なほ、外部経済の農村労働力に対する需要就中、村外新干拓地の開設、移民等の社会的消化によつて、比較的容易に、自然増加は吸収されえたであろうし、總体的にみて人口圧力として、経営規模の縮小に働きかける程のものは感ぜられなかつたであろうといふので

ある。たゞ筆者が調査に際して耳にしたところによると、本村では比較的古くから墮胎が行われ、農民家族の子女の間隔が一定に按配されているというのであるが、よるべき資料がないのでこれについては今は何もいえない。

試みに、大正期における本村の出生現象を窺うものとして第一四表を掲げる。

即ち、大正二一八年における本村の粗出生率は、最高千につき三四・九、最低三一・〇で低いとはいえない。しかし、これを全国郡部のそれと比較すれば、かなり低く現われる。

更に、大正一四年、昭和五、および一〇各年度についてみれば、昭和五年は興除村は三四・〇九と全国郡部(三三・八四)より高いが、他の両年度は、より低い数値を示している。試みに、この三つの年次について興除村と同じ見島郡内の二二ヶ町村の出生率とを比較してみると第一五表示す如くである。

即ち、興除村は大正一四年は三〇・七と郡内第六位を示し、他に興除村より、かなり低い村も多数あるが、隣接の干拓村藤田村が三六・一と最高を示している。昭和五年は藤田村が依然三四・一と最高を示し、興除村も同様に三四・一と高く現われている。昭和一〇年に至つては、下津井町が三四・五と最高を示し、興除村は三三・八と第二位を示している。これだけの観察を以て勿論多くをいうことは出来ないが、干拓進行期にある藤田村において出生率はかなり高いこと、興除村は郡内においてはむしろ、より高い群に属すること、特に昭和初頭の恐慌時において他村が一齊に出生率の低下を示したときに、高い出生率を維持したのは一応本村の生産力の向上、経済状態の強靱性の反映といえるであろう。或いは、むしろ郡内の他村の出生率が、一般農村に比してもかなり低く現われていること(その理由が、それらの村の経済状態の如何によるかは、今判明しない)が知られるのである。

第 14 表 興除村における出生率死亡率および自然増加率 (‰)

年次	出生率				死亡率				自然増加率			
	全国	市部	郡部	興除村	全国	市部	郡部	興除村	全国	市部	郡部	興除村
大正2年	33.2	26.32	34.48	31.86	19.41	18.30	19.62	16.85	13.8	8.02	14.86	15.01
〃 3 〃	33.7	26.76	35.00	34.98	20.53	19.17	20.78	21.67	13.2	7.14	14.22	13.31
〃 4 〃	33.1	25.38	34.43	28.86	20.09	19.08	20.28	16.66	13.0	6.30	14.15	12.20
〃 5 〃	32.7	24.42	34.09	31.28	21.51	19.84	21.83	19.94	11.2	4.58	12.28	11.34
〃 6 〃	32.3	25.10	33.79	28.00	21.41	20.07	21.68	16.96	10.9	5.03	12.11	11.04
〃 7 〃	32.2	23.78	34.04	31.00	26.83	24.24	27.39	16.03	5.4	-0.46	6.65	14.97
〃 8 〃	31.6	24.44	33.26	33.80	22.79	20.96	23.21	22.32	8.8	3.48	10.05	11.48

(備考) 人口問題研究所編「人口政策の策一及び興除村役場資料による。

第 15 表 岡山県児島郡町村出生死亡自然増加率 (‰)

	出生率			死亡率			自然増加率		
	大正14年	昭和5年	昭和10年	大正14年	昭和5年	昭和10年	大正14年	昭和5年	昭和10年
総数	28.81	26.62	26.34	16.64	16.30	16.28	12.17	10.32	10.06
味野町	20.20	23.40	22.16	11.22	13.04	12.23	8.98	10.36	9.93
赤崎村	31.90	30.20	30.70	14.35	16.21	14.37	17.55	13.99	16.33
下津井町	34.71	23.32	34.51	15.89	18.88	19.81	18.82	7.44	14.70
本荘村	26.81	26.23	31.65	14.47	14.75	21.66	12.34	11.48	9.99
福田村	33.03	29.65	29.56	17.54	17.22	16.57	15.49	12.43	12.99
粒江村	30.70	26.80	28.09	18.06	15.19	15.81	12.64	11.61	12.28
藤戸村	27.67	22.79	19.25	16.60	16.55	16.25	11.07	6.24	3.00
郷内村	29.05	25.62	24.53	16.51	14.38	12.84	12.54	11.24	11.69
興除村	30.65	34.09	33.84	16.83	18.52	16.57	13.82	15.57	17.27
藤田村	36.09	34.15	29.14	16.88	12.47	13.45	19.21	21.68	15.69
灘崎村	28.27	21.71	27.17	14.03	16.91	14.13	14.24	4.80	13.04
荘内村	28.03	26.07	22.86	19.31	22.89	19.49	8.72	3.18	3.37
八浜町	32.53	26.43	25.58	15.46	15.55	14.90	17.07	10.88	10.68
甲浦村	27.29	27.26	26.94	19.76	19.47	20.29	7.53	7.79	6.65
小串村	31.43	27.05	23.25	20.18	17.36	21.49	11.25	9.69	1.76
鉾立村	27.76	30.10	29.56	24.61	15.99	19.71	3.15	14.11	9.85
胸上村	31.10	29.89	31.86	18.88	19.92	21.24	12.22	9.97	10.62
山田村	28.54	24.40	28.81	19.94	20.45	17.22	8.60	3.95	11.59
宇野町	29.11	27.33	25.03	14.02	14.28	14.71	15.09	13.05	10.32
日比町	27.73	26.60	24.34	16.47	13.81	16.06	11.26	12.79	8.28
琴浦町	22.51	22.74	22.53	16.49	16.22	15.77	6.02	6.52	6.76
小田村	28.52	—	—	18.74	—	—	9.78	—	—
児島町	—	25.17	23.41	—	12.40	14.70	—	12.77	8.71

(備考) 国勢調査資料により作成

更にこれをふえんするため興除村に近接する山陽線沿線の平坦地帯浅口郡一三ヶ町村についてその出生率をみよう。(第一六表参照)

即ち、大正一四年は浅口郡一七ヶ町村中五ヶ村はいづれも興除村より高く、就中黒崎村は三八・七六という最高出生率を示している。昭和五年恐慌期においては浅口郡各町村中出生率の減退を示したものが九ヶ村あるが、興除村は児島郡において示したと同様、本郡に對しても高位を示している。昭和一〇年に至つては、興除村は里庄村と同じ程度で、黒崎、大島両村の方がはるかに高くなつてゐる。

以上要するに興除村の出生率は、全国郡部より、かなり低いが、他のより低位群の町村よりは高いことが判る。平易に表現すれば生み過ぎもないが、生み足らぬこともないといつてよい。尙こゝで一言注意したいことは以上は粗出生率に關してであるが、若し年齢構成が判明し特殊出生率がみられれば、如上の本村の出生率はなほ低く現われたであろうと想像される十分な理由があるが、今これを果し得ない。

死亡率は大正前半において大体全国平均よりやゝ低く現われている。全国郡部死亡率と比較すれば勿論より低く現われている。大正一四、昭和五および一〇の各年度における死亡率を見島郡内各町村のそれと比較すれば、興除村は大体中位、或いはそれよりやゝ高い所にあるといつてよい。浅口郡町村と比較すれば昭和一四年の興除村の一六・八三は最も低い方である。昭和五年の死亡は出生の高さに平行して最高に近い数値を示す。昭和一〇年の一六・五七は同様最も低い部に属する。

昭和期に入り全国的傾向と同じく、死亡率は漸次低下して、昭和二二年には一三・八となつてゐる。このような死亡率の低下は、出生率における場合と同じ様に、興除村の農家の生活程度の高さ、農民生活に浸透した生活様式の近代的性格によるものといわねばなるまい。

第 16 表 岡山県浅口郡町村、出生、死亡自然増加率 (‰)

	出生率			死亡率			自然増加率		
	大正14年	昭和5年	昭和10年	大正14年	昭和5年	昭和10年	大正14年	昭和5年	昭和10年
總数	29.66	28.10	29.42	20.09	16.67	17.33	9.57	11.43	12.09
玉島町	27.61	27.84	26.09	19.80	16.98	14.43	7.81	10.86	11.66
連島町	30.64	29.52	27.53	18.52	19.19	18.20	12.12	10.33	9.33
河内町	22.81	—	—	18.49	—	—	4.32	—	—
船穂村	27.72	31.60	30.48	19.82	13.87	19.03	7.90	17.73	11.45
長尾町	29.13	30.34	25.30	22.19	17.99	18.97	6.94	12.35	6.33
富田村	32.60	25.48	30.47	22.66	14.98	15.70	9.94	10.50	14.77
金光町	24.55	27.27	28.39	19.97	15.46	18.57	4.58	11.81	9.82
鴨方町	27.22	30.93	31.17	21.53	17.64	18.75	5.69	13.29	12.42
里庄村	33.64	25.44	33.72	21.84	15.13	18.48	11.80	10.31	15.24
大島村	32.06	27.23	35.29	15.63	15.31	20.12	16.43	11.92	15.17
寄島町	33.71	29.68	29.99	23.84	15.85	15.59	14.92	13.83	14.40
黒崎村	38.76	27.83	37.40	19.69	18.76	20.22	14.02	9.07	17.18
六条院村	29.25	26.49	26.00	18.77	15.82	17.21	10.48	10.67	8.79
西阿知町	—	23.49	28.25	—	17.98	16.71	—	15.51	11.54

(備考) 国勢調査資料による作成

ついで自然増加率は、全国郡部に比し、大体において低い。自然増加が、かく比較的低いということ、少くとも過大でなく、過小でなく、いわば一定の適度性を示していることが、上述興除村農家の家族構成の規模小なることの一半の原因であるといえるし、又その人口排出作用と相俟つて、本村における人口圧力をそれ程強化せしめない結果となつてゐるし或いはその人口排出作用を他村より相對的に少く保つてゐる所以でもあらう。

我々は昭和二三、二五兩年度に本村に対する農村人口收容力調査を実施し、その特殊出生率を検討したが、昭和二三年は千につき一六三・五二、昭和二五年は、なほいく分低下して千につき一四五・八となり、他の我々の数々の調査村に比し、はるかに低い出生率を示している。(拙稿「農業人口適正化の指標」人口問題研究第六卷二号参照)而も、この低出生率が、階層別差において表出されてゐること後述の如くであるが、かくて農民の高出生力の主たる原因がその生産構造の低位性にある反面、構造的進化に伴つて、出生率が合理化され低下傾向を辿ることを知らねばならぬのである。即ち、一定の生産構造の進化に照応して、生産力の高揚と共に生活水準の上昇もおこり、農民の生活環境に適応する合理的思惟は、出産現象における有意的統制として具体化されるに至るのである。

六、興除村における農家階層別出生率

前節において、興除村の社会構成が、干拓地特有の土地所有關係に基いて、非伝統的性格を有し、合理主義、契約主義に立脚する、近代的性格を多分に有することを指摘した。そしてその農民意識は利害打算に極めて明敏な、自主独立の精神に貫かれたものであることをみた。干拓以来の逞ましい農民意識が近代の合理主義精神によつて裏打ちされた、根強い性格をみたのである。本村農業の経済的

過程も技術的過程も、かゝる社会的条件のもとで成立するが、我々の当面の問題である出生現象についても、多産にすぎず、少産に墮せず適度の均衡、合理化の傾向がみられたのであるが、以下更に視点を狭めて、本村農家の出生現象にみられる、階層別差異について検討しなければならぬ。

先づ、昭和二五年五月施行の農村人口收容力調査の結果によつて農家階層別出生率をみれば第一七表の如くである。

即ち、興除村農家における粗出生率は、階層的にみれば、一―二町層において千人につき二二・九人と低く、〇・五町層以下は二五・〇人、二町以上層は二六・〇人と高い。中層に低く上下兩層に高いといえる。一町層を境に上下に分てば、一町以下は二五・九人と高く一町以上は二二・二人と低く現われる。

更にこれを、厳密に、有配偶妊娠年齢女子と、調査時現在に至る過去一ケ年の出生見数との比率である特殊出生率として農家階層別にみれば、同様に、明らかに一―二町層において低く(一―一・五町層一三一・三、一・五―二町層一三七・四)上下兩層において出生率増加を示している(〇・三―〇・五町層一六〇・〇、一―二・五町層一六一・三の如くに)。一町層を境として上下に区分すれば、同様に特殊出生率も下に高く上に低く現われる。尙、非農家は、農家よりも出生率が高い。

かくて、人口増加の割合を規定する出生率は、粗出生率においても、之れを精密にみる特殊出生率においても、いづれも中核層、或いは安定農家層の下限を上下するあたりにおいて動搖をみせ、上下兩層において比較的の高い傾向を示している。なほ、〇・三町未満層はいづれも出生率が低い。この層は上述の如く戦後急増した飯米農家を含むものであり(かたがた、過度零細農の低い出生率を示すものとして注意すべきであらう)。

右のような出生現象を裏づけるものとして、我々は、出生に對す

第 17 表 興除村農家、非農家別及び農家階層別出生率

階層別	人口	出生	出生率	人口	出生	出生率	人口	出生	出生率
	人	人	‰	人	人	‰	人	人	‰
總 数	6,176	156	25.3	—	—	—	—	—	—
0.3町未滿	224	4	17.9	801	20	25.0	2,280	59	25.9
0.3—0.5	577	16	27.7						
0.5—1.0	1,479	39	26.4	1,479	39	26.4	3,356	78	23.2
1.0—1.5	1,749	39	22.3	2,971	68	22.9			
1.5—2.0	1,222	29	23.7						
2.0—2.5	334	10	29.9						
2.5—3.0	37	—	—	385	10	26.0	—	—	—
3.0—5.0	7	—	—						
5.0—10	7	—	—						
10 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非 農 家	540	19	35.2	—	—	—	—	—	—

(備考) 農村人口收容力調査、昭和25年5月、厚生省人口問題研究所による。

第 18 表 興除村農家、非農家別及び農家階層別特殊出生率

階層別	有配妊孕	現在○才の子供及 ○才で死亡せし小供	特殊出生率
	人	人	
總 数	1,070	156	145.8
0.3町未滿	44	4	90.9
0.3—0.5	100	16	160.0
0.5—1.0	263	39	148.3
1.0—1.5	297	39	131.3
1.5—2.0	211	29	137.4
2.0—2.5	62	10	161.3
2.5—3.0	4	—	—
3.0—5.0	1	—	—
非 農 家	88	19	215.9
農家總数	982	137	139.5

(備考) 農村人口收容力調査、昭和25年5月、厚生省人口問題研究所による。

る農民の意識的抑制行為に着目しなければならない。即ち、農村における農業の生産構造の進化に伴い、農民生活も近代的色彩を帯びるに至り、その意識における近代性が具現されるにつれて、農民階層における出生率の差異が現われる。わが国における後進農業地帯としての東北地方農村と、資本主義的分化の比較的進んだ西南地帯農村との間における出生率の差異について、又同一農村内においても、農家階層の差異に依りて、差別出生率の法則性が貫徹せんとしつゝあることについては、既に指摘したところであるが、今回興除全村に対して（前回調査においては會根部落のみ）実施した、簡易産見制限調査票配布による調査結果によれば、農家階層別にみた避妊実行状況は第一九表に示す如くである。

第 19 表 興除村農家非農家別並びに農家階層別避妊実行状況

階層別	夫婦数	避妊実行・不実行夫婦割合(%)			墮胎件数 (夫婦百に付)
		実行	不実行	不詳	
総数	950	16.7	69.0	14.3	7.4
農家総数	768	13.9	71.5	14.6	6.3
0.5町未満	84	11.9	75.0	13.1	4.8
0.5—1.0	183	14.8	67.2	18.0	8.7
1.0—2.0	361	16.6	68.2	15.2	7.2
2.0—	53	11.3	83.0	5.7	3.8
農家階層未詳	87	4.6	83.9	11.5	0
兼業農家	27	37.0	51.9	11.1	22.2
非農家	94	36.2	55.3	8.5	11.7
無職	21	9.5	71.4	19.1	9.5
未詳	40	15.0	62.5	22.5	7.5

(備考) 産児制限簡易調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

即ち、避妊の実行率についてみれば、中層において、就中安定層の下限を上下する附近において高く、上下両層において低いことが明白に窺われる。兼業農家および非農家は、かなり高い実行率を示している。人工妊娠中絶についても、階層別には、右とほぼ似た傾向を把握しうる。産制意欲は下層に低く、中層に至つて、経済生活が漸く安定せんとするに依りて、一度到達された生活水準を維持せんとする念にかられ、農民意識の合理的思惟が發展し、子女への田畑の分与の制限状態を反省し、その将来の生活の安固を顧慮する程度が加わるにつれて、その人口排出作用に対する努力、或いは吸収作用に対する防圧と併せて、産制行為として具体化するものといえよう。上層において産制意欲が比較的低いのは、中層と異つて、この層の土地所有と在来の蓄積による経済生活の余裕とが、そのような意識および意欲の發露を制御しているとみてよいであらう。

本村の人工妊娠中絶行為について留意すべき点は、このことが殆んど医師によつて行われており、非合法非近代的な陋習がみられないことである。且つその実行者の世代についても、四〇歳、五〇歳といつた古い多産の世代のみでなく、二〇歳、三〇歳といつた若い世代にも共に現われている点に、本村における農民層への、近代合理主義精神の浸透を認めなければならぬ。且つ産制技術についても、コンドーム、ペッサリー、定期禁慾法といつた技術の高いものが、圧倒的部分を占めていることを指摘しておく。かくて、近來の本村における農民の階層別差別出生率の実態が主として農民の産制意欲による、意識的統制によるものであることを知りえたのである。

なほ参考までに、湯田村および中川副村における産児制限調査の結果を併記すれば、両村とも明らかに興除村よりその意欲は低いのである。湯田村においては階層的にみれば、〇・五—一町層に高く(実行率一三・一%)上下に低い(二町以上層には皆無であり、〇

・五町未満層五%) 中川副村は一・二町層に実行率八・六%がみられるが二町以上層および〇・五町未満層とも皆無状態である。湯田村は兼業農家および非農家の遊妊実行率は農家のそれより高いが中川副村においてはこの傾向はみられない。即ち、興除村と同様農家の経営規模大にして生産力の高い農村でも、この点に関しては中川副村はむしろ東北的水準に近いといえよう。

こゝで我々は、当然、出生現象に特に関係の深い問題として、本村における婦人の地位、その意識について一考しなければならぬが、よるべき調査資料を有しないので殆んど何もいえない。大槻教授は本村における農民が入植地に特有の社会環境、娯楽施設の欠如、散居制による寂寥等に対し、家庭生活の慰安を求め、婦人を大切にすることをあげ、耕耘機導入の主たる要因も、寒風吹きすさぶ野外における冬期麦中耕の苦役から婦人を解放することにあるという点を指摘しておられる(大槻博士、「国家生活と農業」参照)。筆者が調査したとき、農民が慰安と娯楽を求めて、茶をてんじ、生花をたのしむ風習のあることをみたのであるが、少く共機械装備の高度な点よりくる日常生活に浸透した技術的知識の高さ等よりいつて、本村の婦人の意識が、かゝる媒介によつて他村と異なるものゝあることは否定し得ないであろう。且つ利害打算に明るい夫の感化によつて、そうした思惟にならされていくことも推測しうる。婦人会長のいうところは、働くことが第一の村であつて、特に婦人教養のための会合も、何かに便乗して開かねばならぬし、男子の認識と理解とを要望するといつたのであつたが、娘たちが農閑期をみて海岸にキャンプ生活に出かけるといつたことも聞いたし、ブレンターノのいう如く女子の地位がその属する階層と文化の段階によつて異なり、その意識も生活程度と文化の上昇によつて欲望の多様性が増大し、これらと出産と育児とに対する比較秤量を試みるといつたことの萌芽的な地盤が、例 その秤量の対手が経済であろうとも、否、それによ

つてのみ、文化的によりよい生活を可能にするといつた意識が本村婦人について当然芽生えているのではあるまいか。

七、興除村における機械装備と畜力

興除村農業の生産力が雄大なものであり、岡山県の二郡分に相当する約三万石の米を供出し、日本一供出農家を出した村であることは周知の如くである。その生産力はたゞに絶体量において高いのみならず、これをその根源においてみる労働生産性においても亦著しく高いのであるが(註)、こゝに当然本村における農業構造高度化の一表徴たる機械装備が問題とされねばならない。殊にそれは土地生産力の増大に寄与し、且つ労働の生産性を高揚するという意味において、他の生産手段および農業労働力と一定の代替競合関係にたち、且つ又一定の経営面積と経済とを前提して、はじめて導入可能であり、従つて本村の農家戸数および人口の推移とも密接な関連があると考えられるからである。上記構造的進化の段において既に説したところを、以下更にかゝる観点のもとに少しく敷衍しよう。

(註) 久間健一博士は、佐賀平坦部農村の農業生産力を検討して米作一反当り年間所要労働力は約一八人であり、收穫二、九二三石であるに對し興除村においては同じく反当労働力一人であり、收穫三、〇八〇石、労働力一人当り米生産額佐賀の〇、一五五石に比し興除村においては〇、二六九石に當るといわれる(昭和二四年佐賀農業経営新報参照) 農業過程の機械化は経営規模の大なるもの程可能性が高いであろうことは容易に想像されるところであるが、我々の調査結果によつて経営規模と機械装備率とをみよう。第二〇表参照

即ち、機械装備状況について階層別一戸平均を以てみれば、大體中層たる一・一・五町層に至つて毎戸夫々約一台の原動機、動力作業機、動力揚水機、自働耕耘機を装備し、更に上層たる二・三町層に至つて最も充実した装備体系を有することを見るのである。〇・

第20表 農家階層別、農業機械所有農家数及び所有台数

階層別	世帯数	自家所有					国体所有				
		原動機	動力作業機	動力揚水機	自動耕耘機	世帯数	原動機	動力作業機	動力揚水機	自動耕耘機	
総数	861	1,256	816	781	486	605	454	549	532	63	
0.3町未満	20	17	9	12	3	13	11	12	14	5	
0.3—0.5	69	57	51	27	8	57	42	56	51	9	
0.5—1.0	262	308	235	190	83	160	108	149	146	32	
1.0—1.5	284	405	279	280	196	208	139	177	172	15	
1.5—2.0	173	333	179	197	146	123	116	112	136	2	
2.0—2.5	48	119	53	68	44	41	7	40	39	—	
2.5—3.0	5	11	8	7	5	2	1	2	1	—	
3.0—5.0	1	5	1	—	1	1	—	1	3	—	
5.0—10	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	
10町以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

五町層未満の零細者も原動機については、約八〇—九〇%の装備率を示しているが、作業機についてはやゝ劣るのを免れない。いづれにせよ機械装備の体系が綜合型に進むのは二町歩前後の一定の経営面積を必要とすることは明白である。元來、本村に機械が導入されたのは既述の如く、大正年間の早魃の危機に際して、石油発動機を所有した農家のみが、よく收穫をあげ得た事実にしげきされて、水稻灌漑の機械化が普及化したことにはじまる。競争意識の激しい本村農民のことであるから生産力の拡大に寄与するものは躊躇するところなく採用する。且つ水に恵れない干拓地の常として、灌漑揚水に最も苦心する農民たちにとつて揚水機は絶体不可欠である。この揚水機によつて、先づ本村農民の苦しい揚水労働が解消したのである。

ついで動力脱穀機が導入されたのは大体大正一〇年頃からであり、大正一四年頃には足踏機を駆逐している。又動力糶摺機は大正一

二—一三年頃から導入され、昭和五、六年頃からゴムロール式のもの採用され、恐慌期に全農家に浸透して行つた(生沼曹喜、「機械化農村」参照)かくして興除村においては、揚水過程が先ず普及的に機械化され、それに応じて大量の石油発動機が導入された。脱穀機と糶摺機の増加のテンポは揚水機に比すれば漸進的である。この石油発動機は主として灌漑用途にあてられ、ついで脱穀調整、耕耘その他に使用された。

本村における自動耕耘機は、昭和五、六年頃、シーマー機を改良したものが実用の域に達し、漸次進歩的農家にとり入れられ、大体昭和一二年頃村内一般に普及したといわれる。現に経営面積一町歩以上農家でこれを所有しないものは例外とされている。灌漑、揚水、糶摺その他調整過程の機械化と同時に、当然耕耘過程の機械化も要請されたのであるが、その実現には、より複雑な条件が作用するた

め普及に時期的なズレが出来たのである。而して、この自働耕耘機は水田耕起用としてより、むしろ麦の中耕用としての用途に役立つた。即ちそれは本村の慣行穴播法に適合したのである。

本村の農業経営は飼料が不足する仕方であるから、大経営でない役畜の通年飼育は困難である。予け牛、借牛の慣行がそれであつて、冬から晩春まで耕起に必要なときに使用役畜は多いが、秋には役畜が不足するのみならず一戸当り経営面積が相当広いので短時日中に耕起整地して播床を作るには労力が足りない。このような理由によつて穴播法がとり入れられたのである。発芽して二―三寸になると削り出し―くわで除草する―を行い、一、二月の農閑期に中耕、施肥培土をやる。中耕は畜力を用いて男がするが、碎土は婦人の作業であつて、粘結した土塊をくわで一々破碎するのは荒仕事であつて、両手掌一ぱい肉刺が出る。歳冬季節風の吹きすさぶとき月余にわたつてこれをなさねばならぬ。したがつてこの冬期野外作業は婦人のもつとも嫌う作業であつたという。しかるに、この中耕、施肥、碎土はシーマー機をたゞ一回通すことによつて、役畜二回の往復と反当八―九人にのぼる碎土労力を一きよになしとげる。この作業が麥や蚕豆の裏作面積の拡張を制限していたのである（細野重雄、「耕耘作業機械化の条件」参照）

興除村も干拓後期に入つて以来、一応土地の余剰もなくなり、農民の發展意欲は主として裏作の拡大によつて実現された。宛もこの意欲に適合して、自働耕耘機が導入されたのであるが、これを契機として農民層の分解が進められたであろうことは容易に想像されるが、それが畜力、農業労力をどのように節約排除したかゞ当面の問題である。

農民が農業経営者となるとき、当然その経験、知識に立脚して能力限り経済的に行爲せんとするであろう。従つて、機械と畜力と人間筋力との使用選択にあつては、可及的供給価格の廉い有利な要素を採用せんとするであらう。

本村の耕地は殆んど一〇〇%が水田であり、採草地は皆無であり

飼料作物に不足するので、農家において役畜を使用することは、かなりな経済的負担となる。且つ土壤の肥料的性質は比較的良好であつて他村の如く糞畜に依存する度合は大でない。従つて、牛馬は、役糞畜としてより、むしろ役畜として導入される傾向が強く、而もそれが借預牛の形をとる場合の多いことは上述の如くである。今牛馬の飼育状況をみれば第二―一表示す如くである。農耕用としては牛が圧倒的であり、中層以上において大約一戸一頭がみられる。

第 21 表 階層別、牛馬所有農家数及び所有頭数

階層別	馬			牛		
	世帯数	農耕用頭	其他頭	世帯数	農耕用頭	其他頭
總数	23	21.5	1	474	459	6.5
0.3町未満	—	—	—	1	0.5	—
0.3—0.5	—	—	—	10	9.5	—
0.5—1.0	6	6	—	98	89.9	2.5
1.0—1.5	3	2.5	—	198	194.1	2
1.5—2.0	8	8	—	128	126.5	2
2.0—2.5	5	5	—	33	32.5	—
2.5—3.0	—	—	—	5	5	—
3.0—5.0	1	—	1	1	1	—

(備考) 農村人口收容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

更に本村に使用される自働耕転機は漸次改良されて、現今は四馬力程度が標準となつてゐるが、その性能性格について注意すべき点をのべねばならぬ。即ち、それは上記牛馬飼育の事実が示す如く、これによつて役畜を排除しうべきものではなく、むしろ技術的に又経済的に役畜作業を補完するものといえる。従つて、役畜と耕転機との間には、経営規模と作物の構成如何によつて、夫々代替關係が成立又いづれによつても利もなく、不利もないという無差別限界も存するであろう。両者は夫々別個の特性と性能とを有し、相互に競合する反面又補完し合ふのである。

細野氏は経営規模によつて役畜および耕転機の供給価格がどのようにスライドしているかをみて、その無差別限界を検討されている。馬の費用計算と動力耕転機の費用計算の比較の結果は、固定費用は馬の場合が高いが比例費用は却つて廉い。そして耕起費用が使用日数に従つて遞減する状態を検討して、一年の中六日、耕転面積では二町歩附近を境として無差別限界が現われ、それより使用日数(耕転面積)が少ない場合は動力耕転機が有利となり、多くなれば不利となるが、興除村の場合は役畜を飼育し難い条件があるので、無差別限界はこれより少し大きくなるだらうといつてゐる。又興除村の場合、経営面積が大きくなると、耕転機の技術的条件がよくても、耕転機と役畜利用の代用原理が貫徹しにくくなる事情も働いて、たゞ麥中耕においてのみ、経営規模の如何に不拘、耕転機の方が絶対的に有利であることを説いておられる(細野重雄「耕転作業機械化の条件」参照)。

かくの如く、興除村における自動耕転機は、麥中耕に圧倒的有利性を示すことによつて農民の裏作拡大への重要手段として、飼料経済に対する有利性において、役畜の代用として導入されたものといわねばならぬ。而もかかる条件の下において、それは本村の農業過程の中に不可欠の要素として浸透してゐるのである。次に労働力節約の問題に移らう。

麥中耕の例にみられる如く、これらの機械裝備が著しく労力を節約していることはいう迄もない。

精農家手島氏によれば、耕転機を使用すれば麥中耕において、牛耕に比し、反当能力は約一三倍に當るといふ。又除草も直播機を使用し、並木植をすることによつて、畜力利用の新除草機を使用しうるため反当労働は約二分の一に節約される。又調整時間も在来の反当約一〇分の一程度に削減されているといふ。

今試みに、我々の調査資料によつて、本村において機械体系の比較的完備してゐる二・三町層における、農業従事者数と、同じ経営規模大にして、土地所有關係における圧力も低く、農業構造比較的高く、雇傭労働に依存し、多くの点において本村の条件と近似性を有する佐賀県平埴部の本庄村のそれとを比較してみよう。即ち、興除村においては農業従事者一戸平均三・四人であり、本庄村(但し昭和二四年)は四・二人(二・二・五町層)或いは四・〇人(二・五・三町層)であり、約〇・八一〇・六人多い。本庄村には自働耕転機はみられないが、馬の裝備率が高い。馬耕用一戸平均約〇・九頭を備えている。興除村もこの階層においては、大約一戸一頭の牛又は馬を備えている。單純に比較しても大いした意味をもち得ないが、兎に角他の裝備率を大差なきものとして、自働耕転機存在と農業従事者〇・八一〇・六人程度の節約との間に或る關連が考えられる。たゞ雇傭日数において、興除村の二・二・五町層は、本庄村の約二倍に達してゐる。二・五・三町層は大差ない。精密な計算を度外視していうとすれば、この両者の年間延雇傭日数の差、二・二・五町層において一戸平均約八三日を、假に一日を一人とみて通年に計算すれば、約〇・二人の農業従事者ということになる。従つて両者の農業従事者の差は、〇・六一〇・四人程度ということになる。

なほ両者の農業従事者数を比較して特色あることは、一町未満層においては、却つて、興除村の方が僅かながら多い従事者を有しているに不拘、自働耕耘機も装備され、機械体系が綜合化を示している一町以上層に入ると逆に興除村の方が明らかに減少して、本庄村の方が多くなつてゐることである。耕耘機と人間労働力節約の關係を例示するものといえよう。

更に節約された労働力が、どのような用途にふり向けられるか、その経済的帰趨が明白にされなければなるまい。戦時中の労働、畜力の不足を、この機械によつて埋めんとしたことは、一般的傾向と同じく本村においても事実であるが、耕耘機導入のより根本的な理由は、上述の如く裏作増大によつて、総投下労働量は増大しても、むしろ総收益の増加を企図せんとする動機が主要因として働いたことは動かしがたいところである。

かくて、元来本村は、一般農村に比して、はるかに人口稀薄で、農家も散居制をとつており、経営面積も大であり、むしろ労働不足を補うことを一つの主要因として機械が導入された。灌漑揚水における苛烈にして堪え難い労働を排除するために、動力揚水機が不可欠であつた如く、各種作業機、自働耕耘機も農業労働の不足を補うために必須のものとなつてゐるのである。そして既述の如く、機械導入によつて節約された余力を藁工品等の副業に向け、その経済的有利性にしげきされて一層副業に労働力を傾注するに及んで、本業の労働力不足が一層加重され、更にこれを補うためにも機械導入が益々不可欠とされた。かくの如くして、労働力不足を補完することを一主要因として入れられた機械体系であるが、更にそれによつて生産力が著るしく増強されるという、他のより根本的な動機も満されるのであつて、いづれの面よりいふも本村農業過程にとつて不可欠の存在である。一旦、かく体系的に機能化するに至れば、最早逆に農業労働体系の制約要因として現われ、それを最初の機械導入の条

件に定置せんとするに至る。換言すれば、労働不足が機械導入の一条件であり、やがて機械は又労働を、その生産性の高さに定置せんとして、その合理的少数状態に制約せんとするに至るとみなければならぬ。機械技術と経営の経済学の融合であろう。

人口稀少で農家数少く特に零細農の少ないことは、村内の労働供給を制限して、労賃は高からざるを得ない。需要の側にとつては、農繁期の止むを得ざる労働需要は出稼労働に依存する他はないが、人間労働より安い或いは、役畜より安い機械を導入して、生産力増強策を樹立したのであるといわねばならぬのである。

自働耕耘機の耕耘費用について岡山県農事試験場の調査によれば、年次は昭和一三年で大分古いが、三馬力トラクター一台一ケ年間の耕耘面積一五町歩一日平均正味作業八時間として一ケ年の作業日数三〇日の場合一反当り耕耘費二・一六円、同一調査による人力による場合反当耕耘費四・八五円、畜力による場合二・七一円となつてゐる（大槻博士「国家生活と農業」参照）

いう迄もなく機械による人間労働の代替排除については、物理力を基礎とした精密な計算が必要である。しかし今本稿においては、それを企図し得ない。たゞ本村の機械化がその農業過程に対して、如何なる意味をもち、且つそれが農家の経営規模の維持拡大と、農家数の制限に、又農業従事者数の制限に如何に作用するかについての、概略の条件分析を爲すことを以て満足しなければならぬ。

かくて、興除村の機械体系が、日本としては最高の綜合型態を示す劃期的のものであり、よくその農業構造の進歩的段階を表徴するものたることを失はぬが、その反面又その性能と性格とにおいて、かの巨大なるガソリン・トラクターが農業経営近代化に対して有する決定的意義と対比しうべきものでもないことを知らねばならぬ。むしろそれは上述の如く一定の社会的経済的条件の下に、畜力と競合補完し農業労働力の不足を補い、且つ労働の生産性を高揚せし

める主要目的の貫徹のために導入されたものであり、今や、かゝるものとして必須不可欠の存在となり、興除村農業過程に完全に機能化しているのである。この限りにおいてそれは興除村の近代的性格を規定するものであり、農業労働を節約合理化し、かたがた、かゝる構造の進化に伴う農民意識の近代性を制約しこの点において、本村人口の増加に対する制約要因として作用しているといわねばなるまい。

八、人口壓力と經濟的適應

過小農体制に緊縛された日本農業において、過剰な人間労働力が特に重要な価値創出の根源として再生産されつゝ人口壓力は深く農村内部に内訌して、農業以外他産業への安価な労働力給源としての役割を課せられ、生産關係と人口壓力とは不可分の關係に立たされている。

その社會關連において、特殊な構造を有し比較的人口稀薄な興除村の人口構造およびそれを規定する諸条件を上來、長々と分析しきつたのであるが、最後に綜括的にその農業經營との關係を検討すべき段階に達した。それは冒頭掲げた我々の問題の發端たる本村における農家階級構成變動の內的關係を、この視點において明白ならしめ、各層農家における人口壓力と農家經營の適應關係を明らかにせんとするものに他ならない。換言すれば上來のべきたつた如き本村の農業經營の諸条件の下に、各層農家の經營が如何に爲されているか、外界の經濟的條件の變動に対し、農家各階層は如何に自己の經營を適應させているか、それは合理的に成果をあげているか、いないか。又その成否は如何なる原因によつているか、その諸条件の社會經濟的分析を特に人口壓力との關係のもとに解明せんとするものである。

この問題を取扱うに當つて、先づ本村農家經營を、その收入面と

支出面に分つて検討をすゝめよう。

たゞしかし、我々が農村人口收容力調査に附帶して施行した農家經濟調査なるものは、もともと本村農家の生活水準を一瞥したい目的のもとに施行された簡易な調査にすぎず、嚴密な意味で農家經營調査の名に値するものではなく、多くの不備の点を有する。たゞ若干の数字をもつて、上來叙述せる事實に対して何程かの傍証を試みるという意味においてのみ意義を有するにすぎないことを断つておく。

農家の收入構成

極く普通の仕方に従つて、本村農家の總收入を耕種收入と耕種外收入とに分つて考察しよう。

耕種收入

先づ耕種收入についてみれば水田米作地帯としての性格を反映して、本村の作物は比較的單純であり、米麦作が圧倒的であり、他は若干の蒔草と、そら豆の類の栽培があるのみであり、僅少の副食用の自給蔬菜は庭先の小さな畑で作られている。一般に農家經濟の現段階は、商品經濟と自給經濟の未分化状態であり、外部經濟の壓迫は固有の食糧自給中心を許さず商品作物を編入して貨幣收入を企図することを強要する。而も供出制度は間接の作物統制であり、農民の自由な作物編成を拒否している。この間に処して能う限りの対応をなしつゝ農民の作物編成は行われ他の收入との綜合的均衡化が企図されるのである。

興除村における商品作物としては上述の如く蒔草をみるのみである。果樹蔬菜等他の商品作物が栽培出来ぬことはないが、水田を變じて畑とすることは、こゝの条件では殆んど不可能であり、又今いふ如く供出制度という型態をとつた作付統制によつて、本村農家は専ら米麦收量と供出價格の如何に依存せざるを得ない。本来業者的資格をも多分に有する本村農民にとつては、かゝる条件はまさに、髀肉の歎に堪えぬところである。従つて農家は現金收入を増大せんがために家族員中において給料生活者をもつことを希望する者が

第 22 表 階層別、米麥、作付農家数及び反当收量

階層別	世帯数	米		世帯数	麥	
		反当総收量	一戸当り反当收量		反当総收量	一戸当り反当收量
総数	972	2,498.5	2.6	963	1,528.5	1.6
0.3町未満	52	135.6	2.6	49	80.6	1.6
0.3—0.5	113	292.7	2.6	109	173.0	1.6
0.5—1.0	292	750.4	2.6	291	462.5	1.6
1.0—1.5	287	703.9	2.5	286	451.8	1.6
1.5—2.0	175	467.5	2.7	175	277.5	1.6
2.0—2.5	47	132.3	2.8	47	73.5	1.6
2.5—3.0	4	10.4	2.6	4	6.7	1.7
3.0—5.0	1	2.8	2.8	1	1.6	1.6
5.0—10	1	2.9	2.9	1	1.3	1.3
10町以上	—	—	—	—	—	—

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

第 23 表 米麥供出率 (%)

階層別	供出量	保有量
0.3 未満	58.1	41.9
0.3—0.5	69.7	30.3
0.5—1.0	80.3	19.7
1.0—1.5	84.5	15.5
1.5—2.0	87.1	12.9
2.0—2.5	87.5	12.5
2.5—3.0	91.6	8.4
平均	83.5	16.5

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、厚生省人口問題研究所による。

多いという現状である。

我々の調査資料においては米麥收量については、供出量と保有量を聞いたので、総收量を記述し得ない。又その收量差について階層別検討もなし得ないが、階層別反当收量を示せば第二二表示す如くである。

即ち、階層別反当收量は各層ともかなり接近しているが、一・五町以上層において比較的高いことがみられる。

農家の手もとに幾許の純餘剰が残るかについては、よるべき資料がないが、中上層において下層より多いであろうことは容易に想像されよう。けだし、餘剰米はこの階層に不可欠な雇傭労働のためにも不可欠なのであるから。

商品化率

米麥の商品化(供出)率についてみよう。

米麥の商品化といつても勿論それは本来の意味におけるそれではない。国家による経済統制として、法的に強制され、国家によつて決定された供出価格のもとに、割当られた米麥量を販売するにすぎないのである。今本村農家における主穀の販売率をみると、階層別差は次のようにみられる。第二三表参照

第 24 表 (a) 興除村農家階層別収入および比率

(主食保有量を消費者価格で計算せるもの)

階層別	耕 種 收 入		主 食 收 入		外 收 入		小 計	
	米	石	石	円	米	円		
0.3町未満	9.7	53,651	3.2	9,704	12.9	63,355	12,167	75,522
0.3—0.5	14.0	69,902	5.5	16,873	19.5	86,775	124,747	211,522
0.5—1.0	23.6	110,555	10.4	30,410	34.0	140,965	95,292	236,257
1.0—1.5	38.6	174,724	16.9	44,488	55.5	219,212	80,961	310,173
1.5—2.0	49.1	221,672	21.5	66,886	70.6	288,558	86,066	374,624
2.0—2.5	65.5	292,389	29.5	90,988	95.0	383,377	42,957	426,334
2.5—3.0	77.6	327,424	34.5	139,471	112.1	466,895	1,600	468,495
平均	31.6	145,076	13.8	40,150	45.4	185,226	83,599	268,825

階層別	耕 種 外 收 入		畜 産 工 品 賃 給 財 産		畜 産 工 品 賃 給 財 産		小 計	収入計	反当り収入	
	畜 産	工 品	賃 給	財 産	畜 産	工 品			米	麥
0.3町未満	5,250	10,667	26,500	95,442	893	70,214	203,716	284,488	20,635	3,732
0.3—0.5	2,957	12,669	43,000	101,184	751	10,050	167,654	382,133	15,534	3,750
0.5—1.0	5,035	11,458	30,857	90,448	29,783	23,109	185,655	426,947	13,994	3,849
1.0—1.5	4,156	13,880	30,583	93,360	2,521	6,635	146,979	451,308	13,544	3,449
1.5—2.0	10,360	24,922	19,100	85,680	—	500	130,202	515,186	12,740	3,844
2.0—2.5	15,000	8,150	—	37,800	—	1,000	46,950	488,284	13,351	4,155
2.5—3.0	30,240	11,748	—	—	—	16,424	28,172	526,907	11,611	4,946
平均	6,183	16,129	29,428	93,857	16,934	24,036	180,384	455,392	13,686	3,788

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

即ち、上層に至る程規則的に商品化率(供出)は高く、逆に保有率は低下している。而も、この決定は機械的に農家の家族員数に基いてされているのであり、自由な商品販売でなく、その価格も農家の要望するところより、はるかに低く、廉価に販売して高価な品物を購入せねばならぬ点において農家経済を強く圧迫している。

これが農民の増産意欲を阻害し、特に上層の發展を阻止しているとみななければならぬのみならずその解体の一因となつてゐること後述の如くである。

総収入に対する耕種収入と耕種外収入との比率は、これを階層別にみれば第二四表に示す如くである。

即ち、耕種収入は下層より上層に昇るに従つて規則正しく上昇しているが、耕種外収入は逆に下層に降るに従つて増加している。これは主として耕種収入中に占める主食収入(米麦収入、但し供出価格—生産者価格と、消費者価格—配給者価格の両方で計算してある)の比率およびその階層別上昇の傾向と、耕種外収入の階層降下に伴う遡増傾向とによつて規定されてゐるのである。

少しく農家の収入構成を検討しよう。商品作物(主として藁草である)が一町未満、〇・五町未満層において、かなりな比率がみられる。これはこれらの階層における現金需要度に照応するのである。且つそれが耕種外収入中の労賃、俸給部分と代替補完関係になつてゐることがみられる。

第 24 表 (b) 興除村農家階層別収入および比率 (百分比)

階層別	耕種、耕種外別		耕種		收入	耕種外					その他	
	耕種収入	耕種外収入	米	麥		主食収入計	主食外 商品作物	畜産	製工業品	労賃		俸給
0.3町未満	23.7	76.3	15.7	3.5	19.2	4.4	1.9	3.9	9.7	34.9	0.3	25.6
0.3—0.5	53.9	46.1	15.7	4.6	20.3	33.7	0.8	3.4	11.6	27.3	0.2	2.7
0.5—1.0	53.9	46.1	23.5	7.4	30.9	23.0	1.2	2.8	7.5	21.9	7.2	5.6
1.0—1.5	65.2	34.8	36.3	10.2	46.5	18.6	1.0	3.2	7.0	21.5	0.6	1.5
1.5—2.0	71.7	28.3	40.9	13.5	54.4	17.3	2.1	5.0	3.8	17.2	—	0.1
2.0—2.5	86.7	13.3	57.8	19.6	77.4	9.3	3.2	1.8	—	8.1	—	0.2
2.5—3.0	88.5	11.5	60.7	27.4	88.2	0.3	6.0	2.3	—	—	—	3.2
平均	57.7	42.3	29.6	9.1	38.7	19.0	1.4	3.7	6.7	21.3	3.8	5.5

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

最近の一般的現象としては、農家収入の上昇は商業的作物の多寡に依存している場合が多いが、本村における中上層農家の主食中心主義は、それが止むを得ざる事情によるにせよ今の条件下においては経済的マイナスを意味せざるを得ない。一般的にも、農家経営が米麦経営中心である程、耕種収入の比率は、耕種外収入に比し著しく高い傾向を示していることはいう迄もない。たゞ興除村において一—二町層農家はその収入構成において、主食収入、商品作物収入、耕種外収入特に畜産、俸給、労賃等各般にわたる収入を企図しており、二町以上特に二・五町以上層に至つては、まさに主食収入が圧倒的であり、商品作物の比率は極めて微弱であり俸給収入も微弱或いは皆無、労賃皆無といつた偏向を示していることを特に注意しなければなるまい。即ち、この点において、一—二町中層農家が、上乘分析の示した如く、人口圧力に最も敏感なる適応を爲したことの同じ態度が、その経済的適応における収入構成の多面的積極性として顕現したものとみななければならない。而もこのような合理主義的態度は、より上層においては、最早形を變えて消失していること、

宛もその階層の出産力において又産制意欲において、中層にみられた如き合理主義的色彩の消失していた事実と符節を合するものとして注目に値するであろう。

本村において耕種外収入中主要な部分を占めるのは俸給であるが最上層を皆無として他はいづれもこれを有し、而も下層に降るに従つてその主要な収入源をなしているのである。○・五町未満就中○・三町未満層は、農家というよりむしろ俸給中心に生活しているといえる。

次に絶体額と反収とを少しく検討してみよう。総収入において○・三町未満層は、一戸平均二八万四千余円、一—一・五町層は四五万一千余円、一—一・五町以上層は五二万六千余円(但しこれは保有量を消費者価格で計算したもの)となつてゐる。最下層における主食収入は六万三千余円であるが、商品作物収入は一萬二千余円、俸給が九万五千余円となつてゐるし、中層においては主食収入二二万九千余円、商品作物八万余円、俸給九万円であり、最上層に至れば、主食収入四六万六千余円、商品作物収入千六百円、労賃俸給収入は

第25表 興除村農家階層別農業経営費の構成と比率(a)

階層別	肥料代	種苗代	労賃	家畜代	飼料代	諸材料費	農器具費	小作料	土地改良費
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0.3町未満	4,489	497	56,102	1,175	1,916	1,747	2,310	—	813
0.3—0.5	9,044	781	77,278	5,533	4,969	2,833	4,127	—	1,534
0.5—1.0	15,884	1,709	87,657	8,127	5,333	6,057	11,355	—	2,970
1.0—1.5	27,160	2,129	150,830	13,894	7,071	7,799	18,124	—	6,170
1.5—2.0	34,851	3,531	175,932	15,773	11,551	14,099	21,279	405	5,690
2.0—2.5	44,585	3,617	182,175	17,414	13,482	11,052	23,535	2,500	9,068
2.5—3.0	68,973	4,078	239,400	65,000	33,235	33,930	51,083	—	5,664
平均	22,160	2,017	134,474	10,824	7,933	7,955	14,278	1,103	4,649

階層別	建物費	農業負債利子	税金	作業衣	合計	自家労賃	雇傭労賃	反当り経営費
	円	円	円	円	円	円	円	円
0.3町未満	2,598	—	27,834	14,889	114,370	49,400	6,702	43,983
0.3—0.5	3,374	2,502	23,950	11,256	147,181	68,800	8,478	32,709
0.5—1.0	10,904	1,483	43,639	11,805	206,923	71,200	16,457	26,193
1.0—1.5	17,881	2,056	77,437	20,037	350,588	130,000	20,830	27,177
1.5—2.0	20,786	3,115	102,616	17,416	427,044	148,800	27,112	24,543
2.0—2.5	9,421	4,313	138,095	25,269	489,526	135,000	47,175	22,353
2.5—3.0	1,236	7,829	181,555	33,749	735,732	216,400	53,000	26,090
平均	13,596	2,243	63,921	16,066	301,219	102,800	31,674	28,417

(備考) 自家労賃、その他自給部分を計算加算せるもの。
 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

皆無である。下層において労賃収入はあるけれどもむしる俵給収入が圧倒的である点に零細者の性格を示すものがある。

主食収入源たる米麦について反当り収入をみよう。米については最下層において反收二万余円、中層において一万三千余円、最上層において一万一千余円となっており、上層よりも下層の方が優良である。これは下層ほど狭少な面積で集約的に反收をあげようと努力していること、および中上層において比較的粗放であり条件如何によつてなほ、増産の余地あることを示唆しているといわねばなるまい。麦の反收については、米と異なる傾向がみられるので興味深い。即ち、逆に最下層は三千七百余円、中層は三千四百余円(一・五—二町層は三千八百余円)、最上層は四千九百余円と層ごとに上昇している。これは恐らく下層は地耕の余裕がないので多少の不適地をも無理して栽培しているであろうし、上層は適地を撰ぶ余裕があり、就中、上層程裏作中心に発展してきた意識も根強いし、かたがた裏作によつて上層に不足する現金収入をあげんとする努力もあると解しうる。

右の如く本村農家における耕種外収入について注意すべきは俵給収入であり、畜産、薬工品等多少づゝあるが、いづれも家計補充的なものにすぎない。

以上要之本村農家の収入構成は、平均的にみて、米麦等主食収入を根幹とし、俵給収入および、商品作物これにつき、これらの三支柱をもつて構成されているといえるが、下層はむしる俵給生活者の性格を多分に有し、中層は極力多面的に収入構成をはかり、上層は米麦収入に専念しているのである。即ち、本村における下層は、食糧事情の好轉によつては必ずしも食糧自給にたづさわる必要なく耕地を放棄せんとする者も多いためである。中層はいわば中核農家として最も部厚い農民層であり、分

第25表 興除村農家階層別農業経営費の構成と比率(b)(%)

階層別	肥料代	種苗代	労賃	家畜代	飼料代	諸材料費	農器具費	小作料
0.3町未満	3.9	0.4	49.1	1.0	1.7	1.5	2.0	—
0.3—0.5	6.1	0.5	52.5	3.8	3.4	1.9	2.8	—
0.5—1.0	7.7	0.8	42.4	3.9	2.6	2.9	5.5	—
1.0—1.5	7.7	0.6	43.0	4.0	2.0	2.2	5.2	—
1.5—2.0	8.2	0.8	41.2	3.7	2.7	3.3	5.0	0.1
2.0—2.5	9.1	0.7	37.2	3.6	2.8	2.2	5.8	0.5
2.5—3.0	9.4	0.5	36.6	8.8	4.5	4.6	4.2	—
平均	7.4	0.7	44.6	3.6	2.6	2.7	4.8	0.4

階層別	土地改良費	建物費	農業負債利子	税金	作業衣	自家労賃	雇傭労賃
0.3町未満	0.7	2.3	—	24.3	13.1	43.2	5.9
0.3—0.5	1.0	2.3	1.7	16.3	7.7	46.7	5.8
0.5—1.0	1.4	5.3	0.7	21.1	5.7	34.4	8.0
1.0—1.5	1.8	5.1	0.6	22.1	5.7	37.1	8.9
1.5—2.0	1.3	4.9	0.7	24.0	4.1	34.8	6.4
2.0—2.5	1.9	1.9	0.9	28.2	5.2	27.6	9.6
2.5—3.0	0.8	0.2	1.1	24.7	4.6	29.4	7.2
平均	1.5	4.5	0.7	21.2	5.3	34.1	10.5

(備考) 自家労賃、その他自給部分を計算加算せるもの。
農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

解層として多くの問題を包蔵するが、商品生産と自給生産との適度の平衡点を求め、給料収入等を能う限り加えて収入構成の多面的合理化を考え、最も鋭敏に人口圧力を感じて反応して、外部経済の条件如何によつて或ときは発展の圏外にたち、或ときは上層への上昇を推進せんとしているものといえる。上層はむしろ、大農として専ら米麦中心の農業経営を固守せんとしているとみなければならぬ。

経営費とその構成

以上我々は興除村農家の収入の概要を観察した。次にその支出の主要構成部分である経営費が考察されねばならぬが、これは農家経営の再生産に必要な諸費用が問題となる。即ち農家経営として外部より購入する物資労働力の価格が問題であり、他方又経営合理化が問題となるが、こゝでは一応問題を前者に限定したい。農家経営に対する経済的圧迫が、種々の価格構成として具体化されるわけである。第二五表によつて考察をすめよう。

先づ経営面積一反当りについてその経営費をみると、大体上層に至る程有利な傾向を示しているが、最上層(二・五—三町層)においては却つて高く出ていることに注意しなければならぬ。即ち、価格構成における階層別利益が必ずしも上層に有利に現われていないのである。

経営費の階層別差異は恐らく、土地廻転率を速くし、土地を集約的に利用することによりその隔差を減少するであろう。

経営費中最大の比率を占めるものは労賃である。階層別にみれば、最上層において三六・六%、中層で四三・〇%、最下層で四九・一%を示している。但し、こゝでは自家労働に支拂わ

第26表 興除村農家階層別農業經營費の構成と比率(a)(%)

階層別	肥料代 円	種苗代 円	労賃 円	家畜代 円	飼料代 円	諸材料費 円	農器具費 円	小作料 円
0.3町未満	3,610	497	6,702	1,175	1,916	1,747	2,310	—
0.3—0.5	6,636	781	8,478	5,533	4,969	2,833	4,127	—
0.5—1.0	12,312	1,709	16,457	8,127	5,333	6,057	11,355	—
1.0—1.5	20,658	2,129	20,830	13,894	7,071	7,799	18,124	—
1.5—2.0	24,864	3,531	27,132	15,773	11,551	14,099	21,279	405
2.0—2.5	33,741	3,617	47,175	17,414	13,482	11,052	28,535	2,500
2.5—3.0	48,973	4,078	53,000	65,000	33,235	33,930	31,083	—
平均	16,477	2,017	31,674	10,824	7,933	7,955	14,278	1,103

階層別	土收 良 地費 円	建物費 円	農業 負債利子 円	税金 円	作業衣 円	合計 円	反当り 經營費 円	税金除外	
								經營費 円	一反当り 經營費 円
0.3町未満	813	2,598	—	27,834	14,889	64,091	24,650	36,257	13,945
0.3—0.5	1,534	3,374	2,502	23,950	11,256	75,973	16,883	52,023	11,560
0.5—1.0	2,970	10,904	1,483	43,639	11,805	132,151	16,723	88,512	11,204
1.0—1.5	6,170	17,881	2,056	77,437	20,037	214,036	16,596	136,649	10,593
1.5—2.0	5,690	20,786	3,115	102,616	17,416	268,257	15,417	135,641	9,520
2.0—2.5	9,068	9,421	4,313	133,095	25,269	343,682	15,693	205,537	9,388
2.5—3.0	5,664	1,236	7,829	181,555	33,749	499,332	17,707	317,777	11,239
平均	4,649	13,596	2,243	63,921	16,066	192,736	18,183	128,815	12,152

(備考) 自家労働及びその他の自給部分を除く。

農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

れるものと雇傭労働に支拂われるものとを合計して労賃として計出してある。もし、自家労働に支拂われるべき部分を不問にふして、雇傭労働に支拂われる部分のみを以て計算した労賃の經營費に対する比率をとれば、大休下層に降るに従つて低率となり反対の結果を示している。即ち最下層において五・九%、中層において八・九%、最上層において七・二%となつてゐる。雇傭労賃が下層にもかなりの比率を占めてゐるが、これは本村において、下層の俸給生活者としての性格上雇傭労働を欠いでは農作業の完結しないこと又水利等の関係において各層農家とも雇傭労働に依存することを示している。上層は、本村の農業經營構造からいつて、この比率は多少高く表われて然るべきであるが、經營の实情は、雇傭労働の比較的得がたいこと、高い労賃を喰う雇傭部分は、現状では出来るだけ節減して或る程度自家労働部分の強化に努めようとしているといわねばなるまい。

雇傭労賃部分のみをみると、自家労働部分を含めた場合と大休逆の傾向をみせてゐるが、普通經營費構成部分たるべき自家労働に対する不払部分は、家計費に転嫁されてゐるのである。

次に肥料代、農機具費、家畜代についてみれば、農家階層別比率において、労賃とは反対な傾向を示し、むしろ下層に低く上層に高い。これは本村においても下層程人間労働に依存する度合の高いことを示しているといえる、であらう。

經營費中労賃について大きな部分を占めるものは租税公課である。労賃と課税の二つが經營費の主要部分を占

第 26 表 興隆村農家階層別農業経営費の構成と比率 (b) (%)

階層別	肥料代	種苗代	労賃	家賃代	飼料代	諸材料費	農器具費	小作料	土地改良費	建物費	農業負債利子	税金	作業衣
0.3階未満	5.6	0.8	10.5	1.8	3.0	2.7	3.6	—	1.5	4.1	—	43.4	23.2
0.3—0.5	8.7	1.0	11.2	7.4	6.5	3.7	5.4	—	2.1	4.4	3.3	31.5	14.8
0.5—1.0	9.3	1.3	12.5	6.2	4.0	4.6	8.6	—	2.2	8.3	1.1	33.0	8.9
1.0—1.5	9.6	1.0	9.7	6.5	3.3	3.6	8.5	—	2.9	8.3	1.0	36.2	9.4
1.5—2.0	9.3	1.3	10.1	5.9	4.3	5.2	7.9	0.2	2.1	7.7	1.2	38.3	6.5
2.0—2.5	9.8	1.1	13.7	5.1	3.9	3.2	8.3	0.7	2.6	2.7	1.3	40.2	7.4
2.5—3.0	9.8	0.8	10.6	13.0	6.7	6.8	6.2	—	1.1	0.2	1.6	36.4	6.8
平均	8.6	1.0	16.4	5.6	4.1	4.1	7.4	0.6	2.4	7.1	1.2	33.2	8.3

(備考) 自家労働およびその他の自給部分を除く。農村人口収容力調査、昭和25年5月人口問題研究所による。

めているのである。これに比すれば他は著るしく比率が低いが、肥料代について作業衣が高いことは農村における衣料獲得の困難さを示すものとして注意すべきである。右の経営費構成においては、労賃部分の占める比重が圧倒的であるため他の経営費の比重が低く現われている。若し試みに自給部分(労働、肥料、飼料等)を除外してみれば、その構成比は変つてくる。たゞ我々の資料では飼料種子に関する自給部分は不明であるから、それがかなり低評価されていることに留意しなければならぬが、かくして比較すれば税金部分が第一位を占める。ついで労賃(雇傭)、肥料、作業衣、農器具費、建物費、飼料、諸材料費、土地改良費、農業負債利子、種苗代、小作料といった順位になっている。第二六表参照

肥料費および飼料代についていえば下層程自給率が高い。中上層は購入率が高い。労賃は上下両層が高くむしろ中層が低い。

経営地一反当りの現金的経営費を出してみる。上下両層に高く、中層に低い。就中最下層が最高を示している。本村においては、下層と雖もかなりの現金支出なくしては農業経営をなし得ない。それと下層において俸給収入の占める比率が高く、これに対する課税が

加わつて税金としては農家階層中最高の四三・四%となつていて、中層で三六・二%、俸給収入の全然ない最上層が三六・四%となつて注意すべきであるが、課税の混入による偏倚をさける意味で税金を除外して一反当り現金支出を計算しても、上下に高く中層に比較的低い傾向は不変である。

次に経営費総額をみよう。

即ち、最下層は六万四千余円、中層は二万四千余円、最上層は四九万九千余円となつてゐる。即ち上下における隔差がいわば等比級数的関係にあることが看取される。上層の現金支出高の大なることは、その経営者の性格の存することを示している。下層において現金支拂のかなり高いのは、役畜、農具等の不備を補うための労賃支出によるためもある。雇傭費においてその比率は最上層一〇・六%、中層九・七%、最下層一〇・五%となつてゐるが、その総額をみれば、最下層六千七百余円、中層二万八百余円、最上層五万三千円と隔差が甚しい。

本来ならば、上層における雇傭率はもう少し高く現われるべきであるが、既述の如き事情によつてそれが減殺されている。そのこと

は、家畜代および飼料費において最上層が中下両層に比し断然高いことによつて窺われよう。人間労働よりも柔順にして経済的な牛馬が選ばれているわけだ。下層においては、家畜よりも人間労働力雇傭を有利とする関係がみられ、中層においてはその二つの経費の率になり相似していることよりみて、本村の条件下における家畜と雇傭との代替性がみられるが、いづれにせよ雇傭労働力の多いことが経営の性格を示す重要な指標となつてゐることは争われぬ。

経営費中最大なるものは、上述の如く自家労働を賃銀計算すれば労賃部分であるが、もし、雇傭労働に対する支出のみをとれば、租税公課が最大の比率を占めてゐる。即ち、農家平均経営費の三三・二%は実にこれに支拂われるのである。経営形態、収入構成の如何により簡単にはいえぬが、最下層に最も高く、ついで上層に高い。中層以下はやく低い。上層に高いのは収入の多いことによるとして、下層に最高であるのは、劃一的な課税方式と、給料収入の占める比率とによるためであらう。

しかし又これを税額でみれば、下層は二万七千余円、中層は七万

七千余円、上層に至つて一八万千余円となり、質的には異つた意味を持つてくることに注意しなければならぬ。

家計費

次に家計費が問題となるが、我々の調査資料において、いわゆる第一生活費中、主食費、副食費および衣料費(但しこれは作業衣として記入された部分もあるので一応経営費中においても取扱つた)を、第二生活費中、文化費(教養娯樂費として書籍、雑誌、映画観覧、講習会、旅行費等)を調査したのみであり、通常の家計費の費目を備えていないから殆んど十分な事はいえないが、ともかくその結果について検討してみよう。第二七表参照

費目別にみれば、主食費の割合が最大(五五・三%)であることはいふ迄もない。ついで高いのが副食費一七・八%と衣料費(これは作業衣と日常衣服の新調費とが混つてゐるが、かりに家計費として比率計算すれば一五・〇%となる)である。

主食費は型の如く規定配給量によつて計算したので実際とは幾分異なるだろうが、家族規模によつて制約されている。階層別には○

第 27 表 興隆村農家階層別家計費(a)

階層別	主 食 費	副食費	旅行費	書籍代	雑誌代	映 画 観 覧 費	講習会費	その他	衣料費	合 計	推 定 家 計 費	一 人 当 り 家 計 費		
階 級	購 入 費	自 給 費	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
0.3町未満	8,867	33,625	42,493	21,825	2,005	1,093	481	475	308	3,082	14,889	86,651	131,289	18,436
0.3—0.5	9,162	35,814	45,976	20,400	2,684	1,439	709	888	347	4,247	11,256	88,476	134,055	18,825
0.5—1.0	10,821	41,827	52,648	11,631	1,472	1,329	833	568	402	4,671	11,805	85,354	129,339	17,421
1.0—1.5	11,723	53,729	65,452	18,792	3,692	1,765	964	946	905	7,478	20,037	119,931	173,813	20,327
1.5—2.0	24,357	56,867	81,224	30,714	3,971	2,173	1,051	832	587	6,106	17,416	144,074	208,802	22,165
2.0—2.5	16,276	74,533	90,809	16,750	5,840	1,846	1,039	1,073	912	13,781	25,265	157,319	249,713	21,551
2.5—3.0	3,756	58,635	62,391	16,750	5,168	1,916	1,625	283	200	883	33,749	122,963	195,179	15,853
平 均	12,700	43,709	59,409	19,088	3,206	1,516	873	740	639	5,850	16,066	107,432	—	19,533

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

第27表 興除村農家階層別家計費 (b) (%)

階層別	購入	自給	費計	副食費	旅行費	書籍代	雑誌代	映画観覧費	講習会費	その他	衣料費
0.5町未満	10.2	33.8	49.0	25.2	2.3	1.3	0.6	0.5	0.4	3.5	17.2
0.3-0.5	10.4	41.6	52.0	28.1	3.0	1.7	0.8	1.0	0.9	4.8	12.7
0.5-1.0	12.7	49.0	61.7	13.6	1.7	1.5	1.0	0.7	0.5	5.5	13.8
1.0-1.5	9.8	44.8	54.6	15.7	3.1	1.5	0.8	0.7	0.7	6.2	16.7
1.5-2.0	16.9	39.5	56.4	21.3	2.8	1.5	0.7	0.6	0.4	4.2	12.1
2.0-2.5	10.3	47.4	57.7	10.6	3.7	1.2	0.7	0.7	0.6	8.7	16.0
2.5-3.0	3.1	47.7	50.8	13.6	4.2	1.6	1.3	0.2	0.2	0.7	27.4
平均	11.8	43.5	55.3	17.8	3.0	1.4	0.8	0.7	0.6	5.4	15.0

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月人口問題研究所による。

五一町層を例外として上層に至る程比率が高い。こゝでは生計費に対する主食費の割合は下層ほど大であるという、いわゆるエンゲル法則は現われていない。

副食費の比率は、むしろ下層に高く中上層において低下している。衣料費(作業衣を含む)は上層に最高で、ついで下層、中層はそれより低い。下層に副食費の高いことは耕地の關係上自給部分が少く購入部分が多いこと、給料生活者としての一定度の副食支出のあることを意味する。中上層において自給部分があるにせよ、むしろ低く現われているのは民主化された本村として、農民生活における生活程度の上下の差異が狭められていることの一つの現われと解すべきであろう。衣料費が上層に高いのは作業衣を含む点もあるが、生活程度の或る種の反映であろう。又下層に比較的高いのは給料生活者として占める部分が混入しているからであろう。

文化費は全体としてみれば上層に至る程高いが、下層も〇・五町未満層としてみれば中層と殆んど変わらない。文化費中、旅行費は上層に至る程高い。農民としての慰安、技術向上のための視察、或い

は豊作を祈念する神参り旅行といったものも上層に多いのはうなづける。下層は勤人としてはそれ程自由に旅行しがたいかも知れぬ。書籍雑誌代とも僅か乍ら上層が高い。映画観覧費、講習会費等は中層が比較的高く上下両層に比較的低く現われていて、それぞれ各階層の性格を反映しているといえよう。がしかし、大観して、文化費にそれ階層別差異を見出しがたいことに注意しなければならぬ。

「その他の項目」は記入がまち／＼で学用品代があつたり、医療費が混つたり、これによつて何かいうことは困難であるが、この費目が五・四%と出ているので、他の生計費目が或る程度こゝに現われていると考えてよい。

以上の意味の衣食費、文化費を総額にしてみると、上層(但し最上層は副食費の記入が欠如しているので二一・五町)一五万七千三百円、中層一・九千九百円、下層八万六千六百円、家族一人当りにしてみると上層二万一千五百余円(月一、七九六円)、中層三万三百余円(月一、六九四円)、下層一万八千四百余円(月一、五三六円)で平均的に階層別差異は少ないのである。

勿論以上を以て、本村農家の消費生活の全体を推すことは出来ないが、

残された費目中比較的固定的なもの、或いは偶然要素が多く不規則であるため比較的階層別比例を生じがたいもの(例えば光熱費、教育費)等を除外すれば、調味料、嗜好費等が問題となるが一応これをも捨象して、我々の調査結果によつて消費傾向を推測するとして、なほ調査もれ費目の占める比率が問題となるが、我々は以上の衣食費と文化費(「その他の項目」を含む)の家計費中に占める比率を約七〇%内外とみようと考える。この七〇%内外という比率は、昭和五年の帝國農會調査(東浦庄治「日本農業概論」参照)および昭和二五年山口県の「農村実態調査報告書」(知事公室農業協同組合課)における家計費中の比率構成を参考として推定した。なほ我々の経営調査は以上の二書を参考とした点が多い。さて、帝國農會調査においては、業態別になつてゐるが、我々の意味における衣食費と文化費とを合して、家計費中に占める比率は自作六一%、自小作六五%、小作六六%となつており、山口県調査においては同じく上層農家六二%、中層六四%、下層六五となつてゐる。これに我々の調査における「その他の項目」の占める比率を加味して推定すれば大約七〇%程度といえる。且つ興除村農家の生計費は一般農村に比し約二・三割方高いとみられる。

を算出してみよう。農家の收支については勿論、色々の見解があるであろうが、こゝでは一応、農家の収入部分として耕種収入、耕種外収入に、なほその自給部分を合して収入の計と考へよう。支出部分としては家計費と経営費とを合算して支出の計としよう。

自家労賃部分を家計費と経営費の中にダブラシメようになければならないが、農業経済発展の現状は、農家経済を家計と経営の未分化状態に停滞せしめ、その経営的な自家労賃部分の計算が普通生計部分に転嫁されていることすでに指摘した如くであるが、我々のこの部分の資料も元々不備なものであり、一応普通の仕方に従つてそのまゝとしておいた。他日の補正を期したい。

かくして、得られた結果は第二八表の如くである。

即ち、興除村最下層農家の所得額は一四万一千余円、中層農家において一・七万七千余円であるが、反之最上層農家は九万五千余円の赤字となつてゐる。二・二・五町層も一万二千余円の赤字となつてゐる。一町以下〇・三町層程度までが比較的高い所得をあげてゐる。

第 28 表 興除村農家階層別農家所有及び支出割合(a) (%)

階層別	収入			支出			支出割合		
	耕種、耕種外収入	自給部分	収入合計	家計費	経営費	支出合計	所得	家計費	経営費
0.3町未満	円 284,488	円 58,190	円 342,678	円 86,651	円 114,370	円 201,021	円 141,657	43.1	56.9
0.3—0.5	332,133	71,208	453,341	88,476	147,181	235,657	217,684	37.5	52.5
0.5—1.0	426,947	74,772	501,719	85,364	206,923	292,287	209,432	29.2	70.8
1.0—1.5	451,308	136,502	587,810	119,931	350,583	470,519	117,991	25.5	74.5
1.5—2.0	515,186	158,787	673,973	144,074	427,044	571,118	102,855	25.2	74.8
2.0—2.5	488,284	145,844	634,128	157,319	489,526	646,845	-12,717	24.3	75.7
2.5—3.0	526,907	236,400	763,307	122,963	735,732	858,695	-95,888	14.3	85.7
平均	455,392	108,483	563,875	107,432	301,219	408,651	155,224	26.2	73.7

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

第 23 表 興除村農家階層別農家所得及び支出割合 (b) (%)

階層別	推定家計費 円	経 営 費 円	推定支出 円	推定所得 円	推定支出割合	
					家計費	経 営 費
0.3町未満	131,239	114,370	245,659	97,019	53.4	46.6
0.3-0.5	174,055	147,151	231,236	172,105	47.7	52.3
0.5-1.0	129,339	206,923	336,262	165,457	38.5	61.5
1.0-1.5	173,813	350,588	524,401	63,409	33.1	66.9
1.5-2.0	208,802	427,044	635,846	33,127	32.8	67.2
2.0-2.5	249,713	439,526	739,239	-105,111	33.8	66.2
2.5-3.0	195,179	735,732	940,911	-177,604	21.7	79.3

(備考) 農村人口収容力調査、昭和25年5月、人口問題研究所による。

仮りに、上述の我々の計算において脱落している家計費部分を、参考比率によつて上層六三%、中層六九%、下層六六%として推定支出を算出して、所得額を計算すると、最下層九万七千余円、中層六万三千余円であり、上の二層は一〇万五千余円と一七万七千余円の赤字となる。〇・三町一町層が比較的高い所得をあげている。以上の結果は、興除村農家における階層別所得に関して、所得と階層とが必ずしも一致した傾向をとつていないのみならず、上層に至つて甚しい乱れのあることを明示しているといえる。

上層の赤字は、米備の限定性による収入の少なさによる点も重要であるが、他方現状の下においては支出の過大による点も黙視しがたいといわねばならぬ。勿論上層に至る程支出における経営費の占める比率は高くなるであろうが、反面又一定度の経営の合理化も当然すゝむ筈であるし、従つて経営費低下の傾向もみられるわけである。しかるに支出中経営費の占める比率が八六%内外という割合は中層の七四%前後と比較しても、その率が高すぎるといわねばならぬ。而も経営費中に占める租税公課の比率が労賃部分を除外すれば最大であることに注意を要するであろう。かくて生産構造の高度化に伴う一定の合理化の促進、それに伴う経営費の低下乃至資本の蓄積は現下の条件のもとにおいては上層農家に望むべくもない。

中層農家においてその所得約一万七千余円というのは、経営費と家計費の比率約七四対二五からいえば、大体において一般的傾向と対比して(例えば上記山口県農村実態調査報告書参照)さ程無理のないところといえようが、なほ且つ比較的家計費が低く、この層の生活も、より多く経営中心に設計されているようだ。

下層の所得一四万一千余円は、給料収入部分を反映して、経営費と家計費がほぼ同率であり、この層の生計の非農民的性格と家計の比較的な豊さを暗示しているであろう。

以上の農家所得が、どのように蓄積されているかは知り得ないが

我々の調査し得た預貯金と負債とを一瞥するならば、貯金として下層は一万二千余円、中層二万五千余円、上層三九万余円を有する。負債として、下層一万五千余円、中層三万三千余円、上層一九万円を有する。以上の預貯金および負債は少数の記入者によつて階層別平均をみたものにすぎないが、これによつてみれば、上層は在来の蓄積を喰いつぶしながら赤字補填を試みてゐることが知られるが、既に負債となつて現われてゐる点に注意するを要する。中下層における所得額と、貯金の少額と負債の存在との関係は一寸解らないが、在来の負債の償還にあてたり、或いは農機具機械等に蓄積されてゐるかも知れない。

結語にかえて

以上によつて我々は、興除村における最近の農家階層分解の特色たる上層農家の落層が、主として経営面の圧迫による経済的適応の困難さによるものであり、中層への凝集ととも、この層農家の極力の経済的適応と、人口圧力に対する鋭敏なる順応作用によつてもたらされたものであることの、内的関連を一応分析しえたと思へる。

第二次大戦後国民経済の激変によつて、一時農村景気がうたわれたが、今や国民経済自立を企図する安定化政策は、各般にわたる合理化を要望してゐる。

農業生産も国民経済の常態化につれ生産力を恢復し、一般的食糧事情も一応の好轉が伝えられてゐるが、なほ巨額の食糧輸入を必要とし、生産力の一層の發展に關し幾多の矛盾困難が重積して、基本的にはむしろ自給化への退歩の傾向さえみられ、国民経済自立の一環として興農政策が重要課題となつてゐるのである。

かゝる客觀情勢に直面して、如上の興除村の分析の有する意義を冷靜に三思するを要するであらう。さなきだに過剩人口の重圧にあえいできた一般農村が、戦時中の食糧増産の要請に應えんがため奪

略農法に終始した上、更に敗戦の混乱に際して、一層夥多の余剰人口を吸収する役割を課せられ、その労働生産性の一層の低下と、生活水準の一段の切下げのもとに、この運命的な役割を果しつつきたのは周知の事実である。しかし、これはいう迄もなく一般農村の生産構造の低位性が、敢て、農民の人間の文化への關心の、一層の喪失を代償として軽うじてこの機能を営ませたのに過ぎない。而もこの事實はともすれば糊塗されがちであるが、この見易き道理に対する認識不足こそ、問題解決への根本要請たる史的感覺の欠如を暴露するものに他ならぬのである。

興除村においては、如上の分析が明白に示した如く、かゝる余剰人口の吸収作用は低いのである。而も生産力の高き農家階層において低く、強いていへば下層において比較的多い吸収がみられた。反面における人口排出作用も他村の比でなく、中上層において僅少の合理的排出作用を指摘しえたに止まる。これは本来興除村農家が過剰生産力に基く人口重圧から免れ、適度家族規模を擁し、相対的に軽減された人口圧力の下にあることの当然の結果であるといわねばならぬ。農家の人口排出作業が、圧迫されたる農家経済の安全弁としてのみならず、むしろその合理的対応として重要意義を有することは、興除村中層農家における鋭敏なる人口圧力に対する感応と極力の事後対応と、意識的予防的対応にみられ、且つそれがこの層の経済的適応と一義的に貫串されたものであることによつても我々の十分知悉しえたところである。而も比較的に入人口圧力の軽減されたる本村農家の経済的圧迫が他村に比して、より僅少でありうることは、その人口排出作用の相対的低調さにもこれをみうるであらう。その限りにおいて本村農家の外部経済の圧迫に対する適応力の高さを知りうる。

しからは、一、二、三町層以上における著るしい落層現象の發生は何をいみするか。これはこれらの層の余剰人口の排出作業によつて、よ

くその合理化を企図しようといった性質のものでなく、上米の分析によつて明示された如く、より広く国民経済的視野において、とらえられるべきものであり、その経営の不振、就中公租公課の重圧と不満足なる米価と、購入品価格の高さとに挾撃されたる経営難の結果であるとみなければならぬ。従つて一応村内農家における一次的なる人口の対応をこえる現象であるが、しかし全国民経済的にみれば、依然、過剰人口の重圧と深くからみ合つた生産関係の所産として、一連の経済要因が上層農家に対する重圧となつていくことに注目せざるをえないのである。しかし一面において又かゝる落層現象中には、課税と供出の圧迫を免れるための表面上の耕地分割が含まれている部分も少くない事が知られねばならぬであらう。而して一般農村と軌を一にする上層の落層現象について見逃しえない特色は、本村における、就中上層農家におけるおびたしい雇傭労働の存在である。これは主として県外（徳島、香川両県下）の零細農家の余剰人口が、移動労働として流入するもので、本村の農業過程と農業構造はこれを不可欠のものとしている。且つこのような落層現象に不拘、これらの農家が多額の賃銀を支拂つて雇傭労働を採用するといつた経営者の性格は、依然維持されており、零細化に不拘本村の農業経営の進歩的性格を特徴づけるこの経営方式が持続されている点に、その積極的な性格の連続を認識するを要するのである。かくて本村上層農家が多数の貧農に雇傭機会を与えていることを知らねばならない。労賃の高さと米価の低さは、この雇傭労働の縮減と自家労働の強化とを要求するであらうが、本村の経営方式においては上米のべきたつた如く一程度以上の縮減は不可能であらう。且つ興除村の余剰生産力は、ゆうに県下二那分の供出米量に相当することを併せ考えれば、如上の諸条件のもとに本村各層農家が、ともかく一応その全適応力を發揮しつゝ外部の経済圧力に抗して雄大な生産力を維持し、よく国民経済の要請する食糧自給に応えつ

ゝあることをみるのである。

更に国民経済における産業構造の見地においていえば、本村における機械装備はその維持発展のために、多くの農機具機械生産のための資本の投下を要請するのであり、且つその労働力に多くの雇傭の機会を与えていることを指摘しなければならぬ。農業の構造的進化によつて近代工業の充実が真実に可能となることはいうまでもあるまい。

本村における農業構造の高度化が、村内外の人口移動現象に対し又労働雇傭に対して有する意義は右の如くであるが、就中、その構造的進化に照応せる基本的諸人口現象における近代的合理的性格の顕現は、とりわけ重要視すべき事実であらう。この点の認識と史的社会的科学的方法によるその論理的拡大とは、わが国農業における構造的低位性と、深くまつわる過剰人口問題に対し、最も有力にして有効なる認識手段と、これが解決への対策とを提供する最重要点をなすものといわざるを得ないのである。

経済自立のとなえられるとき、日本の国際的地位を反省し、日本農業の地位を自覚し、徒らな対外依存主義に陥らず、自主性の確立に努力するを要することはいうをまたぬのであるが、国内食糧の自給をなしとげ、よく外国農業との競争にたえうるみちは農業生産の合理化によつて生産力の上昇を期する以外には存しないであらう。その目標は何よりも、先ずわが国農業の著るしい後進性の克服に向けなければならず、それは高い技術の導入を可能ならしむる如き、農業の構造的進化を求むることによつてのみ到達されてゆくものであることを如上の興除村の分析は教ゆるのである。

勿論仔細には、その諸条件のより精密なる科学的分析と、より一層精緻なる人口学的諸関連との分析とを必要とするであらう。

且つ政策的には具体的に、農民意識の民主的育成による主体性の確立と技術教育が要望されよう。更に増産対策として可能なる範囲

における多角経営の合理的導入、供出制度の是正と供出価格の適正化に基く供米割当の合理化により、上層の増産意欲を促進し、課税の盡一主義による農家経営の圧迫の是正等が要望されるであろうが、いずれにせよ、如上の分析の結果によつて我々の到達しえたところを要約的にいえば、日本農業における過剰人口克服のみちは勿論種々存するであろうが、史的社會の構造的推移に着目する限り、土地所有の近代的合理化に基く農業構造的な近代的進歩を描いてなく、且つこれによつてのみ、眞実に他の國民經濟的諸産業就中工業も近代化され、合理的なる人口收容量が加わるといふことである。

人口政策を併せ考へたる經濟政策の具体化はさしあたりこの線に沿つて進められねばならぬであらう。

戦後日本の民主化を企図して、わが國農村に与えられたる最大の改革たる農地制度の改革と民法改正による家族制度に対する民主的の改革とは勿論、日本農業の構造的進歩に対して、寄与すべき重大なる役割を有する筈である。その積極面たる、いわゆる高率物納小作料から解放された自作農民が、眞に經濟的にも人格的にも自由な自営農民となつて近代的進歩をとげるか、或いは然らずして、むしろ改革の矛盾の反面たる、零細小所有者の創出に止まるかは、今後日本農業といわず全産業構造の進路を全的に規定するものであり、且つ我々当面の問題たる、農業の構造進歩に伴う農業人口の合理的收縮過程を現実のものとするか、然らずして在来とさして變りばえない零細經營者とその所有地に固着せしめ、過剰人口解決について何ら寄与することなきに至らしめるかの岐るところである。經濟政策の推進が人口現象と不可分の関連にたつこと、この如く大なるはないことを重ねて指摘してこの報告を終りたい。

農村人口問題研究會編集

農村人口問題研究 (第一集)

定価 三八〇円

序文 目次

最近における農村人口の動向	東 畑 精 一
戦後農村人口問題の諸相	吉 富 幸 彦
日本農業と人口收容量	畑 井 義 隆
農業近代化と農業適度人口	西 村 甲 一
に關する一考察	林 茂
農村における潜在失業の諸形態	近 藤 康 男
都市と農村における勞働力の移動形態	大 島 清 之
都市と農村間の人口移動	秦 玄 龍
我が國農家における經營規模と人口及び勞働力に關する統計的研究	山 下 政 信
資料	
生活水準論の現代的意義	玉 井 虎 雄
米國農村及び都市生活水準の趨勢	渡 邊 哲 夫
アジアの過剰人口問題とアメリカの政策	小 坂 寛 見

發行所

東京都中央区銀座西二ノ一
農林統計協會
振替東京七〇二五五番

農村人口壓力とその諸形態

——岩手縣紫波郡飯岡村および香川縣木田郡井戸村——

(農村人口收容力調査中間報告)

中 島 龍 太 郎

目 次

- 一、序 言
- 二、調査村概況
- 三、農村人口壓力の推移
 - 1、最近に於ける人口壓力の累加
 - 2、自然増加と社會増加
 - 3、過剩勞力の増大と階層分化
- 四、農家階層より見た人口壓力の諸形態
 - 1、差別出産力
 - 2、家族構成に於ける階層性
 - 3、過剩人口の吟味
 - 4、流出人口移動に於ける階層性
- 五、結 言

一、序 言

わが國の農業が比較的零細な經營規模の上に営まれる稻作中心の家族労働の上に基礎を有していることは周知の事實であるが、かかる観点から農村の人口と労働力をみると一般に次の様な特徴が指摘せられている。(註一)

一、はげしい筋肉労働と婦人少年労働に依存する農業労働力の質的低位性と労働条件の劣悪さ。
二、雇傭農を主とする潜在的失業乃至半失業人口の過飽和状態。
三、農業労働の未分化と季節性に基づく農閑期の勞力過剩、これに基づく出稼ぎ。
四、多産、多死——高位出産力と低位生活水準の抱合。
これ等の諸点は一般にわが國の農村(農業)人口の特色をなして居り、結局に於て日本農業の資本構成が低く基本作業が手労働によつて行われている事情に基づくと考えられるが、更にこれを東北地方と近畿以西の農村について、地域別に比較するとその間可成の差異が認められている。即ち前者は後者に比べて從來、
一、土地所有の分布が偏つて居り、大土地所有層と雇傭農層が分化しながら勞力、經濟の面で相互に依存していること。
二、一戸当り經營規模は一般に大きく、耕地当り人口密度の相對的に低い中經營乃至大經營の農家数及び総耕地面積について占めている割合の大きいこと。
三、一毛作による冬の農閑期の存在と地方労働市場の未發達に基づく人口移動の停滞性。
等が指摘されるであらう。自然的並びに社會的環境諸条件を異にするこれらの地域の農村に於て前に述べた日本農村人口の特色がどのような性格を以て現われているであらうか。特に未曾有の戦争と戦

後の農地改革を初めとする一連の社会的経済的變動の下に於て農村人口の構成形態は如何なる変化を示しているであらうか、この課題を解明する一端として、こゝでは対照的な岩手県と香川県下の一農村の調査結果に基づき、両村の人口圧力の推移と農家階層別にみたその諸形態を中心に比較考察することゝしたい。農村人口を全体として地域的歴史的に考察することは必要であるが、これを動かす原因の一つは農村に於ける農家の階層分化の特質や差違の内に見出されるから、農家の階層性が人口現象の上に反映する仕方を把握することは重要であると信ずる。本論もとより暫定稿にすぎず、限られた観察を通じてはあがあるが農村人口現象に内在する傾向律や法則性を究明する一資料として提出する次第である。

尙本調査の集計及び結果表の作成については特に当研究所南雲雪夫君の協力による所が大であつたことを附記する。

註1 近藤康男日本農業経済論 昭和十七年 五九頁参照

二、調査村概況

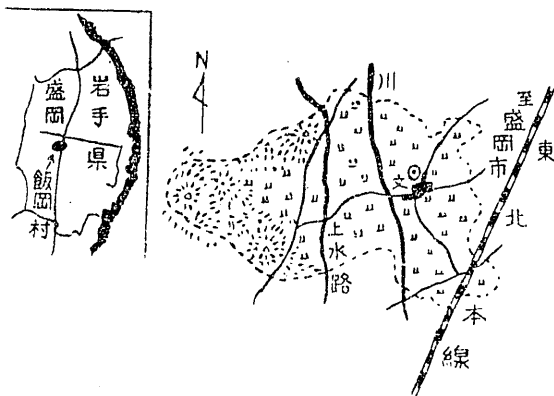
本論文に於て考察の対象となつてゐる調査事例は昭和二十一年度以降人口問題研究所に於て農村人口収容力の構造的性質とその歴史的發展傾向を解明することを主眼として、全国各地方の代表的農村について各農家の経営条件、家族及び勞力構成、出生と死亡及び人口移動状況を調査した「農村人口収容力に関する調査」の岩手県紫波郡飯岡村（昭和二十三年十二月調査）及び香川県木田郡井戸村（昭和二十四年六月調査）に関するものである。本調査は一般事項に関する資料収集及び聴取調査の外、選定村全世帯に世帯調査票を配布し町村統計調査員の協力を得て記入せしめたものである。調査対象として選定せられた農村中こゝで考察の対象とする飯岡村は東北型農村地帯の代表的地域である岩手県平坦部の水田村であり、井戸村は

関西以西農村に於ても特に日本農村の特色である零細経営による集約的農業が行われて居り、従来人口過剰に基づく移動のはげしい代表的地域にある。両村を対照することによつて日本農村の特色をなしている東北的農村と及び関西的農村の特質をかなりはつきり把握することが出来るであらう。以下先づ調査村の概況を述べ次に細部の分析を行うが、資料の都合上部分的に比較の出来なかつた事項もあることを予め断つて置く。

A、岩手県紫波郡飯岡村

飯岡村は岩手県紫波郡の北部、盛岡市の西南約六料に位置し、北上川上流の流域にある純農村である。（第1図参照）。調査当時（昭和二十三年十二月十日現在）の世帯数は八三二戸の内、農業地帯は七六五戸を占め、人口総数五三九六人中五〇二六人が農業世帯に属している。

昭和二十二年八月一日実施の農業センサスによつて本村農業世帯の自小作別、専業別構成を岩手県及び全国と比較して見ると第一表及び第三表の通りであつて、自作が少なく小作及び自小作が圧倒的に多数を占めているが、しかし兼業農家の数は少なく特に第二種兼業農家が著しく少ない。また一戸当りの耕地面積は全国及び岩手県全体に比し各層共相当大きく、農家構成上典型的な東北型純農村であると思ふことが出来る。即ち調査時の飯岡村総耕地面積一〇八七町



第1表 自小作別農家数及びその割合 飯岡村, 岩手県, 全国

自小作別	飯 岡 村		岩 手 県		全 国			
	昭 和 22 年 農家数	%	昭 和 23 年 農家数	%	昭 和 22 年 農家数	%		
総 数	765	100.0	726	100.0	115,620	100.0	5,909,227	100.0
自 作	293	38.2	104	14.3	50,396	43.6	2,153,611	36.5
自 小 作	140	18.3	157	21.6	25,321	21.9	1,183,408	20.0
小 自 作	123	16.0	200	27.6	17,601	15.2	996,986	16.9
小 作	211	27.5	265	36.5	22,161	19.2	1,573,836	26.6
不耕農家	—	—	—	—	141	0.1	1,386	0.0

備考 1. 昭和23年は12月10日実施の農村人口収容力に関する調査結果による。
昭和22年は何れも8月1日実施の臨時農業センサスによる。

第2表 自小作別農家の耕地面積 飯岡村, 岩手県, 全国

自小作別	飯 岡 村		岩 手 県		全 国	
	総 面 積 町	一戸当り 町	総 面 積 町	一戸当り 町	総 面 積 町	一戸当り 町
総 数	1,085.3	1.49	125,230.3	1.08	5,011,668.8	6.85
自 作	186.8	1.80	58,468.7	1.16	1,902,705.6	0.88
自 小 作	304.4	1.94	31,013.7	1.22	1,152,176.0	0.97
小 自 作	313.6	1.57	19,719.7	1.12	914,538.9	0.92
小 作	280.5	1.06	16,028.2	0.72	1,042,248.3	0.66

備考 1. 昭和22年8月1日臨時農業センサス結果。

第3表 専兼業別農家数及びその割合 飯岡村, 岩手県, 全国

専兼業別	飯 岡 村		岩 手 県		全 国	
	農家数	%	農家数	%	農家数	%
総 数	726	100.0	115,620	100.0	5,909,227	100.0
専 業	516	71.1	57,179	47.5	3,274,569	55.4
兼 業	210	28.9	58,341	50.5	2,634,658	44.6
(第一兼業)	(191)	(26.3)	(43,678)	(37.3)	(1,684,099)	(28.5)
(第二兼業)	(19)	(2.0)	(15,263)	(13.2)	(950,557)	(16.1)

第4表 専兼業別農家数及び農家人口 飯岡村

専 兼 業	世 帯 員 数 計							
	世 帯		男		女		計	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%	実 数	%
総 数	767	100	2,522	100	2,594	100	5,116	100
専 業	530	69.1	1,623	64.4	1,728	66.6	3,351	65.5
兼 業	237	30.9	899	35.6	866	33.4	1,785	34.5
(第一種)	219	28.6	855	33.9	818	31.6	1,693	32.7
(第二種)	18	2.3	44	1.7	48	1.8	92	1.8

備考 1. 昭和23年 農村人口収容力調査結果による。

歩の内水田が約八割の八四四町歩を占めて居り、農業センサス（昭和二十二年八月実施、以下同じ）の結果によれば自給農家一三六戸をのぞき稲作収入にたよる農家は五八三戸を占め、その他の果樹園芸収入による農家は七戸にすぎない。従つてこれらの一部農家の外は殆ど米作によつて生計を維持していると思はれ支えない。右と同様の事情は専業別農業世帯及びその人口の観察からうかがうことが出来る。特に昭和二十三年の調査結果についてこれを見ると第四表の通りであつて専業農家は総数の約七割を占め、これに次いで第一種兼業が二八・六%で兩者合はせると九七・七%に達して居り全く農耕に依存する純農村の性格が強い。又農家人口についても同様であつて特に男女共第一種兼業世帯の割合が高く、専業と合せると男女合計九八・二%に達してその大部を占めている。

第一表に見る通り本村の特色の一は小作農の割合の多いことであるが、第五表第六表によつて明らか通りこれは明治以降のことである。現地で聴取した所によれば従来本村耕地の過半は他町村、特に盛岡市に居住する不在地主の所有する所であつて、本村農民の生活は余剰農産物の現物収取を通じて直接に地主の支配制約下に置かれて来たのであつた。但し最近の農地改革によつて地主所有地の大部分が開放せられた結果急速に自作化の傾向を示すに至つたのである。最近の自小作別構成を第七表によつて見れば世帯数についても世帯員数についても最大の割合を占めるものは自作農家であつて、少作農家は実数に於ては戦前より減少しては居るが、その割合は相對的に低下して居り、世帯数と世帯員数の關係について見れば自作農家一世帯当り世帯員数の割合が最も大きく、自小作農家のそれが最小となつて居る所が注目されるのである。以上述べた通り本村は県庁所在都市近郊に位置するにもかゝらず比較的純農村の性格が強く、稲作中心の経営形態や経営規模及び土地所有の分化に於てもよく東北地方の平坦部農村の特質を具備している点考察の標本例

第4表 自小作別農家数（割合）の変遷 飯岡村

年次	農家数			計	年次	%			計
	自作	自小作及小自作	小作			自作	自小作及小自作	小作	
明40	23戸	347戸	125戸	495戸	明40	4.6	70.1	25.3	100.0
大9	33	318	231	582	大9	5.7	54.6	39.7	100.0
昭5	45	352	255	652	昭5	7.0	53.9	39.1	100.0
昭13	61	414	187	662	昭13	9.2	62.5	28.3	100.0
昭23	293	263	211	767	昭23	38.2	34.3	27.5	100.0

備考 1. 昭和23年は農村人口収容力調査結果、その他は飯岡村誌による。

第5表 自小作地面積とその割合 飯岡村

年次	自作地		%	小作地		計	%
	町	町		町	町		
明42	465.1	38.7	757.3	61.3	1,202.4	100.0	
大12	536.3	44.5	668.4	55.5	1,204.7	100.0	
昭5	454.3	38.0	742.0	62.0	1,196.3	100.0	
昭13	502.7	41.4	710.8	58.6	1,213.5	100.0	
昭22	489.4	45.1	595.9	54.9	1,085.3	100.0	

備考 1. 第4表と同じ。

第7表 自小作別農家数及び農家人口 飯岡村

自小作別	世帯数		男		女		計	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
総数	767	100.0	2,522	100.0	2,594	100.0	5,116	100.0
自作	293	38.2	1,015	40.2	1,127	43.5	2,142	41.9
自小作	140	18.3	347	13.8	330	12.7	677	13.2
小自作	123	16.0	422	16.7	442	17.0	864	16.9
小小作	211	27.5	738	29.3	695	26.8	1,433	28.0

備考 1. 昭和23年農村人口収容力調査結果による。

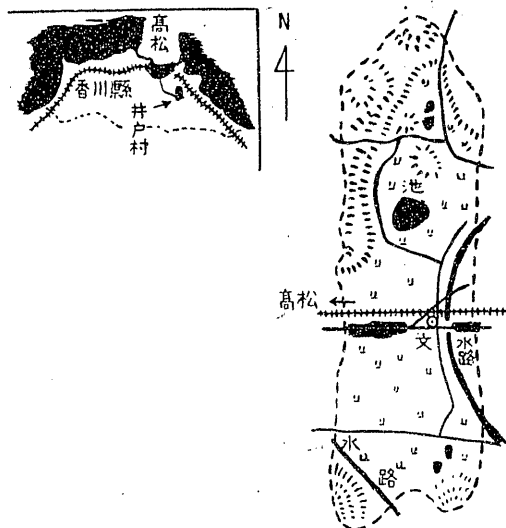
として適当な村であると云えよう。

B、香川県木田郡井戸村

井戸村は四国香川県の内海に面する香川平野の東に位置し高松市へは陸路約十六軒の距離にある。琴平高松電鉄線の沿線の小村である。昭和二十四年六月現在の世帯総数は九一二戸で内農業世帯は六割強の五六七戸を占めているがその内訳は商工業世帯七四戸俵給生活者世帯六七戸、賃銀労働者世帯一一三戸、其他の有業者世帯一四戸、無業世帯七七戸であつて、農業以外の世帯の多くは高松附近への通勤者世帯及び中小商工業者の世帯である。又特に無業世帯や通勤者世帯が多いことは昭和二十年当時の京阪地方及び高松市の空襲によつて疎開来住した者が産業界や住宅不足のため相当在留していることが大きな原因となつてゐる。

即ち戦前と比較すると約百世帯位世帯数は増加している

が、これは大部分戦時及び戦後の帰村入村者の世帯であるとするところが出る。第2図の通り本村の地形は南北に長く(約七・五軒)東西に短く(約二軒)長方形をなして北部の丘陵を除けば土地は概して平坦、地味肥沃であつて水利もよく二作に適している。耕地は



田三三町、畑五四町、合計三八七町(昭和二十二年センサス)であつて一戸当り面積は約六・五反内水田は五・五反で、経営規模は極めて零細であり、手労働による稲作本位の集約的農業が主として行われている。もつとも右の一戸当り面積は第二種兼業をも含めた計算であるからこれを除けば一戸当り平均約八反となる。香川県全体の平均が六・四反位であるから平坦部農村としてはこの地方の水準をやゝ上廻る位置にある。次に本村の農家の自小作別、専業別構成を全国及び香川県と比較した第八表及び第九表によれば、昭和二十二年当時の自小作別構成は香川県、本村共自作及び自小作農家の割合が低く小自作、小作農家の割合が高く、専業別には香川県は全国とほぼ同じ割合で、井戸村では兼業及び第二種兼業の割合がやゝ高くなつてゐるがその差は著しくない。むしろ本村の特色は飯岡村と同様に近郊村として従来不在地主による小作地の土地所有が大きかつた事であつて、これを歴史的に見ると第一〇表の如く、時代にさか上るにつれて小作農家の割合が高くなつて来て居る。特に戦後の農地改革の結果はつきり自作化の傾向を示していることに注

第8表 自小作農家数及びその割合 井戸村, 香川県, 全国.

自小作	井戸村		香川県		全国	
	昭和24年 実数	%	昭和22年 実数	%	昭和22年 実数	%
総数	567戸	100.0	590戸	100.0	88,495戸	100.0
自作	444	78.3	138	23.4	21,862	24.7
自小作	94	16.6	129	21.9	19,274	21.8
小自作	12	2.1	136	23.1	19,562	22.1
小作	14	2.5	184	31.1	27,794	31.4
不耕農家	3	0.5	3	0.5	3	0.0
					1,386	0.0

備考 1. 昭和24年は6月1日実施の農村人口収容力調査結果。昭和22年は8月1日臨時農業センサス結果による。

第9表 専業別農家数及びその割合 井戸村

専業別	井戸村		香川県		全国	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	590戸	100.0	88,495戸	100.0	5,909,227戸	100.0
専業	364	61.7	48,670	55.0	3,274,569	55.4
兼業	226	38.3	39,825	45.0	2,634,658	44.6
(第一種兼業)	(105)	(17.8)	(25,305)	(28.6)	(1,684,099)	(28.5)
(第二種兼業)	(121)	(20.5)	(14,520)	(16.4)	(950,557)	(16.1)

第10表 自小作別農家数(割合)の変遷 井戸村

年次	農家 総数	実数				年次	農家 戸数	%			
		自作	自小作 及び 小自作	小作	不耕 農家			自作	自小作 及び 小自作	小作	不耕 農家
明治40	491戸	15戸	58戸	418戸	—	明治40	100.0	3.1	11.8	85.1	—
大正1	510	32	63	415	—	大正1	100.0	6.3	12.4	81.3	—
昭和5	514	41	244	229	—	昭和5	100.0	8.0	47.5	44.5	—
〃10	555	68	227	260	—	〃10	100.0	12.3	40.9	46.8	—
〃20	536	69	231	236	—	〃20	100.0	12.9	43.1	44.0	—
〃22	590	138	265	184	3	〃22	100.0	23.4	44.9	31.2	0.5
〃24	567	444	106	14	3	〃24	100.0	78.3	18.7	2.5	0.5

備考 1. 昭和24年は農村人口収容力調査結果。昭和22年は臨時農業センサス結果による。其の他は役場保管の資料により作成。

目すべきである。経営形態を収入別にみると自給農家が約三割程度で、他は稲作及び麦作に依存して居り、蔬菜、養蚕、養畜を主として居るものは一割に満たない。更に兼業農家の農業に従事しない者の中他産業の経営(商人、職人等)と賃労働者職員を比較すると後者が稍多い。また昭和二十二年国勢調査当時の産業別人口割合を見れば(第一一表参照)農業外の産業としては製造工業が二・七%で最も高く公務員団体職員、商業建設工業がこれに次いでいる。年次別に職業別人口の推移を第一二表で見れば、明治以降戦前迄は各職業共著しい変化がなく、それ以後戦後に至つて農業、工業、交通業、公務員自由業其の他の有業の何れも増加し、特に後の二業が著しく増加を示している。特に最近の変化については戦災や経済事情の変化が大きく作用して居ると思われる。

以上を要するに井戸村は香

第11表 昭和22年臨時国勢調査による就業者の産業別人口割合 井戸村

	総数	農業	林業	水産業	鉱業	建設工業	製造工業	ガス電気水道	商業	金融業	運輸通信業	サービス業	自由業	公務及団体の産業	その他の産業
井戸村	100.0	71.1	0.2	—	—	2.2	12.7	—	2.8	0.3	2.2	0.9	3.1	3.9	0.6
香川県	100.0	56.4	—	3.2	—	3.0	15.0	—	5.9	—	4.1	2.2	3.6	3.7	2.9
全国	100.0	49.9	1.4	2.1	2.0	4.0	17.2	0.6	6.6	0.7	4.5	2.5	3.4	3.8	1.3

第12表 職業別人口の変遷 井戸村

		農業	水産業	工業	商業	交通業	公務自由業	其の他有業	計
明治	40	2,695	12	215	405	10	118	39	3,494
大正	1	2,803	10	225	425	15	125	40	3,643
昭和	5	2,854	15	238	470	18	137	46	3,778
	10	2,837	34	176	353	17	165	104	3,686
	20	2,833	12	227	235	5	209	105	3,626
	22	3,659	10	385	450	42	385	310	5,241

備考 1. 役場保管の統計資料に基いて作成。

川農村として、米麦二毛作の経営零細化と農家人口の可成高い兼業化の特質をよく代表して居り人口過密な関西地方の農村としてかなり典型的な性格を示して居ると認められるから調査研究の対象に選定した次第である。

三、農村人口壓力の推移

1、最近に於ける人口壓力の累加

零細なる経営規模をもつ集約農業を特質とするわが国の農村に於ては、極めて限られた地域内の農業に依存する農業世帯乃至農家人口の増加は一般に所謂地域的人口壓力の増大を誘因すると考えられる。かゝる意味で先づ明治末、大正初期以降の飯岡村及び井戸村の世帯数及び現住人口の変遷を見れば第十二表及び第十三表の通りである。即ち世帯数については明治末以降漸増しているが、飯岡村に於ては過去四十年足らずの間に五割強、井戸村に於ては一割八分の増加を示し、井戸村の場合戦災、疎開世帯を戦後相当受入れているにもかかわらずその増加割合は却つて戦災の直接影響を受けなかつた飯岡村より少ない。また農家数の割合は両村共戦時中稍減少したが調査時に於ては大體明治末年頃の狀態に等しくなっている。次にこれを現住人口について見ると戦争中の流出や動員によつてその増加傾向は緩和又は停止したが戦後は疎開、引揚、復員者の増加、帰農者の受入、轉出の抑制等の事情によつて頓に増加し、耕地一方料当りの人口密度は飯岡村に於て約四十年間に八七人、井戸村に於て総面積当り一七四人の増加となつている。両村を比較すれば地域的な差異は著しく井戸村の場合は強く戦争の影響が認められるに反して飯岡村に於てはその跡は少ない。また人口密度に於て井戸村は飯岡村に対し総面積に於て約三倍、耕地当りにして二倍強の過飽和状態にあることが判明する。一般に人口収容余力の乏しいわが国の農

第13表 現住世帯，農業世帯の割合，現住人口，耕地当り人口密度の変遷 飯岡村

年次	現住世帯数	農業世帯割合	現住人口	人口密度 (総面積当り)	人口密度 (耕地当り)	
明 44	545	91%	大 2	3,919	146(人)	402(人)
大 4	550	93	〃 5	3,689	137	378
〃 9	601	97	〃 9	3,896	145	400
〃 14	609	88	〃 14	3,990	148	410
昭 5	672	90	昭 5	4,330	161	445
〃 10	697	90	〃 10	4,604	171	472
〃 16	718	89	〃 14	4,693	174	481
〃 19	729	85	〃 19	4,717	175	484
〃 21	825	86	〃 21	5,102	190	524
〃 22	822	86	〃 22	5,314	198	545
〃 23	832	92	〃 23	5,396	201	553

備考 1. 昭和23年は農村人口収容力調査の結果。その他は役場資料による。
2. 耕地当り人口密度は昭和9年当時の面積により算出。

第14表 現住世帯，農業世帯の割合，現住人口，人口密度の変遷 井戸村

年次	世帯数	農業世帯割合	現住人口	人口密度 (総面積当)	人口密度 (耕地当)
明 40	775戸	63.4%	3,609	447(人)	952(人)
大 1	786	64.9	3,842	476	982
昭 5	807	63.6	3,909	484	1,000
〃 10	782	71.0	3,850	477	985
〃 20	1,013	52.9	5,239	649	1,340
〃 22	1,032	57.2	5,351	663	1,268
〃 24	912	62.2	5,009	621	1,281

備考 1. 昭和24年は農村人口収容力調査の結果，その他は役場資料による。
2. 耕地当り人口密度は昭和13年当時の面積により算出。

村に於て人口密度の増加は人口圧力を強め、潜在的失業や定職なき浮動的な半失業人口を増加せしめるが、井戸村に於ける戦後の増加人口の過半はこれに属すると見られ、また農業の季節性の甚だしい東北地方に於ても例えば飯岡村の昭和二十二年国勢調査による男子人口の約一割が不完全就業者と示されている様に低劣な生活水準もカバーし得ない失業顕在化の危機は可成深刻となつて居る。この様な人口圧力の形態は農村人口、特に男子の年齢構成が戦後相変化したために一層強化される傾向にある。即ち調査時に於ける両村の年齢構成を昭和五年当時と比較すると次の様な点が指摘せられる。

(第一五表参照)

- 1、両村共調査時に於ける生産年齢人口の割合は昭和五年当時に比べて六乃至八%近く増加して居り、当時の市部人口には及ばないが総人口の割合に近くなつて居る。
- 2、男女を比較すれば女子の生産年齢人口の割合は男子よりやや大きいが、昭和五年当時と比較すれば飯岡村では男子の割合がわずかながらより増加し、井戸村ではより減少している。
- 3、両村の生産年齢層の増加割合は男子に於ても女子に於てもわずかながら飯

第15表 男女別、年齢階級別農村人口とその割合

(イ) 飯 岡 村								
年 齢 別	男		女		計		男 - 女	
	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5
総 数	2,665	2,180	2,731	2,198	5,396	4,378	-66	-18
0 ~ 14歳	988	931	976	918	1,764	1,847	+12	+13
15 ~ 59	1,549	1,091	1,595	1,127	3,144	2,218	-46	-36
60 以上	128	158	160	153	288	311	-32	+ 5
%								
年 齢 別	男		女		計			
	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5	昭 23	昭 5
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 ~ 14歳	37.1	42.7	35.7	41.8	36.4	42.2		
15 ~ 59	58.1	50.0	58.4	51.3	58.3	50.7		
60 以上	4.8	7.3	5.7	6.9	5.3	7.1		
(ロ) 井 戸 村								
年 齢 別	男		女		計		男 - 女	
	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5
総 数	2,449	1,942	2,560	1,987	5,009	3,929	-111	- 45
0 ~ 14歳	984	805	856	780	1,740	1,585	+ 28	+ 25
15 ~ 59	1,333	944	1,458	1,007	2,791	1,951	-125	- 63
60歳以上	219	193	223	200	442	393	- 4	- 7
不 明	13	—	23	—	36	—	- 10	—
%								
年 齢 別	男		女		計			
	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5	昭 24	昭 5
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 ~ 14歳	36.2	41.5	33.4	39.3	34.7	40.3		
15 ~ 59	54.4	48.6	57.0	50.7	55.7	49.2		
60歳以上	8.9	9.9	8.7	10.0	8.9	10.0		
不 明	0.5	—	0.9	—	0.7	—		
(ハ) 全 国 及 び 岩 手 県 農 村								
		0~14歳	15~59歳	60歳以上	計			
全 国 総 人 口		36.6	56.0	7.4	100.0			
〃 市 部		31.6	63.3	5.1	100.0			
〃 郡 部		38.1	53.7	8.2	100.0			
岩手県南水田村		43.5	49.1	7.4	100.0			
〃 中田畑村		42.2	48.6	9.2	100.0			
〃 北畑村		43.3	48.5	8.2	100.0			

備考 1. 昭和23年、同24年は農村人口収容力調査結果による。
 2. 昭和5年及び全国人口は昭和5年国勢調査結果、岩手県農村は野尻重雄氏調査結果(昭和14年)による。

岡村が大である。

つまり戦争の影響にもかゝらず、労力的には岡村共戦前の昭和五年頃より生産年齢にある労力は相当豊富であり、これがより増大する労働収益化の機会にめぐまれない時は容易に潜在化した過剰人口へ轉化する状態に置かれて居ると言うことが出来る。またこの傾向は特に東北の飯岡村の場合に強く、戦時中の労力不足、青年層離村の嘆きは全く解消した観がある。

2、自然増加と社会増加

上記の人口の推移を人口動態の面から大量観察し、自然増加と社会増加との関連を考察する。

先ず第一六表により、飯岡村累年の出生率及び死亡率を見るに、全国平均に比して著しく高く、自然増加率も相当これを上廻つて居る。昭和二十二年の出生率は戦後の特殊な事情も考えられるが、何れにせよ多産多死という東北型農村の特長がよく示されている。時代的にみると昭和に入つてから出生率、死亡率は共に漸減の傾向をみせ、特に死亡率の低下は大きく、次第に全国平均に近よりつゝある。しかし昭和二十二年の自然増加率は全国平均に対して〇・六九%を上廻つて居り、尙旺盛な自然的増殖力をうかゞうに足りる。次に井戸村については、出生率、死亡率共に全国平均に比しははなだ高く、人口過剰の原因となつて居る点は飯岡村と同様であるが、戦後の出生率、死亡率の低下が大きく、自然増加率も全国と比較して余り差がなくなつて居る。これは本村に於て戦争に直接間接起因する大量の婦村入村者の影響が大きく作用していると認められるので、必ずしも急激な所謂都市化の結果とは見なし得ない。

次に上述の自然増加傾向を現住人口の細加と比較し、自然増加と社会増加の関連を昭和五年以降を数期に区切つて推計観察する。第一七表(イ)によれば、岩手県飯岡村に於て推計自然増加率を備考の通り仮定すれば、昭和五年以降十八年間の自然増加一七五九人中その四

第16表 出生率、死亡率、自然増加率 (人口1000につき)

		(イ) 飯 岡 村				自 然 増 加 率	
		出 生 率	死 亡 率	全 国	飯 岡 村	全 国	
明治	44	47.0	31.2	34.0	15.8	13.7	
大正	4	50.0	31.7	33.1	18.3	13.0	
〃	9	53.0	44.2	36.2	8.8	10.8	
〃	13	42.2	29.4	33.8	13.0	12.6	
昭和	5	49.8	21.6	32.4	28.2	14.2	
〃	10	43.3	20.3	31.6	23.0	14.9	
〃	14	45.4	26.8	26.6	18.6	8.9	
〃	16	40.6	24.4	31.1	16.2	15.4	
〃	22	46.9	20.3	34.5	26.6	19.7	
		(ロ) 井 戸 村				自 然 増 加 率	
		出 生 率	死 亡 率	全 国	井 戸 村	全 国	
大正	1	48.9	32.9	33.3	16.4	13.4	
昭和	1	48.6	31.3	34.8	17.3	15.6	
〃	2	48.1	29.6	33.6	18.5	13.8	
〃	12	44.3	26.4	30.6	17.9	13.7	
〃	16	46.7	25.5	31.1	21.2	15.4	
〃	22	39.3	16.6	34.5	22.7	19.8	
〃	23	38.8	13.5	33.8	25.3	21.8	

備考 1. 飯岡村、井戸村については役場資料に基づいて作成 2. 全国は人口問題研究所、資料による。

第17表 自然増加人口と社会増加人口（推計）

	(イ) 飯 岡 村					
	実 増 加		自 然 増 加		社 会 増 加	
	総 数	年 平 均	総 数	年 平 均	総 数	年 平 均
昭和6～15年	501人	50.1人	948人	94.8人	- 447人	-44.7人
昭和16～20年	197	39.4	399	79.8	- 202	-40.4
昭和21～23年	368	122.7	412	134.0	- 44	-14.7
合 計	1,096	60.9	1,759	97.7	- 693	-38.5
	(ロ) 井 戸 村					
	実 増 加		自 然 増 加		社 会 増 加	
	総 数	年 平 均	総 数	年 平 均	総 数	年 平 均
昭和6～10年	-76人	-15.2人	226人	45.2人	-302人	-60.4人
昭和11～15年	-108	-21.6	299	59.8	-407	-81.4
昭和16～19年	109	27.3	198	49.5	- 89	-22.2
昭和 20 年	1,460	1,460.0	99	99.4	1,361	1,361.0
昭和21～24年6月	-387	-105.4	288	82.3	-675	-184.4
合 計	998	59.5	1,110	59.5	-112	-6.0

- 備考 1. 飯岡村、昭和6～15年は自然増加率20‰、昭和19～20年は16‰、昭和21～23年は26.6‰とし昭和5年、15年、20年各年度の現住人口を基礎として計算した。
 2. 井戸村、昭和6～15年の自然増加率17‰、16～19年14‰、20年20‰、21～24年24‰として同様計算
 3. -は差引離村者数を示す。

割に当る六九三人が差引離村し残りの六割が村に居残つて人口圧力の増加を効果したことになる。又時期的に見れば実人口の増加は終戦後の時期が最も大きく昭和五年―十五年の期間の二倍以上で自然増加も同様の傾向を示している。社会移動即ち差引離村は昭和五年―同十五年の期間が最も大きく、以後漸時減少し、特に終戦後は殆ど移動が停止に近い状態となつてゐる。尙終戦前後に於ける飯岡村の人口移動、特に流入人口を観察すれば昭和十九年以降の疎開者総数は九八世帯三四六人であり、その中昭和二十年中に他市町村へ流出した者二四世帯七一人、昭和二十一年以降六四世帯二三八人であつて昭和二十三年末現在では一〇世帯三七人が残留してゐるだけである。又この外本村の在来常住世帯中昭和二十年以降の全戸完全離村者は七世帯三五人であつて合計一〇五世帯三八一人が本村より他市町村へ流出したことになる。次に外地引揚者にして本村に居住する者は二四世帯四七人（内要保護世帯三世帯八人）、復員軍人二七二人であつて、復員軍人は殆ど自家に帰農し、外地引揚者の大部は本村丘陵部の県指定開墾地に入植して居り、入植戸数二四戸が開拓予定地四十町歩の耕作に従事してゐる現状である。従つて終戦前後入村した者で現在村に残つてゐる者は殆ど定着的に村に居住して居り、その数も少いから、人口構成の上に戦争の直接的な影響はさして大きく認められず、当面の問題はむしろ増加しつゝある村内人口がいか様に收容せられてゐるかの点に存するのである。次に第一七表により香川県井戸村の場合を見ると、昭和五年以降同二十四年迄に推計自然増加一一〇人を算えるが現住人口の増加はその九割に当る九九八人となつてゐる。即ち約二十年間に於ける差引流出者数の割合は自然増加により増加した人口総数の約一割程度にすぎない。しかしこの現象は社会移動の役割の小さいことを示すものでなく年次別推計の結果示される様に終戦前後の未曾有の大量帰村者及び入村者を受入れたことに原因してゐるのである。阪神地方及

び高松市等が直接罹災した昭和二十年一ケ年で一三六九人の差引増加が行われたためであつて調査時たる昭和二十四年六月に於ても尙多数の疎開者等が在村している状況である。即ち村当局の概算によれば終戦後の疎開人口の総数は二〇三四人、外地引揚者は一四五人、復員者は三八五人、計二五六四名に上るといふから、これらの相当部分が再び流出しても尙戦前の人口よりはるかに多い在村者かゝえていることとなるのである。また現在同村より高松市近傍への通勤者は男子一七〇人、女子三七人を数えるがこの大部分が戦後入村した者であるとの事である。以上の時期を除けば社会移動(差引離村)が最もはげしく行われたのは昭和十一年から同十年迄の期間であつて、一年間の差引流出者の推計人口は一年八一・四人を算するすなはち現住人口を殆ど同じくする両村に於てこれを東北飯岡村の四四・七人と比較すれば約二倍に近いはげしさを示すと見なし得る。また終戦後の流出は本村では戦争の影響が余りに大であつたため流入人口をカバーするに至つて居らず、入村婦村者の多くが離村の意志を有しながらも生活難や住宅事情などからして引続き留村し、しかも何等居村に定着性のない日常生活を送つて居る現実は注意すべきであり、人口構成上戦争影響の少ない飯岡村とは異つた意味で大きな問題を残して居ると見てよい。尙本調査の統計面には表はれていない全戸(世帯)離村者については調査時たる昭和二十四年度の一月より六月迄の實情を聴取した所によると、同期間の離村総数は三〇世帯、七五人であつてその内疎開引揚及び婦村が一五世帯、三六人を占め、農家の離村者は単身の二名のみであつて他は他産業世帯及び離縁者であり、全戸離村者の一般的傾向たる農業からの顧落や農村からの逃避の要因が土地への固着性と外部社会の封鎖性に制約せられて内訌しつゝある現状を推察することが出来るのである。

3、過剰労力の増大と階層分化

前に見た通り戦後に於ける疎開、引揚人口の入、帰村及び労働市場の不況に基づく村外流出の一般的抑制の結果、両村共戦前に比して相当多数の人口を受入れ包容して居り、しかもその人口は多かれ少かれ限られた耕地の上に営まれる農業生産に依存しているから、かねて潜在する農村過剰人口は愈々増大の傾向が推知される。しかし何程の人口が過剰であるかの数字を算出することはその算出の基礎を明らかにするために相当仔細に調査地域の労力及生計の實情を把握しなければならぬ。こゝではその一例として昭和九年当時行われた岩手県飯岡村の労力計画を参考としてその大勢をうかがうに止める。

岩手県飯岡村はかねて経済厚生指定村に選定せられ昭和九年村の更生計画を樹立したが、右計画中に農家の所在労力と所要労力について農事作業別に労力換算を行い、かなり詳細な過剰労力の算定を実施している。右によつて昭和五年当時の本村全体及び農家一戸当りの労働力の配分需給の概要を年間を通じて見れば第一八表(イ)の通りである。即ち農家の一戸当所要労力は成年男子に換算して六八〇・二人であつて、これに対する所有労力は一戸当り一・一六五・七人となつて居る。当時の村外出稼人口を一戸当り〇・二人としても尙年間を通じて一戸当り四〇七人即ち常時一・一人の過剰労力を保有していることが示されている。現在の耕地総面積は当時と比較してわずかに約二・五%増加したに過ぎず、農業生産の諸条件は却つて悪化している現状に於ては農家数一四・三%、農家人口一七・六%の増加は当然にも労力過剰の増大を予想せしめるに足りる。同様の推計を昭和二十三年末人口について農家所要労力を耕地面積に、家事其の他の所要労力を農家数に比例して増加し、年齢別人口を仮に当時と同一と仮定して計算すれば、第一八表(ロ)の通り延一年の一戸当り過剰労力は成年男子五九八人となり、農家人口中村外への通勤者や他産業従業者が多少増加していると見ても往時の二割増しの

第19表 所要労力と所有労力 飯岡村

(イ) 昭和9年当時				(ロ) 昭和23年			
区 分	全村一年延 労力	一年延一 戸当労力	一日平均 一戸当労力	区 分	全村一年延 労力(767戸)	一年延一 戸当労力	一日平均 一戸当労力
農業所要労力	324,575	483.7	1.3	農業所要労力	332,690	433.8	1.2
家事其他所要	131,860	196.5	0.5	家事所要労力	150,716	196.5	0.5
A 小 計	456,435	680.2	1.9	A 小 計	483,406	630.3	1.7
B 農家所有労力	782,195	1,165.7	3.2	B 農業所有労力	942,065	1,228.2	3.4
C 過不足(A-B)	+325,760	485.5	1.3	C 過不足(A-B)	458,659	598.0	1.6
村外出稼労力	60,436	90.1	0.2				
村外より雇入	7,903	11.8	0.0				
差引出稼	52,533	93.2	0.2				
差引過不足	273,317	407.3	1.1				

- (イ) 備考
1. 昭和9年飯岡村経済計画更生簿による。一戸当り以下は算出した。
 2. 労力の単位は成年男子を1とする。
 3. 年令別換算率 14才以下(0.0)
15~20 (0.6) 21~50 (1.0)
51~60 (0.8) 61~70 (0.5)
70以上 (0.0)
 4. 性別換算率 女子は男子の 0.8

- (ロ) 備考
1. 農家所要労力、家事所要労力は夫々耕地面積、農家数に正比例して増減するものとして昭和9年を基礎として推計。
 2. 農家所有労力は昭9年当時の年令構成と同一と仮定して男女別に計算。

過剰労力を現在の農家人口中に保有することが推定せられ得るのである。しかもこの数字は年齢構成を昭和九年当時と同一としたものであるから、前に見た通り当時より生産的な年齢構成を有する現在では過剰圧力はより強化されていると見てよい。香川県井戸村について同様の資料を有しないがごく大ざっぱに計算すれば昭和五年の農家人口二八五四人に對し昭和二十四年三五三三人であり、昭和二十二年当時の農業従業者の割合五五%をあてはめれば、農業従業者数は昭和五年一六五九人、昭和二十四年一九五四人となる。同村の耕地面積は統計面では減少しているから、仮に同じとすれば昭和五年当時比し約一八%の増加であり、極度に集約化された同村の農業事情の下では岩手県に於けるより以上に過剰労力を包容する限界にあると考えられる。

所で右の様な過剰労力の農家に於ける潜在化は両村農家の如何なる部分にも均しく行われているものではなく、個々の農家の経営規模、土地所有形態、生産技術体系及び家族労力の如何により、即ち各農家の生活程度所得水準と生産性のあり方により著しく異つて居ると考えられるのであつて、これ等の指標を集約する所の階層関係及びその分化傾向の中に本質を明らかにすることが出来るのである。かゝる観点から本村の階層分化の実態を若干の統計によつて検討し、特に戦後に於ける階層化の推移がどの様な特色を有するかを觀察する。

先づ岩手県飯岡村について農家の経営規模を見るに、本村の平均一農家当り耕地面積は一町五反弱であつて、昭和十二年当時の二町七反強にくらべると約二反歩減少しているが、全国及び岩手県平均の耕作規模をはるかに上廻つてゐることが明らかにされる。これを更に農家の経営規模別構成についてみると第一九表の通りであつて、農地改革のほゞ前後に當る昭和二十二年度及び昭和二十三年年度の経営面積別農家の構成は「一町一町五反」の階層が農家総数の

第19表 農家の至営規模別構成

(イ) 飯岡村, 岩手県, 全国

耕地面積別	飯 岡 村		岩 手 県		全 国			
	昭和23年 実数	%	昭和22年 実数	%	昭和22年 実数	%		
総 数	767	100.0	726	100.0	115,620	100.0	5,909,277	100.0
不耕農家	—	—	—	—	64	0.1	1,386	0.0
3反未満	15	2.0	16	2.2	15,006	13.0	1,414,632	23.9
3反～5反	66	8.6	37	5.1	13,904	12.0	1,036,533	17.5
5反～1町	178	23.2	155	21.3	32,188	27.8	1,834,221	31.0
1町～1.5町	227	29.6	198	27.3	26,507	22.9	925,404	15.7
1.5町～2町	159	20.7	161	22.2	15,765	13.6	364,291	6.2
2町～3町	112	14.6	137	18.9	10,302	8.9	210,180	3.6
3町～5町	10	1.3	20	2.7	1,820	1.6	73,800	1.3
5町以上	0	—	2	0.3	64	0.1	48,730	0.8

(ロ) 井戸村, 香川県

	井 戸 村		香 川 県			
	昭和24年 実数	%	昭和22年 実数	%		
総 数	567戸	100.0	597戸	100.0	88,495	100.0
不耕農家	—	—	3	0.5	3	0.0
3反未満	99	17.5	131	21.9	27,323	30.9
3反～5反	108	19.0	105	17.6	19,023	21.5
5反～1町	285	50.3	281	47.1	34,698	39.2
1町～1.5町	65	11.5	75	12.6	6,824	7.7
1.5町～2町	5	0.9	2	0.3	527	0.6
2町～3町	2	0.3	—	—	75	0.1
3町～5町	—	—	—	—	17	0.0
5町以上	—	—	—	—	5	0.0
不 明	3	0.5	—	—	—	—

備考 昭和23年, 同24年は農村人口收容力調査結果, 昭和22年は臨時農業センサス結果による。
以下各表共同じ。

二七・三%及び二九・六%を占めて最も多く、次で「五反～一町」及び「一町五反～二町」の階層が夫々二割以上を占め三者で農家総数の七〇・八%及び七三・五%を占めて居り、その分布のモードは全国及び岩手県にくらべて右経営規模別に丁度一廻り大きいところにある。五反以下の零細経営は全国四一・四%、岩手県二五・〇%に対して飯岡村では夫々七・三%、一〇・六%に過ぎない。これは本村の様な水稲一毛作地帯では農家としての経営規模は少くとも五反歩以上を必要とすることを示唆する。昭和二十二年の臨時センサスの結果によれば、農家七六七戸中自給農家数は一三六戸を占めているが、これを階層別に推定すると五反以下八五戸であつて、大体経営規模八反以上から本村農家の生産的性格があらはれてくるものと想定せられる。この点では二毛作の可能な地域の農村はもとより同じ岩手県でも山間部の畑作林産村と条件を異にしていることは言う迄もない。

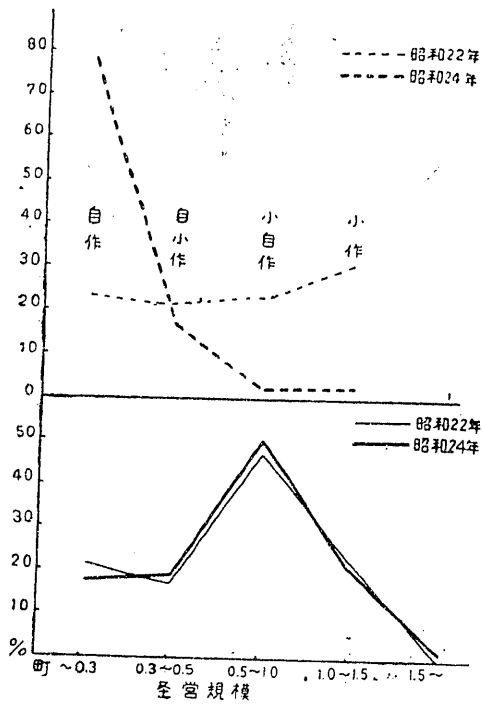
農家の経営規模と自作関係との結び付きは、大体に於て自作化した階層程経営規模が大きくなつてい

第20表 自作小作別、経営規模別農家数

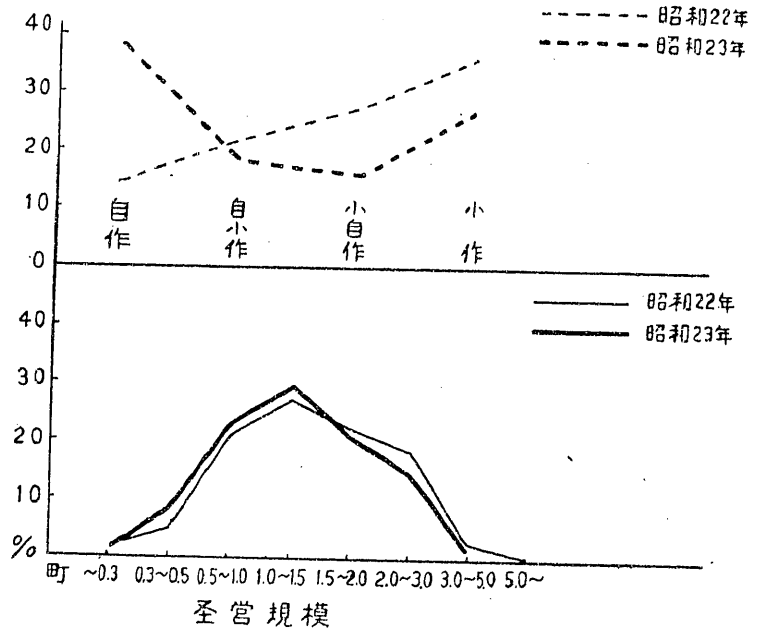
自作小作別 耕地面積 総数	(1) 飯岡村															
	自作農		自小作農		井戸村		自小作農		自小作農		自小作農		自小作農		自小作農	
	昭23.12 調査(A)	昭22.8 調査(B)	増 (A-B)	減 (A-B)	昭23.12 調査(A)	昭22.8 調査(B)	増 (A-B)	減 (A-B)	昭23.12 調査(A)	昭22.8 調査(B)	増 (A-B)	減 (A-B)	昭23.12 調査(A)	昭22.8 調査(B)	増 (A-B)	減 (A-B)
0.3町未満	4	5	-1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.3—0.5未満	24	5	+19	19	6	4	+2	2	4	2	+2	2	32	26	+6	6
0.5—1.0	60	15	+45	45	28	18	+10	10	25	31	-6	6	65	91	-26	26
1.0—1.5	63	18	+45	45	38	29	+9	9	47	64	-17	17	79	87	-8	8
1.5—2.0	75	22	+53	53	38	41	-3	3	31	57	-28	28	15	39	-24	24
3.0—5.0	57	28	+29	29	30	56	-26	26	16	43	-27	27	9	10	-1	1
3.0—5.0	10	10	0	0	—	8	-8	8	—	1	-1	1	—	1	-1	1
5.0以上	—	1	-1	1	—	1	-1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	293	104	+189	189	140	157	-17	17	123	200	-77	77	211	265	-54	54
0.3町未満	84	49	+35	35	2	9	-7	7	3	13	-10	10	10	60	-50	50
0.3—0.5未満	81	32	+49	49	20	12	+8	8	5	20	-15	15	2	41	-39	39
0.5—1.0	212	54	+158	158	67	74	-7	7	4	89	-85	85	2	64	-62	62
1.0—1.5	60	9	+51	51	5	34	-29	29	—	13	-13	13	—	19	-19	19
1.5—2.0	5	1	+4	4	—	—	—	—	—	1	-1	1	—	—	—	—
2.0—3.0	2	—	+2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.0—5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	444	145	+299	299	94	129	-35	35	12	136	-124	124	14	184	-170	170

備考 飯岡村については昭和22年の不耕農家3戸，昭和24年の不明3戸を除く。

(0) 井戸村



(1) 飯岡村



が、小作農の経営規模の中心は一町歩前後であつて、特に一町五反以上の者が昭和二十二年に約二割の五〇戸、同二十三年一四戸を占めていることは労働力の豊富な小作農の経営性格を示して注目される。農地改革による買収売渡しが九割以上完了した昭和二十三年末への自小作関係の推移を第二〇表及び第三図によつて見ると農家数の割合の減少した小作層(三六・五%から二七・五%)、自小作層(二七・六%から一七・六%)、自小作層(二二・六%から一八・三%)に対して自作層は一四・三%から三八・二%へと著しく増加し村全体として自作化の傾向を示しているが尙小作層及び自小作層の比重は相当大きい。即ち両年度を比較して農家の実数について最も増加したのは自作層中「一・五町と二町」層の五三戸で次で自作の「五反と一町」層及び「一町と一・五町」層各四五戸、「二町と三町」層の二九戸であり、之に対して減少したのは自小作の「一・五町と二町」層と「二町と三町」層で夫々二八戸、二七戸を減少し、次で自小作の「二町と三町」層と小作の「五反と一町」層が各二六戸づつ減少している。特に農地改革に関しては前にふれた様に本村では不在地主(主として盛岡市在住)が多かつた爲移動面積は総耕地面積の過半を占める五五三町歩に達し郡内第一位である。土地の売渡側は延約二三〇名、之に対し買受側は農家総数の約九割に達し昭和三年以降同二十年迄の移動面積田畑四八町四反、買受人数一二二人に比較するといかにその影響が大きかつたかどうかはれる。しかし地主側は面積に於て八割乃至九割、人員に於て約七割が盛岡市の不在地主に属し、村内の大地主といつても七町程度が二人であつて村内の地主小作関係の変化は余り大きくはなかつたのである。

香川県井戸村の農家経営の中軸となつて居るのは「五反と一町」層であつて、昭和二十二年八月には総農家の四七・一%を占めて居り、香川県(三九・二%)全国(三一・〇%)より多く、この階層を中心に上位一町以上の家と五反以下の零細農に分布が拡がつてい

る。また香川県の五反未満層が少く、一町以上層がやゝ多いとゆう同地方の平均水準と比べるとやゝ上位に位置していることが示される。昭和二十二年と同二十四年と比較して各階層の割合に大差がないことは農地改革の影響の小さいことと共に、三反未満層及び一町以上層の減少と中間層の増加により一町以上の数例をのぞき大体七・八反中心に集中化しつゝある傾向を示している。昭和二十二年センサスによれば、自給農家の八月が五反未満の階層に属し、五反未満層の六割が自給農家であるから生産農家の下限は耕作規模五反にあると見てよいが、米麦作収入による農家三八二戸中七九戸が五反未満層であることはきわめて零細は規模の農家経営をも含んでいることを示すものである。農家の経営規模と自小作関係の結びつきは第二〇表の示す通り昭和二十二年当時は五反以下の農家に小作及自小作が多かつたが農地改革によりその数は減少し大体自作化されるに至つた。しかし自作農家でも五反未満が一六五戸(三六%)を占めて居り過少農が大きな割合を占めている。階層分化の推移を農家の実数で見ると増加したのは自作の「一町一町五反」層(一五八戸)、「三反一五反」層(四九戸)、「三反未満」層(三五戸)で一町五反以上の農家五戸中四戸が増加農家であるのは注目されるが、之に対し減少したのは小自作「五反一町」層(八五戸)、小作「五反一町」層(六九戸)小作「三反未満」層(五〇戸)の順となつて居る。農地改革前の地主数は在村地主延五六二名、不在地主二一〇名、計八六二名であつてその所有面積は在村地主三一〇町八反、不在地主三一町計三四一町八反で総耕地面積の九割に近いが、この中農地改革によつて二二町五反、財産税の物納によつて三七町計二四九町が開放せられたのであつて現在の小作地面積は総耕地面積の三割に減少した。土地を開放した地主中三町以上の所有者は十九名でその所有地一〇二町であり開放面積の割合は最も大きい。この中には都市在住の不在地主が多いが在村地主でも五町以上四乃至五名

は自作農に轉化して居る。要するに本村に於ても農地改革後耕地はほぼ均分化され自作農中心の構成に變化したが経営の零細性には殆ど影響なく耕作面積八反歩を中心に農家構成に分布されている現状である。

以上に見た所の土地所有を中心とする農家の階層性は、更にその生産力を裏付ける生産手段の体系——農業機械、役畜の所有及び労働力の需給——雇傭関係に於てどの様に貫徹されているであらうかこれらの要因は一村農業の地域性や自然的社会的環境諸条件と有機的に結び付いて居り、個別に比較する時は却つて村としての統一的理解が困難であるから各村別に若干の検討を行うこととする。

岩手県飯岡村

元來経営近代化の一指標とみなされる所謂農業機械化の展開については、一般に東北地方農村は他地域の農村に比し進度が遅れていることは周知の事実であるが、これを飯岡村について見ると主要農業機械の所有に關しては第二一表に示される通りである。即ち動力機の所有は今尙少数の中位以上の農家に限られて居つて、農耕作業の重点は主として裸の手労働に依存している様に示されている。第二一表について特に注目される点は農家中自家に動力機を所有しない者が農家総数の八六・七%を占めて居り団体所有を含めても五割を超えない点である。これを所謂機械化農村として著名な岡山県興除村の場合について見れば、戦前に於て動力機械を所有する農家八八七戸に対し、これを所有しない農家はわずかに五七戸であり(原田歳男、満鉄調査報告昭和十六年)、また昭和二十二年の戸当り原動機所有台数は三反未満の一・二四台から「三・五町」層の三・六六台(昭和二十二年臨時農業センサス結果)に及んでいる。兩村の立地条件の差異はとも角とするもその間に著しいへだたを認めざるを得ないのである。また農業機械の所有状況を階層別に見れば、飯岡村に於ける機械の所有は経営規模一・五町以上の中位以

第21表 経営規模別農業機械所有農家数及び所有機械台数 飯岡村

規 模	自 家 所 有					団 体 所 有				
	所有世帯数	原動キ	10戸当	動力 作業機	10戸当	所有世帯数	原動機	10戸当	動力 作業機	10戸当
総 数	102(13.3)	97(台)	1.3(台)	126(台)	1.6(台)	245(31.9)	264(台)	3.4(台)	300(台)	3.9(台)
0.3町未満	0(0)	0	0	0	0	0(0)	0	0	0	0
0.3—0.5町未満	0(0)	0	0	0	0	21(31.8)	23	3.5	19	2.8
0.5—1.0 "	3(1.7)	2	0.1	3	0.2	63(35.4)	75	4.2	89	5.0
1.0—1.5 "	17(17.5)	17	0.7	18	0.8	85(37.4)	95	4.1	112	4.9
1.5—2.0 "	34(24.4)	31	2.0	35	2.2	52(32.7)	47	3.0	54	3.4
2.0—3.0 "	41(36.6)	38	3.4	59	5.3	23(20.5)	24	2.1	24	2.1
3.0—5.0 "	7(70.0)	9	9.0	11	1.1	1(10.0)	1	1.0	2	2.0

- 備考 1. 農村人口収容力調査(昭和23年)結果による。
 2. 所有世帯数()内は経営規模別世帯総数に対する%を示す。
 3. 10戸当り台数は経営規模別総世帯の10戸当り平均所有台数を示す。
 4. 団体所有は機械の所有権を分有せる農家の延総数である。

第22表 経営規模別役畜所有農家数及び所有役畜頭数 飯岡村

規 模	牛			馬		
	所有世帯数	総頭数	10戸当	所有世帯数	総頭数	10戸当
総 数	81(10.5)	83	1.1	459(59.8)	148	1.9
0.3町未満	1(6.7)	1	0.7	0(0)	0	0
0.3—0.5町未満	8(12.1)	8	1.2	1(1.5)	1	0.2
0.5—1.0 "	36(20.2)	36	2.0	49(27.5)	49	2.8
1.0—1.5 "	24(10.6)	24	1.1	153(67.4)	154	6.8
1.5—2.0 "	9(5.7)	11	0.7	141(88.9)	144	9.1
2.0—3.0 "	4(3.6)	4	0.4	105(93.8)	120	10.7
3.0—5.0 "	0(0)	0	0	10(100.0)	17	17.0

- 備考 1. 昭和23年農村人口収容力調査結果による。
 2. 所有世帯数()内は経営規模別世帯総数に対する%を示す。
 3. 10戸当は経営規模別世帯10戸当の平均所有頭数を示す。

上農家層に所属して居り、その共同利用の機会を考慮しても農業労働の大部分は若干の雇傭労働及び労力交換を附加された家族労力の燃焼に依つてゐることが明らかである。特に階層別にみて上層農家程自家所有の割合が高く下層農家程団体所有の割合が多くなつてゐることは注目し得る。次にこれ等の動力機に代るものとして古來使役されて來た役畜の所有状況については第二三表の通りであつて、俗に馬一頭五反を適正規模とし、耕耘において四人力、運搬において六人力を有すとされる役馬は総数の六割の農家が所有してゐるが、階層別に見れば経営規模一町以上の農家層の所有が大部分を占めて居り、特に一町五反以上の農家階層に於て重要な作業手段となつてゐる。之に対して役牛の飼育は未だ普及せずわすかながら経営規模一町前後の農家層を中心に使役され初めた状態である。

以上の通り役畜及び農機具の所有と利用が主として経営規模一町五反以上の農家層に行われてゐることよりして、これ等の生産的農家層は下層農家に比して一人当りの労働生産性が高く農業の季節性にも拘らず労働市場へ流出せしめ得る男子労力の余裕を有することになると推測される。これに対し一町前後の下層農家は手労働による経営維持に必要な労力を自家に固着せしめながら、その労働収益の低劣なるが故に浮動的な日雇雑役等の形態で雇傭される対象となるのである。第二三表は農業面に於ける経営規模別の雇傭関係を雇傭農家数について見たものであるが雇傭農家と被雇傭農家の比重及び階層性について次の点が指摘される。即ち第一に本村農家中他世帯より賃金雇傭を行つて農家は総数の三四・三%、世帯員が被傭された農家は二三・三%にすぎず、其の他の労力交換を考慮しても農業労働の主体は殆ど自家労力に依存してゐると考えられる。又世帯当りの延日数は年間を通じて雇傭四二・九日、被傭二七・五日であつて、大体農繁期の一世帯当り一人前後に當る。第二三表には東北地方で一般的に行われてゐる賃金給付のない労力交換(ゆい)

第23表 経営規模別雇傭形態別農家数及び延日数 飯岡村

規 模	雇 傭		被 雇 傭	差 引						
	A 雇傭世帯数	B 雇傭日数								
規 模	雇傭世帯数	雇傭日数	被雇傭世帯数	被雇傭日数	A-C	B-D				
總 数	263(34.3)	11,283	42.9	14.7	178(23.3)	4,904	27.5	6.4	85	6,399
0.3町未満	1(0.7)	50	50.0	3.5	7(46.7)	336	48.0	22.4	-6	-286
0.3-0.5町	10(15.6)	272	27.2	4.1	23(34.8)	527	22.9	8.0	-13	-255
0.5-1.0	41(23.4)	1,351	32.9	7.6	49(27.5)	1,267	25.9	7.1	-8	84
1.0-1.5	67(29.5)	1,932	28.8	8.5	42(18.5)	1,299	30.9	5.7	25	633
1.5-2.0	65(40.9)	2,789	42.9	17.5	39(24.5)	1,005	25.8	6.3	26	1,784
2.0-3.0	69(61.6)	3,258	47.2	29.1	18(16.1)	470	26.7	4.2	51	2,788
3.0-5.0	10(100.0)	1,631	163.1	163.1	0(0.0)	0	0	0	10	1,631

- 備考 1. 昭和22年農村人口收容力調査結果による。
 2. 昭和23年12月10日より過去一箇年間につき示す。
 3. 世帯数は雇傭し又は雇傭された者をもつ世帯数を示し()内は経営規模別世帯総数に対する%である。
 4. 本表の雇傭関係は賃金給付の裏付けのない労力交換や手助け及び農業外のものを除いた。

や本家分家間の手助け等の日数を含んでいないから、自家労力と然らざるものとの配分を直ちに推断することは困難であるが、現地に於ける事情聴取の結果は農繁期特に田植時をのぞけば農業労働はおおむね家族労力で充足されていると知ることが出来た。次に階層別に見れば雇傭は明かに、経営規模一・五町以上の農家に重く、逆に被雇傭は一町未満の階層に多い。被雇傭については自計主義の調査法により若干実際より下廻る数字に表はれてしていると推測されるのであるが、別に労力交換や手助けに於ても労力の供出機会は下層農家程多くなる傾向が個別の調査事例から立証せられるのであり、こゝに下層程より強い過剰人口⇨潜在労力の吸収口が示されている。尙この外、本表にはのぞかれてゐるが、農業以外の労働機会——運搬建築、水利工事等がこれ等の農家階に就労の機会を提供してゐることとは言ふ迄もない。第三に村全体としては第二三表(B—D)の通り一年延六三九日の雇傭超過を示しているが、これは昭和九年当時の村外より雇入労力七九〇三に對する出稼労力六〇四三九、差引五二五三三の出稼超過と逆の現象である。戦後の産業事情の停滞と農地改革及び農村インフレにより一時的にせよ農家の自給性が保持されたこと等がその要因と思われるが、この点については更に検討を必要とする。

最後に農家計収入の主要源泉である米麦の収量状態について見る。岩手県資料によれば本村の属する紫波郡は岩手県全体の稲の平均反当収量が一・七石—一・九石位であるに對して昭和十七年—昭和二十一年の一箇年平均が約二・一石であつて県下屈指の収量の高い地域である。(註)飯岡村の昭和二十三年度の平均反当収量はこの調査によれば第二五表の示す通り米二・一六石、麦一・二五石であつて相当高い。これを階層別にみれば麦作農家は経営規模一町以上も多く、米麦共にその反当収量は経営規模「一・五町乃至三町」層が高く、経営規模の縮小につれて規則的に減少して居り土地生産

第24表 経営規模別米麦作付農家数及び平均反当収量 飯岡村

模 規	米		麦	
	作付世帯数	反当収量 (平均)	作付世帯数	反当収量 (平均)
総 数	745	2.16(石)	540	1.25(石)
0.3 町未満	14	1.99	0	0
0.3—0.5 未満	66	2.03	14	1.00
0.5—1.0 //	173	2.12	93	1.16
1.0—1.5 //	207	2.17	172	1.17
1.5—2.0 //	158	2.21	144	1.33
2.0—3.0 //	112	2.21	107	1.33
3.0—5.0 //	10	2.02	10	1.13

備考 1. 昭和23年農村人口収容力調査結果により過去一年間の収量を示す。
2. 麦は大、小、燕麦を合計。

力も亦労働生産性と同様一町五反以上三町未満の層に於て最高の展開を示す。このことは米麦一本に依存する本村の農家経済に於て現行供出制度の下に生み出される反当りの余剰収益の額は二町以上三町の規模を最大として以下階層の下となるにつれて減少すると推測せられるのであつて投下労力及び生産コストを考慮すれば雇傭労力への依存の比較的高い三町以上の大経営層を別とすれば中層以下、特に五反未満農家の家計の苦しさをこの側面から推察し得る根拠となるのである。

註、岩手作物要覽 昭和二十三年一月、農林省岩手作物報告事務所刊参照

香川県井戸村

香川県井戸村に於ける農家経営規模の零細化と過密人口により農業の集約化がいさざるしいことは前に述べた通りであるが、これが却つて機械化の進捗度を弱め、肉休労働の過重な投下による労働生産性の低下を招いている要因であり、経営規模の拡大とは逆の方向過程に於て農機具の導入が行われた処にその特色をみるのであるが、先の飯岡村と比較すれば相当進んだ段階にあることが示される。即ち第二五表により自家所有の農機具を有する農家数は飯岡村の一三・三%に比し三六・九%を占めて居り特に動力揚水機が二割に達していることは溜池利用による灌漑の特色を物語っている。

勿論動力機の所有割合に於て近代化の典型的な興除村に比すべくもないが、飯岡村とくらべると大体同数の農家に於て二倍の台数を持つこととなる。階層別にみて著しい特色は五反未満層に於て農機具の所有農家は一割に満たないが、五反以上に於ては半数以上に當つて居ること、特に「一——一・五町」層はその生産性の高さに対応して七割近くの割合を占めて居る。

次に役畜の所有を昭和二十二年年度の農業センサスを参照すれば第二六表の通り役牛を主として居り、牛馬所有農家は全農家の六五・三%で飯岡村より稍多い。その所有割合は三反未満の一四%から一町五反以上の一〇〇%の間経営規模の拡大につれて増加して居り、こゝでも五反以下農家と五反以上農家ではつきりした差があらわれている。この様な階層性は農業労働の雇面にどう表はれているか昭和二十四年六月に至る一箇年間の雇面労働力の延日数を第二七表によつて観察すれば全農家一戸当りの雇面労働力は約十七日である。雇傭の時期はおもむね田植時及び收穫時に限られて居るが、現地聴取の事情を総合すると労力需給は殆ど村内及隣接区域で充足されて居り賃金給付を伴はない自家分家や親族間の労働交換は殆ど見られず、共同作業は隣保七、八戸を単位とする所謂隣組中心に推移して

第25表 経営規模別農機具所有世帯数及び所有農機具台数 井戸村

		(イ) 所有世帯数及び10戸当台数				(ロ) 所有台数				
規 模	数	総世帯数	農機具自己所有世帯数	10戸当台数(自己所有)	10戸当台数(団体所有)	規 模	原動機	動力作業機	電力揚水機	計
総	数	564	208 (36.9)	8.1	13.2	規 模	186	183	88	457
0.3 町未	満	99	8 (8.1)	1.3	9.5	0.5 町未	6	4	3	13
0.3 — 0.5		108	11 (10.2)	1.5	11.7	0.3 — 0.5	6	9	1	16
0.5 — 1.0		285	140 (49.1)	11.1	13.5	0.5 — 1.0	131	129	56	316
1.0 — 1.5		65	44 (67.7)	15.4	21.4	1.0 — 1.5	40	37	23	100
1.5 — 2.0		5	3 (60.0)	12.0	16.0	1.5 — 2.0	1	2	3	6
2.0 — 3.0		2	2 (100.0)	30.0	0	2.0 — 3.0	2	2	2	6
						原動機				
						動力作業機				
						電力揚水機				
						計				
						原動機	322	318	110	750
						動力作業機	26	57	11	94
						電力揚水機	53	54	19	126
						計	176	155	52	385
						原動機	64	49	26	139
						動力作業機	3	3	2	8
						電力揚水機	—	—	—	—
						計	—	—	—	—

備考 1. 昭和23年農村人口收容力調査による。
2. 10戸当台数は経営規模別世帯10戸当りの所有台数を示す。

第26表 所有役畜頭数 井戸村

規模	総頭数	10戸当り	牛	馬
総数	312	5.5	305	7
0.3 町未満	5	0.5	5	0
0.3—0.5	20	1.9	20	0
0.5—1.0	218	7.6	212	6
1.0—1.5	61	9.4	60	1
1.5—2.0	3	6.0	3	0
2.0—3.0	5	25.0	5	0

備考 1. 昭和22年臨時農業センサス結果による。

第27表 経営規模別農業労働雇傭農家数及び雇傭延日数 井戸村

区分	雇傭世帯数	雇傭延日数	一戸当平均
総数	564	9,635	17.1
0.3 町未満	99	298	3.0
0.3—0.5未満	108	1,197	11.1
0.5—1.0 "	285	5,796	20.3
1.0—1.5 "	65	1,689	26.0
1.5—2.0 "	5	190	38.0
2.0—3.0 "	2	465	232.5

備考 1. 昭和24年6月1日より過去一ケ年間、農村人口収容力調査結果による。

第28表 経営規模別米麦反当収量 井戸村

	米反当収量(平均)	麦反当収量(平均)
総数	2.1(石)	1.6(石)
0.3 町未満	1.9	1.5
0.3—0.5未満	2.0	1.6
0.5—1.0	2.0	1.5
1.0—1.5	2.9	1.7
1.5—2.0	2.2	1.4
2.0—3.0	2.1	1.4

備考 1. 昭和24年6月より過去一ケ年の実績による。
農村人口収容力調査結果。

居り、これとても田植、收穫時等ごく限られた時期的なものが多く自家労働力を別とすれば賃金雇傭の労働力が割合大きな役割を示しているのは東北地方と比較した場合の一つの特色を示している。二町以上の二戸を除けば階層別に見た雇傭農家は中層以上に多く下層に少く、被傭農家はこれと逆の分布をなして居ると見られ、大体系営規模七反乃至八反を中心にして雇傭、被傭の役割が轉換していると観察される。米麦の収量は第三八表に示される通りであつて稲は反当り二・一石見当で岩手県飯岡村とほぼ同水準であるが、麦は約

一・七石であつて飯岡村の一・二石にし相当高い生産性を示している。特に階層別に見ると「一・〇—一・五町」層が最も高く反收二・七石(米)及び一・七石(麦)をあげその経営条件及び労働力に認められる生産的性格がはつきり反映して居る処は注目し値すると言えらるであらう。

以上飯岡村及び井戸村の農家の生産性に関して農作業の補助手段をなしている機械役畜の所有及び雇傭労働力、反当収量につき階層別に観察したが若干の事項を補備してその結果を要約すれば

1、農機具、役畜の所有を通じて見られる農業技術の展開は稍井戸村の方が進んで居り、特は中層以上の農家に於てその傾向が著しい。これには両村農村の地域的性格を考慮しなければならぬが井戸村に於て階層分化は一層はつきりあらはれて居る。特にその生産階層の中心となるのは飯岡村の「一・五―三町」層に対し井戸村の「一―一・五町」層が対応し所謂安定農家層を形成している。

2、両村農家の雇傭労働への依存度は飯岡村農家一戸当り一年延一四・七日であるが総雇傭日数の半ば以上は一町五反以上の階層の持つところであり、井戸村に於ては同様延一七日であつて中間層と見られる「五反―一町」層が総雇傭日数の六割を占め一戸当り日数は「一―一・五町」層の平均と余り差がない。被雇傭労働力はこれ等雇傭農家より下層農家に属する家族労働力を主体とするが、労力交換(ゆい)や手助けは東北地方により多く行われて居り農業労働の賃労化の傾向は香川に於てより強い。しかし何れにせよこれ等の傾向が農業労働力構成のあり方を変化せしめるには至らず農業の主体はあく迄自家所在の家族労働力にあると見られるのである。

3、農家収益の基幹をなしている農業生産物については何より東北地方の気候及び自然的諸条件に拘束せられて居る点をあげねばならぬ。すなはち飯岡村は稻作偏重の単作農業に依存し、米の反当収量はほど香川県井戸村に等しいが、麦其の他の作物の収量は低い。ため耕地面積の比較的広いにも拘らず現行供出制度及び物価体系の下に於ては他の地域に比し著しく不利を蒙つて居る。これに対し井戸村にあつては農作の麦、甘藷、煙草等に相当の収量をあげているが何分経営規模の零細化により特に一町以下の農家は自家消費が作物生産量に占める割合がきわめて大きい爲めかえつて生活水準は低下せざるを得ない。両村共中農以上の安定農家層が

反当収量高く農家としての独立性を保つて居るが、飯岡村に於ては経営規模一町五反以上、井戸村に於ては一町以上の農家がほどこの階層に該当すると認められるのである。

四、農家階層より見た人口壓力の諸形態

一般に農村を形づくつて居る農家人口の大きさは一方に於て農民の増殖力(自然増加)によつて決定せられるが、他面農家自体の社会的経済的な存続を規制している諸条件によつて強く制約せられて居る。もし農民の自然的な増殖力が農家家計の維持と農業経営の存続に對して適合的とならない事情におかれる場合には、イ、経営規模の拡大、経営方式の多角化乃至兼業出稼等によつて農家所得の増加を計るか、ロ、従来の生活程度を更に低下せしめるか、ハ、人口増殖作用自体を調節するか、ニ、人口移動により過剰労働力が他産業に於て収益化する方途をとることによつて、農家の保有する人口と経済力との均衡を実現すべく余儀なくされるのである。これ等の方向の内イ、とロ、についてはわが国の農業及び農家経済の特質にかんがみその弾力性(余力)がきわめて乏しいことがしばしば指摘せられて居る。またハ、に關しては婚期延長や未婚残存等の事情で出生の制限が結果として実現される場合はあつても所謂産界制限と指称される様な近代的合理意識の発動に期待することは現在では未だ困難な実情にあることが認められるのである。註、様々な形態をとつて行われる人口移動はそれが意識されるにせよ然らざるにせよ以上の手段に代つて農家人口を与えられた環境諸条件に適應せしめる大きな効果を保持して従来行われて来たのである。地域的にも階層的にも明らかに認められる人口と経済力の不均衡な分布はかくして農家の家族構成を決定する諸要因の相互作用の結果として考えられる。かゝる要因として以下農家の出産力(増殖力)、家族員の質

的組成及び人口移動の面から両村につき若干の分析を行うこととする。

註、本多竜雄「産児制限問題を主題とする若干の人口理論的考察 人口問題研究第五卷、七、八、九号、二二—二四頁 昭二二、九

篠崎信男「純農村及び漁村における産児制限の実態に関する一資料、人口問題研究所資料第五三号 昭二四、九

1. 差別出産力

農民の出産力が都市的地域の住民のそれを上廻ることは各国の統計資料の証明を待つ迄もなく一般に認められて居り、「貧乏者の子沢山」とか「多産多死」という言葉が意味する農民の高出産力は過剰人口の源泉として常識化されているが、然らばこの高い自然増殖力がどんな現実の条件を支えとしてあらはれているか、換言すればどのような環境諸条件の下にある農家人口が幾許の再生産力を担っているかという点になると今後十分な検討が加えられる必要を痛感させられる。しばしば喧伝せられる我が国の農村の高出産力についても同様であつて、少くともこれに関し注目すべき既往の研究もないではないが(註)その結果は未だこの問題の持つ広さと深さに対して十分に答を得るものとは云い難いのである。

註、岡崎文規「出産力調査の概況」人口問題研究第一卷第七号四八頁参照 昭和十五年刊

野尻重雄「農民離村の実証的研究」四〇〇頁以下参照 昭和十七年刊

従来出産力の大量観察に用いられる現住人口を一ヶ年間の出生数を以て除した千分比の出生率の比較によつては、ごく大まかな傾向を察知し得るのみであつて厳密な意味で出産力の高低を決定するには充分ではない。例えば前記研究の観察に際して取られた様に父母特に母の所屬する農家階層や母の現在年齢を妊孕期経過後に限定する様な方法はより正確に出産力の高低を判断するに適した方法であらう。しかしこの方法に於ても、妊孕期間経過後の婦人のみを統計

的に観察するには相当調査地域を広く取る必要があり本論の様一村単位では事例が少数に過ぎること、農家階層は常時推移変化するものであり妊孕期経過後の婦人の場合には少くも二十年前から現在に至りその所屬する農業階層の昇降を考慮すると共に、特に最近の農地改革等による階層移動や戦時中の夫婦生活の異常状態に留意しなければならぬ等の事情もある。こゝで飯岡、井戸両村の場合には終戦後の期間を取り現に妊孕期間にある有配偶婦人を対象としてその出産力を見ることとしたのである。

第29表 経営規模別一夫婦当り出産児数

	(イ) 飯岡村		一人当り出産児数	
	有配偶 婦人数	出産児数	実数	指数
総数	850(人)	528(人)	0.62(人)	89
0.3町未満	10	7	0.70	100
0.3-0.5未満	56	40	0.71	101
0.5-1.0	166	102	0.62	89
1.0-1.5	241	153	0.63	90
1.5-2.0	175	97	0.56	80
2.0-3.0	137	96	0.70	100
3.0町以上	16	8	0.50	71
非農家	49	25	0.51	73
	(ロ) 井戸村		一人当り出産児数	
	有配偶 婦人数	出産児数	実数	指数
総数	734	543	0.74	77
0.3町未満	75	72	0.96	100
0.3-0.5未満	91	62	0.68	71
0.5-1.0	270	201	0.74	77
1.0-1.5	77	56	0.73	76
1.5-3.0	7	3	0.43	45
非農家	214	149	0.70	73

備考 1. 農村人口収容力調査結果による。
2. 出産児数は飯岡村昭和20年8月1日より同23年12月10日まで、井戸村は同じく同24年6月10日までの出産児(死亡児も合せ)を示す。

第30表 経営規模別特殊出生率

		(イ) 飯岡村		(ロ) 井戸村	
		有配偶婦人数	出生率	有配偶婦人数	出生率
総数		850	185.8	734	193.2
0.3町未満		10	210.5	75	250.6
0.3—0.5		56	216.3	91	192.3
0.5—1.0		166	184.5	270	194.4
1.0—1.5		241	190.7	77	189.9
1.5—2.0		175	166.4	7	111.9
2.0—3.0		137	210.4		
3.0町以上		16	150.2		
非農家		47	153.2	214	181.8

備考 1. 第29表に基づき有配偶婦人1000人の過去平均一ケ年の出生率を示す。

先ず第二九表によつて終戦後の一夫婦当り出生見数及びその割合を見ると次の様な諸点を指摘し得る。

一、一夫婦当り出生見数は概して経済規模のより小さい農家の方が多く経営規模の拡大するにつれて少くなる傾向があり、特に飯岡村の場合割合はつきりとこの傾向が認められる。

二、しかしながら飯岡村の「二・〇—三・〇」町層及び井戸村の「三—五反」層は例外となし前者が常に多数の家族労力を要する上層農家であり、後者が兼業化乃至農業離脱への限界にある下層農家であることにかんがみ、この出生率は夫々の生産的性格に対応するものと考えられる。

三、農家に対する在村非農家の出生率は両村に於ては共に一般農家より低く特に飯岡村に於てはその差がいちじるしい。

以上の観察の対象となつた有配偶婦人一〇〇〇人に対する終戦後平均一ケ年の特殊出生率を比較すれば第三〇表の通り総出生率に於

ては多産を伝えられる東北地方の飯岡村の一八五・八に対し香川県井戸村は一九三・二であつて逆に後者が高く、人口過密の代表的な地域でありながら尙今日も高い出生率を維持していることが明にされる。尙本論ではふれなかつたが昭和二十三、四年度同様に調査を実施した八ヶ村の結果を参照すれば井戸村より高り出生率を有するのは東北岩手県岩手郡の御所村二〇〇・六のみであつて、飯岡村は御所村、井戸村、香川県香川郡一宮村（一九二・一）に次で第四位にあり、佐賀平坦部の中川副村（一七七・〇）、同本庄村（一四七・六）、機械化農村として有名な岡山県児島郡興除村（一六三・五）等より高く一般的にみて後進地域や農業経営の零細化された農村の出生率の高位を示されている。もとより以上にみた所の一夫婦当り出生見数や特殊出生率は各地域に於ける結婚年齢や夫婦特に妻の年齢構成の如何により相当異つて来るので、それ等の点に立入つて検討しない限り正確な高低を云々するに留保する処があるが、こゝではその一部として飯岡村に於ける有配偶婦人を年齢階級別に三十三歳を以て二分し、各集団毎の出生見数を検するに止める。第三一表に見る通り年齢階級別にみても前に述べた所の本村の差別出生率の傾向はほぼ貫徹されて居り「二—三」町層を除いては大体に於て規模の大きい四家庭一夫婦当り出生見数は少く非農家層は一般に農家より低くなつて居る。特に三〇歳以上と以下の婦人を比較すれば前者の出生率は若干の例外をのぞき大体に於て大差なく、差別出生率の特質はむしろ後者即ち年齢三十歳以下の婦人の出生率によつて決定されていると見て差支えないであらう。

以上の観察を通じて察知される農民の出生率に関する最近の傾向——一部の安定農家層を除いて出生率は下層農家程高まり、農家は非農家より高い——は推して以て我が国農村の全般に直ちに於てはめることはもとより不可能であるが、既往の調査結果（前註参照）によれば妊孕期を過ぎた有配偶婦人の出生率は一般に上層農家に高

第31表 経営規模別、年齢階級別有配偶婦人数及び出産児数 飯岡村

	総 数			15才 — 30才			31才 以 上		
	有配偶 婦人数	出 産 児数	平均出 産児数	有配偶 婦人数	出 産 児数	平均出 産児数	有配偶 婦人数	出 産 児数	平均出 産児数
総 数	850	526	0.63	247	270	0.78	503	258	0.51
0.3 町 未 満	10	7	0.70	5	4	0.80	5	3	0.60
0.3—0.5 未 満	56	40	0.71	20	22	1.10	36	18	0.50
0.5—1.0 //	166	102	0.62	62	50	0.81	104	52	0.50
1.0—1.5 //	241	153	0.63	103	72	0.70	138	81	0.59
1.5—2.0 //	175	97	0.56	78	53	0.68	97	44	0.45
2.0—3.0 //	137	96	0.70	52	52	1.00	85	44	0.52
3.0—5.0 //	16	8	0.50	6	4	0.67	10	4	0.40
非 農 家	49	25	0.40	21	13	0.62	28	12	0.43

備考 1. 出産児数及び有配偶婦人数は第29表備考と同じ。

く下層に低い、即ち経済力に比例した出産傾向が看取され、本調査の結果とは逆になつて居る。此の間の説明については速断を下すことは困難であるが、これには最近二、三十年間に農民出産力の階層性が若干変化し、経済力に即応した正常型から、近代的な差別出産力の原則が農村にも貫徹されつゝあつて、一部安定農家層がこの傾向に拮抗しつゝ旧態を維持しているに非ずやと推測されるのであつて少くともこゝに農民出産力の歴史的推移をうかがうことが出来るのではないであらうか。

2. 家族構成に於ける階層性

農村に於ける家族の構成形態は前節に見た如き出生死亡の自然的要因と農家経営に必要な労力の需給関係及び外部産業社会への吸収による人口移動等の条件によつて決定され、これに加えて農家及び農村の家族主義的伝統農民の固着性の程度如何によつて強く制約を受けている。この様な複雑な要因条件に制約せられて居る農家の構成形態の細密な分析は後日にゆずり、こゝでは調査村の階層分化の特質を考察するため特に家族人口の構成を家族員数就業状態別及び年齢階層の上から検討するに止める。

第三二表による経営規模別にみた一戸当りの世帯員数は両村共経営規模が拡大するにつれて増加して居る。即ち飯岡村に於ては三反未満農家の平均世帯員数四・三人から「三・五町」層の平均一〇・三人に至るまで、また井戸村に於ては三反未満農家の平均五・〇人から「二・三町」層の平均八・〇人に至るまで、世帯員数は階層上昇につれて漸時増加し経営耕作規模と農家人口の大いさは正の相関関係を示している。とはいへ世帯員数の増加のテンポは耕地面積のそれと必ずしも等しくない。例示すれば飯岡村に於ける「二・三町」層は経営規模に於て「〇・五—一・〇」町層の三乃至四倍であるが、その世帯員数は平均一世帯当り五・一人に對する八・五人即ち約七割大であるに過ぎないのであつて、上層農家に於て若干の雇傭

第32表 経営規模別世帯数及び世帯員数

		(イ) 飯 岡 村				女 100 に対 する男子数	一戸当り 世帯員数
区 分	世帯数	総 数	男	女			
総 数	832	5,396	2,665	2,731	97.6	6.5	
0.3 町 未 満	15	64	32	32	100.0	4.3	
0.3 - 0.5	66	334	160	174	92.0	5.1	
0.5 - 1.0	179	994	475	519	91.5	5.6	
1.0 - 1.5	226	1,468	733	735	99.7	6.5	
1.5 - 2.0	159	1,201	602	599	100.5	7.6	
2.0 - 3.0	112	952	472	480	98.3	8.5	
3.0 - 5.0	10	103	48	55	89.3	10.3	
非 農 家	65	280	148	137	104.4	4.3	
		(ロ) 井 戸 村				女 100 に対 する男子数	一戸当り 世帯員数
区 分	世帯数	総 数	男	女			
総 数	567戸	3,533人	1,756人	1,777人	98.8	6.2人	
0.3 町 未 満	99	491	236	255	92.6	5.0	
0.3 - 0.5	108	534	291	293	99.3	5.4	
0.5 - 1.0	235	1,870	925	945	97.9	6.6	
1.0 - 1.5	65	519	268	251	106.8	8.0	
1.5 - 2.0	5	40	23	17	135.3	8.0	
2.0 - 3.0	2	16	8	8	100.0	8.0	
非 農 家	422	1,476	693	783	88.5	3.5	
不 明	3	13	5	8	62.5	4.4	

備考 農村人口収容力調査結果による。以下特に記せざる限り同様。

労力が経営に附加されることを考慮に入れても、前節に見た通り耕作労働の主体は殆ど若干の労力交換を附加された自家保有の家族労働力に依存している実情からして、下層農家に於ける農業労働の集約化と労働力の質的低位性が推知せられ、ひいては所謂半失業状態にある浮動的な過剰人口の圧迫が下層農家に於てより強化せられていることを裏書きするものである。井戸村に於てもほぼ事情は同様であるが、一町以上の農家の平均世帯員数八人に対し下層農家一戸当り世帯員数が五・〇人から六・六人の間にあつてその差が極めて少ないことは労働の集約化と過剰人口の潜在化が一層押進められていることを物語する。右の点を更に農家人口の就業状態別に考察する。階層別農家人口と農業従業者と他産業従業者及び無業者に分け全農家人口の階層別構成を第三三表について見れば次の様な傾向が看取される。

即ち飯岡村に於ても井戸村に於ても農業従業者の占めている割合の最も高いのは所謂安定農家層であつて飯岡村においては「一―三」町層が五二・三%、井戸村に於て「一―一・五」町層が六四・二%を占めて居り、これより耕作規模の大きい地主層を含め、階層の下るにつれてその割合は減少の傾向にある。特にこの傾向について井戸村の場合その階層差が著しく、且農業従業者の割合が飯岡村の場合より高いことは耕地の零細化と手労働二毛作なる農業労働体制を反映するものと見て差支えなからう。此の点を更に一戸当り農業労働

第33表 経営規模別農業従業者数及びその割合

経営規模	(イ) 飯岡村			割合			合計	
	実 農業従業者	他産業 従業者	無業者	計	農業従業者	他産業従業者	無業者	計
総数	2,633	281	2,202	5,116	51.5	5.5	43.0	100.0
0.3町未満	24	11	29	64	37.5	17.2	45.3	100.0
0.3-0.5未満	160	32	142	334	47.9	9.6	42.5	100.0
0.5-1.0 "	510	57	427	994	51.3	5.7	43.0	100.0
1.0-1.5 "	768	79	621	1,468	52.3	5.4	42.3	100.0
1.5-2.0 "	629	62	510	1,201	52.4	5.2	42.4	100.0
2.0-3.0 "	498	39	415	952	52.3	4.1	43.6	100.0
3.0-5.0 "	44	1	58	103	42.7	1.0	56.3	100.0

経営規模	(ロ) 井戸村			割合		合計	
	実 農業従業者	その他	計	農業従業者	その他	計	
総数	2,001	1,666	3,667	54.7	45.3		100.0
0.3町未満	307	310	617	49.8	50.2		100.0
0.3-0.5	312	283	605	51.7	48.3		100.0
0.5-1.0	1,000	847	1,847	54.3	45.7		100.0
1.0-1.5	367	205	572	64.2	35.8		100.0
1.5-2.0	15	11	26	57.7	42.3		100.0

備考 (イ) 昭和23年農村人口収容力調査結果による。

(ロ) 昭和22年 臨時農業センサスによる。

第34表 経営規模別一戸当り農業従業者数

区分	飯岡村	井戸村	興除村
総数	3.4人	3.4人	2.9人
0.3町未満	1.7	2.5	2.5
0.3-0.5未満	2.4	3.0	2.5
0.5-1.0 "	2.9	3.5	2.8
1.0-1.5 "	3.4	5.0	3.2
1.5-2.0 "	4.0	7.5	3.6
2.0-2.5 "			3.2
2.5-3.0 "	4.5	—	3.0
3.0-5.0 "	4.4	—	4.3

備考 飯岡村は農村人口収容力調査結果, 井戸村, 興除村は臨時農業センサス結果による。

者数について見る(第三四表) 調査村たる飯岡、井戸両村と機械化農村として著名の興除村の場合とを比較して見ると、総農家の平均に於て飯岡村井戸村共に〇・五人、「一・一・五」町「一・五・二」町層に於て夫々飯岡村〇・二人、〇・四人、井戸村一・八人、四・一人のより多くの労力を保有することによつて、同じく水稻耕作の経営を維持して居ることになる。又飯岡村と井戸村を比較すれば経営規模との相関度は井戸村がやゝ高いが規模の零細化のため中層以下の労働集約化の傾向は却つて強いと見做し得るであらう。

3、過剰人口の吟味

農村の過剰人口が濫許に達するかということをも具体的に計量するに當つては、實際問題としてはその地域の適度人口を何等かの基礎によつて算出しこれと現人口との比較を行う以外に途はない。しかして適度人口算出の基準については様々の見地があり、その見地により算出される結果も異なつて来ざるを得ない。過剰人口の本質は元来相対的なものであるが、上述の分析の示す所に従つて、ここでは調査村の安定農家層の人口を基準として現住人口に潜在する過剰人口を試算して見ようと思う。即ち調査村に於ける現在の農業労働及び農業技術の体系を前提とすれば農業経営の規模は耕作面積一戸当り平均、飯岡村二町歩、井戸村一町乃至一町五反歩の農家に於て一応の安定性を示すと考えることが出来る。先ず飯岡村について経営規模二町歩を単位としてその一戸当り世帯員数を現在(昭和二十三年末)の世帯員数に基づき八人と仮定し、全農家がこの程度の経営規模に改編されるとすると本村は農家数にして五四四戸、農家人口四三五二人となり、現在の農家数の農家数四〇%農家人口の一八%に当り、現在の農家は一戸当り一・〇人の過剰人口を保有していることになる。又この数字を昭和五年当時の農家数六五二戸、推定農家人口四一五七人及び昭和九年当時の農家数六七二戸、農家人口四四〇六人と比較すれば、農家数については昭和五年一〇八戸、昭

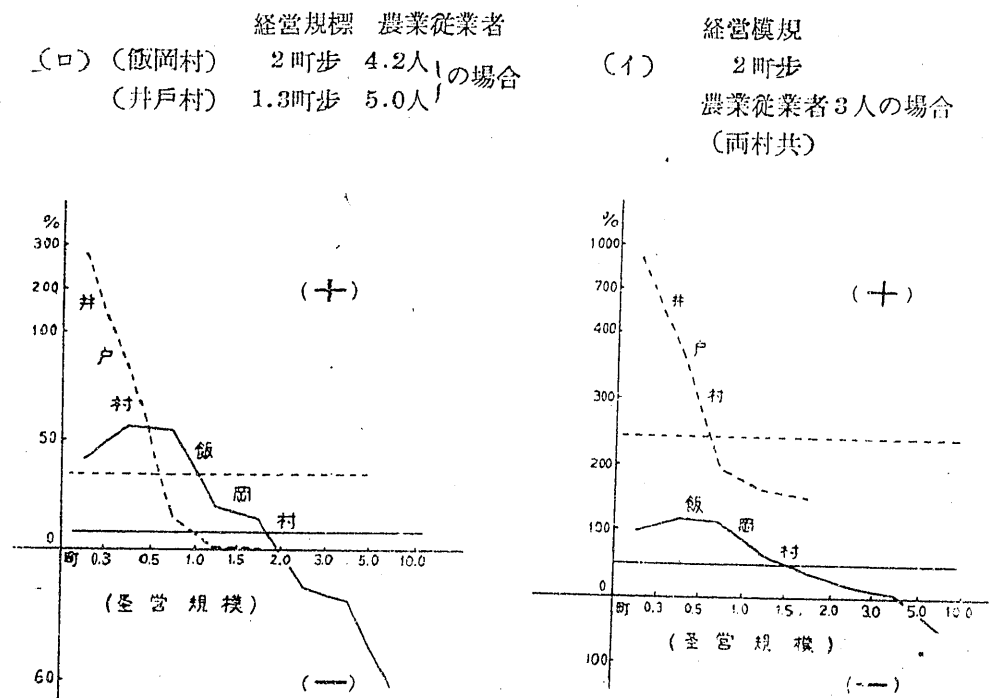
和九年一二七戸の過剰(約二割)であるが、農家人口については昭和五年一九五人、昭和九年五四人の不足となつて居る。次に井戸村に於ては安定農家の経営規模を一町三反歩とすれば現在の耕地は二九七戸の農家で足り、各農家が現在の二戸当り世帯員数八人をもつとすれば農家人口二三七六人の適度人口と算出し得るのである。この数字によれば現在本村は農家数に於て二七〇戸(四八%)農家人口に於て一一五七人(三三%)一戸当り平均二・二人の過剰農家数及び農家人口を保有することとなる。又これを昭和五年及び昭和十年当時と比較すると農家数の過剰は現在と殆ど変わりなく(昭和五年二一七戸、昭和十年二〇七戸過剰)、農家人口に於ては昭和五年五七八人昭和十年四六一人)で現在の過剰人口の半ば以下である。即ち井戸村に於ては経営耕地の零細化はほぼ限界に達して居るが、農家人口については戦後の人口増加は一層人口圧力を強化して居り、東北の飯岡村と比較すれば著しい差が認められる。即ち前述の指標を以てするも明治四〇年に於て既に人口は二六九五入であつて三一九人の過剰となつて居るのである。

次に農業従業者について見る。飯岡村の農家人口中の農業従業者について標準農家(平均二町歩経営)の農業従業者を現状に基づいて平均四・二人と仮定すれば適正農家数五四四戸の農業従業者数は二二八五人となり、現在の農業従業者数二六三三人から三四八人(一一五・二%)の過剰人口を算出し得る。またわが国の機械化農村の適例として引用される岡山県児島郡興除村の場合、経営規模平均二町歩、反收三石、一戸当り農業従業者三人を基準として、最適農家人口を試算した一資料(註)によれば、わが国の適度農家人口は耕地面積を基準とする関係に於て約八五〇万前後にして現在人口の約半数となるが、右を以てしても尙世界の主要文明国の耕地当り人口密度に比し最低一・二割の高位にあることが推定せられて居る。農業経営の諸条件に於て調査村と著しく相違せる事実を念頭にしつ

▲も一応右によつて一戸当り三人の農業従業者数を仮定すれば飯岡村五四四戸の農業従業者の適度人口は一一六三人となり、現状に比べて総数一〇〇一人(六一%)、世帯当り一・三人の過剰労力を保有していることになるのである。次に井戸村について同様の計算を行えば標準農家(一町一反歩)の農業従業者数を五人として総数一四八五人の過度人口に対する過剰人口は現在人口の約三割弱〇五一六人でありまこれは現在の一戸当り約一人に該当する。また興除村の場合を基準として適用すれば経営規模平均二町歩として一九四戸の農家数となり現在数は実に三七三戸の過剰となる。一戸当農業従業者数を三人とすれば本村の適度農業人口はわずかに五八二人で足りる。すなはち現在の二〇%の農業人口を以て充分であるとゆうことになるのである。従つてこれを東北地方と比較すれば、作付条件や経営様式の差を考慮しても尙かつよりはげしい人口過剰の実態を以上の簡単な試算を以てしてどうかうことが出来るのであつて、こゝに潜在化された過剰人口を農業外の収益機会に依じてはき出す所の、最もノーマルな我が国の労働人口再生産への経路が展開すると思得るであらう。

所で既に述べた通り農村に於ける過剰人口の圧迫はそれぞれ異つた条件の下に立つ農家に均しく加えられるのではなく、種々の要因の制約の結果であるからして、その特質は更にこれらの要因を集中的に表現する階層関係にまで立入つて観察することによつて一層明らかとなるであらう。これについては後に詳説するが上述の適度人口試算に関し、特に農業従業者のみを対象として階層別にみた人口の過剰度を推計すれば第三五表の通りであり、これを図示したものが第四図である。先ず第一八表によつて先に見た通り国際的規模に於ける適度人口基準として岡山県興除村の例により一戸当経営規模二町歩、農業従業者三人として各階層別に適度世帯数及び適度人口とこれに対する現在昭和二十二年人口の過不足を見る。第三五表

第4図 階層別にみた過不足人口割合



A、すなはちこの場合の適度農業世帯の総世帯数は飯岡村で五五二戸、井戸村で一九四戸であり、現在数はこれに対して飯岡村一七四戸、井戸村三九六戸の過剰であつて、適度世帯数一〇〇に対して夫々三一・五、二〇四・一の過剰となる。この場合階層別に見れば飯岡村に於ては世帯数の過剰三反未満の三〇〇・〇を最高とし以下経

第 35 表 経営規模別適度農家数及び適度農業従業者数

総 数	(1) 飯 岡 村						同 4.2 人の場合								
	経営規模 2町歩, 3人の場合			経営規模 1.3町歩 5人の場合			Aに對する過不足			Bに對する過不足			Cに對する過不足		
	A世帯数	Aに對する過不足	同割合	B農業従業者数	Bに對する過不足	同割合	C世帯数	Cに對する過不足	同割合	D農業従業者数	Dに對する過不足	同割合	Aに對する過不足	Bに對する過不足	Cに對する過不足
552	+ 174	31.5	1,656	+ 845	51.0	2,317	+ 1,490	64.3	1,490	+ 511	34.3	+ 174	+ 845	+ 1,490	7.9
0.3町未満	+ 12	300.0	12	+ 12	100.0	17	+ 80	675.0	80	+ 227	283.7	+ 12	+ 12	+ 80	41.2
0.3—0.5	+ 27	270.0	30	+ 36	120.0	42	+ 170	211.8	170	+ 142	83.5	+ 27	+ 36	+ 170	57.1
0.5—1.0	+ 93	150.0	186	+ 216	116.1	260	+ 111	64.2	865	+ 135	15.6	+ 93	+ 216	+ 142	54.6
1.0—1.5	+ 68	52.3	390	+ 265	67.9	546	+ 109	20.0	360	+ 5	1.4	+ 68	+ 265	+ 109	20.0
1.5—2.0	+ 27	19.7	402	+ 240	40.2	563	+ 79	14.0	171	+ 112	17.0	+ 27	+ 240	+ 79	14.0
2.0—3.0	+ 24	19.9	513	+ 83	16.2	718	+ 112	17.0	171	+ 112	17.0	+ 24	+ 83	+ 112	17.0
3.0—5.0	+ 12	37.5	96	+ 6	6.2	124	+ 32	23.9	32	+ 5	1.4	+ 12	+ 6	+ 32	23.9
5.0—10.0	+ 7	77.8	27	+ 13	48.1	37	+ 23	62.2	9	+ 7	62.2	+ 7	+ 13	+ 23	62.2

備考 1. 本表算出の基礎となつた経営規模別耕地面積及び世帯数農業従業者数はすべて昭和22年臨時農業センサスによる。
 2. 過不足の(+)は現在人口の過剰(-)は同じく不足を示し、その割合は100に對する過不足数の絶対値の百分比を示す。

営規模二町に至る階層へ漸減して二町以上の階層に於てわずかなら不足となる。(「二町—三町」層三四戸、「一九・九%」、「三町—五町」層一二戸三七・五%、「五町以上」層七戸七七・八%不足)、「これに對し井戸村では総世帯数に於て三九六戸二〇四・一%の過剰であり三反未満層の一四〇を最高として「一町五反—二町」層をのぞく各階層共著しい過剰を示し、これを同村の安定農家規模一・三町を基準とするも総世帯数に於て二八二戸九四・六%の過剰農家村数を有しているのである。」
 次に農業従業者数について見ると、先ず経営規模二町歩、農業従業者三人なる基準を以て両村の適正農業従業者数を算出するに飯

岡村の適正人口一六五六人、井戸村五八二人であつて 現在人口に対し夫々八四五人、一四一九人少ない。すなはち現在人口は適正人口より見て飯岡村に於て五一・〇%、井戸村に於て二四三・八%適大となるのである。階層別分析に於て特に注目すべきはこの過剰度の差異であるが、第四図(イ)表に見る通り飯岡村にあつては「五町一〇町」の地主自作層二戸を除けば何れの階層も過剰でありながら一町五反以上の経営規模農家の過剰度は総数平均より下回り一町五反以下はこれより大である。特に三反から一町の間の下層農家はこの圧力が最も強く表示せられていることは既に見た所の階層的な経済的地位の低劣さ(「三の3」、過剰労力の増大と階層分化」参照)が人口の面に於て一層明瞭に裏書きされていると言へる。平均過剰度のより強い井戸村に於ても事情はほぼ同様であるが、こゝでは経営規模五反以下と以上とで一層その差が大きく示されている。これによれば兼業者日傭労働者等を多く含む五反以下の農家にあつては過剰人口の圧迫は最も強く、また五反以上の農家各階層はわずかの差はありながらもほぼ一樣の程度に人口過剰の圧力を受けつゝあり専業農家としては規模の拡大につれて労働の多角化や集約度は相対的には却つて高まらざるを得ない事情が示されるのである。更にこれをより現状に即して飯岡村に於て 経営規模一町歩一戸当り従業者四・二人、井戸村に於て 経営規模一・三町歩、一戸当り従業者五人の基準によつて推計すれば飯岡村の場合適正人口に対する総数の過剰度は七・九となり、井戸村の場合は三四・三に達する。しかししてこの場合階層別差異は前の場合と同様の傾向がより顕著にあらわれて居り、飯岡村に於ては経営規模一町未満、「一町一町」二町以上」の各階層がそれぞれ一群をなして居ることが判明する。井戸村に於ては「五反一町」層が中軸をなし階層別過剰度の差異はより強くあらはれて居るが経営規模一町以上の農家はほぼ同じく大体飯岡村の経営規模二町以上三町の層に相当する安定性を示して居ると見て

よいであろう。

以上を要するに若干の假定に基づいて試算した適度人口と現在人口との比較検討の結果は人口過剰の圧迫は兩村共通であるが経営規模を指標とするこの場合過剰度は一般に井戸村に於て飯岡村より、強く示されており、これを階層別に見れば経営規模の大きい上層農家程低く逆に経営規模小さい下層農家程高くなる傾向を兩村共通として、しかも階層間の差異は井戸村に於て飯岡村より強く表はれていることとなる。すなはち先に見た通り兩村の階層分化の考察に認められた農家各階層の性格はこゝにも強く反映しているのであつて一部の安定農家層をのぞく中、下層農家の大部分に潜在化した過剰労力は集約的労働や雇傭労力として 農業近代化の促進に対するブレーキとなりながら都市の商工業に待機する 産業予備軍を形成することを示すのである。

註、林茂 日本農業の最適人口試算に関する一資料、人口問題研究所研究資料第四十一号 昭和二十四年七月刊。

4、流出口移動の階層性

「四、農家人口の階層性」の初めに述べた通り農家人口の環境諸条件に対する適応作用には主要な若干の用途が見出されるが、既に調査村の現状について指摘して来た様な潜在的過剰人口を包みながらしかも農民的多産の結果を調整する機能を果しつゝある最も大きな要因の一は言うまでもなく農家人口の外部に向つての流出である。しかししてこの人口移動、就中流出現象については従来非農業地域たる都会地や他産業特に商工業への職業(労働)移動の形態に於て、即ち離農向都なる農家労力の移動として把えられて来たのである。(註)。人口の都市集中は近代的人口現象の大きな特色であり、その本質がこの点にあることは論ずるまでもないが、農村人口を農家人口を中心に見るならばその流出移動は主流たる都会地への職業移動に限られずそれ以外の形態に於ても行われて居り、しかも上述の適

応作用の効果ある点に於て村内移動や縁事移動も無視されてはならないのである。かゝる観点から本論に於てはそれらの農家を中心とし、この農家に生れ或いはこゝに常住した家族中、地域職業の如何を問はず農家外に流出した現存人口を全体として把え、これを若干の角度から分析して見ようと思う。かくすることによつて種々の形態をとる移動群相互の比重が明らかにされると同時に階層別にみた農家の人口労力に移動がどの様な効果を有しているかをうかがうことが出来るであらう。

註 野尻重雄「農民離村の実証的研究」渡辺信一「日本農村人口論」美濃
口時次郎「人的資源論」東畑精一「農村問題の諸相」等はそれであり
林恵海「農家人口の研究」は農家人口の移動統計を扱っているが考察
の中心は村外移動の場合に限られている。

A、流出人口とその農家

本調査に於て対象とした移動（流出）人口は、調査時現在農家の世帯主の兄弟姉妹と養子を含む子及び孫の続柄関係にある者でかつこの農家（世帯）に住み、後他所へ出て現在世帯外にある生存者に限定したので、以下これを他出家族員として階層別に見る。この他出家族員の有無を階層別に見ると第三六表の通りである。飯岡村について他出家族員を有する農家の階層別にみた割合は階層上昇につれて増加し、三反未満農家の一三%から漸増して三町以上の大経営層ではその九〇%に達している。これを井戸村について見ると増加傾向は飯岡村程著しくないが三反未満農家の二九・三%から三町以上の一〇〇%に及んで居り、やはり上層農家程多く家族を外に出して居ることが明である。次に他出家族員の実数について男女別にこれを見ると第三七表の如く、飯岡村に於ては男子女子共安定農家層に属する「二―三町」層に於てその現住世帯員数に対する割合は最大、即ち男子一七・四%、女子四一・〇%であり、この層を中心に比重の分布が見られる。特に男子については「一―一・五」町層が

第36表 経営規模別他出家族員を有する農家数

		(イ) 飯 岡 村			
		他出家族員を有する世帯			
	総世帯数	実 数	割 合	合	
総	912戸	382	41.9%	100.0	
0.3町未滿	99	29	29.3	7.6	
0.3-0.5町	108	49	45.4	12.8	
0.5-1.0町	285	175	61.4	45.8	
1.0-1.5町	65	44	67.7	11.5	
1.5-2.0町	5	4	80.0	1.1	
2.0-3.0町	2	2	100.0	0.5	
不明	3	—	—	—	
非農家	345	79	22.9	20.7	
		(ロ) 井 戸 村			
		他出家族を有する世帯数			
	総世帯数	実 数	割 合	合	
総	832	400	48.1%	100.0	
0.3町未滿	15	2	13.4	0.5	
0.3-0.5町	66	14	21.2	3.5	
0.5-1.0町	179	55	30.7	13.8	
1.0-1.5町	226	103	45.6	25.8	
1.5-2.0町	159	111	69.8	27.8	
2.0-3.0町	112	90	80.4	22.5	
3.0-5.0町	10	9	90.0	2.2	
非農家	65	16	24.6	0.4	

備考 1. 農村人口収容力調査結果による、以下各表同じ。2. 割合の%は経営規模別総世帯数100に対する%を示す。

第37表 経営規模別農家の他出家族員数

		(イ) 飯 岡 村				世帯員総数100に對する他出家族員数	
規 模	世帯員総数	世帯員総数		他出家族員数		男	女
		男	女	男	女		
總 数	2,665人	2,731人	267人	686人	10.0	25.1	
0.3 町 未 滿	32	32	—	3	—	9.4	
0.3 — 0.5	190	174	5	18	3.1	10.4	
0.5 — 1.0	475	519	29	90	6.1	17.3	
1.0 — 1.5	733	735	43	191	5.9	21.9	
1.5 — 2.0	602	599	91	186	15.1	31.1	
2.0 — 3.0	472	480	82	197	17.4	41.0	
3.0 — 5.0	48	55	7	13	14.6	23.6	
非 農 家	143	137	10	18	7.0	13.1	

		(ロ) 井 戸 村				世帯員総数100に對する他出家族員数	
規 模	世帯員総数	世帯員総数		他出家族員数		男	女
		男	女	男	女		
總 数	2,449	2,560	365	669	14.9	26.1	
0.3 町 未 滿	236	255	28	48	11.9	18.8	
0.3 — 0.5	291	293	44	77	15.1	23.3	
0.5 — 1.0	925	945	163	338	17.6	35.8	
1.0 — 1.5	268	251	65	95	24.3	37.9	
1.5 — 2.0	23	17	6	11	26.1	64.8	
2.0 — 3.0	8	8	2	4	25.1	50.0	
不 明	5	8	—	—	—	—	
非 農 家	693	783	57	96	8.2	12.3	

備考 1. ここで他出家族員とは調査時現在の各農家の世帯主の兄弟姉妹、子及び孫の続柄にある者で現在世帯外に生存して居る者を示し、他出時これらの者に随伴した子供を含む。

五・九%であるに對して「一・五—二・〇」町層に於て一五%と激増していることが注目せられ、この階層に到つて生産的勞力構成が積極的に過剩人口を排出する傾向が著しく強化せられることを示すものと言えよう。以上の流出者中特に戦後の時期に當る昭和二十年一月以降同二十三年十二月迄の流出者のみを検出すれば第三八表の通りであつて、移動実数に於て相当減少しているがやはり「一・五—三」町層がより多く流出している傾向が見られる。但し女子のみについては縁事移動が大分を占める關係上この傾向はそれ程著しくない。又男女別に流出關係をみれば村内移動を含めて女子は男子の約二倍半の移動者を出して居るが、これは縁事により、成年者の大部分が他家に縁づくからに外ならない。経営規模一町未滿の農家層に流出者の少ないことは家族の大きさにもよるが下層農家に於ける結婚難や未婚残存の傾向をも反映しているのではないかと推測される。第三九表により他出家族員を有する農家のみに對して一戸当りの他出家族員数を見ると、これが最も多いのは「二—三」町層の三・〇九人であつて「一・五—二」町層二・四八人、「〇・五—一」町層の二・一五人、「一—一・五」町層の一・九七人の順になつて居るが、男子のみについて見ると最も多いのはやはり「二—三」町層の〇・九一人でこれに次いで「一・五—二」

第38表 経営規模別農家の昭和20年以降の他出家族負数

	(イ) 飯 岡 村			(ロ) 井 戸 村		
	男	女	計	男	女	計
総 数	82	176	258	149	357	506
0.3 町 未 満	0	0	0	8	22	30
0.3 - 0.5	2	5	7	15	37	52
0.5 - 1.0	13	27	40	81	193	274
1.0 - 1.5	12	40	52	30	62	92
1.5 - 2.0	25	50	75	2	6	8
2.0 - 3.0	24	44	68	—	2	2
3.0 - 5.0	3	3	6	—	—	—
非 農 家	3	7	10	13	35	48

第39表 経営規模別農家の一戸当り他出家族員数

	(イ) 飯 岡 村			(ロ) 井 戸 村				
	他出家族員を有する農家数	男	女	計	他出家族員を有する農家数	男	女	計
総 数	400戸	0.67	1.72	2.39	382戸	0.91	1.75	2.65
0.3 町 未 満	2	—	1.50	1.50	29	0.96	1.60	2.56
0.3 - 0.5	14	0.35	1.28	1.63	49	0.89	1.50	2.39
0.5 - 1.0	55	0.52	1.63	2.15	175	0.93	1.93	2.86
1.0 - 1.5	103	0.41	1.56	1.97	44	1.47	2.15	3.62
1.5 - 2.0	111	0.81	1.67	2.48	4	1.50	2.70	4.20
2.0 - 3.0	90	0.91	2.18	3.09	2	1.00	2.00	3.00
3.0 - 5.0	9	0.77	1.44	1.21	—	—	—	—
非 農 家	16	0.62	1.12	1.74	79	0.71	1.75	1.92

町層、非農家層、「三十五」町層の順となつてい
る。

以上と同様の考察を井戸村について行えば流出
家族員の現住世帯員に対する割合の最も大きい層
は飯岡村と同様安定農家層と見られる「一・五」
二」町層を中心とする上層農家であつて男子にあ
つては最高二六%、女子にあつては六四%の他出
者を有している。飯岡村と比べて女子の流出が二
五%、二六%とほぼ等しいのに対し男子の場合一
〇%に対する一四・九%と流出増加を示している
ことは農家の人口排出の衝動が井戸村により強い
こと、商工業地の近接等により移動性のより大き
いことにその相違の原因が認められる。戦後の流
出傾向もほぼ同様であつて「一一・五」層が最
も高いが、特に注目されるのは女子の流出に比べ
て男子の流出者数の割合が戦前にくらべて各階層
共低いこと特に一町未満の下層農家程低いことで
これは戦後の労働市場が相対的に未熟な下層農家
の労力受入れに対して消極的であること従つてま
たかゝ農家層に所謂潜在人口の停滞がより加重し
ていることを物語るものであろう。一戸当りの他
出家族員数は男子は飯岡村の〇・六七人口比し〇
・九一人と相当多いが女子に於ては殆ど変りがな
く結局家を離れる者の多少は男子の流出度にかゝ
つて示されることが示される。男子に於ては「一・五
一二」町層の一・五人を山として以下「一一・五
五」町層一・四七人、「二三」町層の一・〇〇
人、〇・三未満の五・九六人となつて居り女子も

ほど同様の傾向を示して、こゝでも流出家族の階層性が裏付けられている。

本調査村の事例により確認せられる以上の諸傾向の内特に一般流出家族員数が現住人口に対して上層農家程多い傾向は即往の調査結果と若干矛盾するかの如く考えられる。何となれば下層農民に流出者が多いのは戦前わが国の農民移動の一般的傾向として常識化されて居り、例えば野尻博士は戦前の調査結果を要約して「農家労働の階層的展開過程は時代により歴史的条件に支配せられて、特殊の形相を表し、移動がきわめて促進せられる時代にあつては従来出すべき門戸の閉ざれつゝありし如き下層貧農の労働力の大なる移動を促進するものであることが認定せられる様である。」(同氏前掲書一〇頁(真傍点筆者)と述べられている。

右に関して注意さるべきは、以上に述べた数字は職業移動を中心とする離村者の数字ではなく、様々の要因によつて農家から外へ排出される家を離れた者の総数であること、従つて前者に関しては更に分析検討される必要が認められる。それにも拘らず家を中心として考へる場合最近の傾向として上層農家の移動性の高いことが認められることは注目に値するであらう。一部上層農家を除けば出産力は下層農家に高く、しかも世帯の大きさが上層農家に大であるにも拘らず尙流出者が上層に多いことは一見矛盾するが如く見られるがこれに就ては次の様は諸点が考慮されねばならないであらう。

一、農民の差別出産力に関する傾向は本調査に於ては戦後の数年に考察が限られて居り、これを以て過去数十年間の傾向と同一と断定することは出来ない。妊孕期経過後の婦人に関する既往の調査の結果が示すこれと逆の結果は差別出産力の現象が不変的なものではなく歴史の変遷を示すものであることを示唆している。少くともわが国の農民に於いて妊娠出産への意識作用の近代化する機会が訪れたのは極めて最近時のことであつて現在の家族の大いさ

も過去数十年間の出産歴の累積の結果であつて見れば現在の出産数を以て直ちに過去の家族の大きさ推論することは正確ではないであらう。また直系親族以外の傍系親や同居人が上層農家程多く含まれていることは一般に認められている所であつてこれも家族の大きさに影響する一要因である。

二、農家の新設及び移動が行われるのは殆ど中層以下であり、分家創立した新農の多くがこれに属する。又現住世帯の調査で把握されない完全離村農家は其の殆どが最下層農若しくは兼業農家であつて目から耕作経営に成程度の条件を具えている中層以上の専業農家にあつては土地への固着性は相当大となる。この調査結果には明らかに分家若しくは新設された農家が下層農家群に若干含まれて居り、世代の累積比重も上層農家程高いためにその家族員も多くなる。

三、多産多死は農村人口の特色をなしているが出産力と対比せらる死亡に於ては生活程度の低い下層農家程その率は高いと見られ、特に乳幼児死亡に於てこの傾向は顯著であると想像せられこれが農家の家族の大きさに作用すると考えられる。

この外にも調査技術上、記入の正確度も問題となるが、何れにせよ以上の諸要因は更に立入つた検討の結果究明さるべき問題であつて本論はこれに立入つて断定を差支えたいと思ふ。

B、移動理由

戦争と農地改革を経た現在の階層分化は戦前に於けるそれとは異り前に見た通り農家の階層間移動が相当行われていることが明らかであるから、以上述べて来た家族員数や移動者を出した農家の階層構成は過去(戦前)と現在(戦後)との間にかんがりの時代的差異が存在していると思われる。また農地改革以後の階層性は経営規模や小作関係による所得分配の上から見て相当変化していることも無視できない。これ等の点をしばらく掲げば、人口移動の条件が最もめぐま

第40表 移動理由別他出家族員数

	(イ) 飯岡村		女	
	実数	割合	実数	割合
総職分縁就兵隨其不	267人	100.0	686人	100.0
数業家事学役者他明 伴の	40	15.0	11	1.6
	95	35.6	23	3.3
	111	41.6	612	89.2
	1	0.4	2	0.3
	3	1.1	—	—
	11	4.1	36	5.2
	2	0.7	1	0.2
4	1.5	1	0.2	
	(ロ) 井戸村		女	
	実数	割合	実数	割合
総職分縁就兵隨其外不	365	100.0	669	100.0
数業家事学役者他地明 伴	81	22.2	25	3.7
	118	32.3	29	4.4
	99	27.1	543	81.2
	6	1.6	2	0.3
	2	0.6	—	—
	15	4.1	21	3.1
	6	1.6	6	0.9
2	0.6	—	—	
36	9.9	43	6.4	

れ、且つその意欲に於て特に積極的と見られるのは移動が外部からしめ出される条件の多い現在に於ては下層農家層ではなく、所謂中堅農家層にあることが上述の分析から帰結される。このことは下層農家に人口排出の必然性がうすいことを物語るものではなく、逆にこれが極めて強いにもかゝらず移動人口を受入れる労働市場の条件がとゞのはない爲にきわめて低い生活水準を保持して過剰停滞的労力の收容を余儀なくされて居り、却つて市場に適合的な能力条件に恵まれた中堅の生産的農家層が経営の確保と労働力の調節の結果積極的に流出の形をとつて外部に働きかけつゝある実情を示すもの

と思われる。この事情は流出現象をその理由について見る時一層明らかとなる。もつとも第四〇表の示す通り家を中心を見る場合男子についても縁事移動と分家が最も多く、両者は合せると飯岡村七七・二%、井戸村五九・四%と全移動例の過半を占め、本来農民移動の主流と解せられる職業移動については飯岡村四〇例(十五%)、井戸村八一例(二二・二%)であつて市場条件に恵まれた井戸村がやゝ多いがその割合は何れも低い。しかし男子に於ける分家、縁事移動の大部分は非農業者に變つて居り、従つてそれは農業労働力の移動とも解せられるからやはり一種の職業移動と考えることも出来るであらう。これに反し女子に於ては縁事移動が両村共大部分を占め(飯岡村八九・二%、井戸村八一・二%)で居り、職業移動は例外的な少数(飯岡村一・六%井戸村三・七%)を占めるにすぎない。移動別状況を更に階層別に見ると第四一表及び第四二表の如く男子については飯岡村の場合、実数では「一・五―二」町層が九一人で最も多く、「二―三町」層の八二人がこれに次ぎ一町五反以下は半減しているが、一〇〇戸当り人数で見ると「二―三」町層が一二〇人で次で二町以上及び一町五反以上の階層がそれぞれ七〇人、五七・二人を出し、一町五反以下はその半数以下に漸減している。これを移動理由別にみると、実数に於て縁事、分家移動に「二―三」町層より多数を出している「一・五―二」町層も百戸当りではより少なく、大体「二―三」町層を最高として階層傾向が規則的に看取される。女子移動についてもごく少数を占めるに過ぎない分家及び職業移動のぞけば右の傾向は決定的であり、特に男子につ

第41表 経営規模別、世帯の移動理由別他出家族員数

経営規模	(1) 飯										岡										村									
	総数	男	女	職業男	職業女	分業男	分業女	家女	縁男	事女	就業男	学女	兵男	役女	随伴男	随伴女	其他男	其他女	不男	明女										
総数	257人	686人	40人	11人	95人	23人	111人	612人	1人	12人	3人	11人	36人	2人	1人	4人	1人	36人	43人											
0.3町未満	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
0.3-0.5未満	5	18	—	—	2	—	3	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
0.5-1.0 "	29	90	6	2	10	3	11	76	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
1.0-1.5 "	43	161	4	3	16	5	18	148	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
1.5-2.0 "	91	186	9	2	36	11	37	159	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
2.0-3.0 "	82	197	16	1	23	4	36	183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
3.0-5.0 "	7	13	1	—	3	—	3	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
非農家	10	19	4	3	2	—	3	12	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
総数	365人	669人	81人	25人	118人	29人	99人	543人	6人	2人	2人	15人	21人	8人	6人	36人	43人	—	—											
0.3町未満	28	48	6	4	10	3	7	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
0.3-0.5未満	44	77	17	2	17	4	5	55	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
0.5-1.0 "	163	338	25	8	64	17	57	291	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
1.0-1.5 "	65	95	10	—	16	—	23	86	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
1.5-2.0 "	6	11	—	—	2	—	2	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
2.0-3.0 "	2	4	—	—	—	—	2	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
非農家	57	96	23	11	9	5	3	68	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										

(口) 井

戸 村

第42表 経営規模別世帯の移動理由別100戸当平均他出家族員数

	(イ) 飯 岡 村										
	総 数	職 業	分 家	縁 事	其 の 他	男	女	男	女	男	女
総 数	32.1	82.5	4.8	1.3	11.4	2.8	13.3	73.6	2.6	4.8	
0.3 町未満	—	20.0	—	—	—	—	—	20.0	—	—	
0.3 — 0.5	7.6	27.3	—	—	3.0	—	4.5	27.3	0.1	—	
0.5 — 1.0	16.3	50.6	3.4	1.1	5.6	1.7	6.2	42.7	1.1	5.1	
1.0 — 1.5	18.9	70.9	1.8	1.3	7.0	2.2	7.9	65.2	2.2	2.2	
1.5 — 2.0	57.2	117.0	5.7	1.3	22.6	6.9	23.3	100.0	5.6	8.8	
2.0 — 3.0	73.2	176.0	14.3	0.9	23.2	3.6	32.1	163.0	3.6	8.5	
3.0 — 5.0	70.0	130.0	10.0	—	30.0	—	30.0	130.0	—	—	
非 農 家	15.4	29.2	6.2	4.6	3.1	—	4.6	18.5	1.5	6.1	
	(ロ) 井 戸 村										
	総 数	職 業	分 家	縁 事	其 の 他	男	女	男	女	男	女
総 数	40.0	73.4	8.9	2.7	12.9	3.2	10.9	59.5	18.2	8.0	
0.3 町未満	28.3	48.5	6.1	4.0	10.1	3.0	7.1	30.3	5.0	11.2	
0.3 — 0.5	40.7	71.3	15.7	1.9	15.7	3.7	4.6	50.9	4.7	14.8	
0.5 — 1.0	57.2	118.6	8.8	2.8	22.5	6.0	20.0	102.1	5.9	7.7	
1.0 — 1.5	100.0	143.2	15.4	—	24.6	—	35.4	132.3	24.6	13.9	
1.5 — 2.0	120.0	220.0	—	—	40.0	—	40.0	180.0	40.0	40.0	
2.0 — 3.0	100.0	200.0	—	—	—	—	100.0	200.0	—	—	
非 農 家	16.5	27.8	6.7	3.2	2.6	1.4	0.9	19.7	6.3	3.5	

備考 1. 其の他には就学、兵役、随伴等及び不明を含む。
2. 100戸当りは経営規模別世帯総数を基準とする。

いては職業移動に適する者が上層農家に多いこと及び男女共分家の結果経営規模の分割縮少を来している事情をくみ取ることが出来る。井戸村の場合には男子について見ると移動者の実数の最も多いのは「〇・五—一」町層の一六五人で「一—一・五」層がこれに次いでいるが「〇〇戸当りについて見ればやはり「一・五—二町」層の一二〇人を最高として上層に高く下層に低い。特に移動理由別に見て注目されるのは職業移動者の割合が他の移動とくらべて比較的中層以下の農家に高く、これに反し縁事分家は上層農家に圧倒的に多いことである。又分家による経営規模の零細化の傾向はこゝでも看取され、例えば一町以下の階層の分の分家移動者数は一町以上の上層農家にくらべて職業移動や縁事移動より実数、一〇〇戸当り共大きく表はれている。女子の場合は縁事移動以外は例数少ないため一定の傾向を把みにくい。縁事移動者の割合が一町以上に高いことは或は中下層農に於ける生活難による結婚の困難を物語るものではないかと推測せられる。通観して例数が少ないめ直ちに一般的傾向を断定するに苦しむが、両村男女の各種流出者数の分析を通じて、何れの場合も比較的上層農家に移動の機会がより多く与えられていること、二、男子の分家及び縁事（養子を含む）については中層以上の農家で大部が占められて居り、特に分家せしめる能力の上限は分家後の経営がそれぞれの地域の中層程度の経営規模に置かれていること等の一般的傾向が推測せられる

のであつて逼迫した戦後の人口移動状況が明らかに、戦前の好況期と異なる点を示していると言える。

C、移動範囲、現在の職業

農家を中心とした人口移動は本調査村に関する限り縁事移動及び分家に重点が存するがこれを更にその地域性及び現在の職業について検討するとどんな傾向が見られるであらうか。流出家族員の現住地により地域的にその移動範囲を見ると第四三表の通りである。先づ飯岡村では村内移動が男子では総数の二〇・六%、女子では三二・九%を占め岩手県内の移動割合は男子九一・九%、女子九七・九%で

あつて殆どその大部分を占めている。又県内の移動先を農村的な郡部と都市的な市部とに分けて見ると郡部居住者は男子五一・七%、女子六三・七%、市部居住者は男子四〇・二%、女子三四・〇%であつて市部への移動者は殆ど近くの盛岡市に集中している。本村に於て県外移動者がわずかに男子は八・一%、女子は二・一%にすぎないことは注目すべきである。即ち右によつて見れば本村流出者の移動圏は極めて狭少な範囲に限られて居り、自村及び盛岡を中心に分散していることが明らかとなる。特に男子より多い女子の流出者が縁事移動として比較的短距離に移動し地方的な婚域を形成して

第43表 性別他出家家族員の現住地

割合	実数	(1) 飯岡村													
		飯岡村	飯岡村以外 岩手県郡部	盛岡市	岩手県 市部	六次都市	四国 市部	四国 郡部	中国 地方	近畿 市部	近畿 郡部	その他 郡部	外地	不明	
男	267人	83人	55人	104人	3人	4人	3人	1人	7人	2人	2人	2人	2人	3人	
女	686	211	226	231	2	8	3	2	2	1	1	—	—	3	
計	353	294	281	335	5	2	6	3	9	3	3	2	—	6	
割合	100.0	31.1	20.6	39.1	1.1	1.5	1.1	0.4	2.6	0.7	0.7	0.7	—	1.1	
男	100.0	30.8	32.9	33.7	0.3	1.2	0.3	0.3	0.3	0.1	—	—	—	0.4	
女	100.0	30.9	29.5	35.2	0.5	1.3	0.6	0.3	0.9	0.3	0.7	0.7	—	0.6	
計															
割合	100.0	21.4	24.7	10.7	0.8	17.8	1.9	3.8	4.4	—	6.3	1.4	—	4.9	
男	100.0	17.3	49.5	7.5	0.9	9.0	1.5	5.1	1.6	0.6	3.3	—	—	3.0	
女	100.0	18.8	40.7	8.6	0.9	12.1	1.6	4.6	2.6	0.6	4.4	1.4	—	3.6	
計															
実数	365人	8人	90人	39人	3人	65人	7人	14人	16人	—人	23人	5人	—	18人	
男	669	116	331	50	6	60	10	34	11	4	22	—	—	20	
女	1,034	194	421	89	9	125	17	48	27	4	45	5	—	38	
計															

ることは興味が高い。次に香川県井戸村について見る。こゝでも村内移動は男子二一・四％、女子一九・四％を占め香川県の郡部に次いでいるが、注目すべきは六大都市（主として神戸、大阪）への流出者が男子一七・八％、女子九・〇％を占め、近郊農村の中心地高松市への流出が、男子一〇・七％、女子七・五％を超えていることであつて大都市への吸引力が交通関係其の他により相当大きいことが示されている。例えば香川県内の移動率は男子五七・六％、女子六五・二％であつて東北飯岡村の県内移動が九割以上なると比較すれば本村流出者の移動圏が相当広いことがわかる。また移住先も飯岡村と比較すればかなり分散して居り昔から人口流出地として著名な香川県の特色をよく示している。

次にこの様な各域に分散居住している流出家族員は現在どの様な職業に従事しているであらうか、第四四表によりこれを見れば飯岡村の場合流出家族員中現在農業に従事して居る者は男子四〇・一％女子六六・一％を示めて居り、郡部への移動者は大部分が農業に従事するか、または農家に縁づいたことを示している。農業外の産業に従事する者の内男子では俸給生活者が最も多く商工業者これに次ぎ賃銀労働者は男子が総数の二二・一％、女子が一・二％を占めるに過ぎない。前二者が賃銀労働者より多いことは当地方の商工業を中心とする労働市場の未発達によるものであつて、その反面移動者に要求せられるものは單なる筋肉労働力よりも商工業者や俸給生活者に必要とせられる多少の技術教養であることを推測せしめる。又最初から職業移動で流出した者は男子四〇名、女子一一多にすぎないが現職による農業以外の従業者は男子一三二名、女子六一名を算へる。これは分家や縁事移動に當つて、移動当時又は移動農業から他産業や縁事先の新職業に移行した結果であると認められるから分家や縁事移動は純然たる職業移動ではない迄もそれにより農業より他産業への労力移動が同時に行われつゝあることを明示している

第44表 性別他出家族員の現在の職業

		(イ) 飯岡村								
		総数	農業者	商工業者	俸給生活者	賃銀労働者	其有業者	無業	不明	
実数	男子	267人	107人	45人	54人	33人	5人	14人	9人	
	女子	686	454	31	12	8	10	164	7	
	計	953	561	76	66	41	15	178	16	
割合	男子	100.0	40.1	16.9	20.2	12.4	1.9	5.2	3.3	
	女子	100.0	66.1	4.6	1.8	1.2	1.4	23.9	1.0	
	計	100.0	58.9	8.0	6.9	4.3	1.6	18.7	1.6	
		(ロ) 井戸村								
		総数	農業者	商工業者	俸給生活者	賃銀労働者	其有業者	無業	不明	外地
実数	男子	365人	86人	63人	65人	52人	10人	46人	42人	1人
	女子	669	291	67	18	30	5	219	39	—
	計	1,034	377	130	83	82	15	265	81	1
割合	男子	100.0	23.6	17.3	17.8	14.2	2.7	12.6	11.5	0.3
	女子	100.0	43.4	10.0	2.7	4.5	0.8	32.7	5.8	—
	計	100.0	36.5	12.6	8.0	7.9	1.5	25.6	7.8	0.3

ちなみに本村の男子流出家族員の年令構成（調査時現在）を見ると二〇才未満二三人、二〇―二九才七九人、三〇―四九才一五九人、五〇才以上一二人であつて壯年層が最も多く特に三十、四十代の働き盛りの年令層が総数の六割近く占めていることは流出者の質的構成に於て注目される所である。

同様の分析を香川県井戸村について見る。井戸村の場合流出家族員中現在農業に従事している者は男子二三・六％、女子四三・四％で女子は可成農家に縁づいて居るが男子は流出者のごく一部分が農業に従事するに過ぎないことを示している。農業外の産業に従事する者の内男子では俸給生活者と商工業者の数がほぼ等しく賃金労働者がこれについている。しかし賃銀労働者の割合は男子一四・二％女子八・二％で俸給生活者の割合と大差なく東北飯岡村よりは特に女子に於て相当高くなつて居る。また商工業者として一括されている者の内訳は殆どが自己資本による中小企業者であつてその経済的地位に於ては賃銀労働者と変りなく、或る場合にはそれ以下―行商、日雇等であつて過剩人口の捌け口である点に於ては彼等と何等変りはないのである。最初から職業移動で流出した者は男子八一名女子二五名であるが無業者をのぞき農業以外の従業者数は調査時現在男子一九〇人、女子一二〇名を算える。女子は縁家先の職業を含めて居るから、本人の職業移動のみではないが、男子の場合は明らかに分家や縁事移動の後農業より他産業への職業轉換、労働移動が行われたことを示している。両村を比較すれば農民の都市的産業への流出なる一般的傾向は香川県に於てその移動範囲、移動者数及び職業面に於てより顯著に且つ典型的に行われて居ることが明らかである。しかしこれを戦前の労働需要の旺盛な好況期と比較すれば移動の累す機能的効果は幾分抑止され、それだけに人口圧力の加重とそれに伴なう諸現象―失業乃至半失業、結婚難等―が累積していることを推知し得るのである。

尚流出者については、その家族に於ける地位や家族構成との関連が問題となり得るがその検討の結果は別の機会に述べることとしたい。

五、結 語

以上東北農村及び関西農村の一例として岩手県下及香川県下の平坦部水田村なる飯岡村及び井戸村について、農家人口現象を中心として最近の人口圧迫の諸形態につき調査結果の分析を通じて若干の検討を進めて来たのであるがその要点を列記すれば以下の通りである。

一、耕地と人口との関係については、明治末年、大正初年以降耕地当り人口密度は漸時高くなり当時に比して、飯岡村約三割、井戸村約四割の上昇を見ているが、耕地の拡張が微々たるに比してはけしい人口増加傾向がその原因となつて居る。特に現在の人口構成を年齢階級別に見れば、戦前（昭和五年当時）にくらべて生産年齢層の比重が著しく大きくなつて居り、それだけ一段と不完全就業の増加と労働生産性の低下を必然化している。

二、人口を出生、死亡による自然増加の面から見れば、両村共多死多産なる高増殖力を示して居り、特に東北型の飯岡村に於てこの傾向は顯著である。昭和年代以降の死亡率の低下は自然増加を上昇させたがこの傾向は戦後に於て特にはつきり表われて居つて現時の人口圧力の一基本要因となつて居る。特に階層別にみた出産力については戦後に関する限り一部の富農層をのぞいて上層に低く下層に高い所謂近代的差別化傾向があらわれて居り、また非農家の婦人は両村とも農家のそれより低い出産力を示している。

三、自然増加と比較した社会増加（移動）の推計によれば、飯岡村に於ては昭和五年以降十八年間の推計自然増加の約六割に当る人

口が村内に留まり、約四割に当る人口が差引して余計に他市町村へ離村している。但し戦後における差引離村は自然増加の一割五分程度にすぎず、この減少傾向こそ最近の人口増加の大きな要因となつて居る。また井戸村に於ては昭和五年より十年間の差引離村は自然増加をオーバーしていると推計されるが、戦争による入帰村者は絶対的にも相対的にも大きな負担となつて居り、戦後の流出移動の停滞は深刻な過剰人口問題となつて跡を残している。

四、所有労力と所要労力の比較の面より、労力換算によつて推計された一年を通ずる一農家当りの過剰労力は飯岡村に於て一・三單位（昭和九年）から一・六單位（昭和二十三年）に増加している。又所謂安定農家層に適正人口の基準をおき、農家人口を経営規模との関係についてその安定点を飯岡村平均二町歩、井戸村一町三反歩に置き、全農家平均してこの農家層の世帯員数を持つものとすれば、農家数に於て飯岡村四〇%、井戸村五一%、農家人口に於て飯岡村一八%、井戸村三七%、現在の二戸当り世帯員数に於て飯岡村一〇人、井戸村二・三人の現有過剰人口を推定することが出来る。

また農業従業者数のみについて一戸当りの農業従業者数を前記の経営規模の平均即ち飯岡村四・二人、井戸村五人として適正人口を算出すれば、前者に於て一五・二%、後者に於て三〇%の過剰人口を推定し得る。更に農業近代化の結果を顧慮した二町歩の経営規模に農業労働者一戸当り三人を標準とした場合は、飯岡村に於て現在人口の三九%、井戸村に於て二八%を以て充分であると認められるのであつて、特に細分化の限界にある井戸村に於て安定への経程の困難さを示唆していると思われる。以上の分析を更に階層別に立入つて検討すれば、経営規模二町農業従業者一戸当三人とした場合飯岡村では「五反―一町」層の一二〇%を最高として「三町―五町」層の六・二に至る間階層上昇につれて適度農業人口一〇〇に對する過剰割合は低下し、井戸村に於ては「三反未満」層の九二・三・三%を

最高に、「一・五―二町」層の一五〇・〇迄各階層間に過剰割合の低下傾向が認められ、両村共下層農家経営規模を指標とする農業従業者の過密度が高まりつゝあること、特に井戸村に於てこの階層性が特に著しいことが明かにされる。また別に飯岡村に於て経営規模二町歩、農業従業者四・二人、井戸村に於て経営規模一・三町農業従業者数五人なる現在の安定農家層の基準を以て適度人口を試算すると、一般的傾向は前の場合と同様であるが、階層性はより明確に區別されてあらはれて居り、飯岡村に於ける「二町―三町」層「一町―二町」層「一町以下」層、井戸村に於ける「五反以上」層と「五反未満」層がそれぞれグループをなして過剰人口の圧力分布の型なし、別に見る如き農家階層の特質と性格を労力面に於て裏書きしている。両村を比較すれば特に井戸村に於て零細化の極限に達した下層農家の労力過剰の大きさが著しいことを明にし得るが、飯岡村と比較すれば五反以上の農家各階層間の過剰度は殆ど接近して居つて上層農家と雖も農業労働の集約と多角化を追い求められつゝある状態をうらやうすることが出来る。

五、土地所有を基軸とする農民の階層分化の傾向については両村共戦後の農地改革によつて一般に自作化されたのであるが、平均の耕作経営規模は縮少し、飯岡村に於ては一町五反以上、井戸村「一―一・五」町層の農家数は減少しているばかりでなく零細経営農家が依然として残存し、むしろ増加するかの傾向にある。自給農家から米作農家への移行は飯岡村に於ては大体耕作経営規模八反歩、井戸村に於ては五反歩を下限とすると推測せられる。また農業機械体系及び役畜の所有より見た一応の生産体制の整備、労働備面及び米麦の反当り収量より見た土地生産性についても飯岡村に於ける「一・五―三」町層、井戸村に於ける「一―一・五」町層が最も安定的な家族経営の生産的性格を保持して居り、農家人口の質的側面即ち性別年齢別構の優位がこれに對応している。また階層化を地域

的にみれば飯岡村に於ては所謂中堅層と零細農家の分化が行われつゝあるに對し、井戸村に於ては階層分化が一般農家経営の漸時的零細化への方途をとつて過剰人口問題への深刻な危機をはらんで居ると見られるのである。

六、人口調整に至大の効果を有する両調査村の人口移動を各農家を中心とした流出の面から見ると、両村共女子流出者の割合はほぼ同じながら男子に於ては飯岡村が現住人口の一七・四%、井戸村が二六%の階層を最高とし、おほむね階層上昇につれて流出者の割合が増加して居る。両村を比較して井戸村により多い流出者の割合は立地条件による所が大きい、その差は主として男子の流出度如何にかゝつて見られる。階層別に見て特に注意すべきは両村共安定農家層が積極的人口排出の機能を有し、外部社会に適應する人口質を保有していると見られる点であつて、これが最近の労働移動の一般的傾向なりや、或は一般農家人口の分散流出の形態なりやについては検討さるべき多くの問題を残しているが、農家人口移動の歴史的諸形態の一例として今後究明さるべきものを含んでいる。農家を中心に人口移動を見る場合、縁事移動や分家が大きな割合を占めていることは従来比較的看過されていた点であるが、縁事移動及び分家移動は全事例中、飯岡村七七・二%、井戸村五九・四%を占めて農民移動の主流と解せられる職業移動(飯岡村一五%、井戸村二二・二%)を凌駕して居り、不況期には一層この形態の移動が促進されると見られる。しかも分家は農家の経営耕地を細分化させると共に下層農家に於ける家族労力の相対的な停滞性を濃化せしめて居るが、その反面分家及び縁事移動は移動後移動先の職業に轉換移行することによつて不完全職業移動と見られるものであつて、例えは飯岡に於て当初よりの職業移動者(男子)一五%に對し、現在他産業に従事する分家、縁事移動者は約六〇%、井戸村に於て二二・二%に對して七六・四%となつて居る。職業移動の機会はその地域

性を反映して井戸村により多いが、移動圏についても、飯岡村の県内移動は男女共九〇%以上であるに對し井戸村は男子五七・六%、女子六五・二%であつてはるかに広く、特に六大都市及び近畿市部への移動者が男子で二割を上廻ることはこれを裏書きしている。逆に飯岡村に於ける移動圏の狹隘さと流出者中の賃銀労働者の割合の低いことは地方労働市場の未発達と稻一毛作経営に於ける労力体制を反映するものであつて、總じて人口現象に於ける東北地方の後進性の一端を表示する所であると見ることが出来るであらう。

附記

本調査実施に當つて協力と便宜を借りました岩手県庁香川県庁及び調査村の關係者に深く感謝する。特に調査に同行せられた岩手県教育委員会室岡重雄氏、東北地方農村事情に關し種々教示を賜つた岩手大学森嘉兵衛氏の御厚意には厚くお礼申上げたい。

以上

血族結婚部落の優生學的調査概報(第一報)

新潟・長野縣境「秋山郷」調査

篠崎信男
青木尚雄

序言

一般にわが国には血族結婚が平均成員の五%程度存在すると謂われ、福田邦三博士⁽¹⁾に依れば特に農村の標本調査結果はイトコ結婚が一三%の高率を示し、又われわれの調査においても(東京都・埼玉県・和歌山県)農山村は七乃至一六%、都内においてさえ二%強のイトコ結婚が存在することが確かめられた。欧米の血族結婚率にあつては、Sanderson⁽²⁾に依るオランダの第四親等迄の血族の血族結婚が〇・〇〇〇五七%であるのは少な過ぎるとしても、ドイツの調査においては一%台であり、他の諸国も大体之に準じ、これ等の率に比しわが国の血族結婚率は著るしく高率であると云わねばならぬ。

単純メンデル劣性の遺伝形質が潜伏運搬者によつて子孫に伝承され、同系結婚によつてホモになり子孫に発現することがあるといふことは一般の定説である。このことは血族結婚の中には優秀素質もあるが、劣悪素質をも包含し、しかもその発現は前者に比して上廻るものがあり、かゝる劣悪素質の発現は優生學上無視出来ない問題の一つの示すものである。イトコ結婚で劣性遺伝病が現れる確率は理論上、共通祖先の片方がヘテロである確率が一なら $1/64$ 、又 $1/2$

なら $1/256$ の少数であるが(Stern⁽³⁾)の計算によつて明らかなる如く單純劣性形質の淘汰は甚だ困難で長年月を要するといわれる。(たとえ明白な遺伝病でなくとも、個々の遺伝因子の作用が綜合化されたものとして考えられる体構、体力において、血族結婚の子孫がプラスにせよマイナスにせよ遺伝的に何等かの影響を受けてゐることは当然である。)

この観点に則して著者の一人は先に山梨県西山部落⁽⁴⁾における血族結婚の優生學的調査を行つたが、これによれば著明な遺伝性疾患は二、三の精神病、骨疾患を除いては淘汰により既に消失してゐるにも拘らず、本来人体の構成たる体格においては、特に身長其の他の矮小化を来し(最大頭長のみ大)体力は總じて著るしく劣弱であり、一言にして云えば、生活には差支えないが(即ち主な遺伝病は淘汰されてゐるが)一般的体格において平均成員より優秀なる部分より劣悪なる部分が多く認められた。然し乍ら、前調査は、同様の血族結婚の実例調査文献が皆無のため、その眞実性を立証し得ず、又血族結婚の先天的影響については血族部落とその隣接部落との体格の「相對的」相違を示してゐるが、これは同一地域内の血族濃度の強弱による数段階の比較の方がより妥当であり、其の他必要なる觀察値及び家系的遺伝状態の検討を欠く憾みが認められた。このためには例えば本調査の如く或る河の流域に副つた血族結婚部落で、

その部落の発展消長の歴史沿革のよく知れた、換言すれば、各部落の新旧、血縁濃度の強弱の比較の出来る一群の血縁結婚部落の総合並びに小部落別の実態調査が望ましい。

本調査は前調査と同じく山人であるとの制約はあるが、敘上の理由により、昭和二十三年十月、血縁結婚に関する優生学的研究のために、新潟長野県境秋山郷血縁家系家族一七三名について行われたものである。

部落の概況

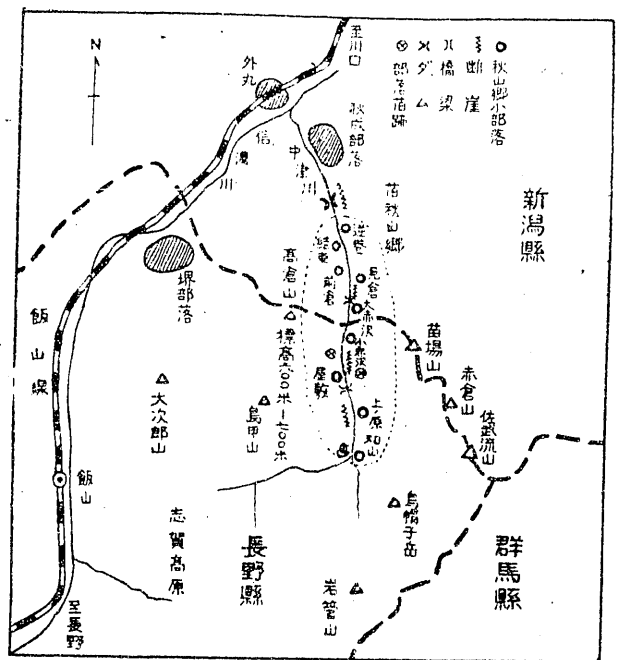
体格の成長については部落の地形、気候、栄養等が関与し、又、体質の遺伝については部落の家系、血縁濃度が影響するから、最初にこれらの概況を述べる。

(1) 部落の地形其の他

当秋山郷は信濃川の支流中津川の上流溪谷に沿い、南北約四里に亘つて、大は五〇戸、小は一戸合計九箇の大小部落が点在する山間の僻地である。以前は山間の一孤村として独立に存在したものが、明治三十二年町村制施行の際、北部四部落は新潟県中魚沼郡秋成村に南部五部落は長野県下高井郡境村に夫々分離併合されたものであるが、その生活において現在も夫々の同村内の平地部落と大いに異なる所がある。

溪谷数ヶ所に急壁があり、昭和十年ダム建設の際道路橋梁の開通する迄は交通不便のため殆んど平地との交渉なく、昭和十一年未迄は義務教育すら免除されていた。標高六〇〇米の高地に位し、積雪は十一月より五月末に及び、現在水田二七町歩、開墾畑六〇町歩を有するが、これは大部分大正以降の引水工事による拡張で、水田の反当収量四俵弱、畑は白樺林の焼はらいが多く、四五度の急斜面をも利用してゐる。当然自給自足は不可能で、粟、稗、ソバ、或は各

秋山郷略図



種の郷土食を常食とし、冬期は狩獵、木工品細工を業としてゐる。明治以前は数度の饑饉により全滅或は離村するもの多く、部落の廢跡が二三見受けられる。間引きの風習もごく近年迄続いてゐた。明治以後は出稼ぎにより人口過剰の捌け口を見出してゐる。現在戸数一八五戸、人口約一二〇〇名、十名以上を擁する大家族も尠くない。最近五ヶ年平均の出生率二六・四、死亡率一〇・八で共に全国平均より少ないが、特に出生率は低く、従つて自然増加は少いのであるがそれでも自給自足は不可能である。

(2) 部落の歴史沿革

部落民は平家の子孫と称し、重盛にちなむ遺跡遺品が現存するが勿論明確でない。一説には奥州の阿部宗任の後裔同姓正九郎の末孫とも謂い、系図を秘藏し、阿部姓を名乗るものが多い。言葉の抑揚は新潟より長野に近いが、両者と異なる独特の古語も用いられてゐる。九部落中、中心の大赤沢、小赤沢最も古く、人口増加につれ南

北に拡大移住してゐる。勿論無医村で特有の迷信、治療法も残つて
いる。

少数の外来者を除き、全郷が数代に亘つて血族結婚を重ねたもの
であるがその全貌は明らかでない。判明且つ調査せる家系は二重イ
トコを含む三十一家系である。病歴の多くは胃腸疾患及び神経痛で
家系的に遺伝するらしくも見えるが判然としない。乳児死亡率は八
一・七、肺炎が多く、これも素質的な感じが濃厚である。精神病、
不具畸形等の遺伝疾患は若干あるが予想より少く、出生率と思ひ合
せて既に淘汰されたものと思われる。

調査成績

(I) 生体計測値

全調査項目二十八の中、主要なるもののみ列記すれば第一表の通
りである。之によれば身長は著るしく低く、沖繩其の他の南島住民
にも及ばない。従つて身長を構成する坐高、上肢長、下肢長も夫々
短い。特に足が短く、近代日本人の如き下半身の發育が見られな
い。身長に比して、胸圍体重の値はそれ程の遜色は見られない。頭
部は最大頭長のみ孤立して長い。他は総て短く、就中、最大頭幅
最小前頭幅等の幅が狭い。全頭高も可成り短く示されてゐる。概し
て云えば、軀幹全体が小柄で、幅も高さも小さいが、胸圍、頭圍等
の奥行きは普通の値で、その結果、ずんぐりした感じとなつてゐる。
最大頭長其の他、一般に標準偏差が大なる如く、分布が広いのみで
なく、その分布グラフに二つの山が見受けられるのが、特筆すべき
事柄である。(この二つの山については、家系遺伝の章において後述
する。)

体力に関しては握力、背筋力を第二表に示したが、体重の遜色な
きにも拘らず、筋力は男女共に甚だ弱く、殊に女の背筋力において

第1表 人類学的生体計測値

項目	男		女	
	実数	M±m (cm)	実数	M±m (cm)
身体	69	155.96±0.64	49	146.09±0.64
胸圍	56	50.75±0.40 (kg)	34	45.76±0.40
坐高	69	83.47±0.60	48	80.38±0.46
上肢長	69	83.88±0.44	49	79.03±0.40
下肢長	69	69.40±0.32	49	63.40±0.32
指長	69	83.75±0.41	47	78.76±0.43
肩幅	69	161.07±0.74	49	148.48±0.72
頭長	69	36.03±0.40	49	33.15±0.48
頭幅	69	55.16±0.33	47	53.39±0.41
前頭幅	70	19.03±0.85	49	18.17±0.79
小頭幅	70	14.98±0.61	49	14.32±0.57
額角幅	70	9.90±0.57	49	9.71±0.70
顔高	70	14.16±0.64	49	13.22±0.88
顔形	70	10.59±0.64	49	9.94±0.70
頭高	70	12.29±0.84	49	11.33±0.90
全頭高	69	21.88±0.54	49	20.91±0.53
鼻高	70	5.43±0.42	49	4.91±0.67
鼻幅	70	3.70±0.34	49	3.33±0.32
鼻口	70	5.30±0.56	49	4.95±0.59

- (註) 1. 16満歳以上の成年のみについて。
2. 上ノ原和山両部落の体重測定を欠く。

第2表 体力測定値

項目	男		女	
	実数	M±m(kg)	実数	M±m(kg)
握力(右)	70	32.59±0.87	49	24.17±0.71
握力(左)	70	32.35±0.81	48	22.77±0.80
背筋力	45	37.06±0.77	21	4.97±1.23

(註) 1. 満16歳以上の成年のみ。
2. 背筋力計中途にて破損のため、測定人数少し。

第3表 血液型頻度

血液型	実数	%	
A	101	62.3	ウエーリツシユの頻度 p=4.373 q=1.110 r=4.517 民族示数 3.8 $\left(\frac{A\%+AB\%}{B\%+AB\%}\right)$
B	22	13.6	
AB	6	3.7	
O	32	20.4	
計	162	100.0	

著るしい。又、標準偏差の値によつても示される如く体力の分布に著るしくむらがある。これは単純劣性因子の分離と思われる。

(2) 観察値

(イ) 血液型

第三表に示せる如く、血液型はA型が六二%ととびぬけて多く、其の他の型が著るしく少く、その結果民族示数は三・八と大きい値なつてゐる。これは少数例による偏差もあらうが、むしろ同系遺伝による定着度と解釈し度。

(ロ) 視力

大部分が電燈のない部落で、ランプの燃料も切りつめた生活にも拘らず視力のみは優秀で且つ、第四表に示せる如く、男の方が優れ

第4表 視力

	男		女	
	実数	平均値	実数	平均値
視力(右)	51	1.39°	47	1.29°
視力(左)	51	1.41°	47	1.31°
視力1°以上のものの頻度				
右	51	80.0%	47	85.1%
左	51	87.3	47	76.6
計	102	100.0	94	100.0

(註) 1. 満40歳以下のもののみについて。
2. 測定は石原氏視力表による。

てゐる。又視力一度以上のものが八割を占めてゐる。

(ハ) 色神

色神の頻度は第五表に示せる通りである。即ち男は色弱を含め赤緑色盲が二四%の高率となつてゐるが、女はわづか二%を超えない。赤緑色盲は伴性遺伝の定型的なものとして最も有名である。男の約四分の一近くの赤緑色盲により血族結婚の影響を充分窺知し得る。

(ニ) 眼瞼型

第六表に示す通り、二重瞼は男女天々七〇%、六〇%となつてゐるが、左右対象のものが多く、且つ家系的に遺伝する。

(ホ) 鼻孔型

第5表 色 神

色 神	男		女	
	実数	%	実数	%
正 常	71	75.7	61	98.4
赤緑色盲	12	24.3	0	1.6
同 色弱	11		1	
計	94	100.0		100.0

(註) 石原氏色盲表による。

第9表 眼 險 型

眼險型	男		女	
	実数	%	実数	%
二 重	64	69.6	35	59.3
一 重	28	30.4	24	40.7
計	92	100.0	59	100.0

(註) 1. 頭側、鼻側の不完全型も夫々含めた。
2. 60歳未満のもののみについて。

第7表 鼻 孔 型

鼻 孔 型	男				女			
	(成人)		(16歳未満)		(成人)		(16歳未満)	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
高 型	10	14.7	—	—	3	6.4	—	—
中 高 型	27	67.6	3	33.3	17	74.5	4	50.0
中 低 型	19		6		18		4	
低 型	12	17.7	18	66.7	9	19.1	8	50.0
計	68	100.0	27	100.0	47	100.0	16	100.0

(註) 分類は Topinard 法の第3を更に二つに分つ。

第8表 顔 型

顔 型	男				女			
	(成人)		(16歳未満)		(成人)		(16歳未満)	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
楕 円	12	17.9	2	11.1	10	20.8	2	16.7
卵 形	14	20.9	3	16.7	13	27.1	3	25.0
逆 卵	5	7.5	6	33.3	8	16.7	2	16.7
円	2	3.0	4	22.2	5	10.4	5	41.6
角	—	—	—	—	1	2.1	—	—
四 角	2	3.0	—	—	—	—	—	—
菱 形	16	23.9	1	5.6	7	14.6	—	—
僧 帽	1	1.5	—	—	—	—	—	—
逆 僧 帽	14	20.9	2	11.1	4	8.3	—	—
五 角	1	1.5	—	—	—	—	—	—
計	67	100.0	18	100.0	48	100.0	12	100.0

(註) Pösch の分類による。

第七表に依れば Topinard の分類による中型最も多く、低型高型の順である。鼻高の生体計測値(第一表参照)も低値を示してゐる。女は男に比して更に低い。

(ハ) 顔型

Poeh の分類に従つてその瀬度を第八表に示した。これに依れば男女共卵型楕円型等の丸顔多く、菱型逆僧帽型等の丸角移行型も見受けられるが、角型四角型等の角顔は皆無に近い。此の丸顔は前項の低鼻と共に古風な所謂「おかめ」顔を形成する。

(ト) 歯型

第九表に依れば齶歯は男五〇%、女五七%で都会に比して少いが反対咬合若くは切歯位置異常(特に上顎犬歯突出)の瀬度多く男六四%、女七九%に及ぶ。血族濃度に応じ、その遺伝により齒列異常が増す傾向にある。

(チ) ツベルクリン反応

時間の都合上注射後二十四時間の反応検査を行つたので、疑陽性が多いが、それを含めれば陽性率三九%となつてゐる(第一〇表)。陽性の集中状態は部落によつて異り、土地狭瘦の上野原部落が、都会地元の出稼ぎが多いため陽轉者が多い。

(リ) 其の他

初潮年齢は平均一五年七月、普通集団による平均値より八乃至一〇ヶ月遅い。吃音、腋臭等の遺伝が数家系見られた。左利きも若干あつたが、散発的で家系をたどつてゐない。

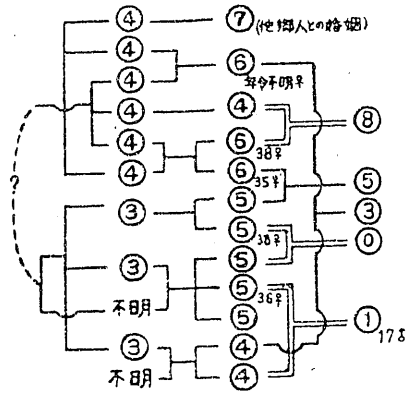
(3) 家系遺伝

第一章及び第二章において、秋山郷被調査者全家系を総括しての成績を述べたが、更にこれらが家系別、血族濃度別に如何なる遺伝経路をたどり、如何なる識徴が発現するかを追跡しよう。紙面の都合上、三十一家系全部について、述べることは後日に譲り此処では典型的な一家系のみを代表として選び、且つ主要な二三の項目につ

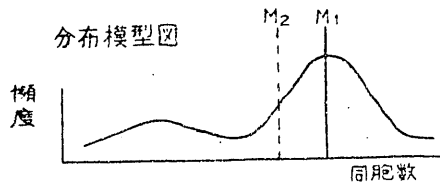
第9表 齒型

	男				女			
	(成年)		(16歳未満)		(成年)		(16歳未満)	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
齶歯あり	32	49.2	9	33.3	25	56.8	3	18.8
齶歯なし	33	50.8	18	66.7	19	43.2	13	81.2
計	65	100.0	27	100.0	44	100.0	16	100.0
齒列正常	23	35.6	14	51.8	9	20.9	9	47.4
切歯反対咬合	22	33.8	5	19.3	15	34.9	4	21.1
切歯転位	20	30.8	7	26.9	19	44.2	6	31.5
計	65	100.0	26	100.0	43	100.0	19	100.0

第1図 同胞数



(備考) ○印は同胞数 傍数字は年令



第10表 Tubercrin 反応

反 応	実数	%
陽 性	2	4.9
疑 陽 性	14	34.1
陰 性	25	61.0
計	41	100.0

(註) 1. 24時間反応
2. 満16歳以上のもののみについて。

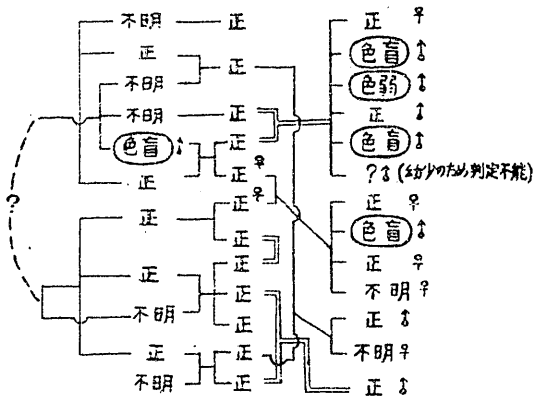
あるが稍多いと思われる。然るに第三代においては血族濃度のうすい婚姻による同胞数は五人及び三人と中庸の数を示してゐるにも拘らず、イトコ結婚三組にあつては、一組が八人、他の二組が○人及一人(この一人も既に年令十七で今後兄弟の増す可能性は極めて

いて示すことにする。

(イ) 同胞数

第一図によれば年代の古いため同胞数不明の家族員も若干あり且つ古い年代は正確を期しても乳児死亡等を計算に入れぬ誤差が生じ勝ちであるが、第一代は殆んど同数と見做し得る。第二代に至るも絶対値は増したが相互の比較は大なる変化は見られない。但し他郷人との婚姻(即ち混血)による数は僅か一例では

第2図 赤緑色盲



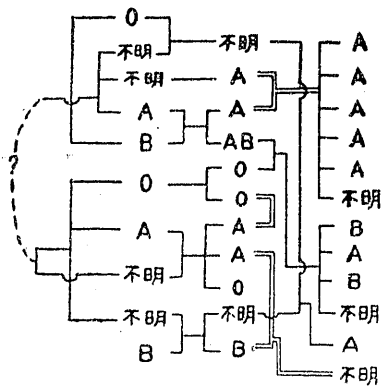
(ロ) 赤緑色盲

第二章に述べた如く、赤緑色盲は伴性遺伝型の典型と称される。第二図においても、この因子がない場合にはたとえイトコ結婚であつてもこの劣悪形質は発現せず、反対にもし因子を有してゐれば、第二代が女なので潜在して現れないが第三代に至つて一人を除く全部の男に隔性遺伝をする状態を提供してゐる。

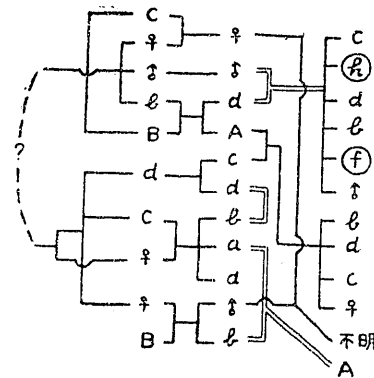
(ハ) 身長

男女別或は年齢別の差異を避けるため、昭和二十三年調査の厚生省公衆衛生局発表農村年齢別身長表⁽⁵⁾の夫々同一性、同一年齢の身長と比較し

第4図 血液型



第3図 身長



厚生省公衆衛生局調査 (昭和23年)
農村年齢別身長表との対照分類

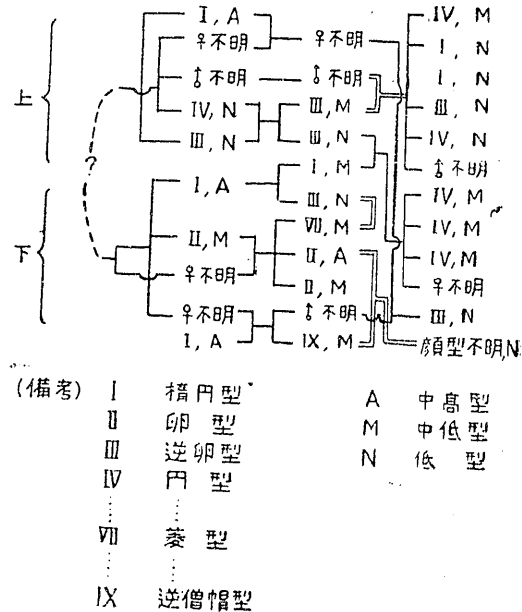
+ 2.0~4.0 cm	A
+ 0~2.0	B
- 0~2.0	a
- 2.0~4.0	b
- 4.0~6.0	c
- 6.0~8.0	d
- 8.0~10.0	e
- 10.0~12.0	f
- 12.0~14.0	g, h
- 14.0~16.0	h

て、その表より高いものを大文字、低いものを小文字で表わし、二種毎に段位を設けて家系表に書込んだものが第三図である。これによれば一般に(一)が多く、少数の(十)のものも四種を超えず、平均が短身となることは第一章生体計測値に示した通りであるが、図に見られる如く、イトコ結婚において、第一代第二代の精々B-dの範囲がA-hに拡大、稍々長身のものとしてこゝにも分布に二つの山を生ずる。而してイトコ結婚に非ざる一系はb-dに亘る中庸の極めて限られた範囲にあつてイトコ結婚と反対の分布を示してゐる。

(三) 血液型

血液型を图示すれば第四図の如くである。血液型の遺伝系統は従来の説の通りであるが此の調査ではA型の影響が強い。第二章血液型瀬度のA型が六二%の高率を示す所以である。

第5図 顔型及び鼻孔型



(ホ) 顔型及び鼻孔型

顔型及び鼻孔型についてはまとめて第五図に掲げた。

元来顔型も鼻孔型も共に性別年齢別に差異あり、混同比較することは危険であるが、各代夫々年齢は大體同様であり、婚姻による遺伝系統のみを見る分には差支えないと思う。これによれば顔型については、上家系はI、II等下顎幅の張つた型が多く、下家系にはIII等頭幅観弓幅等の広い型があり時にはそのため菱型も見られる。その混血はすべて中間型のIVとなる。これに反してイトコ結婚はIよりIVまで分離する。鼻孔型は、年齢の相異もあるが低くなる傾向にある。それも血族濃度の濃い薄いによつて区別が明瞭である。即ち第一代第二代にあつたAは第三代に消失し上下家系混交の兄弟はMであるのにイトコ結婚はNが圧倒的である。鼻高低下因子は同系結婚により発現瀬度が増すと云い得る。

(4) 地域的差異

農に全部落の歴史沿革を述べるにあつて秋山郷の中にもその発

第 11 表 地域別計測値

	部 落 名	実数	身 長	最大頭長	握 力
N ↑ S 男	結 東	12	156.9cm	18.8cm	36.1kg
	前 倉	6	154.0	18.6	34.1
	大 赤	12	154.4	19.3	32.6
	小 赤	26	155.6	19.1	30.3
	上 ノ	8	157.2	19.0	33.8
	和 山	6	159.7	19.2	34.4
	全 郷 合 計	70	156.0	19.0	32.5
女	結 東	7	145.2	18.1	24.7
	前 倉	3	144.8	18.2	23.0
	大 赤	4	144.5	18.7	22.6
	小 赤	23	145.0	18.2	21.4
	上 ノ	12	148.9	18.2	23.0
	和 山	—	—	—	—
	全 郷 合 計	49	146.1	18.2	23.5

(註) 1. 満16歳以上のもののみについて。
2. 和山部落は女子計測なし。

展に従い開拓に新旧の相異があることに触れたが、各部落相互間に婚姻交渉が度々あつて平均化されてゐる可能性は勿論あるにしてもイトコ結婚の瀬度より推して、尙大赤沢等の発祥部落は血族濃度が濃く、その南北に拡大した発祥部落は濃度がうすいことは明らかである。今、実数は更に少数例となるが、部落別に主要なる二三の項目を選びその平均値を比較検討して見よう。

その値は第十一表に示す通りであるが、実数が少く且つ年齢構成が同一でないのでその大略を述べるに止める。発祥の中心地で血族

濃度の多い大赤沢、小赤沢において身長、握力が低くそれより南北に拡がるにつれ大となる。最大頭長のみはその逆で南北に拡がるにつれ小となる傾向がある。第一章の生体計測結果について述べた如き、最大頭長を除く値は概して貧弱で且つ体力も著るしく劣ることは、かくの如く血族濃度に応じてても云い得るであつて、この事は山梨県西山部落の血族結婚調査の部落別計測結果と全く同一の傾向を示してゐる。

(5) 智 能

日程の都合上、直接的智能検査は実施しなかつたが、部落児童の学習態度を分教場教師作成の成績表によつて見れば、概して優れた学科の才能なく、気が小さく積極性に乏しい態度で、且つその中にも真面目だが頭脳回轉のにおいものと人真似はうまいが注意力が散漫なものとの二通りに分けられる。勿論この成績表によつてのみ智能程度を判定することは速断にすぎるが、その一端は窺知し得よう。

結 語

- 以上の結果を総括要約すれば、
- 1、血族結婚部落民は最大頭長以外は全体として体格体力の劣つてゐる部分が多く、特に身長、筋力において著るしく、偏差、分布に特殊の徴候を示す。
 - 2、血液型、顔型、齒列等は劣性遺伝因子発現によつて偏り、赤緑色盲の発現瀬度も著るしい。
 - 3、これに反し、視力の例の如く、悪質因子のないものは、血族結婚の悪影響は現れてゐない。
 - 4、血族結婚による各種の発現徴候は系統別地域別共に、その血族濃度に応じ増減する。
- 等の事柄が結論出来る。

何れにせよ、悪質遺伝因子がもし存在するならば、その形質が普通の結婚なれば潜伏消滅も可能なる筈を血族結婚によつてホモ化され、それを繰返すことによつて身体各所に対する悪形質の発現を容易ならしめることは血族結婚が身体的に好影響を与えたとは云い得ない。精神病其の他の重大な徴候は淘汰により殆んど見当らないが、個々の徴候は依然残つて身心を構成してゐるのである。而してこれ等は乏しくきびしい氣候風土食糧其他の環境のせむばかりとは云い切れなす。

先にも述べた Stern の言によれば、単一優性因子に対する淘汰は二分の一でも、その因子の数は三世代で元の十分の一以上に減少する(事実秋山郷でも骨軟化症其の他、優性遺伝の発現形質と思われれるものも二三あるが、その数は少い)がホモ接合体の劣性遺伝因子の場合は前者程簡単には淘汰が不可能で、もし元来一%あれば十世代後も尙元の数の四分の一存在し〇・一%に減少させるためには実に二十二世代を要すると。我々の周囲に一割以上の血族結婚が存在し、悪質の劣性因子が潜伏運搬されてゐる以上、一旦これをホモ化すれば、その淘汰はたとえ人工的に留意しても容易でない。環境もその発現の全てを支配出来ないのである。

これにより、優秀なる遺伝形質が多く他の二三の劣悪形質のマイナスを打消すに足るものがあれば別として、一般には血族結婚が優秀なるホモ化を結果する事よりも劣悪なるホモ化を招来する可能性の方が多しことを物語るものであらう。

参 考 文 献

- (1) 福田邦三 民族衛生誌 16巻1号 昭和24年
- (2) Sanders Genetica 20. 1938. (福田氏人類遺伝学概論より引用)
- (3) Stern, C. Science Vol. 110, No. 2852 1949.
- (4) 篠崎信男 人類学誌 60巻3号 昭和24年
- (5) 厚生省公衆衛生局 衛生統計誌 2巻2号 昭和23年

血 族 結 婚 に つ い て

わが国においては血族結婚といわれるものが欧米諸国にくらべて現在でも非常に多い。わが国の血族結婚の総婚姻数に対する割合は一般に全国平均で五%ぐらいといわれているが、この数値は実際には低くすぎるように思われる。地方の小都市でもいとこ同志の結婚は五%に達し、農山村にゆくと一四%にも達しているのである。更にいとこ半とか又いとこなどの結婚も含めると、都市でも一〇%を超えるし、農山村では二八%にも及ぶのである。

なぜこう血族結婚が多いかという社会的条件を分析してみるといろいろのことが考えられるが、血族結婚の成立には少くとも個人を中心とした結婚観は稀薄で、家とか、財産の分散防止とかいう目的が大きく支配しているようである。もちろん気がかかっているから安心だというような人間的な心理もないわけではないが、それは単に附随的な傍因にすぎない。いずれにせよ我々はこの血族結婚というものを、社会学的立場から、また優生学的立場からその他あらゆる観点から大きく取りあげる必要があるといえよう。また人口問題の立場からいろいろの点で問題となる。とくに出生力の研究には又とない適当な材料となる。

人口問題研究所では過般全国府県に対し血族結婚部落の有無とその実情について問い合わせを行つたが、解答のあつた二十三府県中十五県までそのような特殊部落について報告している。これは部落全体が血族結婚の集團といつてよいような特殊部落ばかりであるが、そのような特殊部落でなくても単に血族結婚が多いという村落はなお多数存在することが想像される。しかしこれらの特殊部落も将来は次第になくなつてゆくであろうから、その調査は今日の人口生物学者にとつては緊要の研究課題でなければならぬ。

(篠崎記)

資料

イギリス人口委員会報告書

島村俊彦

はしがき

一九三〇年代のイギリスの人口学的論議は「人口がそれ自身を置換えることが出来なくなつた」という考えを中心に沸騰し、人口の趨勢が極めて憂慮すべき状態にあるということが広く信ぜられた。こうした見解の基礎は言うまでもなく純再生産率であつて、この率は一九二〇年代の初期に置換水準即ち一・〇以下に低下し、三〇年代には水準から約五分の一低かつたのである。王立人口委員会の設置を見たのは、何にもまして、こうした記解が広く行きわたつていたという事実によるものといえる。イギリス人口委員会(Royal Commission on Population)は別記の委員を以て一九四四年三月に発足したが、五ヶ年余にわたる調査研究の後一九四九年六月に其の報告書を議会に提出した。報告書は序文、四つの部、三つの附録及び一つの覚書からなり、総頁数二百五十九に及ぶ龐大なものである。報告書の記述は極めてコンデンスされている上、掲げられている統計表も数多くに達しており、僅かの紙面ではその内容を伝えることは困難である。本稿では一般読者の便宜を考慮し、統計資料に重点を置きつつ、報告書の概要を紹介しよう。尙委員会の構成について一言すれば、王立委員会の下に三つの専門委員会―

統計学、経済学及び生物学医学―があり、これらの科学委員会がそれぞれの面から問題を研究し、王立委員会に助言する仕組になつてゐる。これらの科学委員会の研究業績は委員会報告書の別冊として数多く発表されることになつてゐる。

委員会の委員氏名は次の如くであるが、註記の如く、任期中委員長の交送と委員の辞任があつた

John Allsebrook (委員長1946年3月就任)

及び委員を兼任)

Alexander Morris Carr-Saunders

Hubert Douglas Henderson (1946年3月就任)

委員長を兼任)

William Mickle Ellis

Ethel Cassie

John David

Lady Dollan (1946年6月就任)

Robert Charles Kirkwood Esnor

John Richard Hobhouse

Margaret Christian Jay

Gwynville Longmoor

Gladys Perrie Hopkin Morris

Lady (Mary Helen) Ogilvie

Helen Humphrey Powson

Alfred Roberts

William Dunkeld Robieson

x x x x x

グレートブリテンの人口は紀元一七〇〇年頃以後急速な増加の時代に入るが、それ以前には人口は時には緩慢な増加を示したこともあつたが、しかしまた停滞乃至減少の時期もあつて、十一世紀

以後十七世紀までの全時期を通じて人口は極めて緩慢にしか、増加しなかつたものと信ぜられてゐる。しかるに十八世紀に入つてグレートブリテンの人口増加は可成り速度を増し、この世紀間の増加率は五〇%にも達した。更に一九世紀の初期にかけて増加は非常に急速となり、一〇年間に一〇%以上にも達した。かくして一七〇〇年の人口は以後二五〇年の間に七百万から四千九百万えと約七倍の激増を見せたのである。こうした異常な人口増加の原因は正確には分らないが、しかしそれが出生率の上昇よりも寧ろ死亡率の低下によるものであることは確実であると考えられている。この時代に何故死亡率が低下したということも明確には分らないが、農業や工業の技術の変化の結果生じた營養及び被服の改善、衛生の向上、清潔な水の供給及び医療施設の拡充と改善というようなことが恐らくその原因であらうと云はれてゐる。こうした人口の一大増加は富強な国であるグレートブリテンの発展の本質的条件をなしたものと云へべく、工業の発達、国際貿易、外国投資の隆盛大英帝国の発展、ブリテン文化の指導力の増大等はこうした人口の一大増加なくては到底達成されなかつたであらう。尨が最近数十年間に於て―大体一九一〇年頃以後―グレートブリテンの人口増加は可成り低減した。第一表は一八〇一―一九四一年の年次別人口と、年次間の増加率を示してゐる。

本表は二〇世紀に入つて増加率が急速に低下したことを示している。一国の人口増加は自然増加と移民の二つの要因によつて決定されることは云

第一表 グレートブリテンの年次別人口 1801—1941.

年次	総人口 (単位 1,000)	過去二〇年間に 於ける増加 (単位 1,000)	二〇年前の 人口に対する 増加百分率
1801	10,501	—	—
1821	14,092	3,591	34
1841	18,534	4,442	32
1861	23,128	4,594	25
1881	29,710	6,582	28
1901	37,000	7,290	25
1921	42,769	5,769	16
1941(1)	46,605	3,836	9

(1) 1941年にはセンサスは施行されなかつた。同年の数字は推計人口であり以前の、センサス資料について同一方法で説明が加えられている。

うまでもない。最近のブリテンの人口の歴史に於て移民が相当重要な役割を果したことは第二表で明かであるが、しかし過去七〇年間に於ける人口増加の低減は移民の量の激増によるものではなく自然増加の激減によるものであることも亦明かである。

自然増加は出生、死亡の差であるから、その動きの原因はその期間の出生と死亡の各々の趨勢の内を求めらるべきである。過去七〇年間の出生、死亡は第三表に示されている。第三表に於て注目すべき点は最近数十年間に於ける死亡数が人口総数の大増加(一八八一—一九四一年の間に殆んど六

第三表 グレートブリテンの出生、死亡 1871—1941
単位 1,000

期 間	出 生	死 亡
1871—81	9,838	5,942
1881—91	10,147	6,010
1891—1900	10,438	6,344
1900—11	10,956	6,009
1911—21	9,466	6,670(1)
1921—31	7,935	5,344
1931—41	6,930	5,770

(1) 第一次大戦時に海外に於て死亡した戦闘員 671,000 を含む。

第二表 グレートブリテンに於ける人口の自然増加及び実際の増加 1871—1941.
単位 1,000

期 間	自然増加	移民による純 増(+)-減(-)	実際の増加
1871—81	3,895	-257	3,638
1881—91	4,137	-817	3,319
1891—1901	4,094	-122	3,971
1901—11	4,587	-756	3,831
1911—21	2,796	-858	1,938
1921—31	2,591	-565	2,026
1931—41	1,160	+650	1,810

(%)の増加を示した)にも拘らず一八七一—一八一年当時よりも少いことである。このことはこの間に死亡率が確然と低下したことを意味している訳であるが、とにかく自然増加の低減は死亡数の増加によつて生じたものでなく、出生数の激減によるものであるということが分る。人口数が増加しつつあつたという事実を認めるならば人口の出生力が一八七〇年代よりも非常に低下していることは明白である。処で出生の大部分は有配偶女子によつて起るものであるから、人口の出生力は結局二つの主なる要因即ち妊孕年齢を経過する前に結婚生活に入るもの割合と夫婦の出生力によつて決定されることになる。この二つの要因の内第一の有配偶率は過去一〇〇年間可成り安定しており、第二の夫婦の出生力は非常に低下しておつて、出生減退、人口増加率低下は主として夫婦出生力の低下によつて生じたものであるということが出来る。グレートブリテン人口の過去の趨勢については後に一層組織的な分析を行うこととし、ここではこうした過去の人口趨勢がもたらした処の一つの重大な変化即ち人口の年齢別構成について簡単に触れておこう。第四表は一九四七年の年齢別構成を一九〇一年と比較したものである。一八九一年の人口に於ては年齢階級が上昇すると共に人口は、実数と比率の双方に於て減少しているが、一九四七年人口に於ては〇—一九歳人口は二〇—三九歳人口よりも少くなつてゐるのみでなく、一八九一年の同一年齢階級よりも、少くなつてゐる。一九四七年の百分率を一八九一年のそれと比較すれば、〇—一九歳の割合は著しく低下して

第四表 グレートブリテンの年齢階級別人口、
1891年1947年 単位 1,000

年齢階級	1891年		1947年	
	実数	百分率	実数	百分率
0—19	14,974	45	13,672	28
20—39	9,990	30	14,666	30
40—59	5,603	17	12,507	26
60以上	2,462	7	7,343	15
合計	33,028	100	48,188	100

いる。一方四〇—五九歳、六〇歳以上に於ては一九四七年の数字は著しく増加している。これを一言にして云えば人口は此の間高齢化したということが出来よう。人口の平均年齢は一八九一年に二七歳以下であつたが、一九四七年には三五歳以上へと上昇している。現在のこうした年齢別構成を作り上げる上には過去の出移民や死亡率も一役買っていることは勿論であるが、しかし主たる要因は過去に於ける出生の趨勢であるといえる。さて過去七〇年間におけるグレートブリテンの人口増加率が低下したこと、そしてそれは主として自然増

加の低減によるものであること、自然増加の低減は主として出生の減退、そしてそれは更に夫婦の出生力の減退によるものであることは既に述べた如であるが、ここで再びブリテンの人口増加の趨勢について、それを各要因別に、より組織的に観察しておくことは後に将来の人口趨勢を問題とする場合に役立つと思われるので、ここでその概要に触れておこう。一国の人口増加率は自然増加と流入流出の移民の差引によつて決定されることは云うまでもないが、大多数の出生は既婚女子について生ずるものであるから出生数は殆んど全く次の二つの要因——即ち(一)夫婦数(二)夫婦が子供をもつ割合(婚姻出生率)——に依存することになる。夫婦が子供をもつ割合は、これを結婚生活の全期間について見れば、彼等の家族の大きさによつて決定されるものであり、或る意味では両者は同一物の別名ともいえる。そこで我々は人口の趨勢を支配する四大要因として次のものを挙げる事が出来る。即ち(一)移民(二)死亡(三)婚姻(四)家族の大きさである。過去七〇年間に生じた人口趨勢の大変化の原因はこれら四つの相互に作用し合う要因の変化に求めらるべきである。グレートブリテンの人口趨勢に対し移民が相当の重要性をもつたことは先にも述べた通りである。その影響の程度は時期によつて非常に違つてゐる。移民はまた人口総数のみでなく、人口の体性別、年齢別構成にも影響を与え、それが再び人口総数に影響を及ぼすものである。ここでそれらの影響について詳しく触れている暇はないが、一般に人口の自然増加が低減して来る程その影響力は大となることを

第五表 過去一世紀に於ける女子死亡率の変化

年齢階級	各年齢階級女子1,000についての死亡数		(2) に対する(3)の百分率(4)
	イングランド及びウェールズ 1838—54年 (2)	グレートブリテン 1942—44年 (3)	
0(1)	134.7(1)	44.4(1)	33
1—4	36.3	3.0	8
5—14	7.5	1.0	13
15—24	7.8	2.0	26
25—34	10.5	2.4	23
35—44	12.7	3.2	25
45—54	16.3	6.3	39
55—64	28.6	14.0	49
65—74	59.3	36.5	62
75—84	126.0	94.8	75
85以上	251.4	213.7	85

(1) 出生1,000についての死亡数(乳児死亡率)

指摘するに止めて置こう。
次に死亡率であるが、先にも一言したたうに、十九世紀の人口史の一つの特徴は死亡率の激減ということであつた。試みに百年前と現代の死亡率を比較すれば第五表の如くである。これはイングランド・ウェールズとグレートブリテンの数字を比較したものであるが、一八三八—五四年のイングランド・ウェールズの数字はグレートブリテンの

数字と大差ないと考えられるからこの比較は何等差支えないだろう。またこの数字は女子の死亡に關するものであるが、その趨勢は男女共殆んど同一であると考えられるので死亡率の一般的趨勢は十分に現れていると云つてよい。第五表に見られる通り、死亡率は有ゆる年齢に於て低下しこののであるが、最も低下の著しいのは若い年齢であり、一歳から四五歳までの年齢では七五%或いはそれ以上の低下となつてゐる。四五歳以上に於ては死亡率低下の割合は低減し、高年に於ては少ししか低下していない。以上は十九世紀半頃と本世紀の半頃の死亡率を比較したのであるが、この二つの時点の間に於ては死亡率は継続的に低下の傾向を辿つたのである。一八四六年から一九四五年までの百年間に於ける。前期五ヶ年に対する各五ヶ年の死亡率の割合を示せば第六表の如くであつて、一八七〇年以後は各期間の死亡率は一つの例外を除いて常に前期よりも、低かつたことを示している。驚くべきとは第二次大戦時の市民死亡率の低下が著しかつたことである。以上のような死亡率の低下の意味を理解するためには第七表の如く生命表による女児年齢別生存数を比較することが有益であらう。本表は最初の一、〇〇〇人の出生女児の内、与えられた死亡率の下で、それぞれの年齢まで生残るものの割合を示している。一世紀前の死亡率の下では女子人口の僅か三分の二程度のものが結婚しだす年齢まで生残り、僅か二分の一が妊孕年齢の終りまで生残つたのである。もし一五一六五歳を以て大休普通に労働する時期を示すものと考えれば、労働しうる時期の終りまで生残る

第七表 生命表による年齢別生存者数

年 齢	夫々の死亡率の下に於ける 出生女児 1,000 人中生存者数	
	(a) イングランド 及びウエールス 1838—54年	(b) グレートブリ テン 1942—44年
(1)	(2)	(3)
1	865	956
5	750	945
15	696	935
25	643	917
35	579	895
45	509	867
55	482	817
65	323	704
75	174	486
85	44	174

第六表 前期5ヶ年に対する各5ヶ年間の死亡率の割合
ランド及びウエールス
1846—1945年

1846—50	108%	1896—1900	95%
51—55	96	1901—05	91
56—60	96	06—10	92
61—65	104	11—15	95
66—70	100	16—20	97
71—75	99	21—25	84
76—80	96	26—30	96
81—85	95	31—35	95
86—90	99	36—40	97
91—95	100	41—45	89

ものは僅か三分の一であつたと云える。しかるに現代の死亡率の下では最初の一〇〇〇人の内九〇%以上が結婚しだす年齢まで生残り、八七%が妊孕期間を通過するまで生残り、七〇%が正常な労働期間の限界まで生残るのである。若し死亡が皆無と仮定すれば生れた女児の総ては一五—四五歳の妊孕期間と呼ばれる三〇年間の生活をもつことになり、一五—六五歳の五〇年の労働生活をもつことになる。一八三八—一五四四年の死亡率の下では妊孕期間の生活の長さは平均一八年(即ち極限値の六一%)に過ぎず、また労働期間は二七年で極限値の五四に過ぎない。これらの数字は現代の死亡率の下ではそれぞれ二七年(九一%)及び四四年(八八%)へと増加しているのである。かくの如く以前には幼年、中年で生じた生命の浪費は今日では大部分切棄てられたのである。従つて今後の死亡率低下が人口数の上に顯著な影響を及ぼすためには老人の死亡率低下に期待する以外にないことになる。次に婚姻の趨勢であるが、殆んど総ての出生は有配偶女子について生ずるものであるから、子供を生むのに年を取り過ぎてしまふ前に夫婦生活に入るものの割合は人口趨勢にとつて重要な要因であることは云うまでもない。この割合として四五—五四歳に於ける有配偶率をとることが合理的であらう。過去八〇年間に於ける各時期の率は第八表の如くである。これらの数字の最も顯著な特徴は、それらが安定しているということである。第八表は四五—五四歳に於ける有配偶率であるが、二〇—二四歳及び五〇—五四歳に於ける世代別の有配偶率は第九表の如くであつて、二

○一四歳に於ける有配偶率は相当に變動を示し

第八表

45—54歳に於ける有配偶者の割合
グレートブリテン、1871—1947年

1871	88.3%
1881	88.5
1891	88.1
1901	87.1
1911	85.5
1921	85.2
1931	85.7
1939 推計	86.2
1947 推計	86.9

ていることが分る。これは婚姻年齢の變動を反映しているものであつて、一八八一年から一九一一年の間で人々は晩婚となりつつあり、一九一一年と一九四七年の間で早婚になりつつあつたことを示している。最近の世代にあつては二〇—二四歳に於ける有配偶率は空前の高率に達した。これが婚姻数や年々の出生数に大きな影響を与えたことは心に止めて置く必要がある。以上は男女合計について觀察であるが有配偶率を男女別に見ると可成り異なつており、男子は常に女子よりも高い。有配偶率の男女の差違の完全な説明は非常に複雑であるが、その主なる理由は年齢階級の性比の異常である。そしてこの性比の異常をもたらしめた原因としては移民と戦争を挙げることが出来る。以上の如く有配偶率に甚だしい変化がないとすれば夫婦が子供をもつ割合即ち我々が「家族の

大いさ」と称する処のものが低減しておるに相違ない。第十表は一九一一年の出生力センサスから得られた資料で、ヴィクトリア時代の家族の大いさを示すものであるが、ヴィクトリア中期にはそれは平均五・五と六・〇人の間であつたと推定出来る。これらは家族の大いさの低減の初期の段階を示すものであるが、この期間に家族の大いさは四分の一だけ低減している。また低減は徐々に始まり、時と共に速度を増したことが示されている。この時代以後の数字は少しく異なつた形ではあるが、一九四六年の家族センサスから得られる。第十一表の数字がそれである。これらの数字は家族

第九表

世代別有配偶者の割合

- (a) 世代が20—24歳階級にありし時
(b) 世代が50—54歳階級にありし時

世代の出生の時期 (1)	20—24歳階級となる年次 (2)	20—22歳に於ける有配偶率 % (3)	50—54歳に於ける有配偶率 % (3)
1826—31	1851	25	88
1836—41	1861	27	88
1846—51	1871	28	88
1856—61	1881	27	86
1866—71	1891	24	86
1876—81	1901	22	86
1886—91	1911	19	86
1896—1901	1921	22	—
1906—11	1931	20	—
1914—19	1939	25	—
1922—27	1947	32	—

第十表

1841—70年の期間に於て生れ、そして1911年* に有配偶者として記録された女子の完結せしめられた家族の平均の大きさ(出生力センサス、イングランド及びウェールズ、1911年)

女子の出生の年次	平均出生児数	前期に対する少率
1841—45	5, 71	—
1846—50	5, 63	0.08
1851—55	5, 40	0.23
1856—60	5, 08	0.32
1861—65	4, 66	0.42

* 1911年の出生力センサスは聯合王国全部について行われたものであるが、スコットランドの数字はイングランド及びウェールズと切離して分析された。グレートブリテン全体としての数字は我々の知る限り計算されたい。イングランド及びウェールズの数字から引出された総ての一般的結論がグレートブリテン全体にも適用することは疑いない

の大いさの急速な低減を示している。この最後の夫婦集団の家族はヴィクトリア中期の五・五乃至六・〇人に対し六〇%の低減を示している。夫婦当りの平均出生児数の低減は無子或いは寡子のことは云うまでもない。更にこうした家族の大いさの低減は社会を通じて均等に行われたものではなく、職業別、居住地域別、宗教別等によつてその趨勢を異にしているものである。即ち智的労働者は肉体的労働者よりも甚だしい低減を示し、商業の町、住宅の町は有力な工業地域、農業地域及び農業地域よりも甚だしい低減を示し、また新教徒は

第十一表

1900—24年に結婚した女子の完結せる家族の、推計による平均の大きさ(1946年、グレートブリテンの家族センサスによる、暫定数字)(1)

結婚の時期	平均出生児数
1900—09	3,37
1910—14	2,90
1915—19	2,53
1920—24	3,38(2)
1925—29	2,19(2)

- (1) この数字の計算に於ては、45歳以上で初めて結婚した女子或いは45歳に達する前に最初の結婚が解消された女子は除外されている。このことは職業についての数字を除き、1946年の家族センサスから得られた、他のあらゆる数字についても同様に当てはまる。第十一表の数字の計算については、結婚年月に関する癖と無子の過少陳述を斟酌して、家族センサスの生の数字に若干の補正が加えられた。これらの補正については、センサスの豫備的報告書で説明されている。
- (2) 1920—24年、1625—25年に結婚した妻は1946年には、まだ完全に妊孕期間を経過していないが、ほぼそう見ることが出来る。従つて調査に於ける家族の大きさを示す数字は、その補正の増加を見込んで少しく大きくされている。これらは非常に軽微であるから(1920—24年については0,02人、1925—29年については0,09人)誤差があるとしても、ここに示した数字に重大な影響を及ぼすという事は万が一にもないであろう。

旧教徒よりも一層甚だしい低減を示している。以上の如く過去七〇年間、家族の大きさは甚だしく低減したのであるが、その原因としては一応次の二つのものが考えられる。第一は再生産力そのものの低下であり、第二は愼慮による家族制限である。再生産力が減退したという説を全然否定することは出来ないし、またそれとは反対に近代生活の諸条件が再生産力を増進せしめたということも考えうることである。いずれにしてもその影響力は左程に大きいとは考えられず、家族の大きさの低減の主要な、恐らくは唯一の原因は自発的な家

が、それらの研究は総て同一の結論に達している。即ち(一)今日の夫婦の大多数は家族を制限するために何等かの形の受胎調節を行つており、(二)そして妊娠回数を相当に低下させているという点で成功しているということである。そこにかかる家族制限の原因は何であるかということが問題とされなければならない。家族制限の広汎な実行は十九世紀の後半に始まつたのであるが、こうした現象の完全な説明は人間の動機や社会的経済的文化的諸力の微妙な、徹底的な分析によつてのみ可能であるが、それは委員会に委任されてい

る研究の範圍を越えるものであると報告書では小家族制度の歴史的背景を概説するに止めてい

る。第一に原因の一つとして考えられることは人口圧力の上昇という事実そのものである。十八世紀以後に始まつた急速な人口増加が人類の歴史を通じて繰返した現れた処の過剰人口の恐怖を甦らしたということがこれである。この恐怖が最初に表現されたのがマルサスの人口論であつたといえる。十九世紀に於て夫婦が自分の国が人口過剰になるかも知れないと考えて家族制限の採用を決意したということはお出来ないが、しかし人口圧力という觀念が受胎調節の宣伝運動に対し合理的な根拠を与えたという意味でこれは重要な意義をもつているものと考えられる。次に考えられる原因は受胎調節の宣伝ということである。受胎調節の宣伝は一八二二年フランス・プレスによつて始められ、その後には幾多の後継者が続いているが、しかしそれらは当時の出生率の上に認めうべき影響を与えなかつたのである。影響は五〇年後の一八七七年ブラッドラーフ・ベザント事件以後に始めて現れて来た。かくの如く受胎調節運動が五〇年も続けられた後に始めて其の効果を現したという事実は、その宣伝運動を効果あらしむるような、何か他の重要な原因が作用しなければならなかつたと見なければならぬ。そこで先ず考えられることは受胎調節方法の改良ということである。処が各国に於ける調査によれば最近までは受胎調節方法としては性交中絶が最も普通であり、ことに佛蘭西の出生率低下は、受胎調節用具の近代的改良が行われる遙か以前に始まつており、それは普

通性交中絶によるものとされている。であるから器具を用いる方法に於ける改良が受胎調節の思想と実行を大衆に受取られ易くする上に役立つことは疑いないが、上述の如く性交中絶が普く知られ、また実行されていたという事実を鑑がみ、十九世紀後半の家族制限の進展が主として之等の改良によつてもたらされたという見解は承認し難い。そこで我々は説明の鍵を十九世紀の民衆の生活の相貌と生活の方法の中に起りつつあつた次のように深遠な変化の内に求めなければならぬ。その一つは家族の経済的重要性の減退という事実である。古い家内手工業や家族経営農業の衰微と共に家族は次第に経済単位ではなくなり、子供は最早両親の経済活動に与かることが出来なくなつた。産業革命によつて作り出された諸条件の下にあつては、工場鉱山で子供を両親に対する補助の賃銀労働者として雇うことは十九世紀の前半に於ては極く有りふれたことであつたが、数次にわたる工場法の通過と共に非常に幼い子供は雇傭されなくなつた。同時に初等教育が普及したので、子供が両親によつて完全に扶養される期間は以前に比して非常に長くなつた。この変化は子供をもつことについての人々の普通の考え方を大きく変へたに相違ない。古い時代には子供は家族に現金或いは之と同じような所得をもたらし、その維持費を割合早く償つたが、今日に於ては子供は経済的意味に於ては軽減し得ざる出費となつたのである。無子の夫婦と数人の子供をもつ夫婦の生活程度の差違は貧困者ばかりでなく、殆んど有ゆる社会階級に於て認められるのであるが、ヴィクトリ

ア時代に於ては生活水準の維持改善ということが、いよいよ社会の重要目的となりつつあつたから、これによつて人々の子供に対する考え方は大きな変化を来したのである。次に考えられることは生活の不安定と所謂社会毛細管の作用である。農業革命、工業革命の結果、従来の、変化の少ない伝統的な生活方法は変革され、近代的な激しい競争的な闘争の生活が始まつた。社会よりも個人の重さがいよいよ増し、成功の機会は増加したが、しかし同時に社会に於ける個人の仕事や地位を保持するためには奮闘の必要はいよいよ甚だしくなつた。かかる不安定の感情は一八七五年の激しい不況に伴う雇傭と取引に於ける変動によつて尖鋭化され、それが受胎調節の宣伝の成功を助けたと見ることが出来る。一般に十九世紀以来人々はいよいよ安定と社会的向上への闘争に巻き込まれつつあつたといえる。デュモンの所謂社会毛細管作用が家族制限の普及に役立つたといふことは疑う餘地がない。この作用は教育の重要性が増加すると共に強く現れて来た。また十九世紀に於て両親の子供に対する保護の水準が次第に改善されたことは一層上述の効果を増強したのである。思想的な面に目を転ずれば、科学の権威の増大ということが重要な意義をもつてゐる。それは伝統の威力を減殺せしむるに役立ち、個人の責任感を強めた。このことは家族の子供の数を支配するという行為の結果したことは当然であつた。また科学の進歩は一面に於て性的問題につきまとうタブーを弛めるに役立つた。こうした変化は妊娠を調整する手段についての知識の普及に役立つた。更に考えら

れることは以上の諸変化の結果として女性の地位の上に変化が起つたといふことである。即ちそれは結婚生活に於ける女性の地位を向上させ、子供の生産者であると共に夫に対する一伴侶としての妻の役割が強調されたことであつて、これが女性にとつて苦痛であり、危険である無制限の出産を抑制するように作用したことは当然であつた。これと同時に受胎調節のよりよき方法が發明され、一般に利用しうるようになったといふことは家族制度を一層進展せしめたことは云うまでもない。要之以上述べた諸原因の累積的效果、一八七五年以来の不況、一八七七年のブラッドローフ・ベザント裁判事件が引起したセンセーションが家族制限普及の原因と見ることが出来る。かくの如き諸原因によつて受胎調節は進展したのであるが十九世紀以後の社会的環境は大体に於て以上の如き諸原因の作用を弱むるよりも寧ろ強むる方向にあつた。学校教育、人道主義、女性解放は存続し發展した。女性が家庭外で働く機会も増加した。受胎調節の宣伝もまた続けられた。一九一八年以後には受胎調節の任意相談所が設けられ、国家すらも母子厚生施設を通じて、ある限られた場合（妊娠が健康に害ありと考えられる女性）に受胎調節の方法に関する助言を与へた。これらの反面に於て、過去四〇年間に社会保険（疾病、失業、災害、老齢）が発達し、貧困の軽減に役立つたことは事実である。しかしこれによつて個人の安定感が強められたかどうかは疑わしい。安定感とは家族の大いさに関係があるからである。親が親でないものに較べて経済的に不利であるという事

第十三表

グレートブリテンの出生、死亡及び自然増加 1922—48

単位 1,000

(1)	年平均出生数 (2)	年平均死亡数 (3)	年平均自然増加数 (4)
1922—24	866	537	329
1925—27	788	535	253
1928—30	746	550	196
1931—33	699	556	143
1934—36	689	549	140
1937—39	703	562	141
1940—42	696	602	94
1943—45	798	559	239
1946—48	934	557	377

情も緩和されなかつた。社会的進歩の過程に於て、大家族の両親及び構成員の地位は相対的に悪化した。人間の福祉を目指している社会の改革さえも相対的な不利を拡大する傾向があつたのである。最後に社会的先例の影響が考えられる。

一度び小家族への動きが速度を増せば、社会的先例が一つの流行を作り、その普及に役立つことは疑ない。最近数十年間グレートブリテンの出生率が低下を続け、それが人口増加率低減の主たる要因であることは既に述べた処であるが、最近になつてブリテンの人口趨勢の上に非常に注目す

第十四表

1938年末(a)及び1948年末(b)に於て、同一の婚姻持続期間に達した有配偶女子の集団に対する平均出生数。但し1948年末の数字は推計による。

(最初の結婚が、女子が45才になる以前に解消されたような女子は除外されている。)

持続期間 (夫婦の結婚後 集団した年数) (1)	1938年 末 結婚の年 (2)	一夫一婦 平均出生数 (3)	1948年 末 結婚の年 (4)	一夫一婦 平均出生数 (5)	同一の持続期間 1948年末の出生数 の百分率 (6)
1	1937	0.40	1947	不明	
2	1936	0.64	1946	〃	
3	1935	0.84	1945	〃	
4	1934	1.02	1944	1.01	99
5	1933	1.16	1943	1.20	104
6	1932	1.31	1942	1.26	96
7	1931	1.43	1941	1.42	100
8	1930	1.56	1940	1.46	93
9	1929	1.61	1939	1.56	97
10	1928	1.71	1938	1.70	100
11	1927	1.80	1937	1.75	97
12	1926	1.89	1936	1.82	96
13	1925	1.99	1935	1.89	95
14	1924	2.09	1934	1.92	92
15	1923	2.15	1933	1.96	91
16	1922	2.23	1932	2.02	91
17	1921	2.34	1931	2.04	87
18	1920	2.47	1930	2.12	86
19	1919	2.60	1929	2.11	81
20	1918	2.51	1928	2.12	84
21	1917	2.50	1927	2.16	86

べき現象が現れて来た。それは一九四〇年代に入つて出生数が目立って増加したということである(第十三表参照)。この時期に於ては死亡数は殆んど一定していたから、その結果自然増加は非常に増加した。所謂戦後出生として、戦後一時的に出生率が上昇し、一方死亡率も低下しその結果自然増加が急速に上昇することが当然豫期されるのであるが、それにしても戦前を凌駕するような高出生数が六年(一九四三—四八年)も持続するといふことは不可解である。更にその初めの年次には軽微であつたとしても上昇の趨勢が約一五年間も

持続したという事実も軽視出来ない。

一九三〇年以前の六〇年間にはこのような事は全然起つたことがないのである。報告書はこのような出生増加の意義を検討することは最も重要な研究項目であるとして、事態の詳細な分析を行っているが、ここに詳細に紹介する餘裕はない。その結論として婚姻年齢の低下による夫婦の増加特に最近結婚した夫婦の増加ということも一因ではあるが、家族の大きいさの低減の停止(若い夫婦に於て)ということがその原因であると指摘している(第十四表参照)。第十四表では戦争の影響は

考慮されていないが若し戦争の影響を酌量すれば家族の大きさは恐らく若干上昇したであろうと見られている。

更に一夫婦当りの出生児数の増加を職業別に見れば第十五表の如くで、一九三九―四五年の期間に知識労働者と肉体労働者とは家族の大きさが

第十五表
1939年及び1945年に於ける一夫婦当り生産数、知識労働者及び肉体労働者(1) (1946年家族センサス、暫定数)

婚姻持続期間 (結婚が行われた 年の後)	知識労働者		肉体労働者	
	1939年末	1939年末	1939年末	1945年末
0—7年	0.72	7.73	0.95	0.88
8—11年	1.41	1.41	1.82	1.74
12—15年	1.62	1.59	2.22	2.10
16—20年	1.89	1.68	2.68	2.36

(1) センサスに關係ある家族の約三分の一は知識労働者であり、三分の二は肉体労働者である。

全然異つた趨勢を辿りつつあつたことが分る。従来家族の大きさの低減に於て主導的役割を果した知識階級に於て家族の大きさの低減が停止したといふことは極めて意義深き現象といはなければならぬ。六〇年にわたる家族の大きさの低減の後

に一〇年間に及ぶ低減の停止が生じたことは十分驚嘆に値する事実といえるだろう。そこで家族の大きさの低減の停止が生じたのは何故であろうかを検討することは極めて重要である。大戦中出生増加が最初に顕著になつたときにそれを一部分戦時の労働命令制度に帰するのが普通であつた。この制度は幼児の母を服務或いは他の戦時の仕事への命令から免除するのであるが、この制度の保護を受けるためには一人の子供で十分なのであるから無子の減少(出生の促進)といふことは考えられ、さもなければ永久に無子に止まつたのであろう女子については、それが子供をもつようになつた意味で家族の大きさの上に永久的な効果をもつたろう。しかし今日ではこの影響には餘り重きを置くことは出来ない。特にグレートブリテンの最近の出生の歴史の特徴は労働命が行われなかつたスイス、スエーデンの様な国に於ても同様に認められるといふことは注目しなければならぬ。

戦時中のみでなく過去二〇年間に於ても家族の大きさに對する態度の変化が起りつつあつたといふ若干の証拠がある。極端に小さな家族は最早一九二〇年代の初期に於けるようには「流行らない」のである。近年に於て一子家族といふものは、子供にも親にも不利益であるといふことを書いたものが沢山あるが、これは極小家族の人気の下落を示しており、且それを助長するだろう。また親に影響する物質的諸要因に於ても亦変化が起りつつあつた。十九世紀以来技術、生活程度及び教育施設に於ける変化が概して甚だしく小なる家族の相対的利益を増加したことは既に述べたが、

これは恐らく一九三九年の戦争勃発までの一般的傾向であつた。それ以後この傾向を一層強めるような影響力も作用したこのは事実で、いよいよ甚だしくなる家屋の不足は将来親となるものに不利益をもたらし、また家庭の手伝いの不足は人口の一部に對し矢張り不利益をもたらしした。しかし一方に於て、一九三九年以後親に有利なことが多くの面で起つた。その一つは戦争中間期の甚だしい失業が第二次大戦の初期に非常に少くなつたといふことであつて、これが親の子供に對する態度を変化せしめたと考えられる。第二に、戦時経済は政府の政策と結合して社会の實質所得を親の利益になるように変化せしめた。食糧と衣料の価格は價格統制、補助金によつて抑えられた。貨幣所得は一般に可成り増加したが、消費は購買力よりも寧ろ割当量によつて決定され、割当は多く人頭割によつて行われたから子供の多い者はこの点で有利となつた。そしてその家族も母子のための牛乳其の他の食糧について優先の利益を受けた。また所得税が改正され低位及び中位の所得階級では親と親でないもの間の貨幣所得(税引き)の分配は親に對して一層不利でなうになつた。家族手当制度が親の利益を増進したことは云うまでもない。この外に多くの物質的心理的影響が考えられる。戦時の簡素な生活、戦時の危険より生ずるより強力な社会觀念等が若干の影響をもつたであろう。最後に考えられることは婚姻年齢の低下である。

以上述べたような様々の原因が複合して、家族の大きさの低減の停止乃至増加がもたらされたも

のと考えられるが、それはイギリスばかりでなく、北西歐洲諸國の出生増加についても同じく云えることである。そしてこれらの原因の内でも最も普遍的で明白であるものは何かといえ、それはまさに完全雇傭という事実である。次いで報告書は人口置換の問題について論じているが、これは非常に専門的技術的な問題であるのでここでは結論を要約するに止めて置く。グレートブリテンの純再生産率は一九二〇年代の初期に置換水準以下に低下し、一九三九年以前の一〇年間に於ては約〇・七五という低い水準を、そして一九三五—三八年には約〇・八一の率を示したのである。

しかしこの純再生産率なるものは人口の長期的置換趨勢を表示する指数としては種々の欠陥がある。その一は女子の有配偶率を考慮していないということである。従つて結果に於て婚姻年齢の低下による出生増加と家族の大きさが増加したことによる出生増加との間の差違を無視するという点である。第二は家族建設に於ける一時的變動に基づく出生増加と完結家族（その妻が妊孕期間を経過した夫婦の家族の意味）の大ききの増大を意味する出生増加との区別を無視している点である。出生数を規定する決定的要因は結局に於て完結家族の大ききであるから、家族の大ききについての置換指数を算出することが望ましいが、この方法には大きな困難がつきまとう。第一にかかる指数は必然的に、一般的承認を得るには餘りに恣意的な要素を含むことである。即ち仮定は婚姻率、死亡率について設けられなければならないか

らである。第二は家族の「現在の大きき」といふ観念は決して明確ではないということ及びそれが特定の時にどうであつたかを計算する満足な方法が無いということである。

しかしこの第二の困難は現在では克服出来ないものではなく、過去二〇年間は一夫婦当りの出生児数は約二・二人に安定しており、近年に於てもこれに近い数に止まつているものと思われる。婚姻率、死亡率については次の仮定を設けることが大体妥当であろう。即ち婚姻率については一九四二—四七年の諸年次に於ける男女それぞれの実際

第十六表 1851—1947年及び1947—2047年の推計によるグレートブリテンの総人口
〔将来数の三つの系列は総て、婚姻率は1942—47年の水準の『中間』〔訳者註—男女別婚姻率の中間の意味〕に、死亡率は低下し純移民は零なることを仮定している。これらの三つの系列は家族の大ききの仮定に関して異つている。〕

年次	百万		
	1851	1911	1939
	20.8	40.8	46.6
			48.2

年次	系列(a) 家族の大きき 1927—38年 婚姻に定めた	系列(b) 家族の大きき 1927—38年 婚姻に定めた	系列(c) 家族の大きき 1927—38年 婚姻に定めた
	が結ぶに準 射	が結ぶに準 射	が結ぶに準 射
1902	50.2	50.8	49.9
1977	50.7	51.8	48.6
2007	48.9	52.3	41.5
2047	45.5	52.7	29.6

の中間をとるのが合理的であろう。死亡率については(一)一九四二—四四年の死亡率が持続される場合(二)死亡率は今後三〇年過去に於けると同一速度で更に低下を持續する場合の二つの仮定を設けることである。第一の仮定によれば現在の家族の大ききから得られる置換率は約九四%という計算になり、現在の家族の大ききが長期的な置換のために必要とされるものに対して六%程度不足するということになる。婚姻率については一九四二—四七年の男子の率が用いられれば不足は約三%、女子の婚姻率を用いられれば不足は約九%となる。そして死亡率

も今後低下しないものと仮定するとしても不足は二三%以上にはならないだろう。しかし最後の場合は最も有りそうにもない。要之現在の家族の大ききは純再生産率が示している程ではないが置換水準の可成り下位にあるということが云える訳である。

以上人口の長期的置換の問題について述べたのであ

るが、人口数、人口の年齢構成、性比の将来は極めて重要であり、これは置換計算ではなく将来人口の推計によつて、一層良く研究されるものであつて、ここに綿密な将来人口の推計が必要となつて来る。報告書は人口の将来の趨勢を決定する諸要因について詳細な吟味を行いそれぞれに一定の仮定を与えて、それに基づいて将来人口の推計を行つてゐる。いまそれらについて詳しく紹介する餘裕はないので、ここでは将来人口数とその構成の概要を述べて止めておく、一八五一一九四七年人口及びそれ以後の推計人口は第十六表に示されているが、原表の註だけでは仮定の説明が不十分なので若干補足すれば先ず年齢別死亡率については過去五〇年間の低下傾向が今後三〇年間持続し以後一定すると仮定されている。

婚姻率については一九四二—四七年の男子の婚姻率と女子の婚姻率の中間の数値が用いられた。この期間の男子の婚姻率は若しそれが無限に保持されるならば男子の九三%が五五—五九歳階級に達する迄に結婚するという結果になり、この数字は一九四七年の実際の率九一%に近いものである。女子については若し一九四二—四七年の婚姻率が引続き保持されるならば女子人口の九〇%は四五—四九歳に達するまでに結婚することになる。これに対し一九四二—四七年の実際の数字は八三%に過ぎなかつた。従つて一九四二—四七年の男子の婚姻率は「高い婚姻」の仮定を与えるものであり、他方女子の婚姻率は「低い婚姻」の仮定を与えるものであつて、十中八九は中間のコースを辿るものと思われる。未婚の男女人口に於て

「高」と「低」の婚姻の仮定が生ぜしむる処の中間の婚姻数を生ぜしむる如く作られたものが「中間の婚姻率」ということになる。家族の大きさについては、それが将来一九二七—三八年に結婚した夫婦の水準に一定するという事は有り得る。また家族の大きさが大いに増加するということは考えられないが一九三八—一九四八年の上昇傾向が持続するという事は考えうる。その一方家族の大きさが将来更に低減する可能性も無視出来ない。そこで将来の家族の大きさについては三つの仮定が設けられている。即ち第一は家族の大

いさが一九二七—三八年の期間に結婚した夫婦に於けるとほぼ同一の水準に一定する場合第二は家族の大きさが第一よりも六%高い水準に一定する場合、第三は一九四七—五二年一九五二—五七年、一九五七—六二年、一九六二—六七年に結婚する夫婦の家族の大きさを一九二七—三八年に結婚した夫婦のそれよりもそれぞれ五%、一〇%、一五%、及び二〇%低いと仮定した場合である。第十六表に示されているように、過去の数字は一九二一年以後総人口数の増加が大いに緩慢になつたことを示しておる。将来については三つの系列

第十七表

1851—1947年及び投射による1947—2047年の15—65歳人口、グレートブリテン
 (将来の数字については三つの系列は総て婚姻率が1942—47年の『中間』の水準に一定することを、死亡率は低下し、純移民は零と仮定している。異なるのは家族の大きさの仮定についてである)

年次	系列(a) 家族の大きさが結婚した夫婦に同じと定めた	系列(b) 家族の大きさが結婚した夫婦よりも6%高いと定めた	系列(c) 家族の大きさが結婚した夫婦よりも80%低いと定めた
	百万		
1851	12.5		
1911	26.1		
1939	32.4		
1947	32.8		
1962	33.5	33.5	33.5
1977	32.7	33.2	32.2
2007	31.8	34.0	27.5
2047	29.0	33.6	18.8

は総てその初期に於て人口が一層、しかしやはり緩慢に増加することを示している。

しかし系列(a)に於ては人口増加が一九七七年と一九八二年の間で終りを告げ以後減退する。その減退も最初は緩慢で二〇〇七年の人口は今日のよりも大であるが次の世紀に入つてからやや急速になる。系列(b)に於ては増加は一九八七年まで続き、その年に総人口は五二・三百万(現在よりも約四百万多い)となり、それ以後は五二・五百万に安定する。系列(c)に於ては人口減少は一九七七年以前に於て始まる。同年の数字は現在のそれよりも尙大きい、それ以後は減少は速度を増し、次の世紀に入つて相当急速になる。これらの数字は若し家族の大きさにこれ以上の低減がなければ今後非常に長い間総人口数には云うに足る程の減少はないことを示唆している。勿論これらの人口推計では死亡率の低下が仮定されているから、若し死亡率が低下しなければ人口数はそれに相応して少くなるとは云うまでもない。また逆に死亡率がここで仮定されている以上に急速に、或いはより長期にわたり低下すれば人口総数の増加を延長せしめ或いは減少を阻止する力は相当のものとならう。以上は総人口数の趨勢であるが、それを更に労働年齢人口、幼年人口、老年人口に分つて見れば第十七表以下の数字となる。

第十七表は過去及び推計による一九四七—二〇四七年の一五—六四歳人口を示している。これによるとこの年齢群の人口数の増加は一九一一年以後急速に緩慢となり、一九三九年と一九四七年の間では全然増加しなかつた。将来については三つの

第十八表

1851—1947年及び投射による1947—2047年の15—40歳人口、グレートブリテン
(三つの系列は総て婚姻率が1942—47年の『中間』の水準に一定することを、死亡率は低下し、純移民は零と仮定している。異なるのは家族の大きさについての仮定である)

年次	系列(a) 家族の大きさを 1927年の水準に 射撃したと定めた	系列(b) 家族の大きさを 1927年の水準に 射撃したと定めた	系列(c) 家族の大きさを 1927年の水準に 射撃したと定めた
1851	8.4		
1911	17.0		
1939	18.8		
1947	18.0		
1962	16.8	16.8	16.8
1977	17.1	17.6	16.7
2007	16.0	17.5	12.5
2047	14.7	17.5	8.7

系列の数字は一九六二年までは同一である。それはこの期日までは、この集団は一九四七年人口の生残者のみから成立するからであるが、その後の期間についても、この生残者が大きな比重を占める関係で、三つの系列は互に寄添つて進むことになり一九七七年までは今日と殆んど同一である。それ以後三つの系列は離れ始め系列(b)は同一水準に止まるのに系列(a)は極めて緩慢に、系列(c)は急速に減少する。一五—六四歳の労働年齢人口中の若い大人(一五—四〇歳)は多くの観点から重要であるが、その趨勢は第十八表に示

されている。

この年齢階級の人口は一九一一年までは急速に増加しつつあつたが、一九一一年以後増加は緩慢となり、遂に停止し、現在は既に減少しつつある。三つの系列の趨勢が明瞭な差違を現してくる。一九七七年以後であつて、系列(a)では緩慢ながら減少し、(b)系列では安定し、系列(c)では急速に減少する。労働年齢人口と共に重要なのは子供と老人の人口の趨勢であるが一五歳以下の人口は第十九表に示されている。一五歳以下の子供の数は一九一一年に峠に達し、それ以後大体

第十九表

1851—1947年及び投射による1947—2047年の15歳以下の人口、グレートブリテン

(将来の数字については三つの系列は総て婚姻率が1942—47年の『中間』に水準に一定することを、死亡率は低下し、純移民は零と仮定している。異なるのは家族の大きさについての仮定である。

年次	百万
1851	7.4
1911	12.6
1939	10.0
1947	10.3

に於て減少しつつある。もつとも一九四七年は一九三九年に対して僅かな増加を示している。将来については三つの系列は最初の数年(一九四七—五二年)に於ては増加を示しているが一九五二年以後趨勢の差違は明瞭となり、系列(b)は大體一九四七年の数字に安定するが系列(a)は緩慢に(系列(c))は急速に減少する。現在の人口の年齢別構成が老齡者の増加を示唆していることは既に述べたが六五歳以上の人口趨勢は第二十表の如くである。この人口に於ては二〇〇七年までは家族の大きさは全く関係がない。本表は老齡者が

年次	系列(a) 家族の大きさが1927—38年に於て婚姻しただけに定めたもの	系列(b) 家族の大きさが1927—38年に於て婚姻したより高い水準に定めたもの	系列(c) 家族の大きさが1927—38年に於て婚姻したより低い水準に定めたもの
1952	11.0	11.1	11.0
1962	10.4	10.9	10.0
1977	9.8	10.5	8.1
2007	9.3	10.6	6.5
2047	8.7	10.7	4.4

過去一〇〇年間に五倍に増加し、そして最近数十年間に於て特に急速であつたことを示している。将来はたとえ死亡率が低下しなくとも人口増加を示し、若し死亡率が低下を継続するという一層合理的な仮定によるならば増加は一層大となる。

以上が推計による将来人口数であるが、次に年齢別構成が如何に変化するかの問題について簡単に述べよう。先ず過去の年齢別構成の変化を示せば第二十一表の如くであつて、これによつて過去六〇年間に於て人口は甚だしく老齡の方に傾いた

第二十一表

グレートブリテンの人口年齢別構成 1851—1947年

年次	総人口1,000について各年齢階級の割合		
	0—14歳	15—64歳	65歳以上
1851	355	598	47
1891	351	601	48
1911	308	639	53
1939	214	697	89
1947	215	681	105

第二十表 1851—1947年及び投射された1947—2007年の65歳以上の人口、グレートブリテン (将来の数字は純移民零と仮定す)

年次	系列(a) 死亡率が1942—44年のグレートブリテンの水準に一定すると仮定して投射されたもの	系列(b) 死亡率が低下すると仮定して投射されたもの
1851	1.0	1.0
1911	2.1	2.1
1939	4.2	4.2
1947	5.0	5.0
1977	7.3	8.2
2007	6.2	7.7

第二十二表

1947—2047年のグレートブリテン人口の年齢構成
 (家族の大きさは1927—38年に結婚した夫婦に於けると同一水準に一定し、婚姻率は1942—47年の『中間』の水準に一定し、死亡率は低下し、純移民は零と仮定して投射された)

期 日	総人口1,000 についての各年齢階級の割合		
	0—14 歳	15—64 歳	65 歳以上
1947	214	682	104
1977	194	646	160
2007	191	651	157
2047	191	638	171

ことが分る。子供の割合は甚だしく低下し一方老齢者の割合は増加した。ヴィクトリア時代の人口の若さは当時の高い死亡率と高い出生力によるものであるが出生力、死亡率の低下がこのように年齢別構成を変えてしまったのである。将来の年齢別構成は第二十二表に示されている。これらの数字は将来に於ける老齢人口の増加を示しているが、この変化は一八九一年と一九四七年の間の変化に較べれば非常に顕著なものではない。その一つの理由は一五歳以下の人口の減少が比較的緩慢であることによつても分る。一五歳以下の人口の

割合の減少が緩慢であることは家族の大きさが将来安定するという仮定の当然の結果であつて若し将来家族の大きさが低減すれば子供の人口の割合は顕著に減少するだろう。一五—一六四歳人口の割合は長期間餘り変化がない。尚一五—一六四歳人口中の四〇歳以下の人口の割合は一九世紀の中頃には約六七%であつたが、一八九一年と一九四七年の間に五五%へと甚だしく減少したが、それは来るべき一五年間(一九六二年)に約五〇・五%へと一層の減少を示すだろう。それ以後は家族の大きさが将来低減しなければこれ以上減少しないだろう。上記の推計将来人口に於ては純移民即ち出移民と入移民の差引は零であるに仮定されているが、グレートブリテンのような国については、人口の趨勢の検討に於て移民の影響を無視することは合理的でない。さればといつて将来の移民の流れを豫想することは容易でない。この困難の一部は流入流出の移民の運動は政府の統制下にあり、政府は入移民の量を制限することができ、また現に制限しており最後の手段としては移出民を制限しうるからである。

そこで移民の将来人口に及ぼす効果の考察については考えうる限界内に於ていくつかの仮定を設け、その仮定の下に於ける移民の影響を考察する以外に方法はない。出移民について設けられた仮定は次の三つである。(一)純移民零(二)一ヶ年五万人の純出移民が不断に維持される(三)一ヶ年一〇万人の純出移民が不断に維持される。第二の仮定即ち一ヶ年五万人の純出移民は過去の経験に照せば全く高い割合で、出移民の激しかった一

八七一—一九一一年の間では平均してこの割合であつた。第三の一ヶ年一〇万人の純出移民は故意にある人口減少政策でも採られない限り有りそうには思えない程のもので考えうる最大限と見ることが出来る。そこで以上の三つの仮定はあらゆる範圍を十分包括するものと云える。移出民の年齢及び体制構成については一九二一—三二年の聯合王国からの移民のそれが仮定として用いられている。尚死亡率は低下することが仮定されており、婚姻率は例の「中間」が用いられている。家族の大きさは一九二七—三八年に結婚した夫婦に於けると同一と仮定されている。以上の諸仮定の下で出移民が将来人口の上にとどの程度の影響を与えるか極く大まかに述べれば、純移民零と仮定しても人口は最後には減少するようなるが、しかし今世紀に於ては著しい減少はなく、またその後の減退趨勢も著しくない。しかるに一ヶ年正味五万人の出移民は人口減少を可成り急速にし、一ヶ年一〇万人の出移民を以てしは今世紀に於てさえ人口数の大減少を生ぜしめ、その後の減退も急速となる。次に出移民が人口の年齢別構成へ及ぼす影響であるが、もともと出移民は労働年齢即ち一五—一六四歳の年齢階級にある人口の割合を減少せしむるものであるが、しかし一ヶ年五万人の出移民ではこの影響は殆んど無視しうる。労働年齢人口中の四〇歳以下の人口の受ける影響は一層少い。

要するに出移民の重要な人口学的効果は人口の一般的規模を縮小せしむることであつて年齢構成への影響は比較的重要なでないといえる。勿論それは移民に関して設けられた諸仮定の下に於

てのみ云いうることであつて仮定が違つてくれ
ば、影響も違つて来ることは云うまでもない。

次は入移民が将来人口の趨勢に及ぼす影響であ
るが、入移民についての仮定は出移民に於けると
同じく(一)純移民零(二)一ヶ年五万の純入移
民(三)一ヶ年一〇万の純入移民の三種である。
婚姻率、死亡率、家族の大きさについての仮定も
同一であり、入移民の体性、年齢別構成につい
ても同一の仮定が設けられている。このようにして
推計された、将来人口に於ける入移民の効果は、
年五万の純入移民を以てすれば、さもなくば生
ずるであろう人口数の緩慢な減少を全く防止す
るに足り、年一〇万の純入移民を以てすれば人口数
は不断に増加することになる。かくの如く若し家
族の大きさがこれ以上低減しない限り、穏和な移
民の流入は人口減少を防ぐに足るのである。

しかし若し家族の大きさが低減するときは一ヶ
年一〇万という非常に大きな入移民を以てしても
結局人口は減少を免れ得ないのである。入移民が
人口の年齢別構成に及ぼす影響であるが、一般に
それは純出移民の場合の反対ということが出来る
が、入移民年一〇万を超えない限り、かかる影響
は極めて軽微であると云える。次に性比について
一言すれば、今日までの長い間グレートブリテン
に於ける男子に対する女子の割合は異常に高かつ
た。そもそも性比を決定する要因としては男女の
出生割合、男女別死亡率の外移民が考えられる。
男女別死亡率に大きな影響を与えるものとして戦
争を挙げることができる。一九三一年以後は女子
超過は大いに低減し今日では割合に低くなつてい

る。将来これがどうなるかということであるが、
将来の戦争の可能性を考慮外に置き、また出移民
をすべて永久移民と見做せば純移民零という仮定
に基づいて計算された将来人口に於ては性比は次
第に、男女の相対的死亡率によつて決定されるこ
とになり、死亡率が現在の水準に一定すると仮定
すれば女子超過は一九六二年までに解消し、一九
七七年に正常な水準(九七・六)に到達し以後そ
の水準に止まることになる。

尤も死亡率が仮定されたように低下すれば正常
水準は変化(九六・六)するだろう。男子に対す
る女子の割合の一層の低下が純出移民によつてど
の程度妨害されるかという問題であるが、純出移
民が一ヶ年一〇万という多数に於て維持された場
合に於てすら性比は今日よりも断然低いだろう。
更に一五—四九歳人口について見ればこの再生産
年齢に於ける現在の女子超過は将来恐らく低下し
遂に男子超過に変わるだろう。以上将来の人口の趨
勢についての結論を要約すれば次の如くなる。大
量の純移民がなければ、将来の出生についての可
成りの不確実性を考慮するとしても次のことが確
信を以て豫言しうる。

(一)人口総数は近い将来に於て恐らく次の
代でさえ増加を続けるだろう。しかし増加は急速
でなく、また増加分も大でないだろう。(ロ)労働
年齢人口は少くとも来るべき三〇年間ほぼ現在の
大きさに止まるだろう。もつとも総人口中に占む
る割合はやや低下するだろう。(ハ)若い大人(一
五—三九歳)の人口は次の一五年間に約一四〇万
の減少を示すだろう。(ニ)高齢者(六五歳以上)

の数は次の三〇年間不断增加するだろう。総人
口に対する老年層者の割合は可成り増加するだろ
う。

(二)死亡率が将来低下することは殆んど確實で
あるが、その速度と限度については確信がもてな
ない。この不確実性は将来人口の推計に於て若い者
には軽微な程度しか影響しないが、老人の人口に
ついては大きな影響を与える。

(三)最近に結婚した夫婦の数—現在では非常に
多い—は次の一〇—一五年間により正常な水準に
まで減少することが期待される。これは婚姻出生
率が比較的高い水準に止まるとしても、年年の出
生数を減少せしむるに役立つだろう。婚姻年齢の
一層の低下は数年間この減少を延期しうるだろう
が、それも数年以上には及ばない。というのは婚
姻年齢は無限に低下を続け得ないからである。

(四)近い将来に於けるこの出生減退、それ以後
の出生数の成行きは主として婚姻出生率の水準従
て家族の大きさに依存する。若し将来に於ける夫
婦が一九二七—三八年に結婚した夫婦と同じ大い
さの家族をもつならば出生は緩慢な減少の趨勢を
迎えるだろう。この趨勢には—純移民零と仮定せば
—近い将来に於て始まる子供の人口の減少、現在
進行中の若い大人の数の減少の継続(遙かに緩慢
な率に於てにせよ)次の世代までは顯著とならな
いだろう。処の労働年齢人口の減少、同じく緩慢に
しか感ぜられない総人口の減少が伴うだろう。

(五)若し将来家族の大きさに一層の低減が生ず
れば—必ずしも非常に甚だしくなくとも—年年の
出生減退は急速となり、その結果入移民が無いと

すれば人口趨勢の上に重大な影響を与えるだろう。紀元二〇〇〇年以前に於てさえ、子供と若い大人の人口数は急速に減少し、その頃までに労働年齢人口及び総人口は減退を始めるだろう。

(六) これらの結論のあるものは移民の可能性を考慮する場合には修正される。もし持続されるならば中程度の純出移民でさえ、人口の最終的減少を可成り急速ならしむるだろう。それはまた人口の年齢別構成に影響を及ぼすが、しかしそれは恐らく軽微だろう。若し家族の大いさに於てより以上の低減がないとすれば中程度の純入移民は総人口数の減少を大体無限に延期せしむるに足るだろう。一方もし家族の大いさが将来顯著な低減を来すならば、大なる純入移民といえども人口数の減少を防ぐに足りないだろう。尤もそれは数十年間減少を延期するではあろう。

(七) 近年人口中の女子に対する男子の割合は増加しつつある。今後若し戦争がなければ、たとえ顯著な出移民があるとしてもこの傾向は恐らく將來も続くだろう。再生産年齢についていえば現在の軽微な女子超過は軽度の男子超過に変わるだろう。

以上過去より將來にわたるグレートブリテンの人口趨勢について概説したのであるが、そもそも人口趨勢の如何は、経済的、社会的、心理的、政治的、軍事的等の各方面にわたつて少なからざる影響を与えるものであるから、それらの影響に如何に適應すべきか、更に根本的には人口趨勢そのものに対して何等かの調整手段を用うべきか否かの問題が当然に生じて来る。報告書では論議の重

点を後者に置いて置いているが、人口趨勢の諸影響の内重要なもの若干に触れているので、ここで前者に関する委員会の見解も極簡単に紹介して置こう。先ず一般に人口の増加或いは減少の趨勢が経済的に如何なる利害を有するかという問題であるが、

この点に関する報告書の見解は、人口増加の利益は人口一人当りの利用可能面積が人口増加と共に減少する。増加する人口に対しては凡ゆる種類の資本設備(家屋、公共施設、工場等)が供給されなければならず、生産資源がこの目的のために向けられるから、人口増加がなければ生活水準の改善に向けらるべき処のものが増加人口の扶養に向けられることになり、従つて生活水準の上昇は阻止され或は低下せしめられる傾向があるとしている。これに対し増加人口には次の如き利益がある。

即ちそれは生産規模の増大を容易にし、また技術的改善に刺戟を与える。若し人口増加が高出生率の結果であるとすれば、人口の平均年齢を低下せしむる利益がある。それはまた経済制度に一層の弾力性を与え、大量の浪費を避けることを容易にする。更に國際的影響力を増大し、そして種々の仕方での経済的地位を強化するに役立つ。処で現在の状況の下で最も重要な点は最初に掲げたところのもの、即ち人口一人当り利用しうる土地面積が人口の増加と共に減少するということである。

この問題は現実の姿としては食料、原料の輸入増加は確保が容易でなく、それができるとしても貿易がどんどん悪化するという条件の下でのみ可

能であるということである。しかしこの困難は國際貸借決済上の諸困難にからんで寧ろ過大評価のきらいがある。ブリテンの經濟の見透しは今後の一〇年でより明瞭となるであろうが、現在の処、世界の食糧供給とイギリスの輸出貿易の機会に関する將來の不確実性のために、イギリスの人口が今日以上に大増加しないだろうということは感謝すべきであるとしている。

要するに極めて短期的に見れば現在の人口趨勢は経済的には有利であるという見解である。次いで報告書は年齢別構成の変化が及ぼす処の社会的、経済的、政治的諸影響に論及している。イギリスの人口の年齢別構成が將來老齡化の傾向にあることは既に述べたが、このことの影響は次の如き種々の観点から極めて重要である。一八九一年と一九四七年の間に於て労働年齢人口の非労働年齢人口に対する比率は増加し、これが過去七〇年以上にわたる生活水準の上昇の一因であつたことは明白である。しかるに今後三〇年間に於て労働年齢人口の比率は低下し、従来の好ましき影響力は失われるだろうということが考えられる。尤もこの比率そのものは一九世紀の水準よりも十分高いが、しかし被扶養家族の消費水準が労働人口のそれに比して相対的に上昇していることに考慮が払われなければならない。將來將來出生率が高くなれば生産者対消費者の比率は最終的には多少改善されるだろうが、初めのうちは却つて悪化するだろう。次に一八七一年と一九四七年の間にグレートブリテンの六五歳以上人口は四倍に増加し、その比率も四・八%から一〇・四%へと上昇し

た。

この老齡化現象は今後も進行することが期待されるが、このことはそれら老齡人口の生産能力をより活用することを切望せしめずにはおかぬ。老齡期に於ける健康水準及び適応性が増加し、仕事を続けることが出来、またそれを欲する人々が増加することを希望する十分の理由がある。尠て老齡年金（これは引退した場合のみ支払われるものである）の増額というものは老齡者の雇傭増加を防げるように作用するものであるが、老齡人口の増加は彼等の政治勢力を増大せしめ、その結果年金増加の提案の意図が実現されるに相違ないのである。

次にこれとは別個の問題であるが、一般に老齡者が増加すれば、その收容と扶養のために強力且不斷の努力が必要となるだろう。老齡化の反面である一五歳未満の子供の減少（一九一一年の一二・六百万から一九四七年の一〇・四百万へと減少した）は子供の教育其の他のサーヴィスの水準改善に役立つ。最近の出生増加は一時的に反対の効果をも及ぼすだろうが、若し家族の大きさが戦前一〇年に結婚した夫婦に於けると同一の水準に止まるならば子供の数は緩慢に減少するだろう。労働年齢に達する人口の減少は他の事を同一とすれば経済制度の弾力性を削減する傾向がある。従つて若い人々をして最も望ましい雇傭を導くため可能な限りの施策をもつことが必要となるだろう。また全労働人口中に於ける若い労働者の割合の低下は経済制度の弾力性と効率を、例えば職業或いは職場の転換を困難にすることによつて減退せし

めるだろう。人口の老齡化と共に昇進のための競争は激しくなり、若い人々の間には強い失望感が生ずるようになるだろう。

このことは高齡者の早期引退の要求を強めるであらうが、このことは既に述べた理由で國民の利益に反する。しかし指導者としての経験が早くから始められ、そして社会が供給の減少してゆく若い人々を完全に活用するようにすることは最も必要である。最高の地位に關しては引退が延期されてはならない。引退者を相談役或いは比較的責任の低い地位に於て雇ふことは可能であらう。来るべき一〇年間にわたる若い男（一五歳乃至四〇歳）の絶対数の減少は国防上特別の意義をもつていゝ。若し將來の夫婦が戦前一〇ケ年に結婚したものと同一の大きい家族をもつならばこの減少は總繼するだろう。しかし若し家族の大きさが僅かに増大すればこの減少はたちまち喰止められるだろう。若い人々の割合の減少はまた、社会からエネルギー、創意、進取的気性及び青春と結びついた他の資質を何か失わしめるだろう。次いで報告書は人口趨勢に關連して移民の將來の見透し並びにその意義を述べている。即ち家族の大きい水準の低いということは出移民を阻止し、入移民を促進することになる。そこで現在の活潑な出移民は間もなく終りを告げ次第に減少して行くものと思われる。そして特殊の職業に於ける下足を補うために入移民を引人れんとする絶えざる圧力が働くだろう。しかし経済的文化的、観点からブランチに流入することを観望しうるような入移民の供給源は貧弱であつて多くを期待し得ないし、一

面大帝国内の他の地域への英國移民の流出が減少して行くことは英國及び大英帝國全体の経済的政的將來に重大な影響を及ぼすという不利益がある。かりにイギリスの家族の大きさが置換水準に或いはそれより少しばかり上の水準（これが考へうる最高のものであるが）に維持されるとしても、若し本國で十分な経済的条件が与えられておれば、英國からの移出民は自治領が一九三〇年以前の人口増加率を維持するために必要である尠て移民の三分の一或いは四分の一以上に達するとは考へられない。従つて現在の趨勢から見れば大英國内の英國的要素は減少の傾向にあるものと思われる。

この事實は大英帝國にとつて死活の問題を提起するものであり、この問題が英國政府及び大英帝國構成國によつて協同して研究されなければならぬ。次に問題となる大きな点は世界に於ける勢力比重であつて、合衆國の人口は現在のグレートブリテンの約三倍、ソ連は殆んど四倍に達しているが、この比率は將來ますます拡大するものと思わざるを得ない。更に東洋諸國の間にあつては人口は増加の途上にある。かかる世界の人口情勢に直面して大英帝國の中核である尠て英國及び西歐の家族の大きさが置換水準又はそれ以下に低下し、人口の將來の見透しが停滯的、減退的であるということは、國際間の軍事的、文化的な勢力關係に非常に不利であるといわなければならない。これは単に軍事力や国防上の問題ではなく西歐の価値と文化の維持と拡大というもつと根本的な問題につながるのである。そして西歐の価値と文化

の維持拡大は西歐の構成諸國の活力に依存し、そしてその活力はまたそれらの人口趨勢によつて影響されるものなのである。

以上述べたように家族の大きいさの趨勢は色々の部に極めて重大な影響を与えるものであるが、家族の大きいさというものが長期間置換水準以下に保たれその後には到つて回復するということは考えうることである。それは我々の歴史が示している。しかし家族の大きいさは緩慢に普及する慣習と漸次的にのみ変化しうる伝統に依存するものであつて急激に変化するものではない。このことこそ、食糧供給難を理由とする承認が得られ、また得られる時にならない限り、置換水準以下の家族の大きいさに反対する強い理由である。以上の如く報告書は人口趨勢が生ぜしむるであろう諸問題を論じ、最後にそれらの結論として現在のグレイブリテンに於ては家族の大きいさは人口置換に足る程度のものであることが絶対に望ましいと結んでいる。しからばこの結論に対して如何なる政策がとらるべきか。報告書は先ず人口政策の基本的目標として夫婦が欲するだけの子供を生むという慣習の普及を計ると共に女性が社会の文化的、経済的生活に於て演んずべき役割を増大せしめ、また社会的、経済的施策により女性の母としての仕事や家庭への配慮と、家庭外への関心との結合を容易ならしむるよう努むべきであるとしている。そしてこの目標を達成するためには家族の大きいさを異にするもの間に於ける種々の不平等を軽減せしめ、平等と家族福祉の促進を図らなければならぬと述べている。以上の目的を達するために報告

書は極めて詳細なまた極めて具体的な施策を勧見している。それらをここで詳しく紹介することは不可能である。ここでは提案されている諸施策の極めて大雑把な輪郭を述ぶるに止めたい。

先ず第一は財政面に於ける施策で、家族手当制度の改正がその一つである。これは手当の増額と出生前の前払等を含むものである。家族手当制度関係以外の財政的施策としては所得税の控除制度の改正と家族手当に対する所得税の免除がある。第二は家族サーヴィスに関するものであり、家庭の危急のときのみでなく日常の生活に於て若い子供の母に与えられる家族サーヴィス（家族援助、家政婦、託児所、幼稚園その他の手段による）が発達せしめらるべきであると細目にわたつて報告を行つてゐる。第三は健康サーヴィスに関するものであり、親に対するハンデキヤップとしての医療費の削減或いは軽減、不妊の診療のための便宜の増大、受胎調節の公共相談所によつて行われる助言に対して加えられている現存の制限の撤廃等の健康サーヴィスが含まれている。また母性に対するサーヴィスとして無痛処置、助産婦の手当期間、保健婦巡回期間の延長等が含まれている。

その他一般の問題として母子保護の營養政策の発展、産科技術の改善、子供の保健に関する母性教育の水準の向上等が勧告されている。第四は住宅に関するものであり、住宅不足が子供をもつことを防げる主要な原因の一つであるから、この不足を克服することは人口問題と家族の福祉にとつて極めて重要である。そして家屋の密度の点から

告て、建築計画にはもつと大きな家（三つ以上の寝室をもつもの）の割合が高められるように修正が加えられるにそれ必要な補助が与えられなければならないこと。地方当局所有の貸家については子供の家族に優先権が与えられること、家族の大きいさの変化と共に住宅を交換すること、被扶養子供数に依じた家賃の補助や料金割引の制度、家屋の設備や器具の改良等を勧告している。第五は思想的な面であつて、社会に於ける思想の一般的動向が家族の大きいさの趨勢に影響するから、社会に人口趨勢とその結果についての広汎な事実の理解を深めるために教育上の努力が必要であるとしている。また家族生活への準備ということも重要であり、学校に於ける性教育の普及、家族建設の實際的技能及び結婚に関する学識の地位を引上げること、家庭問題や結婚の心理学的教育が大学や成人教育機関によつて発達せしめられなければならない。また学校以外教会や任意団体がこれらの運動に協力する必要があると勧告している。

以上五つの施策の外、最後に人口研究機関の整備拡大の必要が強調されている。以上極めて簡単に委員会が勧告している人口政策の概要を紹介したのであるが、要するに家族の増大を抑制する物的諸条件を緩和すると共に教育的努力によつて人口趨勢の事実とその結果に関する國民の認識を深め、以て人口の維持が輿論によつて支持されることを企図するもので施策そのものも可成り手厚いものといえる。しかしイギリスのような民主國家に於ては家族建設計画は個人の決定に委すべきものであり、従つて受胎調節は全く個人の自由に委

グレートブリテンの男女年齢別人口、1891年及び1947年

単位 1,000

年 齡	1891年		1947年	
	男	女	男	女
0 — 4	2,030	2,023	2,034	1,937
5 — 9	1,935	1,938	1,648	1,591
10 — 14	1,840	1,836	1,575	1,530
15 — 19	1,676	1,693	1,700	1,657
20 — 24	1,421	1,589	1,771	1,760
25 — 29	1,256	1,407	1,819	1,827
30 — 34	1,107	1,191	1,810	1,840
35 — 39	979	1,040	1,898	1,941
40 — 44	843	909	1,801	1,865
45 — 49	727	793	1,580	1,743
50 — 54	624	699	1,317	1,577
55 — 59	469	539	1,194	1,430
60 — 64	406	480	1,033	1,285
65 — 69	293	358	867	1,101
70 — 74	210	269	648	842
75 — 79	116	153	380	539
80 — 84	51	74	167	233
85 以上	19	33	62	136

さるべきものと考えられており、人口政策中に出生率増加を国家なり団体の力で強要するような印象を与えるものは何もない。結果に於て出生を促進するような施策も、子供のある家族の不平等の軽減とか家族福祉の増進ということがより直接的基本的狙いであると思われることが出来、これらによつて改善された家族生活から自から出生の増加が

生ずることを期待するというのが委員会の態度の
ように思われる。

補追

前掲第四表グレートブリテンの年齢階級別人口（一八九一年及び一九四七年）は二〇歳階級別であつて非常に粗い数字であつたから左に男女、五歳階級別の数字及び同図表を追加掲載して置く。

昭和二十六年年度調査研究項目の決定

昭和二十六年四月はじめ決定をみた人口問題研究所昭和二十六年年度の調査研究事項は左のとおりである。

昭和二十六年年度調査研究項目

國民經濟の再建と自立は危機をはらむ國際情勢裡に強力に促進されようとしているが、國民生活の安定と向上は必ずしも早急にこれを期待しがたない。その成否は國民經濟再建の方向が同時に人口の安定を達成しうるものであるかどうかにかかっている。人口政策の見地からする國策の吟味と反省はむしろ一そう緊切さを加えたといえよう。右事情にかんがみ、基本的かつ総合的な人口國策の樹立に寄与することを主眼とし、本年度調査研究の重点をとくに左の諸点におく。

- 一、わが國人口推移傾向の不断の追跡と検討
 - 二、わが國人口収容力の実態分析とその合理的再編成方策に関する調査研究
 - 三、産児制限、労働市場、社会保障など当面緊急の諸問題に関する人口政策の検討
 - 四、人口問題の國際的動向に関する調査研究
- 右大綱にしたがい両部各科の担当する調査研究細目は以下のとおりである。
- なお*印はとくに本年度における重点的調査研究事項であることをしめす。

総務部企画科

る調査研究

- 一、人口現象に関する数理統計学的調査研究
 1. 安定人口、静止人口、ロヂステイック理論その他数理統計学的研究一般
 2. 人口標本調査に関する調査研究
 3. 将来人口に関する調査研究
- 二、将来人口に関する調査研究
 1. 将来人口の推計方法に関する調査研究
 2. わが國将来人口の推計に関する調査研究
(産業別及び地域別推計を含む)
 3. わが國人口動態の動向に関する調査研究
 - 三、産児制限に関する総合的調査研究
 - 四、社会保障に関する人口学的基礎資料の分析
 - 五、世界人口問題の動向に関する調査研究
 - 六、わが國人口現象に関する地域的調査研究
 1. 都市及び農村人口現象に関する調査研究
 2. 人口現象の地域的特性に関する調査研究
 3. 人口現象の地域的特性からみた国土計画に関する調査研究
 - 七、在外日本人に関する調査研究
 - 八、人口統計資料の整備、改編及び人口図の作成

調査部第一科

- 一、人口問題の基礎理論的調査研究
 1. 人口史観に関する調査研究
 2. 近代人口問題と人口学説の史的発展に関する調査研究
- 二、人口統計学的調査研究
 1. 社会階級別差別出生力に関する調査研究
 2. 人口の地域的特性とその移動状況に関する調査研究

る調査研究

3. 産業および職業別人口に関する調査研究
 - *三、人口収容力に関する理論的調査研究
 1. 國民經濟の構造的進化と人口収容力の推移傾向に関する調査研究
 2. 國民所得と生活水準に関する調査研究
 3. 失業理論に関する調査研究
 4. 最適人口に関する調査研究
 - *四、農村人口収容力に関する一般的調査研究
 1. 農業の生産構造の推移と農家人口の変動に関する調査研究
 2. 農地制度の改革と農村人口収容力に関する調査研究
 3. 農村における人口圧力とその諸形態に関する調査研究
 - 五、産児制限問題に関する人口理論的調査研究
 - 六、人口政策に関する調査研究
 1. 民主主義人口政策の基本目標に関する調査研究
 - *2. 社会經濟諸政策における人口政策的要請に関する調査研究
 - *3. 社会保障的諸制度に関する調査研究
 4. 産児制限の普及方策に関する調査研究
 5. 移民に関する調査研究
 - 七、世界人口問題に関する調査研究
 - 八、内外人口問題関係文献の整備
- 調査部第二科
- 一、經濟社會の進化に伴う人口問題の推移に関する調査研究

1. 人口の社会生物学的機能構造に関する基礎理論的調査研究
2. 人口の再生産機能が全機能活動中に占める意義に関する調査研究
3. 先天的並びに後天的疾患が人口の機能活動に及ぼす影響に関する調査研究
4. 職業機能別にみた人口資質の分布に関する調査研究

實地調査の施行

昭和二五年四月から二六年三月まで昭和二五年の調査研究計画の一環として施行された実地調査は以下のとおりである。

- a. 農村人口収容力に関する調査

昭和二一年度いらい継続実施してきたこの調査は二五年度においては標本的地域についての定期追加調査を行うとともに、とくに新しく園芸農村についての調査を行った。調査地域は左のとおりである。

- 岡山県児島郡興除村 (二五年五月)
 - 静岡県小笠郡小笠村 (二五年八月)
 - 〃 榛原郡勝間田村 (二五年八月)
 - 〃 庵原郡興津町 (二五年八月)
- なお二五年度調査においては基本調査に加えて昨年とおり産児制限に関する簡易調査を行うとともに、新たに簡易経済調査をもあわせ行った。
- b. 都市人口収容力に関する調査

農村人口収容力に関する調査は二五年度から更

にひろく人口収容力一般に関する調査として都市人口の実態調査と表裏して行うこととしたが、都市人口の実態調査は二五年度においては職業移動を中心とした人口移動の面からとりあげることとし、主として二五年夏ごろより秋にかけて左のごとき語対象について「職業移動調査」を実施した。

- 川崎市の自由労働者 約五〇〇人
- 大阪、和歌山の自転車工業従業者
- 関西の私鉄従業員 約三、〇〇〇人
- 姫路市白浜村の製鎖およびマツチ工業従業者 約五、〇〇〇人
- 八幡製鉄所従業員 約一〇、〇〇〇人
- 同 関連産業従業員 約三、〇〇〇人
- 東京都下の銀行員 約六〇〇人

右の中とくに川崎市の自由労働者は失対事業を中心に行つたもので、すべて面接他計主義の調査によつたものである。なお東京都下の露天商人を対象とする調査も追つてちかく実施されるはずである。

二、産児制限の実態に関する調査

累年継続調査である本調査は二四年度いこう主として純農村や山漁村を対象として実施してきたが、二四年度の東北地方、青森、宮城、岩手につづいて二五年度においては左の諸県下の農山村および小都市選んで実施された。

- 秋田県、山形県、栃木県、群馬県、山梨県、愛知県、石川県、和歌山県、岡山県、香川県、高

知県、鹿兒島県

三、優生保護法の実施状況に関する調査

優生保護法の実施状況をさらに立ち入つて解明するために全国保健所を通じて、法該当者の詳細な記録の蒐集を行った。

四、社会階級別育児費調査

継続調査の一つであるが、二五年度においては岡山県児島郡興除村について該当四〇世帯をえらび二六年二月の生計費および育児費調査を行った。

五、血族結婚部落の優生学的調査

千葉県安房郡の七浦および豊房の両村について昭和二五年七月施行された。

六、日本人の夫婦性生活の実態に関する調査
昭和二四年いらい東京都下の保健所訪問者や地方の農村に行つてきたが、二五年度においても愛育会病院外来者約六〇人について四カ日にわたり実施した。

研究報告會の開催

昭和二五年四月から同年末までの定例研究報告會における報告題名および報告者名は左のとおりである。

- 四月一〇日 本庄村(佐賀県佐賀郡)における中核農家の動向分析 林技官
- 五月一五日 「秋山郷」(新潟長野県境)における血族結婚

部落調査結果概報

青木技官

五月二二日

社会保障制度について

黒田技官

六月一九日

優生保護法の実施状況から見た産児制限の実態について
良田技官

六月二六日

黒崎村(新潟県)における農村人口収容力調査報告
三国技官

六月二六日

出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔の統計的観察
佐藤技官

七月一七日

毎日新聞社の産児制限世論調査の結果について
本多技官

産児制限実態調査結果報告(宮城県の一部)
篠崎技官

一〇月二日

ソ連邦の人口調査について
長沢技官

一〇月二三日

不妊について
岡崎技官

一〇月三〇日

流早死産率および人工妊娠中絶率の地域的観察
良田技官

一一月一三日

千葉県下における血族結婚部落の優生学的調査概報
篠崎技官
良田技官
青木技官

一一月二〇日

興除村における農民階層分解の特色について

林 技官

研究資料の編集

前号本欄所載の分につづき昭和二五年七月以降に印刷された「人口問題研究資料」の資料番号、題目、執筆者および発行年月は左とおりである。

第五七号 社会保障に関する内外文献目録追補(黒田) 二五、七

第五八号 米國社会保障制度の研究 その一(黒田) 二五、七

第五九号 心身作業能力、職業、社会階級、生活状態、居住地、人口移動、健康等に現われた日本人の体格、その一 身長篇(吉田章信稿) 二五、七

第六〇号 米國社会保障制度の研究、その二(黒田) 二五、八

第六一号 ベルツェル稿「日本人口問題に関する若干の社会的要因について」(中島) 二五、八

第六二号 産児制限の効果について
—ニューヨーク市の一婦人郡を対象とするステイクス及びノートシュタインの研究— (篠崎、小林) 二五、八

第六三号 第三回簡易静止人口表(生命表)(高木) 二五、七

第六四号 随胎と公衆衛生
—R・K、ステイクス及びD・G、ウィールの研究(篠崎) 二五、八

第六五号 米國社会保障制度の研究(その三)

(黒田)

二五、一〇

第六六号 フランス国立人口問題研究所の組織と研究の概要について(黒田) 二五、一二

ポツダム政令に基く農地改革

新法令の施行

農地改革に関する恒久的土地制度を確立するため政府が第七、八両国会に提出した法律案(自作農創設特別措置法等の一部を改正する法律案)は第八国会においても審議未了となり、且つ同国会において土地台帳法が改正され、賃貸価格の廃止が二四年七月三一日から施行されること、なつた。そのため実質的には、農地買収の続行は不可能となり、農地改革の打切りとならざるをえない事態に立ち至つたので、この緊急事態に対処するため政府は同年九月一日「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」をポツダム政令として公布施行し、同一〇月二一日農地改革法公布四周年記念日に際して、これが関係命令を公布施行した。これは日本農村の民主化を企図して遂行された農地制度改革に対し、新段階をかくするものとして注目するを要するものである。

もちろん、これを以て巷間流布された如き農地改革の打切りがいみされるものではなく、上述の如く農地改革に関する恒久的土地制度樹立に至る迄の応性措置として、農地強制解放の手續の簡素化を旨として制定されたものであり、これまで解放すべき条件のもとにあつた小作地の解放の継続は勿論、新しい強制譲渡がつづけられるのである

が、この新政令とそれに関係する施行法との主旨の概要を摘記し、その意義を略述すれば以下のとおりである。

(1) ボツダム政令関係

(イ)「買収洩れの買収継続」昭和二五年七月三日までに政府が措置法によつて買収すべきであつた農地、牧野については、従来通り措置法により、旧価格(賃貸価格の田は四〇倍、畑は四八倍)で買収を継続する。

(ロ)「保有限度超過分の強制譲渡」昭和二五年七月三十一日以後新たに不在地主となつた者の所有小作地、小作牧野及び法定制限面積をこえる在村地主の所有小作地、小作牧野については、強制譲渡方式により譲渡しなければならぬ。

a 「強制譲渡の手続」強制譲渡すべき土地等の公告↓所有者が譲渡希望者を選定して届出る↓市町村農地委員会が譲渡計画を定める↓都道府県知事の認可↓都道府県知事の譲渡令書の交付

b・c・d (略)

e 「政府指定価格」政府が譲受けるときの対価は、昭和二五年七月三日現在の賃貸価格の田は二八〇倍、畑は三三六倍、宅地は三八五倍、牧野その他の土地は一二八〇倍を基準とする。

(ハ)「先買」に代る強制譲渡」従来政府の先買の対象であつた地についても、開発未済の未墾地及び宅地建物施設をのぞいて、その他は(ロ)と同様強制譲渡の対象とする。

a 「除外例」但し強制譲渡の対象としない除外

例の範囲を従来より稍広くした。

(ニ)「申出による強制譲渡」所有者の自作地又は保有限度内の小作地を強制譲渡計画によつて譲渡したいと申し出た場合これをみとめることが出来る。

(ホ)「小団地の未墾地の強制譲渡」未墾地についても直接譲渡可能な地元増反用小団地は強制譲渡方式による。

(ヘ)「価格騰貴の抑制」農調法四条の所有権移転の際、不当な価格を抑制するため価格について条件をつけることが出来る(但し政府指定価格を下る価格を条件として附することはしないこと)

(ト)「競売、公売への国の参加」競売すべき自作農適格者がいない等のため債権者から申出があつたときは政府指定価格でならば政府がこれを買取。

(チ)「自作農創設特別会計法の改正」ボ政令により政府が支払い又は受領する土地等の代金はこの特別会計の歳入又は歳入とする。

(2) 措置法関係

(イ)「ボ政令により政府の譲受けた土地の売渡」措置法の規定により売渡時の耕作者に売渡す。

(ロ)「宅地建物等の買収対価基準」宅地建物農業用施設等の買収に関する措置法の規定は存続しているが、今後も措置法により売渡をうけたものが、売渡の日から一年以内に申請した場合に買収が行われるが、その対価は知事が定める新基準による。

(ハ)「措置法による売渡の対価」農地宅地建物等

牧野未墾地特に管理換の場合農地委員会が解放を相当と議決したときが、二五年五月三日以前であれば管理換の時期はおくられてもその対価は旧価格によることを明らかにしている。

(ニ)「措置法による未墾地買収の対価」ボ政五の政府指定価格(新基準)による。

(ホ)「五ヶ年売渡保留地、創設自作地の潰廃」創設自作地を潰廃するときは強制譲渡によつて政府に帰属させた上、一時貸付規則により貸付け。五ヶ年売渡保留地についても国有農地等一時貸付規則第六条による一時貸付を行う途をひらく。

(3) 農調法関係

(イ)ボ政令による強制譲渡を農調法第七条の「自作農創設維持事業」に加える。

(ロ)「自作農創設維持事業」の規格を資金融通利率の点で緩和した(農家に対する貸付利率は国債利率以下なること、但し農林大臣は例外利率を承認できる)

(ハ)「農調法第三条の土地管理団体」任意団体が土地管理事業を行うことは「事業者団体法」に抵触するので、農調法第三条の団体から任意団体を削除する。

(ニ)「書記補助員の身分」市町村農地委員会の書記および補助員の任免は当該市町村農地委員会が行う。

(ホ)「小作料の七倍引上」小作料の最高限を昭和二五年度から現行の七倍(但しその額が反当六〇〇円をこえるときは六〇〇円にとゞめる)に引上げ、その額までは知事の許可をうけずして

小作料引上げの契約の改訂ができる。

概要右の如き主旨の新法令に対する解釈評価は、
区々であるか、その有する意義について特に注意
すべき二、三点につき附言すれば以下のようであ
る。

右によつて明らかなる新法令は小作地解放に
ついて在来の方針が継続されることを示している
が、新たに加えられた二つの重要な修正点に注目
しなければなるまい。

即ちその一つは、新譲渡においては土地の強制
譲渡が直接國家を仲介として実施されるのではな
く、市町村農地委員会の決定によつて当事者相互
の間において直接売買が成立すること、なつたこ
と。即ち、そのいみにおいて、措置法においては
政府が主体であつたが、強制譲渡においては、個
人が主体となつた。その二は譲渡に関する対
価の支払は当事者間の協議によつて定められ、農
地価格の統制が撤廃されて、当事者が納得する限
り、自由な価格で土地の移動が行われること、な
つたこと。従つて従来の措置法による買収の対価
と相当大幅の開きが出来る。勿論法規の上では、
買受人が居ない場合、政府が最低価格（従来の統
制価格の約七倍に当る）で買収するという消極的
な制約はあるけれど、かくて自作農創設の基本方
針は変らぬ、がその為め一方に不当の利益を与え
ることなく、農地の売買が自由に行われうること
となり、而も異動を認める権限の決定的部分を農
地委員会が握ること、なつたところに、重要な変
化をみなければならぬ。

かくて問題は、敗戦後の日本改革の中、最も徹

底的に遂行されたもの一つとしての土地制度の
改革が、この新法令のもとに、今後どのような方
向を辿らんとするであらうかという点にある。

いう迄もなく第二次農地改革によつて、主要な
る小作地は殆んど解放され（本誌第六卷二号雜報
参照）金納小作料の実施によつて、在来の地主制
度は決定的に廢絶されたとみてよい。而して在来
の農村の指導者層たる地主階級は後退して、これ
に代つて現れたのは、大経営自作農、或いは自
作兼地主的なものを主とする上層農家である。こ
のような支配層の交替した現在の農村において、
しからば、どのような土地移動が最も多く現れて
いるか。最近の顯著な現象として指摘されるもの
は、申出買収の激増である。即ち土地所有者が、
自己の利害によつて、土地の売却を申出るのであ
り、多くの場合大経営農家が、供出、課税による
重圧に堪えかねて、限界部分の土地を放棄せんと
するのであり、これを買受けるものは、主として
生産力の担当者としては甚しく不適格な、飯米農
家、その他の小経営者である。残存小作地の売渡
申出も勿論あるけれど、上層農家の経営縮少の形
をとるものが主たる部分を占めている。而もその
申出に先立つて、すでに当事者間に自由な価格に
よる取引が行われていることが常であるといわれ
る。今回の新法令はみかたによつては、むしろ、
かゝる事実の存在を後から法認したといえぬこと
もないし、且つその傾向を助長することも否定し
えないであらう。

かくて、結果するものは、農村における過剰人
口の停滞の一層の促進であり、日本農業の生産力

の上昇に対する阻止的作用を加えるものに他なら
ぬといわねばならぬ。それは農村における膨大な
る過剰人口の、深刻なる土地欲求に対しては或る
種の緩和作用を営むかもしれぬが、生産力の合理
化とは凡そ縁遠いミゼラブルな零細農層をおびた
ゞしく作り出すといった、運命的な循環を、くり
返す方向に志向してはいないとは、誰れもいえな
いであらう。

農地改革の問題が、農村の過剰人口に対して有
する意義は勿論一つにしてつきないが、その改革
の真実の成果を、この問題に対して、合理的、進
歩的意味において發揮せしめるためには一つに改
革の後につゞく豫後対策がどのように推進される
にか、つていいる。

一九五〇年農業センサス

結果の概要

一九五〇年二月一日に、F・A・O（國際連合
食糧農業機關）の調査計画に基いて世界農業セン
サスが行われ、その結果の一部概要が、去る一一
月二三日農林省から公表された。

この世界農業センサスはその調査時期と調査項
目とを統一して世界各國の農業に対して一貫性の
ある調査を行うことを目的としたものであり、わ
が國としては、これによつてわが國農業の地位を
世界的標準において測定する指標を得たわけであ
る。

公表された結果の概要を摘記してみると以下の
ごとくである。

先づその調査方法について注意すべき点をのべ

小作料引上げの契約の改訂ができる。

概要右の如き主旨の新法令に対する解釈評価は、
区々であるか、その有する意義について特に注意
すべき二、三点につき附言すれば以下のようであ
る。

右によつて明らかなる新法令は小作地解放に
ついて在来の方針が継続されることを示している
が、新たに加えられた二つの重要な修正点に注目
しなければなるまい。

即ちその一つは、新譲渡においては土地の強制
譲渡が直接國家を仲介として実施されるのではな
く、市町村農地委員会の決定によつて当事者相互
の間において直接売買が成立すること、なつたこ
と。即ち、そのいみにおいて、措置法においては
政府が主体であつたが、強制譲渡においては、個
人が主体となつた。その二は譲渡に関する対
価の支払は当事者間の協議によつて定められ、農
地価格の統制が撤廃されて、当事者が納得する限
り、自由な価格で土地の移動が行われること、な
つたこと。従つて従来の措置法による買収の対価
と相当大幅の開きが出来る。勿論法規の上では、
買受人が居ない場合、政府が最低価格（従来の統
制価格の約七倍に当る）で買収するという消極的
な制約はあるけれど、かくて自作農創設の基本方
針は変らぬ、がその為め一方に不当の利益を与え
ることなく、農地の売買が自由に行われうること
となり、而も異動を認める権限の決定的部分を農
地委員会が握ること、なつたところに、重要な変
化をみなければならぬ。

かくて問題は、敗戦後の日本改革の中、最も徹

底的に遂行されたもの一つとしての土地制度の
改革が、この新法令のもとに、今後どのような方
向を辿らんとするであらうかという点にある。

いう迄もなく第二次農地改革によつて、主要な
る小作地は殆んど解放され（本誌第六卷二号雜報
参照）金納小作料の実施によつて、在来の地主制
度は決定的に廢絶されたとみてよい。而して在来
の農村の指導者層たる地主階級は後退して、これ
に代つて現れたのは、大経営自作農、或いは自
作兼地主的なものを主とする上層農家である。こ
のような支配層の交替した現在の農村において、
しからば、どのような土地移動が最も多く現れて
いるか。最近の顯著な現象として指摘されるもの
は、申出買収の激増である。即ち土地所有者が、
自己の利害によつて、土地の売却を申出るのであ
り、多くの場合大経営農家が、供出、課税による
重圧に堪えかねて、限界部分の土地を放棄せんと
するのであり、これを買受けるものは、主として
生産力の担当者としては甚しく不適格な、飯米農
家、その他の小経営者である。残存小作地の売渡
申出も勿論あるけれど、上層農家の経営縮少の形
をとるものが主たる部分を占めている。而もその
申出に先立つて、すでに当事者間に自由な価格に
よる取引が行われていることが常であるといわれ
る。今回の新法令はみかたによつては、むしろ、
かゝる事実の存在を後から法認したといえぬこと
もないし、且つその傾向を助長することも否定し
えないであらう。

かくて、結果するものは、農村における過剰人
口の停滞の一層の促進であり、日本農業の生産力

の上昇に対する阻止的作用を加えるものに他なら
ぬといわねばならぬ。それは農村における膨大な
る過剰人口の、深刻なる土地欲求に対しては或る
種の緩和作用を営むかもしれぬが、生産力の合理
化とは凡そ縁遠いミゼラブルな零細農層をおびた
ゞしく作り出すといった、運命的な循環を、くり
返えず方向に志向してはいないとは、誰れもいえな
いであらう。

農地改革の問題が、農村の過剰人口に対して有
する意義は勿論一つにしてつきないが、その改革
の真実の成果を、この問題に対して、合理的、進
歩的意味において發揮せしめるためには一つに改
革の後につゞく豫後対策がどのように推進される
にか、つていいる。

一九五〇年農業センサス

結果の概要

一九五〇年二月一日に、F・A・O（國際連合
食糧農業機關）の調査計画に基いて世界農業セン
サスが行われ、その結果の一部概要が、去る一一
月二三日農林省から公表された。

この世界農業センサスはその調査時期と調査項
目とを統一して世界各國の農業に対して一貫性の
ある調査を行うことを目的としたものであり、わ
が國としては、これによつてわが國農業の地位を
世界的標準において測定する指標を得たわけであ
る。

公表された結果の概要を摘記してみると以下の
ごとくである。

先づその調査方法について注意すべき点をのべ

れば、この調査は基本調査と抽出調査の二本建てで行われたことである。即ち、基本調査は悉皆調査であるので、その調査項目も能う限り節減してF・A・Oの指示した最低調査項目に限定された。

抽出調査は、基本調査の農家名簿から二〇分の一を抽出して、主として園策の樹立に関連のある重要項目を選んで調査項目とされた。従つて、この両者は個々のものでなく一つはF・A・Oの要請にこたえ、他は国内農業の実態の分析に備えたものであり、両者が一体となつて、はじめて日本農業の全貌の把握に資するわけである。

次にこの調査においては、調査対象となる農家の最低規模が定められている。即ち日本をA・B二地域に分ちAでは一反以上の経営耕地面積のもの、Bでは五畝以上のものが調査対象として選ばれた。この点在来の農林水産業調査において「農家とは世帯員中農業を営むもの、ある世帯である」とされてきたのと異なる。(この他特殊商品作物を栽培する農家については別の例外規定がある。)

その調査結果を先づ基本調査について概観すれば以下のごとくである。

(一) 農家数

基本調査の結果、農家数は六、一七六、四二二戸、農家人口は三七、八二二、二六七人で、一農家平均六・一二人である。これを昭和二二年の八・一センサスと比較すれば農家数は約二六万戸増加し、農家人口は約一三〇万人増えている。一農家平均世帯人員は二二年の六・一八人に比すれば僅か

乍ら減少している。

(a) 経営耕地面積広狭別農家数

農家数は昭和二二年に比し約二六万戸増加しているが、これを経営耕地面積別にみれば、五反一町層で一三九千戸、三反未満層で五七四千戸、一一・五町層で三五千戸、一・五―二町層で一四千戸増加している。三―五町、五―一〇町層も僅か乍ら増加している。反之二―三町層、一〇町以上層は減少している。上述の如くこのセンサスでは、農家の最低規模が規定されているが、これは経営規模別にいえば三反未満層にその影響が現われているとみてよい。従つて三反未満を別として、五反―一町、一―二町層が増加しているといつてよい。或る意味では零細化も極限に達したといえる。

(b) 専業別農家数

専業農家は三〇九万戸、兼業農家も三〇九万戸で専業の各農家数は相半ばする状態である。専業農家は周知の如く終戦後著増して、昭和二二年を最高としたのであるが、爾来再び兼業化への傾向を示している。而も兼業農家中第二種兼業農家の増加が著しいが、零細化の方向とその性質を示すものとして注目されるを要する。

(c) 自作別農家数

全農家六一八万戸中三八二万戸(六一・八%)が自作農家であり、自作兼小作農家を含めるとば八七・六%に達する。小作農家は僅か五%にすぎない。これはいう迄もなく農地改革による自作農化の現われである。

(二) 農家人口

上述の如く農家人口は昭和二二年に比し約一三〇万人増えているがこれは主として農家数の増加によるものである。農業常備は一六万人で昭和二二年に比し約五万人増加している。たゞし今回のセンサスでは農業常備のみを調査して、その他の常備者を調査していないから、在来その他の常備として分類計上されてきたものが、農業常備をかねている場合、今回の調査では農業常備として取扱われた、め増加したものであることを注意しなければならぬ。出稼人口は五九万人で昭和二二年に比し八千人の減少であるが、出稼の定義が今回の方が狭くなつている。即ち今回は、人夫、日雇、女中などで出稼したものに限り、職員で出稼したものは含まれていない。

(三) 経営土地面積

農家の経営する総土地面積は一、〇二一町歩であり、その中耕地面積は約四九・八%の五〇九万町歩耕地以外の農用地は六一%六二四万町歩である。昭和二二年と比較すれば耕地面積は約八万町歩の増加である。貸付農用地をもつ農家は一四五万戸で総農家の四分の一が貸付地を有し、貸付耕地面積のみについてみれば昭和二二年は一五五万町歩であつたが、今回は三二万町歩と著減を示し農地解放の成果を現わしている。

農用地の種類別は一毛作の稻田六八・六%、二毛作以上の稻田三三・六%その他の田一・二%である。畑においては普通畑九四・八%、一九三万町歩である。

(四) 畜力および機械力

全農家の一七・二%(一〇六万戸)は畜力も機

械も使っていない。全農家の八二・九%（五一二万戸）は畜力および機械力を使っている。その中畜力、機械力の両方を使った農家が四八・四%畜力のみ使った農家は二五・四%、機械力のみ使った農家は九・一%である。

畜力では牛が三〇七万戸、馬が一五九万戸で牛が断然多い。機械力では電動機、石油発動が大部分であり、動力耕耘機や、ハンドトラクター、トラクターを使つたものは合計して約三万戸である。

(五) 家畜

乳用牛は一九万八千頭、役肉牛は二五二万四千頭で昭和二二年に比較すると乳用牛約三万頭、役肉牛約三二万頭の増加を示している。反之馬は一〇七万頭で昭和二二年より約四万頭減少している。

(六) 農作物

農作物については、農家が昭和二四年一ヶ年に栽培した作物についてその收穫面積を調査している（作付面積を調査したのは注意すべき点でありF・A・Oの指示による）

* * *

以上は基本調査結果の概要であるが、次に抽出調査の結果の概要をみなければならぬ。いうまでもなく悉皆センサスは大量観察としては最もオーソドックスであるけれども費用の点からいつて又誤差の上からいつても必ずしも最良といえない。調査内容が複雑となる程、その精度も減少するし且つ集計に相当の時日を要するので急速な需要に応じがたい。かゝる事情に対応して現われたのが

抽出調査である。アメリカでは大体このサンプルセンサスが実施されているが、今回のセンサスでは、わが国ではこの農家について調査された。

(一) 農家数

(a) 産業分類別農家数

今回の調査で用いられた産業分類は標準産業分類によつたもので農産物の現金販売額三万円以上のもを商品生産農業としている。調査の結果によればわが国の農家の過半数即ち五七・五%が現金販売額三万円以下の自給的農業を営んでいる。商品生産農業においては穀作がその半ば以上をしめており、穀作以外の特殊な部面に分化している農家の比重は極めて低い。即ち穀作以外の農業を全部合計しても一二%程度と推定される。養蚕農家が著減して果樹養畜農業が増大している。昭和二二年調査に比し穀物以外の部面の商品生産農業が増大の傾向にあるといえよう（二二年のそれは約一〇%）

(b) 経営農用地面積広狭別農家数

この新分類は在来と対比する資料がないが基本調査における経営耕地面積広狭別農家数に比較すると、同様最も農家の集中しているのは五反一丁層であるといえる。又比較的大規模の農家が、かなり現われていることが注目される。

(c) 専業別農家数

専業農家数は昭和二二年に比し約五〇万戸減少して総農家数に対する比率も五五・四%から四五・二%に低下している。基本調査においては五〇%となつているから、これは調査の精度の差によ

るものとみられる。即ち抽出調査においては常任世帯員の一人一人について就業状態をたずねているから兼業の有無が精密に調査されたのである。いずれにしても専業農家の減少と兼業就中第二種兼業の著増とは注目すべき事実である。

産業分類並びに農用地広狭別農家数を専業別にみると専業の性格がわかる。専業農家においては商品生産農業が^とを占めているが第二種兼業農家においては、それは四・三%を占めるにすぎない。経営農用地広狭別農家数の割合においても専業農家は五反一・五町層に集中してこの層が五六・八%の過半を占めるのに対し第二種兼業農家は五反未満層に八〇・四%も集中しているのである。即ち第二種兼業農家の零細飲米農家としての性格が察知される。

(二) 農家の雇傭労働力

農業常傭の数は一五、四七四〇人（一戸平均一・二二人）で昭和二二年調査に比し約四五千人増加している（基本農家によれば約五万人の増加）農家常傭も季節傭も徴々たる数であるが、農業日傭（一戸平均三一・六人）及び手傭人（一戸平均一五・四人）は可成りの部分の農家にとつて不可欠の存在となつている。即ち全農家の約^とが平均延べ一ヶ月の日傭人夫を入れ、又約^との農家が平均延べ半月の手傭人夫を入れている。

(三) 畜力機械力の使用

農家の一九・七%は農作業を専ら人力のみで行つているが、残餘の農家は畜力か機械力か或いはその両方を使用している。畜力を使つた農家は全農家の約^とに達し、使用役畜は牛が約^と馬が

約)となつてゐる。機械を使用した農家は半数近くに達している(四三・九%)。機械力を使用した農家の殆んど全てが動力脱穀機を使つてゐる。トラクターの使用は主として開墾地にみられる。

(四) 農家の借入金

昭和二四年中に農家が借入れた資金は総額五九四億円に達している。うち農業手形の額七八億は可成り内輪に現われている。借入金を使用途別にみると、農業支出のため三九・一%、家計支出のため三〇・八%、兼業用支出のために二九・五%と三者殆んど同じい状態である。これら支出のうち肥料を買うためと、税金を支払うためと、冠婚葬祭用のための比重が高いのが注目される。兼業用支出は件数は少いが一件平均金額が多い。

(五) 協同組会豫金

協同組豫金は、昭和二四年六月末と一二月末とに現在高が調査されているが、兩者において豫金額は二倍近くの開きがある。即ち豫金額における季節変動を反映しているが、豫金を有する農家数は二つの時点において殆んど差がない。

(六) 農作物反当收量

抽出調査において農作物の反当收量を求めることが一つの主要目標とされていた。けだし米麦甘藷馬れいしよの反収は作報組織によつて直接圃場において坪刈り、坪堀りによつて正確に求めるようになつたけれど、爾餘の作物は表式調査の結果たる数字が得られるに止まつてゐるのでそれに代るより正確な数字が期待されたからである。抽出調査においては、作物の收穫面積と收穫量を調査農家から聞きとり兩者を集計した上で反当收量を算

出することになつてゐる。この調査で得られた全国平均の反当收量が作報組織によるものと相異したのは当然であるが、在来の表式調査において常識外れに低い反当收量の出たものが、今回の調査によつて訂正された点がある。*

社會保障制度の審議會「勸告」

と審議經過の概要

昨昭和二五年一〇月一六日社會保障制度審議會総会は「社會保障制度に対する勸告」を採択しこれを政府に提出したが、右「勸告」の成立に到るまでの終戦以降の社會保障制度に可する審議經過の概要をみると以下のとおりである。

* 第一段階、社會保障制度調査会と「社會保障制度要綱」

昭和二十一年三月社會保障調査会が設置され、社會保障制度の総合整備、失業保險制度の制定とならんで社會保障制度問題の調査審議が行われ、翌昭和二十二年十月八日「社會保障制度要綱」が決定され政府に答申された。これはわが國における総合的な社會保障制度としてのはじめての提案であり、その社会的反響も極めて顯著となり、「社會保障より社會保障へ」の施策的関心を國民の間に喚起せしめる契機をもたらしめた。

本要綱は戦後世界における社會保障制度の進展に刺戟されると共に新憲法の理念に即応して國民の生存権を確保せんとした理想的提案といふのであろう。その特色とするところは全國民を包含する総合的の制度たらしめたことと財政上の負担を考慮して六段階に分けて実施することを提案し

たことである。しかし本計画の実施には龐大な経営を必要とし、当時の貨幣価値で三三〇億餘の巨額に達し、昭和二十二年度の國民所得の三六%に相当するものであつたため、關係官庁の強力な反対があつたのみならず、世間からも「夢物語」案の批判を受けた。

* 第二段階、米國社會保障制度調査團報告書

占領軍の社會保障制度に対する関心は当初より大きく既に昭和二十一年初期に總司令官に対する労働諮問委員会が日本の社會保障制度の調査を行い、同年五月附報告書においても社會保障制度の重要性、医療保險制度に対する特別措置、適用対象の拡大につき適切な方策を講ずべきことを勸告してゐる。

次いで昭和二十二年九月米國よりワンデル博士を團長とする社會保障制度特別調査團が来期し、日本の社會保障制度の現状を詳細に調査し、同年十一月一日龐大な報告書 Report of the Social Security Mission をマックアサー元帥に提出した。この報告書の写しが勸告書となつて昭和二十三年七月十三日附を以て日本政府に送達された。

勸告の内容は「序論並びに概要」「勸告の概要」に始まり、第一部「現行社會保障制度概観」においてはA社會保障制度、B公共扶助及び公共事業救済計画、C公衆衛生活動、医療並びにその施設、第二部「勸告」においてはA社會保障制度、B公衆保健総論及び勸告、C病院及び診療施設に分類されている。原文は二六頁に及ぶ龐大なものであるが、ここに極めて簡単に勸告中から勸告

の具体的結論を抽出してみると概ね左の如くである。

1 老令、遺族、勤労不能（失業を含む）に対する現行の強制加入保険制度は適用範囲、保険料金及び会計運営につき単一の制度にまとめ給付内容を改めること。

2 被用者に対する健康保険（疾病保険）制度は組合管掌と地方分権方式によつて総合し改善すること。

3 被用者以外の一般国民の健康保健制度として国民健康保険制度を改善すること。

4 社会保険の保護を受けない者又は受けても十分でない者に対する無差別平等の生活保護制度は適当であつて、これを寸断するようなことをしてはならない。

5 病院制度の改善をはかると共に助産及び公衆保健活動について改善すること。

6 事務処理機構を改善すること。

ワンデル報告書とも呼ばれるこの調査団の報告はわが国の社会保障制度の企画促進に甚大な影響を与え、また国民の関心の喚起されたことも否めない。

* 第三段階 社会保障制度審議会の勧告

前記ワンデル報告書中の勧告において社会保障制度諮問委員会の設置が指摘されていたので、政府はこの趣旨にも従い、新情勢と新国家理念に即した社会保障制度の調査審議を行うために従来の社会保障制度調査会を廃止して社会保障制度審議会を総理大臣の下に設置することし、昭和二十三年暮の第四国会において社会保障制度審議会設

置法（法律第二六六号）が公布された。更に本審議会に事務局を設置するため改正法律等が昭和二十四年暮の通常国会において提出され昭和二十五年五月法律第一一九号により公布された。

しかし審議会が現実に見出さるに至つたのはずつとのおくれ昭和二十四年の五月十九日であつた。審議会の活動経過を述べる前にこの機関機能について触れておこう。

第一の機能は社会保障制度に対する勧告権である。即ち本審議会は自ら自発的に社会保障制度について調査審議し、その結果立法を必要とする場合は法案を国会に提出するよう総理大臣に勧告する権能をもつている。

第二の機能は社会保障制度について諮問を受け調査審議する権限である。社会保障制度に関する企画、立法または運営の大綱については総理大臣ならびに関係各大臣はあらかじめ本審議会の意見を求めなければならない（審議会設置法第二条第二項）。

この審議会が昭和二十四年五月十九日発足以来の活動の成果は同年十一月十四日の第八回総会に附議採決された「社会保障制度確立のための覚書」と昨昭和廿五年六月十三日の第十五回総会で発表された「社会保障制度研究試案要綱」と同じく昨年十月十六日の総会で採決された最終的結論としての「社会保障制度に対する勧告」の三者に具現されている。

1 「社会保障制度確立のための覚書」

これはいはば審議会の社会保障に対する基本的態度を示し、いわゆるわが国社会保障の「九原

則」を確立したものであつて、今後におけるわが国社会保障計画の基本方針としての礎石を与えたものとして重要な意義をもつている。その内容を示すと次の通りである。

社会保障制度確立のための覚書

社会保障制度は憲法が国民に保障する基本的人権を尊重し国民の生活権を確保するために全国民にひとしく老齢、廢疾、失業、疾病、傷害、死亡、出産等に伴う困窮に対し経済的保障の途を講じ、国民生活の不安を除去して社会秩序を維持し、もつて民主主義社会の理想を実現せんとするものである。

本審議会はこれらの理想の下に社会保障制度を速かに確立せんとするものであるが、窮乏化した日本経済の現実においては、にわかに理想的な社会保障制度の確立は期し難い実情にあり、一方国民生活は極めて深刻なる状況にあるので、国民の経済力の許す範囲内において必要の面より逐次次の方針に従つて社会保障制度を実現せんとするものである。

一、社会保障制度は国民全部を対策とする。

二、保障の範囲はできる限り広汎とし、その給付の内容は、最低限度の生活を保障するに足るものとすると共に、国民にひとしくあらゆる、医療及び保健の機会を与えるものとする

三、この制度の費用は公費の外に、国民がその一部分を公平に負担する必要がある。

四、この制度の事務を簡潔にし、その能率を増進せしめるためには行政機構の一次的改善と運営の民主化を計るべきである。

五、現行の社会保障制度は、その運営を最も簡明にして能率の経済的のものとするために、国家公務員共済組合及び思給制度をも含めて総合調整すると共にこれを拡充する必要がある。

六、医療組織については、総合的企画の下に公的医療施設の整備拡充を計ると共に、開業医の協力し得る体制を整え、また公衆衛生活動の強化拡充を計る必要がある。

七、失業保険については失業対策との関連を勘案し、その内容をこの際特に整備拡充する必要がある。

八、老人、寡婦、孤児、身体障害者その他の生活困窮者に対する公的扶助の制度は、社会連帯の觀念により一層拡充強化する必要がある。

九、家族の扶養及び教育の責任並びに最低賃金制との関連を勘案し、家族手当をこの制度に包括すべきである。

上述によつて理解しうる如く「覚え書」は社会保障として必要不可欠な一般的な基本原則はすべて網羅されており、その限りにおいて社会保障の理想的原則を示したものであり、既述した「要綱」を超えるものではない。そしてその具体化の方法と内容が次に残された問題となつた。

2 「社会保障制度研究試案要綱」

右の九原則を具体的に体系化するべく半年の審議によつて昭和二十五年六月生れたものが本要綱であつて今後さらに審議会の検討と輿論によつて確立されるべき案の基台となるべき一大計画案である。

る。

この試案要綱は日本社会保障具体化の基本的構想を示したものであるということができるだけに國民的関心も大きく、発表された總會ならびに公聴会は超満員の盛況を呈した。

まず本試案要綱の編成をみると、第一編基本原則、第二編社会保障、第三編国家扶助、第四編公衆衛生、第五編社会福祉、第六編財政、第七編権利の保護、第八編運営機構と「補則」からなる極めて広汎な分野を包含するものである。

第一編基本原則では目的、国の責任、國民の社会的責任、保障の原則、保障の内容、保障の本旨、社会保障の向上、組織及び運営、施設の整備拡充、社会政策との連繋の十原則を掲げている。これらの原則は既述の「要綱」や「覚え書」の越旨に比較して特に新規なるものではない。しかし注意すべき点は、先ず第一に社会連帯思想を掲揚し、個人の社会的義務を強調している点であり、第二に社会保障の内容規定を明確にしかつ従来より、かなり広汎な分野を包含せしめたことである。即ち基本原則の第一目的において「社会保障制度は疾病、負傷、分娩、廢疾、死亡、老令、失業、多子

その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接國の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥つた者に対しては、国家扶助によつて最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もつて、すべての國民を文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができようように保障することを目的とする」(第一原則)と規定しているように「健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利」を保証するためには社会保険と公共扶助以外に社会福祉や公衆衛生の向上の必要なることを強調し、社会保障を公義に解釈して

(3) 「社会保障制度に関する勧告」

前記「研究試案要項」が発表されて以来公聴会の多くの意見と総司令部の意向ならびに国家財政をも考慮に入れ慎重審議を加えて最終結論としての「社会保障制度に関する勧告」が昨昭和二十五年十月十六日に政府に提出されるに社り、ここに社会保障制度施策発展の歴史的一段階を劃したものである。

その構成はたのとおりでである。

社会保障制度に関する勧告

前文

総説

第一編 社会保障

第一章 医療、出産及び葬祭に関する保険

第一節 被用者の保険

第二節 一般國民の保険

第三節 医療の範囲、医療機関及び医療報酬

第二章 老令、遺族及び廢疾に関する保険

第一節 被用者の保険

第二節 一般國民の保険

第三章 失業に関する保険

第四章 業務災害に関する保険

第二編 国家扶助

第一節 扶助の適用範囲及び原則

第二節 扶助の種類及び方法

第三節 扶助の機関及び費用の負担

第三編 公衆衛生及び医療

第一節 公衆衛生

第二節 医療

第三節 結核

第四節 費用の負担

第四編 社会福祉

第一節 社会福祉機関

第二節 福祉の措置

第三節 費用の負担

第五編 運営機構及び財政

第一章 運営機構

第一節 中央及び地方行政機関

第二節 権利の保護の機関

第三節 附属機関

第二章 財政

補則

「試案要綱」において八編から構成されていたのが「勸告」では五編にまとめられている。内容においては本質的に異なるものではないが、表現形式において著しくすぐれていることは認められてよい。内容的にみて「勸告」が「要綱」と異なる主な点を指摘すると次の如くである。

- 1 年金の扶養加算の一条件としての不具廢疾の子女について要綱では十八歳未満と制限したが、勸告では年齢制限を削除した。
- 2 一般国民保険における養老年金の受給年齢が要綱では七五歳となっていたが、勸告では七十歳と改められた。
- 3 要綱における第二編「社会保険第二部」老

令、遺族及び廢疾」第二節「一般国民」、第四

「保険制度への移行」が勸告では削除された。

- 4 要綱における第五編「社会福祉」第三部「児童手当」が勸告では削除された。
- 5 中央行政機関については要綱では社会保険省を新設すると規定しているが、勸告では一部を他省に委任することができるとしている。

また「勸告」は財政上の負担を特に考慮して実行を政府に迫っている点に特色がある。すなわち社会保険制度調査会の「社会保険制度要綱」の総経費が当時の国民所得の三六%という高率を占めていたのに対し、「勸告」に基く総経費は八・二%という低率を示している。即ち昭和廿五年度における現行の社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉に関する費用は経済安定本部推定の国民所得二兆九千二百二拾億に対して約五%であるが、勸告による社会保険制度の費用総額は二三九兆億円のぼるから右の国民所得に対して八・二%に相当すると推定されている。この増加は適用対象の増加、給付基準の引上げ及び直接医療費、その他国民個人の直接負担となつていたものが社会保険給付に振り替えられたがためであると勸告は指摘している。

アメリカ社会保障法の改正

一九五〇年社会保障改組法

アメリカの社会保障法の広汎な修正を行つた法案が一九五〇年八月二十八日に承認された。それはアメリカ社会保障法が一九三五年に採用されて

以来満十五週年になる。

一九五〇年の改組法は主として聯邦養老遺族保険制度に關したものであつて適用範囲ならびに給付が一九三七年以来始めて大幅に拡張された。一部の修正は失業保険、公共扶助ならびに児童福祉にも適用される。一九四九年下院を通過した法案に規定されていた永久、全部廢疾保険は改組法の最終決定以前に削除された。

改組法の主なる修正事項についてその概略を述べれば以下のとおりである。

(一) 養老遺族保険

(1) 適用範囲

一九五一年一月一日から従来その適用から除外されていたいくつかの範疇の用人ならびに一定の条件の下にはあるが大部分の非農自営者にも拡大適用されるに至つた。新規に強制的に適用を受ける用人には次の者が含まれている。

- (イ) 常用農業用人
 - (ロ) 農場外の一定の農産関係加工業に従事する用人
 - (ハ) 家事用人—非農家庭で常用され、少くとも二四日間継続勤務し、少くとも四半期に五〇弗の賃銀収入を有する者
 - (ニ) 一定の外交員ならびに請負制の代理店
 - (ホ) アメリカ国外においてアメリカ市民の雇用するアメリカ市民
 - (ヘ) 聯邦政府用人—但し他の聯邦退職制度の適用を受けない者
- 次に任意制により次の二箇の範疇の用人が追加適用を受ける。

(イ) 非営利機関の使用人

教師と宗教団体のメンバーは除かれるが、かかる機関の雇主とその使用人の三分の二の両者が加入を申請すれば適用を受ける。しかし適用賛成の使用人と新規の使用人のみに適用される。

(ロ) 州、地方政府の使用人にしてならんかの公共退職制度に加入していない者は、当該州政府が自ら聯邦機関と協定を結ぶならば、適用を受けることができる。

以上はすべて使用人或は被用者の範疇に属する者であるが、最後に自営者が適用を受けることとなつた。これには多少説明を必要とする。即ち自己の勘定或は共同で行う取引ないし営業によつて年間四〇〇弗以上の純収入をあげる自営者はこの新改組法の下に適用を受けることとなつたのである。しかし農業経営者や一定の専門的職業者即ち医師、法律家、建築家、会計士、技師等はいぜんとして除外されている。ここに使用されている自営の概念は国民所得税に使用される所得上の定義に基いている。一般に純所得―自営を構成している取引或は営業からの収入―は総所得から取引或は営業に帰せられる控除分を差引いたものと定義される。しかし不動産所得、配当や利子、資本収入等は通常自営を構成しない。

改組法における養老遺族保険の適用について最後に注目すべきは、ヴァージン諸島ならびにプエルトリコへの適用拡大である。両地域において立法上かかる拡大適用を希望するならば適用を受けることができる。

上述の如き適用範囲の拡充改正の結果、強制適

用部門では週平均において約三〇〇万の使用人と四七〇万の自営者の増加が豫定され、更に任意部門において約二〇〇万の使用人が適用を受けることになるであろうと思われる。その結果この国の有業人口の約七五%が今後において一般制度によつて適用を受けることになり、更にその上に鉄道職員や官吏に対するその他の公共退職制度によつて二二%が適用を受けるであろう。

(2) 新給付形態

改組法においては被保険者の扶養家族や遺族に対するいくつかの新給付が追加され、またこれらの給付の被保険者の基本(養老)保険金額に対する比率關係を修正している。これらの規定は一般に一九五〇年九月から有効となる。妻給付は、今後においては、六五歳養老受給者の妻で六五歳の退職命令に達しない者の場合にも、その妻が夫の所得を通じて児童給付受給資格を有する一八歳未満の未婚子女を有する限り同様に支払われる。また退職した婦人受給者に扶養される六五歳以上の夫について新しい給付が設定された、すなわち退職婦人の給付の五〇%に相当する金額が支給されるのである。また死亡した婦人勤労者の夫が生残し扶養を受けるべき老令の鰥夫である場合についてもまた彼の妻の基本給付額の七五%に等しいものが支給される。

生残せる一人の孤児に対する給付は基本給付の五〇%から七五%に引きあげられた。この孤児が二人以上である場合は、それぞれの孤児は基本給付の五〇%に等しく二五%を追加し合計したものを受給することとなる。継子、養子ならびに被保

険婦人の子女に対する給付支払に関する規定は、扶養その他の定義の修正によつて著しく寛大化されるに至つた。扶養両親に対する給付は基本給付の五〇%から七五%に引きあげられた。最後に被保険者の死亡に際しては従来はいかなる月給付も支給されていない場合にのみ基本給付の六倍に等しい一時金が支払われたのであるが、今回の改組法においては死亡に際して支払われるべき月基本給付の三倍に等しい一時埋葬給付支給の規定が設けられた。

(3) 資格期間

給付資格取得に必要な最短期間についての条件は著しく寛大となつた。夫給付と鰥夫給付を除いて(この場合は更に「一時被保険者」の身分即ち最後の十三期数のうち六期の加入期間を必要とする)すべての給付に対する資格を有するに至る「完全被保険者」資格は、加入期数が一九五〇年(或は二一歳)以後事故発生までに―従来は一九三六年以後であつたが―経過した期数の半分に等しいときに、えられることとなる。孤児給付、寡婦の母給付、一時給付は死亡せる勤労者が完全被保険者であろうと、一時被保険者であろうと継続して支給される。

一九三七年からではなくて一九五一年からの経過期数を測定することになつた本改組法における「新出発」によつて、新規に適用を受けることになつた人々の不利は除去されるし、既に六五歳以上或はそれに近い人口で新規に任意追加される多くの者が給付の資格を取得することが可能となる。完全被保険者資格としての最低要求である六

期数の条件は、四〇期数以後においてはこの資格は恒久的となるという条項と共に変らない。適用期間の一期数は暦年上の四半期の意味に定義され、五〇弗の貸銀或は一〇〇弗の自営所得というのはこの期間に法定職種において獲得されるものをいうのである。四半期毎よりはむしろ一年をもつて算定される自営所得は、通常分割されて一年の四期数のそれぞれに等額で割りあてられる。

(4) 給付額

給付金額の算定は従来同様平均月額収入の函数として、また百分率給付方式が行はれるのであるが、両変数とも寛大になつた。一九五二年中頃に始つて、一九五〇年以後に六期数の適用期間を有する人口の平均月額収入は、一九五〇年以後法定職種における総貸銀と自営所得を一九五〇年以後(或は二三歳に達した後)事故の発生前の第二四半期までに経過せる月数によつて除したものである。その他の場合或はより大なる給付が生ずる場合は、それに対応する平均は、改組前におけるように一九三七年の制度の開始と共に始まつた期間について算定することが定められる。将来における平均月額収入の算定にあつて考慮される貸銀とそれに結合せる自営所得の年最高額は三〇〇弗から三六〇〇弗に引きあげられた。その結果給付目的に対する最高月額収入は三〇〇弗となつた。一個人が貸銀と自営所得の両者を受取る場合、考慮されるべき後者の最高額は三六〇〇弗から貸銀を差引いたものとなる。

基本保険金額(すべての種類の給付は之に基いて算定の新給付方式は、一九五〇年以後

少くとも適用期間六期数をもつ人々に適用される、従つてそれは一九五二年に始めて使用されるであろう。この方式においては月の基本保険金額は、平均月額収入の最初の一〇〇弗の五〇%に、その収入の次の二〇〇弗の一五%を加えたものに等しくなる、適用期間年数についてはなんらの増加分をもみとめない。基本給付についての従来の方式は、平均月額賃銀の最初の五〇弗の四〇%に次の二〇〇弗の一〇%を加え、更に適用期間の一年毎に一%の増加分を加えるのであつた。一九五〇年以後において適用期間六期数を欠く将来の受給者とより大なる給付を生ずる人々に対しては、旧方式が一九三七年以降の平均賃銀に適用される、しかし一九五〇年以後については一%の増加分を包含することはみとめられない。このようにして算定された金額は、その場合、本法に示された「換算表」によつて増額せしめられる。この表は、従来の給付額に対し平均約七・五%の増加を「最高給付に対する約五〇%の増加から最低給付に対する一〇〇%の増加の範囲に及んで示している。本表はまた一九五〇年九月に有効なすべての現存受給者の給付金額を増加せしめるためにも使用される。

保険された個人について家族に支給される最高給付は月額一五〇弗或は平均賃銀の八〇%に但し後者の場合の限度月額四〇弗以下であつてはならないに引きあげられた。従来の最高額は八五弗、平均賃銀の八〇%或は基本給付の二倍、しかしかなる場合においても二〇弗以下であつてはひらなかつた。最高養老給付は退職單身者の場合

は月八〇弗、夫婦の場合は一二〇弗となつた。これに対応する従来の最高額は適用期間十年の場合それぞれ四四弗、六六弗であり、四十年の場合は五六弗であり、四十年の場合は五六弗、八四弗であつた。従来の最低基本給付一〇弗は現在月二五弗に引きあげられた、但し平均月額賃銀が三五弗以下である場合は平均月額賃銀三〇弗以下の場合に対する二〇弗とされる。

現行の平均養老給付月額約二六弗は四六弗に引上げられることになるであろうが、現在登録されている老令夫婦に対する給付は約四一弗から七五弗に引きあげられるものと豫想される。現在法定職種における平均常用勤労者が現在月額約二〇〇弗の貸銀を受ける以上、新方式の下に資格を得るに至つた場合彼とその妻の月額給付は大休一〇〇弗になるものと豫想される。

受給者が法定職種において給付の停止を受けないうで受領しうる貸銀と自営所得の額は月一五弗から五〇弗に引きあげられた。しかし今後において七五歳以上の人口にはその所得に關係なく給付が支給されることになつた。

(5) 財政

醸出額の算定に際し考慮される所得の最高は年三〇〇〇弗から三六〇〇弗に引上げられた。雇主と使用人に対する醸出率は(現在は一九五〇年、一九五一年に於てそれぞれ一・五%、それ以降二%)今後次の如く定められた、即ち一九五〇―一九五一年はそれぞれ一・五%、一九五四―一九五九年は二%、一九六〇―一九六四年は二・五%、一九六五―一九六九年は三%、一九七〇年以降は三・二五%。自営者

はその自営所得について使用人率の一・五倍を支払う、即ちその率は一九五一—五三年の二・二五%から一九七〇年以降の四・八七五%に引きあげられることになる。

政府醸出は行われないうことになり、かかる支出をみとめていた従来の規定は改組法によつて廃止された。更に復員者の軍務についての貸銀債権のコストは政府補助金からではなくこの制度の他の財政によつて今後負担されることになる。この制度の信託基金における準備金は、従来の如く現実の醸出の徴収額に基礎をおかないで報告された値銀と自営所得の合計に適切な醸出率を適用することによつて決定されるようになるであろう。

改正後のこの制度の平準保険料コストは中間推計によれば支払貸銀の約六%になるものと思われる、これに対して改正前においては四・五%であった。新规定に基く年支払額の総計は一九五一年には約二億弗、一九六〇年には三八億弗と推計される。改正前における推計はそれぞれ九億弗と一八億弗であった。

(6) 行政

この制度の行政組織については重大な改正は行われていない。給付条項の管理は一般的に従来通り連邦保障管理部長官に委任されており、同長官は社会保障に関する機能を社会保障監督官に割当てる。醸出の徴収も従来通り財務長官の監督の下に内閣税局の機能である。改正法は、新規の自営者の醸出は一般所得税の一部として賦課、算定、徴収されるであろう。この醸出の算定は、貸銀に基く醸出の場合における如く四半期基準よりはむ

しろ年基礎の下に行われるであろう。

(一) 失業保険

失業信託基金における個々の州勘定が特定水準以下に減少した場合はいつでも州勘定に対し前貸をみとめる規定は一九四九年末をもつて満期になったのであるが、一九五一年中は再度これを実施することとなつた。更に新しく、州の失業保険制度が国法の社会保障法の要求に合致しているかどうかを調査する労働大臣の権限を制限する新规定が追加された。

(二) 公共扶助と児童福祉

(1) 廢疾者扶助

十八歳以上の困窮せる永久・全部廢疾者に対する組織的援助のために新しい制度乃至範疇が創設された。この制度は一般的には現存の老令者扶助、盲人扶助、扶養児童扶助の三箇の制度の線に沿っている。廢疾者扶助プランを設置する州に対しては連邦補助金がみとめられる。これらの補助金は州の平均月支払額の最初の二〇弗の四分の三に残額の半額を加えたものに等しい、但し個人に対する最高月額五〇弗の範囲内において行われる。州は、資格条件の一として、その領域内に申請直前九年のうち六年以上居住すること或は要求の提出前一年以上継続して居住することを必要としない。

(2) その他の扶助規定

連邦政府は今後、治療上のサービスに対する支払が直接その供給者に行われる場合においてさえも、扶助受給者に対する医療上の州支出のコストを分担することになる。従来は州がかかるサービ

スについて受給者に直接現金支給を行つた場合にのみ連邦政府は分担したのである。更にまた将来においては困窮せる老令者、盲人、廢疾者(公共医療機関に收容されている「精神病と結核以外の」の援助支給のコストを分担するに至る。しかしなんらかの機関に收容された者の場合の従来における連邦の参加は、私的機関の收容者に限定されている。

扶養児童が共に生活している親戚の成年者に対する支払は、現在扶養児童扶助制度の下に認められているが、連邦のコスト分担は、州がかかる親戚に対し支払う月額の最高二七弗まで適用される。州は盲人の扶助の必要性決定に際し月額五〇弗の所得を考慮することを一九五二年六月までみとめられているが、それ以降はこの所得を考慮しないことを要求されている。州はまた特に扶助を希望するすべての人口にかかる機会を与えることを要求されており、かつまた扶助を与え或は扶助を拒否された場合「納得のゆく迅速さを以て」公正な聴聞の機会を与えねばならない。

連邦の公共補助金は新法によつて始めてプエルト・リコとヴァージン諸島に拡大適用されることとなつた。しかし州に対するよりも多少とも不利な条件になつている。例えばすべての補助金については五〇%であり、また連邦が分担すべき個人支払の最高額も低くなつている、即ち老令扶助、盲人扶助、廢疾扶助の月額が州の五〇弗に対して三〇弗となつている。公共扶助補助金の年限度はプエルト・リコは四二五万弗、ヴァージン諸島は一六万弗と規定されている。

(3) 母子福祉

母子保健・福祉サーヴィスについての州に対する連邦補助金として認められた年総額は一九五一年以降二二〇万弗から四一五〇万弗に増額せられた。母子保健に対する年補助金は現会計年度においては一一〇〇万弗から一五〇〇万弗に増額され、一九五一年六月三十日以後は一六五〇万弗となつた。不具児童に対する補助金は現会計年度においては七五〇万弗から一二〇〇万弗に、一九五一年六月三十日以後は年一五〇〇万弗に増額され、児童福祉サーヴィスに利用されるべき補助金は年三五〇万弗から一〇〇〇万弗に引きあげられた。

(四) 将来における研究

上院において前記改組法が通過した当日、財政委員会に次の諸事項につき周到なる調査を行うことを指命する決議が採択された、即ち今後社会保険立法においていかなる修正を行うべきか、これには次の如き事項の研究が含まれている。提案された適用範囲の普遍的な賦課方式の制度、農業経営者や常用にあらざる農業労働に対する適用の拡大、賦課方式に対する準備金制度、老令者に対する労働機会の増大、私的年金制度に対する社会保険手段の関係、廢疾労働者の扶助と救済等の研究。

(Industry and Labour, Vol. IV, No.8, 15
Oct. 1950 (242))

表 図

グレートブリテンの人口ピラミット 1891年、1947年

